第1章 大学の理念・目的および学部・研究科の使命・目的・教育目標

1. 理念•目的等

1990年代以降,大学教育を取り巻く社会環境は大きく変化した。その象徴的な第一歩は,1991年2月に大学審議会から答申された「大学教育の改善について」を受けて実施された大学設置基準の一部改正,いわゆる「大綱化」であったといえる。つまり,①多様で特色あるカリキュラム設計が可能となるよう授業科目,卒業要件,教員組織等に関する設置基準を弾力化,②生涯学習等に対応した履修形態の柔軟化として科目登録制やコース登録制の導入,③その裏表として自らの責任において教育研究の不断の改善を図るよう促すための「自己点検・評価システム」の導入等である。大学は規制緩和に伴う「自主的な大学改革」が求められるようになった。

これらの大きな社会環境の変化のなか、明治大学は 1980 年代のいわゆる「代人受験」問題など学内に見出される諸欠陥を「教学優先」の原則に基づいてその都度解決し、その反省の上にたって絶えず新たな改革を試みてきた。その嚆矢となったのは、1990 年の木村礎学長による『明治大学の教育と研究』の発行・提示であった。それは、本学の教育理念、教育組織、教育活動、研究活動、付属機関、教授会と教員人事について現状を明らかにしたものであり、本学の自己点検・評価の原点ともいえる。以降歴代の首長によりさまざまな取り組みが実施され、大学改革を推進してきた。

このなかで建学の理念の再検証を積極的に行い、2000 年度に新たに建学の精神を具体的に表現する「『個』を強くする大学」という教育目標を掲げた。この「『個』を強くする大学」とは、激動と混迷の現代に本学の建学の理念である「権利自由」「独立自治」を改めて顕現化した教育目標であり、教育実践である。21 世紀を自分らしく生きるための人材育成の具体的目標として、「明日を切り拓く原動力となる強い『個』。自分らしさを見つける、自分らしさを磨く、自分らしさを活かす。そして、人に頼らず、自分自身の力で、自分らしく生きていく。」ための強い『個』こそが未来を創り出すという教育方針である。また、これからの本学は社会と共に生き、社会に貢献し、地球市民の一員としての役割を担う人材を育てるために、そして世界中の多様な人々が集い、語らうことのできる場としての「グローバル・コモン」であることを目指している。端的に表現するならば、個を強くする知の拠点、発信する知のアーカイブスとしての明治大学になることを目標としているのである。さらに、建学の理念に立ち戻り、不正と暴力を廃し、活力に溢れた大学を構築するために 1993 年に「大学の自治と自由について」を告示し、大学紛争時の名残であった駿河台キャンパスの鉄柵及び立て看板を完全に撤去し、キャンパス環境整備を実施した。2000 年には「明治大学の自治と自由を守る全学教職員集会決議」を行い、学生会館・部室センターを正常化し、あらゆる暴力を排除し、自由闊達な学園環境を維持・発展させている。

こうして本学は、「権利自由」「独立自治」の建学の理念・目的に基づき、「『個』を強くする大学」という教育目標のもと、常に時代の要請に応えながら、明治法律学校創立以来、現在までに40万人を超える有為の人材を輩出してきた。卒業生には法曹界、実業界はいうに及ばず、スポーツ界、芸能界等々にも多才な人材を輩出している。本学のこの精神が、人材育成に目に見える形で発揮されているといえる。

これら建学の理念や目的及び教育目標は、学部シラバス、学部便覧を通じて在学生に周知し、1997年からは学部間共通総合講座として「日本近代史と明治大学」も開講している。また、学生向け広報誌「明治大学学園だより」(2006年度からは「M-Style」)によっても周知を図っている。さらに、図書館では明大文庫を設置して明大関連のアーカイブを構成、大学史、学部の百年史などを学生の閲覧に供している。その他、さまざまな記念行事を通じて建学の理念・目的の歴史的意義を周知している。受験生に対しては、『大学ガイド』『学部ガイド』のほか、オープンキ

ャンパス等で紹介し、在学生父母や卒業生には広報紙「明治大学広報」(月刊)及び広報誌『雑誌明治』(季刊)を通じ、さらに前者は父母会懇談会への教職員の派遣、後者は校友会全国大会や各支部総会への教員の派遣、ホームカミングカミングデーなどを通じて周知している。新任教職員には、新任研修において建学の理念・歴史などを示している。

この他,これらを含めたステークホルダーとしての社会一般を対象にホームページを通じて広く発信している。そして,何よりも「明治大学校歌」には「権利自由」「独立自治」の一節が詠われ,本学のシンボルとなっているのである。

【改善方針 (今後の課題)】

21 世紀を自分らしく生きるための人材育成の具体的目標である「『個』を強くする大学」の一環として、新学部「情報コミュニケーション学部」及び法科大学院等3専門職大学院を開設した2004年、新たに就任した納谷廣美学長は、「外部評価に耐えうる大学を目指すべきである。」との新たな大学改革の方針を打ち出した。その内容は、「①大型研究プロジェクトやCOEなどにも十分に適応しうる研究環境の整備、②和泉キャンパスにおける教育研究環境に関するグランドデザインの策定とその具体化、③法科大学院など社会の流動性に応じたプロフェッショナル教育の体系化と教育内容、④研究成果の社会への還元、⑤アカデミーコモンを拠点とする生涯教育の展開、⑥国際共同研究など国際交流事業の推進、⑦学生の生活環境の改善、⑧社会的関心が高いスポーツ振興」など教学が取り組むべき課題を具体的に提示したものである。これらは、さらなる大学改革に向けた新しい戦略ビジョンの構築を目指したものであり、学長が毎年度策定する次年度以降の「教育研究年度計画書」において、(1)教学運営体制の整備、(2)教育体制の整備、(3)研究体制の整備、(4)大学の社会貢献を四つの基本方針を明示して取り組んでいる。

重要課題の推進にあたっては、教学諸機関である学部教授会、大学院委員会及び研究科委員会(研究科教授会)、連合教授会及び学部長会、教務部委員会、学生部、各種委員会・本部会議、学長スタッフ会等での合意形成を経て、法人理事会及び評議員会との緊密な連携のもとに実施している。これは、2004年4月発足した法人理事会の方針として、①健全な財政計画、②三長制見直し等の制度改革、③事務機構の再編、④給与体系の見直し、⑤広報活動の充実、⑥和泉地区のグランドデザイン、⑦付属校・系属校の充実策、⑧優位な研究体制の確立、⑨スポーツ・国家試験の強化を提示し、実行に際しては、学生に対する有意な教育と教員による有益な研究に焦点を当てながら、適時適切に戦略を駆使し、逐次実行していくとの明示によっている。

現在,本学はこのような重要課題の解決を図りつつ,さらなる大学改革を推進しているが,その推進過程において,各種会議体を通じて不断に大学の理念・目的・教育目標について検討・見直しを行っている。特に,教育体制の整備にかかる新学部等の設置計画では,2008年4月開設の国際日本学部,和泉で展開する全学部を基礎に置く新大学院である教養デザイン研究科,さらに,情報コミュニケーション研究科,理工学研究科新領域創造専攻の準備を進めている。さらに、設置大綱が承認されているユビキタス・カレッジ,スポーツ科学部(仮称)の設置,また,教員養成専門職大学院設立についても検討が進められている。

そのなかで、本学の理念・目的・教育目標である、「権利自由」「独立自治」という建学の精神、そして「『個』を強くする大学」という教育目標は、全学に共有され浸透しているが、具体的な教育・研究プログラムに充分に反映されているとは言えないことも指摘されている。また、全学に共通した具体的な教育目標が明示されていないこともある。学部や学科の特性と個性、それを担う個々の教育の特性と個性が前提になるものとはいえ、現状の反省や改善、また、新規の取組みの方向性を示すために、全体の目標をわかりやすく提示することが必要である。教育理念や方針に基づいた中期的な具体的教育目標を示し、人材育成の具体的政策を行う必要がある。

2. 理念・目的等の検証

- ・大学の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況
- ・大学の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

【現状 (評価)】

本学は周年ごとに歴史としての検証を行ってきたが、1962 (昭和 37) 年に歴史編纂資料室 (現「大学史資料センター事務室」)を設置し、大学史資料の調査、収集・整理、保存の任にあたることとなった。1977 (昭和 52) 年には創立 100 周年を目指した本格的な『明治大学百年史』編纂に向けた作業が開始され、その成果として 1980 (昭和 55) 年に『図録明治大学百年』、1981 (昭和 56) 年には『明治大学史紀要』第1号 (第13 号まで刊行)等を刊行した。このような史料に裏付けられた背景のもと、特に建学の理念や教育目標の検証も意識的になされるようになり、1990 年には現在の自己点検・評価の原点ともいうべき『明治大学の教育と研究』を学長のもとで編集し刊行した。

また、本学は 1991 年の大学設置基準の改正を受け、教育基本法及び学校教育法に基づき、1992 年に「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」(同条 2) 旨の学則改正を行った。この学則改正を受け、本学は自己点検・評価の実施に向けた活動を開始し、1997 年度に大学基準協会への相互評価を申請・認定を得た。この結果と成果を受け、自己点検・評価体制(システム)の在り方を再度見直し、改めて自己点検・評価活動を弛みない大学改革の一環として位置づけ、1998 年以降、恒常的な自己点検・評価を実施している。各学部の創設 100 年など節目の行事などでは大きく見直すきっかけとなっているため、自己点検・評価の形骸化が防止されている。教育目標の検証や見直しについては、教育研究に関する中・長期計画及び年度計画を通じて、実際の教育・研究に反映されながら現場での検証がなされている。さらに、大学改革の推進という社会との関わりからは教学サイドにより、管理や運営面においては大学を設置する法人サイドにより常に検証が行われている。

【改善方針(今後の課題)】

建学の理念の学生への周知については、「学部間共通総合講座」を実施して周知しているが、建学の理念と現在のカリキュラムとのつながりが、意識されているかどうかの検証は不十分である。周知の実質化を図るには、どのようなカリキュラムや教育課程で建学の精神である「権利自由」「独立自治」を具体的に表現する「『個』を強くする大学」という目標に基づく教育実践がなされているかを明示することが重要である。また、大学全入時代の到来と大学の増加、大学間競争の時代を迎え、ある意味で従来のような自由なカリキュラムで個性のある学生を育てることが難しくなっている。むしろ、大学が積極的にキャリア支援プログラムなどを組み、学生を育成する必要も出てきている。本学はすでに「全学版インターンシップ」及び「キャリアアップ」講座を開講し、2006年度には「就職・キャリア形成支援センター」を設置する等、多くの取組みをしているので、これらを中心に本学の特性を充分に生かしていく。

3. 健全性. モラル等

・大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況 【現状 (評価)】

(1)人権教育の推進

本学は「権利自由」「独立自治」の建学の精神に則り、誰にでも「開かれている大学」を目指し、人権尊重の精神の下、平和を希求しつつ社会に貢献する人材を育むため、全学を挙げて人権教育に取り組んでいる。1998年に「人権教育に関する本学の見解」を提示するとともに、1999年6月には教育・研究活動をはじめとする本学全ての諸活動が、人権尊重の精神の下に適正に運営されることを目的として「人権問題委員会」(2005年度から規程改正により「人権委員会」)が発足した。委員会では本学における人権侵害(キャンパス・ハラスメントを含む。)、又は差別を防止するための諸施策の立案、本学における人権尊重を啓発する教育活動の実施、学内各機関・部署

における人権諸施策の点検及び助言を行っている。

なお、今後の課題として、組織体制の恒常的な見直し、また、キャンパス・ハラスメント対策 室の業務を、従来の学生相談室で対応しているが、学生相談室業務と切り離して対応するための 組織を確立する必要がある(第17章参照)。

(2)個人情報保護

本学においては、既に 1999 年に「個人情報の保護に関する規程」を制定し、本学が保有する個人情報の取扱いに関し必要な事項を定めていたが、個人情報保護法の施行に伴って、改めて規程全体の見直しを行い、法律との整合が図られるよう、当該規程の改正を行った。さらに、2005 年 4 月には、個人情報保護法を踏まえて、学校法人明治大学個人情報保護方針を制定・施行するとともに、本学のホームページに次の事項を掲載し、本学の保有する個人情報の適正な取扱いに努めている。また、駿河台・和泉・生田地区において個人情報保護法にかかわる研修会を開催し、個人情報保護法等の知識の習得、大学が保有する個人情報の適正な取扱方法についての研修や、2005 年 12 月には「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」を作成し、学内における個人情報の具体的な取扱方法について周知・徹底を行った。推進体制としては、教務担当常勤理事を委員長とする個人情報保護委員会において、本学全体にかかわる個人情報保護の取扱いについての方針を決定し、個人情報にかかわる実務上の管理については、個人データを保有する各部門の管理責任者(各学部長、事務部長等)及び運用管理責任者(事務長、課長等)が行っている。

(3)環境保全

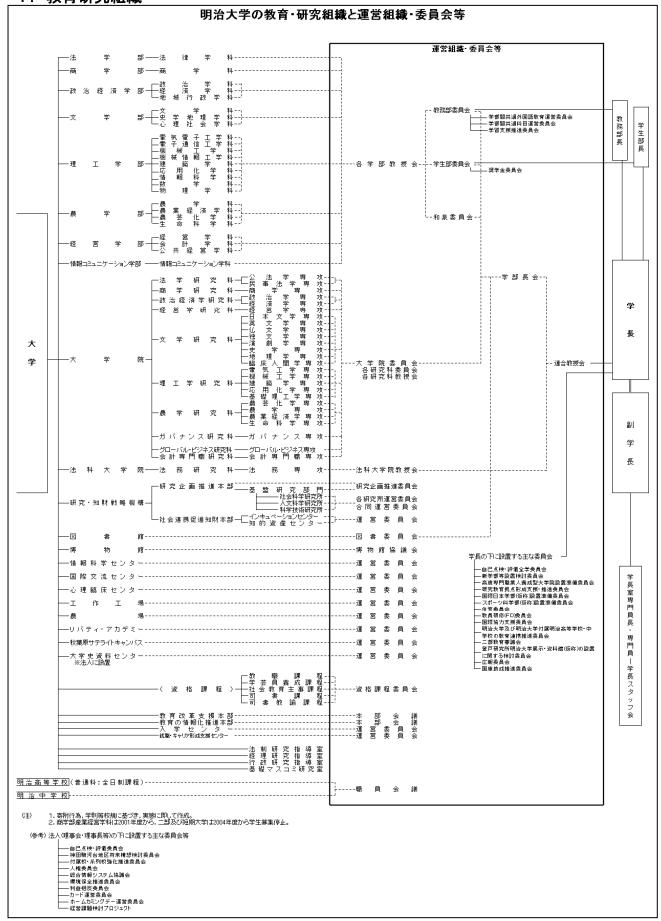
本学は 2003 年 10 月に駿河台A地区(リバティタワー・研究棟・図書館)を対象として、環境マネジメントシステムの国際規格である IS014001 認証を取得し、運用を行っている。本学の認証運営において構成員とした範囲は、駿河台A地区内に勤務する教職員(嘱託職員を含む。)及びA地区内に常駐する外部委託業者である。2006 年 7 月には、認証維持の確認審査(サーベイランス)について 2 度目の審査を受け、3 年間の認証が更新された。本学の認証は、経営層である理事会を代表し、理事長により制定された「明治大学(駿河台A地区)環境方針」に基づき運営されている。一方、大学という教育研究機関における特徴的な活動として、環境教育・研究の推進、これらの推進による環境保全の知識を持った有為な人材を社会に輩出することを主要な目的とした、環境関係公開講座の実施、環境展示会の開催、環境関係の主要な展示会への自由見学によるエコツアー実施を行っている。これらの推進活動の結果、本学内部監査員養成講座への学生受講及び日本最大級の環境展示会であるエコプロダクツへ、本学ゼミを主体とする学生団体が継続して出展する等、その萌芽が現れてきている。また、本学では、認証登録地区である駿河台A地区以外においても、環境方針の理念を全学に波及させることを目的として、「数値目標を設定した環境保全活動」を管財部及び各校舎事務部を中心とし、2004 年度後半から全地区で継続して実施しており、本学全体の環境保全意識の向上に努めるとともに、省資源・省エネルギー等についての成果を得ている。(第 17 章参照)

【改善方針】

人権、個人情報保護、環境への取組みは、健全性・モラルの面として意義は大きく、これらの理念と実践に基づいて、具体的に多様な教育・研究が行われているが、カリキュラムの中に体系的に組み込まれておらず、学生の参加、関与の度合いが少ない面もある。また社会人向けなどを対象とした講座などを含め、社会貢献に充分に生かされていない面もある。個人情報保護については、より一層、教職員等に対する研修計画の策定・実施のほか、MICS(明治大学情報共有サービス)等による情報の提供等を行う。また、人権、個人情報保護、環境以外の倫理綱領、例えば研究上の倫理綱領、学生生活の倫理綱領(アルハラ、知財関連なども)に対しても、積極的に取組み、近年多発する大学生の引き起こす社会問題に対して、防止の啓発と指導に力を入れなければならない。

第2章 教育研究組織

1. 教育研究組織



(1) 学部·学科

本学は、現在、学部の教育研究の基本組織として、法学部(法律学科)、商学部(商学科)、政治経済学部(政治学科、経済学科、地域行政学科)、文学部(文学科、史学地理学科、心理社会学科)、理工学部(電気電子工学科、電子通信工学科、機械工学科、機械情報工学科、建築学科、応用化学科、情報科学科、数学科、物理学科)、農学部(農学科、農業経済学科、農芸化学科、生命科学科)、経営学部(経営学科、会計学科、公共経営学科)、情報コミュニケーション学部(情報コミュニケーション学科)の8学部25学科を設置し、大学の理念・目的に従い、それぞれの学部の使命・目的・教育目標に基づいた教育研究活動を展開している。この他、学校法人明治大学としては、明治大学短期大学(2004年度から学生募集を停止)、明治大学附属明治高等学校、同明治中学校を併設している。

このうち、理工学部は2006年には工業化学科を応用化学科に名称変更した。2007年度からは電気電子工学科及び電子通信工学科の学生募集を停止し、新たに「電気電子生命工学科」となった。農学部では2008年度から農業経済学科を食糧環境政策学科に名称変更する。また、法・商・政治経済・文の4学部では、第二部(夜間部)を設置しているが、2004年度からの学生募集を停止し、同年から経営学部、情報コミュニケーション学部を含めて7講時制による授業設計のフレックス化を導入した。

これら8学部のほか,自立した「個」として社会で活躍していくため,専門的な知識はもちろん幅広い知識に基づいた問題発見・解決能力を高めることを目的に,総合大学のメリットを生かし,教育運営組織としての学部間共通科目運営委員会による「学部間共通総合講座」,学部間共通外国語運営委員会による「学部間共通外国語」,教育の情報化推進本部による「情報教育・メディア教育」等を開講している。また,資格課程委員会を組織して,教職課程・学芸員養成課程・社会教育主事課程・司書課程・司書教諭課程を設置して資格取得・キャリアアップを推進している。さらに,法制研究指導室,経理研究指導室,行政研究指導室を設置して,それぞれ司法試験,公認会計士試験,国家 I種(法律・経済・行政職)試験の資格試験受験を支援している。

(2) 大学院・高度専門職大学院

大学院の教育研究の基本組織としては、情報コミュニケーション学部を除く7学部に接続された法学研究科(公法学専攻,民事法学専攻),商学研究科(商学専攻),政治経済学研究科(政治学専攻,経済学専攻),経営学専攻),文学研究科(日本文学専攻,英文学専攻,仏文学専攻,独文学専攻,演劇学専攻,史学専攻,地理学専攻,臨床人間学専攻),理工学研究科(電気工学専攻,機械工学専攻,建築学専攻,応用化学専攻,基礎理工学専攻),農学研究科(農芸化学専攻,農学専攻,農業経済学専攻,生命科学専攻)の7研究科23専攻に博士課程(臨床人間学専攻は修士課程)を設置している。また、学部に基礎を置かない研究科として、ガバナンス研究科(ガバナンス専攻)に修士課程を、グローバル・ビジネス研究科(グローバル・ビジネス専攻),会計専門職研究科(会計専門職専攻),法科大学院法務研究科(法務専攻)に専門職学位課程を設置し、本学の大学院研究科は合計11研究科27専攻となっている。このうち、理工学研究科工業化学専攻は2005年に応用化学専攻に名称変更している。文学研究科は2005年に臨床人間学専攻を設置した。会計専門職研究科は2005年に設置した。2006年、ガバナンス研究科は専門職学位課程へ、文学研究科臨床人間学専攻は修士課程から博士課程への課程変更を行った。

(3)研究所・附属機関

本学には上述した学部・大学院の教育研究の基本組織を横断して、専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的に研究活動を中心に展開する組織として、社会科学研究所、人文科学研究所、科学技術研究所の三研究所(第6章に詳細を記載)を設置している。また、2004年度から21世紀COEの採択等に向け、特定の研究課題を設け目的を明らかにした共同研究を推進することを目的に、各研究所に特定課題研究所を設置できることにした。2006年4月現在、社会科学研究所には7件、人文科学研究所には10件、科学技術研究所には26件の特定課題研究所が設置されている。2005年5月、大学院研究科、三研究所のあり方を検討するなかで知的資産センターをも内包させた研究総合体制の構築を図るため、本学において世界的水準の研究を推進するため、重点領域を定めて研究拠点の育成を図り、研究の国際化を推進するとともに、その成果を広く社会に還元することを目的とする「研究・知財戦略機構」(第6章に詳細を記載)を設置した。

さらに、2005年10月には、「文理融合型」産学連携の拠点、先端技術・情報発信基地として秋葉原サテライトキャンパスを設置している。このほか、本学は教育研究の支援を中心に独自の教育研究も実施する附属機関として、図書館、博物館(商品・刑事・考古部門)、情報科学センター、国際交流センター、心理臨床センター、知的資産センター、大学史資料センター、リバティ・アカデミーを設置している。

【問題点】

学部については、入学定員800名以上、収容定員3,000名以上の大規模な学部が主であり、それぞれの学部においてカリキュラムの改善を図りながら、学生の多様なニーズに応えるよう努めているが、抜本的な改革には至っていない。また、各学部と研究科には、大学設置基準等で定める水準を上回る専任教員を配置し、さらに計1,500人以上の兼任講師が教育活動に従事しているが、本学の教育理念である「個」を強くする大学は、必然的に少人数教育の展開に繋がるため、教員個人の負荷も増している。

【問題点に対する改善方策】

本学が高等教育機関として「外部評価に耐えうる大学」として社会の養成に応え、社会に有用な人材を育成する幅広い施策を展開するため、学生及び時代のニーズにあった新たな学部や教育方法の開拓が必要であるとの認識に立ち、既存学部の収容定員適正化の下に、かつ既存学部の活性化に資する新学部の設置を検討している。2005年3月に「新学部等設置検討委員会」を設置し、各専門部会を中心に全学的な検討を開始し、ユビキタスカレッジ(通信教育課程)、国際日本学部、スポーツ健康科学系新学部(スポーツ科学部[仮称])の大綱案を提示し、現在、国際日本学部の 2008年4月開設準備を進めている。

大学院については、「大学院制度改革検討委員会」を設置し、現行制度と組織を抜本的に改革すべく、 短期的課題の解決、中期的課題の検討・方針策定、長期的展望についての議論を重ねてきた。現在、既 存研究科の強化と専門職大学院の活性化を図るべく、大学院の基本組織として、博士課程及び修士課程 を置く研究科を包括した「学術大学院」、及び専門職学位課程を置く研究科(法科大学院を含む)を包 括した「専門職大学院」の組織に再編する案を検討中である。

また、新規の大学院として完成年度を迎える情報コミュニケーション学部に情報コミュニケーション 研究科を設置すること、理工学研究科にこれまでにない文理融合型の新しい形式の新領域創造専攻を設置すること、和泉校舎の教員を中心として学部横断的な教養デザイン研究科を設置することを決定し、2008年4月開設に向け準備を進めている。

さらに、上述した「新学部等設置検討委員会」の専門部会では、当面文部科学省の教員養成政策を視野に入れつつ、2009年度以降の教員養成専門職大学院開設を検討している。

教員の構成については、本学における最重要課題と位置付け、教員組織の活性化を目的とし、2004年11月から、教員任用に関する規定改正の検討を行い、この結果、2006年4月、新たに「明治大学教員任用規程」を制定し、任期付専任教員や研究活動に専従する教員の任用等、機動的で弾力的な教員組織の構築を可能とし、2007年度から採用を開始している。

2. 教育研究組織の検証

【現状(評価)】

本学は時代の要請に応じ、8 学部 25 学科、11 研究科 27 専攻を設置し、これらの組織が基盤となって、教育研究活動を展開している。また、教職課程、学芸員養成課程、社会教育主事課程、司書課程及び司書教諭課程は、資格課程運営委員会の下で教育活動が行なわれている。全学の教育研究上の管理運営にあたっては、すべての専任教員によって構成される連合教授会、各学部長等を中心に構成される学部長会、教務主任による教務部委員会、学生部委員による学生部委員会、そして大学院にあっては各研究科委員長及び大学院委員によって構成される大学院委員会、研究知財戦略機構にあっては教学と法人の両者によって構成される運営委員会などの委員会制度で運営されている。なお、人事、カリキュラムなどの教育研究にかかわる事項は、各学部教授会、研究科委員会で審議・決定が行われる。本学は、大学及び学部・研究科において、建学の理念である「独立自治」「権利自由」を普遍的かつ基本として、それぞれに教育・研究の目的を設定している。また、現代の学生や受験生にもわかり易くするために「個を強くする大学」として理念を表現している。

「強い個」, つまり自立性豊かで柔軟な人格を形成するためには, 幅広い教養と深い専門的な能力が必要であるが, 大学及び各学部・研究科は, こうした人格形成のために多様な教養科目と社会のニーズに対応した専門科目を配置したカリキュラムを用意している。また, 時代の要請に応じて, カリキュラムを見直すとともに,総合大学の利点を活用して学部の壁を越えた「学部間共通科目」などを提供して充実に努力している。

最近の具体的な改革目標及び課題は次のとおりである。

- ①総合大学としての特徴を活かす
- ②国際性豊かな人材の育成一受け入れ留学生,本学学生の海外留学の拡充
- ③付属高校、学部、大学院の一貫教育体制の確立

- ④大学,学部役職者の権限の明確化と役割分担
- ⑤管理運営業務の合理化と負担の公平化
- ⑥研究組織の戦略化と統合化に向けての再編成

これらの改革により多様化,高度化する知識基盤社会の中で、主体的に活動し、人類社会に貢献する 人材を育成するため、教育研究組織を構築することを目的とし、時代の要請に応じるべき組織へと進展 するよう教育研究体制の恒常的な改善を図る。

【問題点】

各学部と大学院研究科にあっては、学則上の教育研究組織の最小単位である学科ごと、あるいは専攻ごとに、学部長、学科長、研究科委員長を中心にして、理念・目的などの見直し作業を行いながら教育研究上の問題点を整理して、教授会、研究科委員会に諮り必要に応じて規定や内規を定め、時代の要請に応える組織構成を維持している。このように、本学の教育研究上の組織は、基本組織である学部教授会と全学調整のための学部長会や各種委員会などの組織からなっているが、このことは、一方で学部の独自性や自立性が尊重される反面、他方で時代の要請に応じた改善・改革ができにくい側面も持っている。また、学問領域の細分化や境界領域分野の拡大に伴い、たとえば新分野の学科増設や改組転換の問題が生じても、全学的な合意での調整のために、対応が遅れがちである。

【問題点に対する改善方策】

学部の自治は、本学の建学の精神「独立・自治」にもつながるものであり、各学部、研究科間の調整が、学部長会、大学院委員会で行われ、概ね適切に機能してきており、評価に値する。2004年度、大学全体の調整機関であった学部長会、教務部委員会、学生部委員会を意思決定の決議機関として規程を制定した。今後は、連合教授会のあり方や理事会との調整機関のあり方について検討し、学長方針の戦略的・機動的な実施体制を構築していく。

本学の研究組織は、基本となる教育組織である学部・研究科を基礎とする部分と全学的横断組織である社会科学、人文科学、科学技術の3研究所から構成されている。しかし、3研究所は研究予算の再配分的機能を中心に運営してきたという反省のもと、また、法人の下におかれていた知的資産センターを教学の組織として再編成する必要性から「研究・知財戦略機構」として組織化して、学長の下に戦略的に研究活動が展開されることとなった。現在は、組織化のプロセスであり、3研究所の存廃、知的資産センターの有機的位置付けなどを検討中である。

本学の教育・研究上の組織と体制及び活動について、その評価と改善を恒常的に繰り返す取り組みを 実施する機関として、自己点検・評価全学委員会を設置している。委員長は学長であり、学長の統括の 下に本学の教育・研究に係わる適正な水準を維持し、さらに向上させる体制を構築していく。

第3章 学士課程及び修士課程・博士課程の教育内容・方法等

【目的】

本学の「『個』を強くする大学」という教育理念の下に、各学部はそれぞれの学問領域に応じた「『個』を強くする」ための独自の教育目標を掲げ、これに基づいて教育カリキュラムを編成し、教育・学習活動を展開している。日常の授業は、授業計画をシラバスに明記し、完全実施を原則としている。対面教育、少人数制を重視し、本学が有する最新の情報環境を活用しながら、学生の主体的な学習意欲を喚起し、質の高い教育・学習の展開を目標としている。

1. 教育課程等

(本学の教育課程)

【現状(評価)】

3キャンパス

本学は、2004年度に情報コミュニケーション学部を新設し、現在は、駿河台、和泉、生田の3キャンパスに、合計約3万人の学部学生が在籍し、約1万6千コマの授業科目を開講している。さらに 2008年度には教養デザイン研究科、情報コミュニケーション研究科及び国際日本学部を設置する予定である。理系学部・研究科(理工学部・農学部)は生田キャンパスにおいて教育・研究が実施されるが、文系学部(法学部・商学部・政治経済学部・文学部・経営学部・情報コミュニケーション学部)の1・2年次は和泉キャンパスにおいて教育・研究がおこなわれ、3・4年次およびその他の研究科(法学研究科・商学研究科・政治経済学研究科・経営学研究科・文学研究科・ガバナンス研究科・法務研究科・グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科)は駿河台キャンパスにて教育・研究が行われる。

なお,2008年度設置予定の教養デザイン研究科及び国際日本学部は入学から修了(卒業)まで和泉キャンパスで展開をする予定である。

・教育活動の運用

教育の充実及び向上並びに学部長会の円滑な運営に資することを目的として教務部委員会を設置している。この委員会は一部教務部長及び二部教務部長、そして、各学部教務主任2名により構成され、全学的な教務事項を検討することからオブザーバーとして大学院からも教務主任が出席している。また、大学院の各研究科に共通な事項や学部を基礎としない研究科における教員の人事に関する事項、研究科間の調整に関する事項、学生の育英・奨学及び賞罰に関する事項、学位授与に関する事項を審議することを目的とした大学院委員会を設置している。この委員会は、大学院長、教務主任、各研究科委員長及び各研究科長並びに各研究科から選ばれる各1名の大学院委員で構成されている。さらに、和泉キャンパスには和泉委員会を設置して、和泉地区に、1・2年次の課程を置く各学部の特殊性を生かし、和泉キャンパスにおける教育・研究の充実と駿河台キャンパスとの連携が図られている。

2004年4月をもって、二部の学生募集は停止となったが、二部制度による学生が在籍する間は、教育機関としての責務を全うしながら二部の抱える諸課題について検討していく場として、二部教育審議会を設置している。これまでこの審議会では、主に駿河台地区の二部教育についての検討を行ってきたが、これに加え、和泉地区・生田地区を含めた夜間時間帯の教育全般に課題を広げ、その充実に努めている。

・カリキュラム

各学部は、自らの教育目的を達成するため、学部長を中心とした体制の下、学校教育法第52条、大学設置基準第19条に適合した教育カリキュラムを体系的に編成し、日常の授業を実施している。専門教育的授業科目は、学部の特徴を生かし、専門基礎的な授業科目からゼミナール・演習科目まで多様で特色ある授業科目を設置するよう努めている。また、一般教養的授業科目は、幅広く深い教養と総合的な判断力を培うために必要な授業科目を設置している。特に国際化に対応できる能力の養成のために適切な外国語科目、学生自身の心身の健康保持・増進を扱う健康・運動科学的科目及びグローバル化時代に対応できる能力育成のために必要な歴史文化・倫理関係科目を多数設置している。各学部の専門教育的授業科目と一般教養的科目の卒業要件上の質的量的配分については、各学部の責任の下に絶えず検証し、適切性を維持するように努めている。さらに、全学的機関として「教育開発・支援センター」を設置し、各学部のカリキュラムや教育プログラムの検証・評価等を行う(教育改善への取り組みへ詳細を記述)。各学部の教育活動と協力・連携し、これを支援するため、教務部等の関連機関・部署は適切な教育学習環境を提供している。特に教務部では、全学部共通的なカリキュラムである、学部間共通総合

講座、学部間共通外国語、情報基礎教育科目等の授業科目運営母体となり、各学部の教育目標を達成するために必要な共通科目を運営しながら学部教育を補完している。

大学院は、学術・研究の高度化を推進し、優れた研究者・高度専門職業人等の養成を目的とし、それに対応した教育目標を設定している。本学では学部を基礎とした研究科(研究者養成型大学院)と学部を基礎としない高度職業人養成型大学院(専門職大学院)を設置している。前者は情報コミュニケーション学部を除く各学部を基礎とする7つの研究科であり、後者は2004年度以降に設置された4つ研究科が担っている。また、情報コミュニケーション学部を基礎とする研究科は2008年度に設置を予定し、当該学問領域の研究者養成を目指して準備を進めている。また、国際化の推進については、大学としての留学制度に加え、日仏共同博士課程、ルノー財団パリ国際MBAプログラムなど多くの機会が提供されている。さらに、都心型大学院としての教育・研究拠点であり、リバティタワー、アカデミーコモン、さらには生田校舎のハイテクリサーチ・センターなど施設面での充実も先進的である。現在、大学院の制度改革を積極的に進めているところであり、大学院GP等で領域横断・文理融合の連携が推進されている。学界の指導者として活躍する本学大学院の出身者は、確実に増加している。そうした傾向を維持し、それに一段と加速度をつけるため、各研究科では目下、博士学位を取得するための手続きをより明確にし、学位取得に必要な制度を充実することに努めている。

現在推進されているプロジェクトとして、「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された「社会との関わりを重視したMTS数理科学教育」がある。また「NTT物性科学基礎研究所」「独立法人海洋研究開発機構」「三菱電機デザイン研究所」と連携大学院協定を締結しており、派遣学生と連携研究機関の増加を図ることにより、より幅広い知識が必要となる学際的・総合的研究が行える。

社会人学生に対しては研究と実務に卓越した教員を配置して高度職業人教育を実施している。また、 社会人大学院生が受講可能な土曜・夜間開講を実施している。外国人留学生に対しては、チューター制度を採用することにより、教育のみならず日本文化を理解する手助けを実施している。今後、理系はもとより文系の研究科においても、大学院学生には研究成果を外国語によって発表する必要性が増えるので、大学院全体の共通科目として英語による授業が設置されている。

COEなど最近の競争型研究補助金は、後期課程の学生教育を念頭にしている。本学大学院が社会的な認知度を上げるためには、博士後期課程に属する大学院学生の母数を増やすことが、なによりも必要とされる。学位授与に至るまでのロードマップを提示することでより充実した教育の実施を可能としている。

· 単位認定. 単位互換

学部間、及び他大学・機関との単位認定等については、次のとおり運用している。

ア 他学部科目履修制度

学生の多様な学習意欲を喚起させ、高度化、複雑化する現代社会で自立し、活躍する人材を育成するため、所属する学部の授業科目のみならず、他の学部が開設する授業科目を 60 単位の範囲以内で選択履修することができる。なお、この場合に履修できる授業科目は、各学部が個別に定めることとしている。

イ. 単位互換制度

各学部教授会の決定に基づき、①他の大学、又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位、②学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、修得した単位、③学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修、④学生が本学に入学する前に、大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)について、一定の制限のもとに本学における授業科目の履修とみなし、単位を付与することができるとして、本学学則に定めている。

本学における他学部履修制度及び他大学等との単位互換制度は、学生の広範囲な学修の機会提供に応え、さらに学生の主体的な学修意欲を促進する上で、適正な制度であると判断するが、単位互換制度については、国外の大学・研究機関を含めて、相手校の開拓や教育プログラムの開発を拡充しなければならない(海外の大学との学生交流協定や単位認定等については「国内外における教育研究交流」に詳細を記載した)。

学習支援(社会人学生,外国人留学生への配慮も含む)

各学部は、社会人特別入学試験及び外国人留学生特別入学試験を実施し、社会人学生と外国人留学生を受け入れている。

本学は、3キャンパスに「学習支援室」を設置し、社会人学生、外国人留学生の他、スポーツ技能を

重視した入学試験で選抜された学生等も含めて、個人別で丁寧な学習指導を実施している。学習支援室には、助手、TA及び職員を配置し、各学部のカリキュラムと連携した指導を原則としている。更に、2005年に発足した、学習支援推進委員会が、スポーツ技能重視入学者への英語授業(和泉・生田キャンパス)、外国人留学生を対象とした英語補習講義(和泉・生田キャンパス)、付属高校教員や外部専門講師による基礎的科目の補習講義(生田キャンパス)を立案し、運営している。なお、外国人留学生へは、国際交流センターが中心となって、学習支援も含めた大学生活の全般的な支援に取り組んでいる。

本学のような大規模大学であっても、多様化する学生個々のニーズに対応した、きめ細やかな学習支援が必要である。学習支援室で行う学習指導、特別入学生を対象とした英語の授業、基礎科目の補習講義等、学習支援推進委員会が中心となって取り組む諸施策は、大学としての社会的な責務として位置付け、今後も拡充する。

【問題点】

「大学全入学化」時代を迎え、本来であれば習得しているはずの知識を待たずして本学へ入学する学生は年々増加している。上述したとおり、本学では3キャンパスに学習支援室で個別対応を行うことにより、きめ細かな支援体制が確立している。しかし、スポーツ技能を重視した入学試験で選抜された学生に対する支援体制については十分とは言えない。

【問題点に対する改善方策】

スポーツ技能を重視した入学試験で選抜された学生は高校卒業程度の学力が身についていないことが多い。そこで、今まで取り組んでいた補習授業等について「リメディアル教育」として体系化を行い、授業として設置する場合には各学部の卒業要件に算入するか否かも含めて検討を進めていく。

(高・大の接続)

・学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況 【現状】

(1) 明治大学プレカレッジプログラム

各学部は、大学学則に基づき、入学前に本大学で履修した授業科目を一定の条件のもとに、本大学入学後の単位として認定することができる。

2004年度から、付属明治高等学校との間で「明治大学プレカレッジプログラム」を開設し、付属高校と大学の一貫教育のもと、円滑な接続を促進している。「明治大学プレカレッジプログラム」は、同高等学校に在学する生徒の進路選択の一助とし、一貫した教育理念の下、高校教育から大学教育へ円滑に接続が行われることを目的に実施するもので、同高等学校の2年生及び3年生のうち、履修資格があると認められた者が対象となり、大学が認める授業科目の一部を12単位まで履修することができる制度である。

原則として正規履修者と同様に試験を受け、この制度で修得した単位は、一部高等学校の単位として認められることができるほか、大学入学後、大学修得単位として累積加算でき、成績評価もそのまま表記することができる。これを契機に、本学と同高等学校がさらに太く、様々なパイプでつながり、一体となって進んでいくことが期待されている。」(文学部は、高校で認定された場合、大学の単位としては認定しない)。

プレカレッジプログラム 科目別履修者数

		学部	受講者数
2005 年度	前期	理工学部	2
		経営学部	1
	後期	理工学部	3
		経営学部	3
2006 年度	前期	商学部	2
		文学部	1
		理工学部	2
		農学部	1
		経営学部	6
		情報コミュニケーション学部	5

後期(履修予定)	商学部	1
	理工学部	2
	農学部	1
	経営学部	10
	情報コミュニケーション学部	5

(2) 自主選択講座

付属明治高等学校を対象として「自主選択講座」を開設し、本学の教員を派遣している。自主選択講座は、高等学校の総合学習(週2時間、2単位)として位置付けられている。

自主選択講座の目的は、高等学校における既成科目の枠を越え、大学での受講能力を養成すること、 さらに、特色ある講義を受講することによって生徒の学習意欲を喚起させることにある。

(3) 入学前教育の実施 (継続)

AO入試等の特別入試により早期に入学が確定した学生の、勉学に対するモチベーションを維持し、基礎学力の向上を図るため、2005年度より生田キャンパスにおいて、理工学部及び農学部の特別入試入学者を対象に、英語と数学の通信添削による入学前教育を、外部専門業者に委託(課題及び解答解説の作成、採点添削、発送業務、報告書作成)する形式で、年3回実施している。この入学前教育の実施とその後の補習講義を連携させ、学生が入学後速やかに通常の授業に移行できる環境を整えた。

(4) 補習講義の実施 (継続)

理工学部・農学部の学生にとって、数学・化学・生物・物理等の科目は基礎科目であり、これらの基本知識が不足していると日々の授業についていけない状況となる。そのため、2005年度後期より生田キャンパスの学習支援プログラムとして、英語を加えた5科目の補修講義を実施している。この補修講義は理工学部・農学部の特別入試入学者だけでなく、一般入試入学者や他地区文系の学生も対象として、短期集中で高校レベルの基礎学力を修得できるプログラムを整備した。

実施にあたっては、大学の教員が高校レベルの基礎を教えるのは難しいので、外部業者への委託と付属中野高校の教員による協力で行っている。なお、2005年度は細かく日程を設定したため、受講人数の割に費用がかかるという点で問題を残したが、2006年度については、入学早々の4月中旬に「フォローアップ補習授業」として1科目5日間の短期集中で実施し、1コマあたりの受講者も増え、経費も節減された。今後も開催時期、日程等を考慮し、適宜実施する予定である。

経理研究指導室が行うプレカレッジプログラム

公認会計士試験の受験者を養成するために、その導入教育である簿記講座を本学の付属高校3校において開講している。高校在学中に簿記検定2級の取得を目指し、本学入学後に当研究指導室に入室し、在学中の公認会計士試験合格を目標とする。付属高校における簿記講座は、本学から講師を派遣し、土曜日の午後や夏季・春季の休業期間等に実施し、毎年200名の付属高校生が受講している。

【問題点】

①付属校とのプレカレッジプログラムについて

本学の付属明治高等学校を対象とした「明治大学プレカレッジプログラム」は2004年度から開設し、3年目になる。受講者数は増加しているが、約400名の対象者(高校2年、3年生)に対し、20名程度に留まっている。また、開講授業数も、全学部合計で約50コマであり、プログラム全体が小規模な計画に留まっている。学部間においても、開講科目数、単位認定などについて差があり、高等学校側の趣旨、目的に対して、全学的な対応が不十分である。

②付属校以外とのプレカレッジプログラムについて

付属校以外とのプレカレッジプログラムは,全学的に推進する体制が整備されていない。3キャンパスの近隣高等学校への取組みについては,各学部の対応に委ねている。

特別入試からの入学者については、各学部と教務部(学習支援推進委員会等)が連携して入学前教育や入学直後の補習授業を実施している。これらの活動は理工及び農学部の学生への支援は充実しているが、文系6学部の学生に対しては十分でない。

【問題点に対する改善方策】

付属明治高等学校を対象としたプログラムは、開講科目、受講生の大幅な増加を目指し、教務部、各学部及び高等学校の連携強化が必要である。2006年5月、これまでの組織を改組し、「明治大学及び明治大学付属明治高等学校・中学校の教育連携推進委員会」を設置した。今後、同委員会が中心となり、大学と付属校の教育的連携を強化し、付属校としての特色を大きく打ち出し、大学入学後も本学学生の

核となる人材の育成を目指す。

付属校以外の高等学校との連携プログラムは、まず、駿河台、和泉、生田の3キャンパス近隣の高等学校を対象とし、展開することを検討する。また、出張講義等を充実させ、各地域の高等学校を対象としたプログラムも拡充させる。

2005年度出張講義一覧

2000 千尺山水冊我 見	
都道府県	集計
東京都	23
千葉県	19
神奈川県	18
埼玉県	8
茨城県	4
群馬県	2
北海道	1
長野県	1
山形県	1
高知県	1
総計	78

2006年度出張講義一覧

都道府県	集計
東京都	32
神奈川県	17
千葉県	17
埼玉県	11
茨城県	4
長野県	2
高知県	1
北海道	1
総計	85

(カリキュラムと国家試験)

国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

各学部が教育カリキュラムを編成する上で、国家試験の受験対策のみを考慮することはない。この役割は、学部以上に専門職大学院へ移行されつつあると言える。しかしながら、学部学生の就業意識のひとつとして、国家試験や各種資格試験の位置づけが強まっていることもあり、今後は、各種国家試験の受験率、合格者数及び合格率の向上を視野に入れたカリキュラムの編成が必要である。

なお、学生の資格取得については、次の5課程を設置して対応がなされている。

- ア. 教職課程(詳細は資格課程・教職課程の報告書を参照)
- 社会教育主事課程(詳細は資格課程・社会教育主事課程の報告書を参照)
- ウ. 学芸員養成課程(詳細は資格課程・学芸員養成課程の報告書を参照)
- エ. 司書課程 (詳細は資格課程・司書課程の報告書を参照)
- オ. 司書教諭課程(詳細は詳細は資格課程・司書教諭課程の報告書を参照)

また,本学においては,各学部の教育課程とは別に,次の3研究指導室を設置し,各学部のカリキュラムとの連携を図りながら,国家試験の受験者を支援している。

- ア. 法制研究指導室 (詳細は研究指導室・法制研究指導室の報告書を参照) 法曹界 (判事・検事・弁護士) を目指す学生を対象に、基礎から専門学科までの学習指導を実施。
- イ.経理研究指導室(詳細は研究指導室・経理研究指導室の報告書を参照) 公認会計士試験をはじめ、簿記・会計に関する資格試験の受験指導を実施。
- ウ. 行政研究指導室(詳細は研究指導室・行政研究指導室の報告書を参照) 主に、国家公務員採用 I 種試験(法律・経済・行政職)を目指す学生を対象とし、1年次から4 年次までの一貫したカリキュラムで講義を実施。

【問題点】

本学における高大連携の対象者は、本学へ入学することを前提とした付属高校生が中心であり、出張 講義については、入試広報的な性格が強い。付属高校以外の高校との高大連携実施は学部に委ねており、 学部の自主性に任せている。

【問題点に対する改善方策】

「大学全入時代」を迎えている中,高大連携のあり方については各学部の自主性に任せるのではなく,全学的な対応が必要である。ついては「教育開発・支援センター」の中に専門部会を設置し、高大連携のあり方について全学的に検討を行い、本学として相応しい方針を決定し、その方針に基づき、企画立

案・実行を行う。

(インターンシップ、ボランティアの取り組み)

- ・インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性
- ・ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性 (1) インターンシップ

【現状】

本学はインターンシップについて、重要な教育活動の一環であるという基本的な認識をもって取り組んでいる。学生はインターンシップを経験することにより、自らの適正や能力について実践的に考え、大学での学習意欲を向上させることにつながるとともに、高い就業意識を身に付けることができる。大学教育のなかにインターンシップを位置付けることは重要かつ必要なことである。

本学では、商学部、政治経済学部、理工学部、農学部(農学科)、経営学部、情報コミュニケーション学部において、インターンシップを卒業に必要な単位として認定を行っている。また同時に、学生が所属する学部・学年に関係なくインターンシップに参加することができる「全学版インターンシップ制度」についても学生の関心は高く、参加者数は 2004 年度の 23 名から 2005 年度は 53 名、2006 年度は 75 名と増加傾向にあり、駿河台・生田校舎において実施している「全学版インターンシップ・オリエンテーション」では、約 500 名(2005 年度比 約 300 名増)と多数の学生が参加している。さらに、企業等が実施し、学生が各団体に直接申し込む「公募(自己開拓)型インターンシップ」については、年間約 150 の企業・団体の情報が就職事務部及び教務事務部に集まり活動が行われている(詳細は就職・キャリア形成支援センター(インターンシップ運営協議会の報告書を参照))。

【問題点】

学内に複数のインターンシップ制度が存在することにより、受入企業・団体の開拓において学内の連絡調整が十分でない場合が多い。学生に対しても、窓口や申込みルートが複数存在するため、混乱をまねいており、深刻な問題となっている。また、学生からのアンケートでは、インターンシップについての恒常的な相談窓口を求める声が非常に多い。2006年度は、学習支援室を利用し、試験的に数日間、インターンシップ相談会を行ったが、相談内容は、インターンシップについての情報提供、エントリーシートの書き方、インターンシップを通じての将来の進路選択や、今後大学で勉強するべき内容等多岐に渡っていた。このような、学生の多様なキャリアニーズに応えるための専門知識を有した担当者が必要である。

【問題点に対する改善方策】

各学部のインターンシップ制度に関する調査を実施し、受入企業・団体の一元管理など、学内インターンシップ制度及び窓口の一本化を図る。さらに、インターンシップに関する相談やマッチング業務に当たる担当者に専門性を獲得させる。

(2) ボランティア

【現状】

2005年4月,経営学部が全学に先駆けてボランティアセンターを設立し、障がい学生への支援活動に対して組織的な取組みを開始した。また、政治経済学部では、一定期間、公共部門、NPO等でボランティア活動をすることで、同学部の授業科目「社会実習」として単位認定している。

大学全体としてのボランティアへの取組みとして,災害ボランティア推進委員会が千代田区と連携し,2003年度から「災害救援ボランティア講座」を開設している。災害に対しては,地域社会,自治体,企業及び大学等が連携・協力することが求められており,本講座は,ボランティア活動に必要な情報と機会の提供及びリーダーの養成を目的として開講している。本講座の対象は,本大学学生をはじめ,千代田区に在住,在学,在勤している社会人である。

【問題点】

本学のボランティアへの取組みは必ずしも充分ではない。総合大学として、障がい者に対しても多様な教育・学習機会を提供することは社会的な使命である。さらに、在学生に対してもボランティア活動への参加を喚起させるための取組みや制度改革を進展させ、教育事業の一環としてのボランティア活動を活性化させる必要がある。

【問題点に対する改善方策】

現在、学生部において、全学的なボランティアセンター設立を構想し、具体化のための作業を進展させている。

本学は、学生が積極的にボランティア活動へ参加することは、学生自身の自立支援を活性化する有効な教育活動として位置付けている。ボランティアセンター設置趣旨を踏まえ、各学部、機関と連携し、本学が教育機関として社会的責務を果たすよう同センターを運営する。

(和泉キャンパス)

和泉キャンパスは、1934(昭和9)年の大学予科の移転により開設され、70年を越える歴史をもっている。戦後の新制大学においては、予科教育の伝統を継承して、大学1・2年生の「教養課程」教育を主として担ってきた。学部教育における一貫性を目標にして、教養教育と専門教育の有機的な連携を図ってきている。2004年4月、情報コミュニケーション学部の和泉キャンパスでの開講により、現在、文系6学部(法、商、政経、文、営、情コミ)の1・2年生約 11,000 人の学生が学ぶキャンパスとなっている。教養教育の伝統を継承してきた和泉キャンパスは、大学設置基準第 19 条第2項における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことを教育目標とし、外国語教育、保健・体育・健康管理教育、総合的教養教育を中心にし、専門基礎教育を加えた教育にあたっている。近年、グローバル化社会の到来、また今後の知識基盤社会に対応する教育の必要性が求められているなかで、和泉キャンパスにおいても、「グランドデザイン」の検討を行ない、国際系の新学部や教養系新大学院、それに相応しい図書館や諸施設の整備についての具体化が図られている。

教育目標やカリキュラムについての新入生ガイダンスは、和泉キャンパスに設定されている4月初旬のオリエンテーション期間において、各学部の方針のもとに行われている。近年は、ステークホルダーへのアカウンタビリティの観点から父母を対象とした説明会を実施している。

【問題点】

初年次教育(FYE)の全学的な取組み、あるいは教育の国際化に対応する全学的な取組み等において、やや不十分であり、今後は8分科会を中心にして、改善を図っていく必要がある。さらにいえば、学部のキャンパスが2年生と3年生との間において、和泉と駿河台に分かれていることは、教育上からも、事務業務上からも効率が悪い点がある。就職活動の時期の早期化、あるいは初年次教育の重要性の増加等の環境要因の変化に対応する、キャンパス再編の議論が全学的に重要になる。

【問題点に対する改善方策】

2007年の「大学全入時代」を迎えて、大学は選ばれる大学へと変貌しなければならない。和泉キャンパスは、文系6学部の「知の玄関」として、「キャンパス力」を高め、しかも駿河台及び生田キャンパスと連携することによって総合大学としての本学の発展に寄与するために、魅力ある将来構想を提示する必要がある。和泉委員会において、「グランドデザイン委員会」を専門部会としてたちあげ、新図書館をはじめとする施設・校舎のキャンパス設計についての検討を重ねてきた。

他方,学長のもとにおいて,本学全体における教育・研究体制の整備を前提として和泉キャンパスの将来像(「グローバル・ヴィレッジ・キャンパス」構想)についても検討がなされ,学長としての基本方針が示される段階にいたっている。

「グローバル・ヴィレッジ・キャンパス」の理念とは、和泉キャンパスを国際化戦略の拠点として位置づけ、「新しい教養教育」を展開するキャンパスとして再生させる構想であり、具体的には国際日本学部と新大学院の和泉キャンパスへの設置、研究・教育インスティチュートの設置、あるいはキャンパス再編の問題等が検討されている。また、今後における「新しい教育方法」の開発においては、ユビキタスカレッジとの連携が考えられている。和泉委員会としては、「和泉フォーラム」等を開催して、これらの検討案を十分に検討して、本学の発展に寄与する。

2. 教育方法等

(教育改善の取組み)

【現狀】

これまで教務部委員会の下で活動してきた「授業改善を推進するためのプロジェクト」を発展的に解

消し、「明治大学教員研修(FD)委員会設置要綱」を2002年に制定し、学長の下に教員研修(FD)委員会を発足させ、教員が主体的に行う教育・授業の改善への支援を組織的に行っている。委員会は、FD活動を主に「授業改善」と「教員研修」にし、学内の全教職員の理解を得ながら、①学生による授業評価(2005年度から授業改善と名称変更)アンケート、②新任教員研修、③シンポジウム、講演会、④学外機関主催の研修会への派遣、等を実施し、一定の効果を収めてきた。

しかし、21世紀の知識基盤社会において、大学が社会的負託に応え、高等教育機関としての責務を果たすためには、現在のFD活動を大きく発展させ、教授法や学習方法の改善に留まらず、各学部の教育カリキュラムの改革や全学的な教育プログラムの開発等を任務として活動しなけらばならない。このため、教員研修(FD)委員会を発展的に解消させ、授業改善、教員研修だけではなく、より広義にFD活動を推進し、教育の根幹を改革する取組みを進展させる全学的機関として2006年後期に「教育開発・支援センター」を設置した。また、本学は教育改革に対し、大学の教育理念に基づく教育の質的向上を図るとともに、社会に有用な人材を育成するための優れた教育改革への取組に対する支援・推進を目的として、学長の下に明治大学教育改革支援本部を設置した。この本部により組織的な教育改革が推進されており、文部科学省が行う大学の教育改革への支援事業ーGP(Good Practice)ーにも十分な対応がなされ、評価がされている。

<教育効果の測定>

学生の主体的な学習を促進するため、本学及び各学部の教育活動が、学生へどのような教育効果をもたらしたか、これを測定することは重要な教育活動である。2004年度から、半期履修制を導入し、学業成績を半期毎に評価することとした。同時にGPAを算出し、単位の修得状況だけではなく、学業成績を質的側面から測定し、成績評価に公平性と信頼性を保っている。また、半期毎のサイクルで、学生への修学指導も実施している。履修科目登録の上限については、各学部により設定を行い、適切に運用がなされている。また、先行して開設していた理工学部に続き、2005年度後期から3キャンパスに学習支援室を設置し、学習支援室における学生指導状況を数値的に蓄積し、これを調査・分析する試みを開始した。この調査・分析は経年的なデータを必要とすることから、2006年度は学習指導状況データの蓄積を行っている。

大学及び各学部の教育目標の達成と教育内容の充実を図るため、教員研修(FD)委員会により、教育効果の測定は全学的に実施されている。2006年度も、同様に授業改善のためのアンケートが実施され、2006年度前期まで科目参加数は右肩上がりで漸増し、後期は少々減少していた。これまでの集計結果は、評価の経年変化を兼任講師も含めた全教員に配付しフィードバックが行われるとともに、「教員のアンケート」を同封してアンケート結果に対する教員の意見・感想を取りまとめ、そのすべてをホームページで公開するなど、有効に活用されている。

成績評価については、評価基準の厳格化とGPA制度の導入を並行して実施したが、この効果をより高めるためには、一定度の相対的評価を導入する必要があり、今後、「教育開発・支援センター」において検討を進めることになる。

なお、理工学部及び農学部においては、各学年時において、極端な成績不良者に対する退学勧告制度 を導入している。これは、学生への学習支援、修学指導と併せて公平性、かつ透明性ある厳格な成績評 価基準の下に実施している。

<教育改革事業への支援>

教育改革への具体的プログラム作成と実践が評価され、2006年度は、国際GP・教員養成GPの2件が採択された。平成15年度から合計して本学からは8件のプログラムが採択されている。教育改革の取組に対しては重点的に教育改革支援本部から財政支援を行っている。その支援対象は、

- ①教育改革支援本部においてGPへ申請可能と判断した取組み
- ②不採択だったものの再申請をめざしている取組み
- ③採択された取組の初年度において、補完または広報をするための支援
- ④その他学長が必要と認めた取組み

であり、本部長(もしくは幹事会)が提案し、学長の了承を得て決定している。

2006 年度は,既に採択された取組を補完するため 2005 年度現代GP「広域連携支援プログラム」(取組代表者:水野勝之商学部教授)及び大学院GP「社会との関りを重視した MTS 数理科学教育」(取組代表者:砂田利一理工学部教授)への財政支援を行なった。

今後も、教育改革支援本部が中心となり積極的に取組の発掘を行ない、支援を行なっていく。また、 採択された取組に関する情報を社会に積極的に発信することは、義務となっている。ホームページを中 心に、今後も継続して情報発信を行なっていく。

くシラバスの作成と活用方法>

2001 年度から全学的にシラバス作成の標準化を図り、併せてこれを電子データ化し、「Oh-o! Mei ji システム」のクラス・ウェブから、学生、教職員、学外者への公開を可能としている。また、過年度のシラバスも公開することにより、担当教員の講義内容、教授法等への改善、工夫の取組みが年次ごとに比較できる。

シラバスの公開については、各学部で公開レベルを決定しているが、多くの学部が教員個々の判断に 委ねている。日々の授業は、学部の教育理念に基づき、学部のカリキュラムに従って実施されるべきも のであるので、これを周知するシラバスは、社会へも積極的に公開し、授業内容がカリキュラムと比較 して適切か常に検証されるべきものである。シラバスの公開は、大学として制度的に検討しなければな らない。

<マルティメディアを活用した教育>

授業形態(「講義」「演習」「実技」「実習」「実験」)と授業方法については、一定以上の水準にあり適切であると判断するが、科学技術が進展する高度社会においては、現状に満足せず、常に新しい分類の開拓、授業方法を探求する取組みが必要である。本学は、1980年代後半から、3キャンパスにおける情報環境の整備を進展させている。駿河台キャンパスリバティタワー、和泉キャンパスメディア棟、生田キャンパスA館は、一般教室であるが、ほぼ全座席に情報コンセントを設置し、教室、教卓には、液晶プロジェクター、スクリーン、パソコン、DVD、OHC等の機器を備えている。

また、ハード面のみならず、ソフト面においても、①2001年から「Oh-o! Meiji クラスウェブシステム」(平成15年度特色ある大学教育支援プログラム採択時の基幹となる取組み)の本格的運用、②100コンテンツプロジェクトによる教育コンテンツの作成等、全学的な拡充を進展させている。

2005年より、教学の組織として「教育の情報化推進本部」を設置した。同本部により、従来は主に語学教育で利用された「AV機器」を撤廃し、様々な授業形態の中で、最新の情報メディア技術を活用し、対面教育の活性化が行われている。

<遠隔授業>

2002年後期,教務部・情報科学センター及び国際交流センターが連携し,本学協定校である,アルバータ大学(カナダ)とインターネットを利用した実験的遠隔授業交換を実施した。この経験を踏まえ,2003年度後期に,学部間共通外国語国際理解講座の講義(担当:バワーズ,ジェイムズ.R商学部専任教授)において,アルバータ大学と本学駿河台キャンパス及び和泉キャンパスの3地点を結んだリアルタイムの遠隔授業を複数回実施した。

今後、インターネットを利用することを前提に遠隔授業の実施を検討するが、革新が著しい情報技術の中で、費用面も考慮しながら適切な手段を選択する必要がある。

く3年卒業の特例>

学校教育法の規定に基づき,入学後3年(又は3年半)間で卒業に必要な単位を優秀な成績で修得し,本人が希望した場合,学部教授会の議を得て卒業させる,「早期卒業制度」を導入し,これを学則に定めている。この制度は,現在,理工学部(応用化学科)及び経営学部,情報コミュニケーション学部が導入を決定し,経営学部では,2005年3月4名,2006年3月3名の学生を卒業させている。理工学部(応用科学科)は2005年度入学者から,情報コミュニケーション学部は2007年度入学者からの適用である。

学生に早い段階で将来の計画や進路選択の機会を与え、目的をもった学習計画の下に大学生活を有意 義に過ごさせることが重要である。優秀な学生には特例的な学習計画を立案させ、学部を3年(又は3年半)で卒業することにより、さらに高度で専門的な道へ進むことを可能とさせている。

経営学部では、制度の趣旨、目的を学部生に周知させ、対象者の資格、実施方法等についても学部内で規定しており、この制度を厳格に運用している。この制度の趣旨は、適正であり、今後は全学部へと拡充すべきと判断する。

<ホームカミングデー>

本学では毎年、卒業生との連携強化を目的として「明治大学ホームカミングデー」を開催している。 2006年度は第9回目を向かえ、卒業後10~50年目を迎える卒業生(約27,425名)を招待し、実施され た。

【問題点】

授業アンケートは評価基準として期待値を設定しているが、より具体的な評価基準を設定する必要がある。従って、現時点では教員の個別授業改善のための参考データの域をでないが、今後は集計結果をデータ化し、設定した評価基準により、基準に達しない科目等については重点的に改善していく必要がある。授業アンケートは、卒業時や卒業後のアンケート調査も重要である。在学中の学修結果が出口である卒業時や卒業後においてどのように活用されているかを知ることにより、教育方法の改善に生かすことができるからである。さらに、卒業生の就職先である企業等にも聞き取り調査等も行う必要もある。これらについては本学では導入されておらず、今後その必要性や実施する場合の具体的方法について検討する必要がある。

【改善方針】

学長が「外部評価に耐えうる大学」を基本方針として 2004 年に学内外に表明して以来,本学は様々な改革を進展させてきた。学長,学部長会,教務部委員会及び学生部委員会の任務や権限を明確化させるため,学則を始めとし,関係諸規程を整備し,併せて教学に係る制度・組織の統廃合と新設を図った。

これら一連する改革の過程で、最終的に集約される課題は、「教育開発・支援センター」の設立である。同センターの目的と任務は、本学及び各学部の教育理念に基づく教育目標の達成のために、学長の下、各学部における教育研究活動の全体を鳥瞰し、各学部と連携しながら、カリキュラムや教育研究プログラム、教育研究に係る制度や体制等について、計画、開発し、経常的な評価と改善を支援する取組みを促進させることにある。

現在,2006年後期に同センターの設立を目途として,教務部長を中心に各学部教務主任が協力するワーキング・グループを発足させ,検討を開始している。センター設立後は,これまでの教育改革との整合性を図りながら,新たな計画を立案・具体化させ,強力に改革を推進させることになるので,早期卒業制度も全学的に実施されることになる。

3. 国内外における教育研究交流

【目的】

本学の建学精神「権利自由」「独立自治」という教育研究の基本理念に基づき、国際社会で活躍できる国際性豊かな人材の育成、国際社会に貢献する教育研究機関であることを目標とした国際交流重点事項促進5ヵ年計画を立て、2003年度から推進している。

- (1) 国際交流促進数値目標:協定校50校,学生の海外派遣100名,留学生数を500名にする。
- (2)米加の協定校との受入れ及び派遣学生数のアンバランスの解消
- (3)海外地域研究の拡充

【現状】

・協定校の拡大

本学の学術交流協定の方式として、従来から3段階(カテゴリー)に分けられていた。すなわち大学間交流(研究者、学生交流)、学術交流(研究者交流)、国際協力(学術支援、研究者・専門家派遣、研究者・研究生受入れ)である。最近では、学部間協定及びコンソーシアム(大学連合)形態の協定も締結している。2006年度末の段階で、大学間協定49件、学部間協定4件、コンソーシアム3件に達しており(2005年度大学間協定34件、学部間協定2件、コンソーシアム3件)、上記目標を既に達成した。受入れ留学生数についても同様である。

米加の協定校との交換学生数のアンバランスについても、多くの協定校からコンスタントに学生が派遣されてくるようになり、解消の方向に向かっている。

・研究交流を緊密化させるための措置

本学創立百周年を記念して設立された「明治大学国際交流基金」をもとに外国人研究者招請プログラム(短期・長期・アポイントメント)を設け、海外からの研究者が行う研究調査を支援している。これは、協定校及び協定候補校との交流促進に大いに貢献している。2006年度は11件の研究者招請、1件の共同研究を実施した。

また、教員が国際学会で発表する場合に参加渡航費を制度的に助成し、大学の国際交流事業の一層の振興を図っている。なお、国際交流センターにおいて、カナダ政府からの補助金を得て(1987年度以降継続)「カナダ研究連続講座」、英国ブリティシュ・カウンシルの支援を得ての(2001年度以降)「英国研究 UKNOW」を設置し、海外からの研究者・実務家を招請し講演会・研究会を開催している。カナダ研究については国際交流センターで報告書(冊子)を発刊し、在日カナダ大使館をはじめ関係諸機関宛に配付されている。これらの地域研究は、研究者及び市民が参加できる公開講座の形式で開催し、社会へ公開している。

なお、海外からの招請外国人研究者用として駿河台地区に共同研究室を置き便宜を図っている。

【問題点】

国際交流基金事業については、件数に限りがあり、充分とはいえない。

学術交流の大きな柱である外国人研究者招請制度は、招請枠に限りがあり、年々増加する応募に充分 に応えることが困難になっているとともに、協定校数の増加に伴い、協定校からの招請枠も十分ではな くなってきた。

国際交流センターが設置している、「スタッフ・セミナー」は(海外からの研究者・実務家を招請し講演を行う)、年間10件分予算化されるが、募集後僅かな間に予定数が終了してしまい、途中での応募に応えられない。

現在,留学生用の宿舎は無く,民間のマンションや企業の社宅(独身寮)を大学が契約して宿舎とし,留学生へ貸与している状況である。また,研究者用の宿舎としては,生田ゲストハウス,田邊記念館があるが,ともに所在地が駿河台校舎から離れている。なお,海外拠点はない。

派遣留学生数に関しては目標達成が困難な状況である。

【問題点に対する改善方策】

本学は、国際社会での協調の面においても、支援の面においても国際的教育研究機関として、なおー層の国際化を推進することが必要である。具体的には協定校数の拡大、協定校との交流の充実、留学生 奨学金の充実及び宿舎の配備の増強である。

最近では、学部間協定及びコンソーシアム型の協定も増えてきている。(ルノー財団の支援によるフランス大学連合とのMBAコース、日仏共同博士課程、US UMAP、U8コンソーシアム、およびマレーシアツイニング・プログラムに参加。2007年度から、日加戦略的留学生交流促進プログラムにも参加。)また、法人関連の組織(リバティアカデミー、など)との協定も制定されているが、交流主体機関と国際交流センターとの連絡・調整を十分におこないつつ、協定校数の拡大へつなげていく。なお、アジア・アフリカ地域を中心に開発途上国からの留学生の受入れの拡大、及び教員の派遣等を検討する。国際学会参加渡航費助成については、学会の形態に応じた柔軟・多様な補助制度に充実させるよう検討する。

また、多様な国際的共同研究活動に対応できるように制度の改善見直しを行う。具体的には、(1)国際交流基金事業及びスタッフ・セミナーの拡充として本学国際交流基金の拡充、(2)地域研究の拡充として「国際地域教育研究所」(仮称)の設置についての検討及び各地域研究委員会のセンター内での位置づけの明確化と同活動の推進組織の強化が挙げられる。特に、(ア)カナダ研究連続講座の充実、(イ)イギリス研究、フランス研究、ドイツ語圏(ドイツ・オーストリア等)研究の推進、(ウ)アジア・アフリカ・イスラム圏等研究の可能性検討などが重要課題である。また、(3)国際協力の推進として、(ア)国際協力支援の推進と同委員会(一部教務部長主管)への協力、(イ)開発支援のための教職員特別派遣制度の確立が検討されている。さらに、(4)海外拠点の形成として、在留邦人の多い海外主要都市等にサテライトキャンパスの設置し、日本文化に関するエクステンション事業の展開も課題となっている。この他、留学生用宿舎の整備が急務である。方策として、①留学生用宿舎の新規建設、②民間施設の借り上げが挙げられる。

研究者用宿舎については、2つの物件があるものの駿河台校舎・和泉校舎へのアクセスが便利な地域にも確保したい。さらには学内のセンター施設関連事項として、和泉・生田各地区の事務室整備、招聘研究者用研究室の配備(駿河台、和泉、生田の3地区ともに)、留学生と日本人学生との交流スペースの確保を推進する。海外事務所・サテライトキャンパスの設置についても検討する。

本学からの派遣留学生を増やす方策として、①学生の語学力向上のためのプログラム開発、②留学制度自体の見直し、③就職部と連携しての帰国学生への就職支援、④学生の留学意欲の一層の喚起(留学フェアの実施、種々の情報発信など)を推進する。

(留学生への対応)

【現状】

・ 留学生の受入

本学の全学部で「日本留学試験」を活用して留学生の資質の審査を行っている。その具体的活用の内容及び方法については各学部に任されている。留学生は、2004年度427名、2005年度520名、2006年度594名と確実に増加している。なお、本学は「国際協力支援委員会」を設置して、JICA等及び開発途上国政府派遣留学生を受入れて、その支援を推進している。

・留学生への教育上の配慮

受入後,一般的に私費留学生よりも日本語能力が劣る協定校留学生の日本語教育を効果的に行うため,「協定校留学生日本語集中プログラム」(中級後期及び中級前期レベル)を設置している。2003年度からは、さらに日本語能力が低いJICA派遣留学生を対象とする「生活のための日本語入門講座」を設けている。

国費留学生,外国政府派遣留学生,JICA派遣留学生等には必要に応じ,日常生活や研究・学習をサポートするチューター(大学院生)をつけている。また,交換留学生には海外経験のある生活サポートボランティア学生をあてがっている。なお,留学生全般に対し,学習や日常生活,就職活動をサポートするため,各キャンパスに週2日,TA各1名を配置して学修上の相談のみならず,生活に関する相談にも応じている。

・留学生への履修指導

留学生の履修指導は、一般の日本人学生と同様に、必要に応じて所属学部事務室で行われるが、交換留学による受け入れ学生については、学部事務室での指導のほか、受け入れ担当教員も交えた履修指導を行い、本学での学修が円滑に行われるよう配慮している。

・留学生への各種支援

留学生の住居については、協定校留学生用借上げ宿舎、私費留学生用契約企業社員寮などを配備している。なお、2005年度から留学生住宅総合補償制度により機関補償を実施している。

留学生を対象とする奨学金としては、明治大学の協定校留学生奨学金、私費留学生奨学金、及び文部 科学省学習奨励費等政府並びに民間団体の奨学金制度がある。また、私費留学生に対しては、文部科学 省からの助成と本学独自負担により、授業料30%の減額措置を実施している。

留学生の就職について,就職部との連携により,留学生向け就職セミナーなど,就職支援を実施している。

この他,大学と留学生のみならず,留学生間の交流を図るため,種々の留学生交流行事(見学バス旅行,日本語スピーチコンテスト,年末懇親会等)を実施し,また各キャンパス交流室での交流(情報交換,相談等)を行っている。

【長所】

交換留学生や J I C A派遣の留学生に対し、効果的な日本語教育ができている。交換留学生は、限られた留学期間(半期~1年)で一定の学習成果を挙げなければならないことから、無理なくかつ効果的な学習が求められるので、一人ひとりの交換留学生に対する、指導教員(ゼミ担当教員)を交えたきめ細かい履修指導は非常に効果的である。

奨学金については「外国人留学生のためのガイドブック」,国際交流センターのホームページ,掲示などによって常に最新の情報を提供している。

学修上、生活上の支援を行うアドバイザーは、日本人学生にとっても貴重な体験となっている。

【問題点】

交換留学生やJICA派遣留学生等,一部を除いて日本語能力試験1級レベルの日本語力が要求されるため,受入れ留学生の出身国に多様性がない。また,留学生数の拡大に伴い,質の維持の問題が生じている。さらに,個別指導の負担が増してきている。

「日本語集中プログラム」を設置しているが、留学生の日本語能力に合わせたレベル別クラス数が充分とはいえない。

国費,外国政府派遣,JICA派遣の大学院留学生につけるチューター学生に関して,英語が堪能で 当該留学生と研究領域が近いという条件を設定すると人材不足になってきている。

奨学金については、財政的な問題や受給資格などの制約から、すべての留学生が受給できるものとはなっていない。

現状では異文化間コミュニケーションに関する専門教育を受けた留学生アドバイザーは配置されていない。また、学生相談室も留学生対応については専門性を有していない。

【問題点に対する改善方策】

留学生の受入については、「日本留学試験」の活用の成果及びその見直しについて今後検討する。また、海外に現地事務所を設置し、現地入試を導入するなど、留学生入試制度の多様化を検討する。

留学生数の拡大とその質の維持という課題に取り組むための方策として,大学院への受入れ強化を図る。

協定校の要望に応え、多様な留学生の受入れを可能にするために、日本語教育機関の組織的強化、英語による講義の設定も検討していく。

「日本語集中プログラム」は、一層多様なクラス編成を検討するとともに、少人数制クラスを維持することに努める。

留学生の増加に伴い, 奨学金制度と宿舎の拡充が求められるので, 学生部と協力して一層の充実を図る。具体的には, 私費留学生に対する授業料補助制度の維持, 私費留学生奨学金制度の拡充(明大第1種70名(現行64名), 文部科学省学習奨励費枠, 民間団体奨学金)である。

アドバイザーの研修と複数の要員確保及び留学生ボランティア学生の組織化を検討している。その他に、①専任教員による留学生の生活面サポート体制の整備、②和泉・生田地区での留学生支援体制の強化 一専任職員の常駐、③学生相談体制の強化一異文化間コミュニケーションに関する専門性を有した相談員の常駐または契約などを図る。

その他,協定校からの受入れ学生向けの日本国内におけるインターンシップの実施,英語による「日本学」,「日本文化・事情」などの集中講座の実施など新たなプログラムを提供し,一層の交流を図る。また,交換留学生を含め、留学生のインターンシップ制を確立する。

(海外留学の促進)

【目的】

教育の多様化、活性化を図るために、海外協定大学における学修の単位認定を推進し、海外協定校と

の間の一層の連携,交流を可能とする。

在学生の海外留学を奨励することや, 語学運用能力の強化を目的として, 外国語集中講座を設置する。

・海外留学における単位互換、単位認定

【現状】

本学の海外協定校との間で単位の互換を行っている。具体的な交換単位数及びその互換方法については、最終的に所属大学に任される。各学部は、30単位を限度として、単位互換を認めている。その具体的認定については、各学部の判断に任されている。海外の大学と個別に学生交流協定を締結している大学数は2006年度末現在33校、コンソーシアムが3件(2005年度は大学数21校、コンソーシアム3件)である。

・語学研修プログラム

本学学生が海外での生活を通して語学力を向上させ、現地の社会文化に生で触れ、国際感覚を身に付けることができるよう、約1ヶ月の夏期海外語学研修を国際交流センターが中心となって実施している。2006年度現在、英語研修2つ、ドイツ語・フランス語各1つであるが、英語研修参加希望者の増大に対応し、2006年度中にケンブリッジ大学と交渉し、従来プログラムに加え、2007年度から同大学で上級者コースを実施することになった。

・海外留学に対する経済的支援

海外に留学する本学からの学生に対しては海外留学経費助成制度を設け、協定校留学者には30万円、 認定校留学者には50万円を上限に助成金を支給している。

【長所】

本学の学生交流は、原則として1年を限度としており、単位互換により、原則として4年で卒業できるように配慮している。

語学研修プログラム参加者の中から交換留学をする者が出てくるなど, 毎年, 良好な結果を得ている。

【問題点】

協定校数がまだ充分とはいえない。また、協定校から単位認定可能な短期研修実施の要望がある。 語学研修プログラムは英・独・仏語以外の外国語圏へも拡大する必要がある。また、当プログラムは 夏期休業中に実施するが、引率教職員の負担が大きい。

英語圏の協定校への交換留学に必要なTOEFL・PBT550以上の英語力を有する学生が少なく, 結果として英語圏への正規留学者が多くない。また、同様に中国語圏、韓国語圏に交換留学生として派 遣できる学生も多くない。

【問題点に対する改善方策】

海外の協定校数を拡大して学生交流を一層盛んにする。そのためには、半年留学(セメスター制度の 完全実施)などの短期間による学生交流の可能性について検討する。また、協定校学生向け短期日本語 研修、英語による短期研修(日本学、日本文化・事情等に関するもの)の実施を検討する。また、協定 校以外の大学との単位互換を検討するため、協定校以外の大学からの受け入れ(1年以内)も行い単位 付与するなど、短期留学生受入れ制度を確立する。実施に際し、入門日本語教育の充実及び英語授業体 制の確立や9月からの受入れなどを検討する。

英語研修については、需要に応じて増設を検討する。また、中国・台湾及び韓国の協定校との連携を 強化し、中国語や韓国語研修の実施を計画したい。

引率教職員の問題については、2007年度から、引率に代わり、民間危機管理プログラムを導入することとした。

海外語学研修参加者に対し、その後のフォローアップ講座を実施し、一層の語学運用能力アップ、語 学学修のモチベーション向上を図る。

本学学生の英語力向上策として、例えばTOEFL講座など、留学を意識した、恒常的実践的英語プログラムの開講を目指す。

第4章 学生の受け入れ

【目的】

建学の精神である「権利自由」「独立自治」を継承しつつ、「個を強くする」という大学の理念に基づき、自らが難局を打開し、問題解決に向けて粘り強く努力する精神を持った学生を確保するための手段として、入学試験を課している。アドミッションポリシーとして、基礎学力を備え、明治大学の建学の精神を立派に体現できる人材を選抜している。この本学固有のアドミッションポリシーに基づいて学生を受け入れている。端的に言えば、

- ①社会に有為の人材を送り出すために、その目標に適う人材を確保する。
- ②入学者に価値観の多様性を保障し、健全な社会の発展に寄与する。
- ③建学の精神、伝統及び校風の継承者を確保する。

以上のアドミッションポリシーを,入学試験制度の基本的な考えとして位置付け,125年を超える長い伝統において,学生の「個」を育む本学の精神と伝統を受け継ぐ礎としている。

(学生募集方法,入学者選抜方法)

【現状】

本学は、学長の下に明治大学入学センターを設置し、本学における入学試験の実施に係わる業務を総合的に管掌し、入学試験制度の改革・改善及び学生募集の企画・広報を行うとともに、入学前・入学後に係わる学習支援のほか、学部等関係部署に係る入学試験業務の支援・調整等を行い、当該業務の効率化・一元化を図っている。

入学センターでは、毎年、学部や大学院、付属機関の協力の下、「大学ガイド」、「学部ガイド」等を作成することにより、建学の精神や本学の理念・目的、各学部等のカリキュラムや教育内容、そして、教学改革の取組みを広く紹介し、独自の校風に共鳴・賛同する受験生を獲得している。同時に、大学ホームページを通じて、上記の項目を、受験生のみならず、学生、校友、一般の方々にも伝えられるよう努めている。この入学センターによる積極的な取組みの甲斐あって、毎年、約7万~8万人の受験生が本学を目指し試験に臨んでいる。

本学の入学試験制度は、大きく分けて、一般入試、推薦入試、特別入試に区分されている。一般入試では、各学部の入学定員の約7割を募集しており、残りの約3割を推薦入試と特別入試で募集している。一般入試では、一般選抜入試と大学入試センター試験利用入試(前期日程・後期日程)を、推薦入試では、指定校推薦入試と付属校推薦入試を、特別入試では、AO入試、公募制入試、外国人留学生入試、帰国生入試などの多岐にわたる入試制度を設け、多様な価値観や様々な学習履歴をもった学生を受け入れている。また、2007年度から、一般入試の一つとして、あらたに全学部統一入学試験を実施した。これは、8学部が同日に、共通の問題で試験を実施することにより、一度の受験で、複数学部の併願が可能となる新しい試験制度である。これにより本学の独自の校風に賛同する志願者が同時に複数の学部に出願することができ、また、これまで実施してこなかった地方入試会場を札幌・仙台・名古屋・福岡に設けたことで、これまで以上に、地方に居住する多様な人材が多く受験することができるようになった。このことによって、多様な価値観を持った多くの学生が、本学のキャンパスに集い、今まで以上に、活気溢れる大学へ進化することが期待される。

入学センターの役割は、一般入試、推薦入試、各学部が実施する特別入試の各入試を統括・管掌する役割と、スポーツAO入試及び公募制スポーツなどのように、入学センターが直接的に入学試験を実施する役割とに分けられる。一般入試では、各学部ごとに実施する一般選抜入試と大学入試センター試験利用入試(前期日程・後期日程)を行っている。推薦入試では、各学部ごとの成績基準に基づいて実施する指定校推薦入試と本学の付属高校在校生を対象に実施する推薦入試を行っている。特別入試では、学部ごとの選考方針に基づいて、AO入試、公募制特別入試、自己推薦入試、外国人留学生入試、帰国生入試などを実施している。

2007年度入試では、次の入学試験を実施した。

入試の実施状況

	入学試験形態			一般入試			Ħ	推薦入試					特別入	黑				
		入学 定員	一般選抜入試	全学部統一入試	大学入試セン 利用	ター試験 入試	付属高校からの	学部が指定する高	公募制スポーツ	帰国生	社会人物	物入試	公募制	自己推薦		AO入試		外国人留气
学部·学科			一般遊放人區	王子即机一八品	前期	後期	推薦入試	校からの推薦入試	特別入試	特別入試	前期	後期	特別入試	特別入試	一般	付属校	スポーツ	生入試
法学部	法律学科	900名	570名	50名	50名	-	120名	70名	22名	若干名	若干名	-	-	_	_	-	18名	若干名
商学部	商学科	1,020名	510名	60名	70名	20名	150名	130名	30名	-	5名	5名	30名	-	-	-	10名	若干名
	政治学科	260名	115名	15名	3教科15名 4教科15名 6教科10名	4教科 5名	39名	26名	13名	若干名	若干名	-	-	-	-	-	7名	若干名
政治経済学部	経済学科	660名	340名	41名	3教科30名 4教科30名 6教科15名	4教科 10名	84名	66名	30名	若干名	若干名	ı	-	-	-	-	14名	若干年
	地域行政学科	150名	80名	10名	4教科10名 6教科 5名	3教科 5名	15名	15名	6名	若干名	若干名	-	-	-	-	-	4名	若干名
	文学科	400名	200名	40名	40名	-	43名	33名	-	4名	7名	-	-	20名	-	-	13名	若干名
文学部	史学地理学科	245名	118名	25名	25名	-	25名	21名	-	4名	6名	-	-	11名	-	-	10名	若干名
	心理社会学科	75名	36名	7名	7名	-	9名	7名	-	2名	2名	-	-	3名	-	-	2名	若干名
	* 電気電子生命学科	220名	115名	22名	3教科10名 4教科 8名	4名		25名		-	-	-	-	-	10名	-		
	機械工学科	120名	65名	10名	3教科 6名 4教科 6名	4名		10名		-	-	-	-	-	3名	-		
VPR -V- 204-447	機械情報工学科	120名	65名	12名	3教科 9名	5名	98名	10名	5名 (各 学科	_	-	-	-	-	5名	-	5名 (各学	and the same
理工学部	建築学科	140名	75名	14名	4教科15名	3名	98%	12名	2名以内)	_	-	-	-	-	8名	-	科2名 以内)	
	応用化学科	110名	55名	11名	4教科 7名	4名		10名	名	_	-	-	-	-	10名	-		
	情報科学科	105名	60名	8名	4教科 7名	2名		10名		-	-	-	-	-	5名	-		
ļ	数学科	55名	30名	4名	4教科 4名	2名		4名		_	-	-	-	_	5名	-		
	物理学科	55名	30名	5名	4教科 7名	2名		2名		-	-	-	-	-	2名	-		<u> </u>
	農学科	130名	77名	10名	20名	-		-	3名	_		-	5名	_	-		4名(各	
農学部	農業経済学科	130名	70名	10名	15名	-	44名	-	3名	_	_	-	5名	_	12名	12名	244X10	若干
	農芸化学科	130名	77名	10名	20名	-		-	3名	_			5名	_	-		名以 内)	
	生命科学科	130名	77名	10名	20名	-		-	3名	_	_	_	5名	_	_			₩
	経営学科	380名	200名	30名	20名	-				_	-	-	-	_	-	-		
経営学部	会計学科	170名	80名	15名	8名	-	103名	03名 92名	5名	_		_	_	_	10名	-	25名	若干
	公共経営学科	100名	45名	5名	7名	-	55名	_		_	_	_	-	-	5名	-		

※ 2006年4月現在、電気電子工学科および電子通信工学科を再編し、電気電子生命学科を設置計画中

【長所】

近年は、中等教育の変革、社会環境の変化に伴い、様々な学習履歴を持った受験生が増えている。このため、入学者選抜方式も一様ではすまなくなってきている。本学では、一般入試で約7割の入学者を選抜することにより、しっかりとした基礎学力を育んだ学生を選抜するとともに、推薦入試では、高校時代の優れた学業成績を基準とした学生を確保している。また、特別入試では、英語検定試験及び日商簿記検定試験などの資格基準、生徒会等の課外活動、文化・芸術・スポーツによる活動、ボランティアなどの社会活動など、学部ごとに定めた出願資格を持った学生を選抜している。これにより、様々な経験や価値観を持つ者同士が大学で切磋琢磨し、互いに刺激し合いながら、互いの持つ「個」を発揮しうる活気あるキャンパスが実現できている。また、スポーツAO入試では、入学センターがアドミッションズ・オフィスとしての機能を持つことにより、優秀なスポーツ成績を修めた志願者の選抜を行っている。各学部から選出されたスポーツAO入試委員らによる書類選考・実技試験・面接試問などを経て選考することにより、全学的な視野にたった、入学者選抜を行っている。

多くの大学が、推薦入試及び特別入試の入学定員枠を増大しているが、大学本来の社会的な使命は、 入学者に価値観の多様性を保障することにあると考えている。本学は、なかでも、一般入試における入 学者の多様性が社会の自然な姿であると考えてその枠を堅持し、全国から集まった多くの学生や大学の 教職員など、世代を越えた無数の出会いと価値観に触れる中で、自らの「個」を育んで欲しいと願って いる。

従来は、一律に標準化された学習履歴を持った学生が大学進学者層の多くを占めていたため、多くの受験生を集めて、その中から、筆記試験のみで入学者を選抜すれば、大学の水準は保たれていた。しかし、現在は、中等教育の多様化や国際化、スポーツ活動、資格社会への推移といった状況の下、多種多様な学習履歴を持った学生が多くを占めるようになってきた。その多様な学生一人一人の「個」を尊重しながら、さらに伸ばしていくという本学の教育方針は、まさに現状に即応したものであり、本学にとって非常に重要なことと位置付けられる。その根本精神をふまえながら、各学部固有の理念に基づいた

入試制度をつねに見直しつつ、状況に即応した多様性を確保することは、入学者選抜を適切に行うという役割のみならず、「個」を尊重し、本学の建学の精神や伝統、校風を後世に伝えるという大きな役割をも担っている。

【問題点】

近年の少子化の一層の進展によって、志願者数の確保が困難となっている。また、高等学校以下の教育課程の多様化及び社会の国際化・情報化・流動化に伴い、ただ志願者数だけを集め、量の確保によって質の確保を図るだけでは、入学者及び高等教育の水準の維持に繋がらない事態も発生しつつある。さらに、昨今の長期的な景気の低迷により、経済的な困窮や不安を理由とする志願者の地元志向が大きくなるにつれ、入学者の出身地域が首都圏及び近郊地域に限定される傾向も見受けられる。多様な価値観を認め合うことにより、自らが本来持っている「個」を強くするという本学の教育精神が、社会状況の影響により揺らぎかねない事態となりつつある。

入学者選抜方法や入試形態が多様化すれば、当然、様々な学習履歴を持つ学生が入学してくることになる。そこから、様々な学習履歴を持つ全ての学生に対応した教育を施すためのカリキュラムを適用する必要性が生じるため、従来のような一律の教育やカリキュラムでは、賄いきれない事態が生じる。様々な学習履歴を持つ学生に対し、高等教育を授け、大学卒業時までに、各学部ごとの教育目標に到達させるためには、教育方法の見直し(FD)や柔軟なカリキュラムの構築、入学前教育や補習授業の充実、習熟度別のクラス編成などの対処が必要となり、同時に教員の教育的負担も増加する。

【問題点に対する改善方針】

多様な価値観を育み、社会に有為な人材を養成するという本学の教育理念の実現が期待できる学生を受け入れるために、入学センターでは、入学試験制度に対する反省と新たな試みを継続して行っている。2007年度入試より実施された全学部統一入学試験もその一環であったが、単に目先ばかりを見たものではない改革を、今後も継続する。

教育水準を維持・向上させながら、学生の多様性をも保障するということは、入学後の個々の学生への教育対応の多様化・カリキュラムの柔軟性といったこととも関連するため、現在も行われている入学試験形態ごとの成績の追跡調査などの点検作業ならびに各学部と入学センターの相互連携をさらに緊密なものとする。

(入学者受け入れ方針等)

【目的】

入学者の受け入れについては、各学部とも、大学全体ならびに学部ごとの教育理念・目的に則った入学者選抜を実施することにより、受け入れ学生を決定している。入学試験形態にかかわらず、受け入れた学生が、大学生活の4年間で社会に求められる資質を養うことを、教育の目標としている。そのため、各学部とも、入試問題は、その土台となる基礎学力を測るためのものとして位置付けている。本学の入学試験問題は、難解な知識よりも、教科書レベルの基礎学力が身に付いているかを重視しており、学習指導要領(教科書)の範囲逸脱や偏向性のある出題とならないように、留意している。

各学部とも、入学時点における基礎学力を基に、教育カリキュラムを編成することが可能となり、教養教育や語学力、さらには専門教育へとの連携の中で、4年後に、社会の各方面で活躍できる素養と実力を身につけて卒業できるカリキュラムを構築している。

【現状】

各学部とも、それぞれの入学者受け入れ方針に則した入学試験を実施している。一般選抜入試を中心として、大学入試センター試験利用入試や推薦入試、特別入試を行うことにより、学部ごとの教育理念や教育目標を達成させることはもちろん、学生生活を通じて、広い教養と高い専門性を併せ持った、人間味溢れ、「明治魂」と呼ばれる、少しのことでは挫折しないバイタリティーある学生を育成している。

【長所】

各学部ごとに、多種多様な入試を展開していることから、様々な特徴を持った受験生が志願してきる。 そのため、本学入学後は、多様な価値観を互いに刺激し合うことにより、互いの持つ「個」を発揮しう る活気あるキャンパスとなりる。

【問題点】

入試形態ごとに様々な学力層の受験生が入学することにより、従来のような一律のカリキュラムでは、各学部の教育理念・目標を達成させることが困難になってきている。入試制度とカリキュラムは、密接に関係し合っており、双方の連携が不可欠である。本学では、教務を司る教務部委員会と入試を司る入学センターの両委員長が兼務することになっているため、双方の連携が図れているが、逆を言えば、お互いの改善策や改革方針を制約することにもつながる。

【問題点に対する改善方策】

多様な学生がその個性をそこなうことなく十分な教育を受けるためには、各学部ごとに、学生が主体的に選択できるような、柔軟なカリキュラムを創意工夫してゆくことが当然求められるが、入学者受け入れというところでも、受験生に本学の方針を強くアピールしていくことが必要である。そのため、大学の「大学ガイド」「学部ガイド」といった広報、ホームページ等を活用するのはもちろんであるが、オープンキャンパス・大学説明会・受験相談会・模擬授業・出張講義といった、教職員と受験生がじかにふれあえる場で、本学の理念と理想を熱く伝えていく。

(アドミッションズ・オフィス入試)

【現状】

優れたスポーツ技能を有する者を対象とした全学規模でのAO入試を実施している。スポーツAO入 試の実施については、スポーツAO入試委員会により運営されている。同委員会委員を始めとして、各 学部体育教員、入試事務室(アドミッションズ・オフィス)及び体育課の専任職員並びに体育会各運動 部の協力により、実施している。

【長所】

優秀な競技能力と実績を有する選手を早期に確保することが可能となり、本学体育会運動部の強化にもつなげることが可能となる。

【問題点】

導入当時より年々募集人員が増加するなど、実施規模が大きくなり、現状のアドミッションズ・オフィス要員数では、他業務との関係上、対応が厳しくなっている。特に、指定運動部が増加するにつれ、「専門実技試験」の実施数が増え、準備・調整および当日立会いなどの業務が、担当教職員ともに負担増となっている。なお、「専門実技試験」が形式的になっているとの意見もあり、そのあり方について、見直す必要がある。また、現在、スポーツAO入試対象者への学習指導は、入学前教育がアドミッションズ・オフィス、入学後の学習支援が 2005 年度設置の学習支援室というように、二分化している。入学前教育から入学後の学習支援への速やかで滞りのない移行のために、入学前教育を早期に学習支援室に移管すべきだとの意見が出ている。

【問題点に対する改善方針】

アドミッションズ・オフィス担当事務局の要員数を増加することが急務である。また、専門実技試験の実施方法を見直す必要がある。

(「飛び入学」)

学則第 24 条において, 高等学校に 2 年以上在学し, 各学部が定める分野において特に優れた資質を有する者への入学資格を認めているが, 現在実施している学部はない。

(入学者選抜における高・大の連携)

【現状】

本学は、高等学校との連携を重視した入学試験として、「学部が指定する高校からの推薦入試」と「付属高校からの推薦入試」を実施している。学部が指定する高校からの推薦入試は、法、商、政治経済、

文,経営,理工の各学部が指定校入学試験として実施している。付属高校からの推薦入試は,全学部が 実施しており,農学部は,この他にも付属校を対象としたAO入試を実施している。両者の入試とも, 調査書については当該学部の基準で審査しているが,学業成績のみならず,人材育成目標に基づいた視 点で,特別活動の記録や指導上の参考となる諸事項への記載項目,出席,欠席日数等にも留意している。

本学は、オープンキャンパス、大学説明会、受験相談会等を通じて、専門の教職員(アカデミック・アドバイザー)が高校生に対して進路相談・指導を実施している。また、大学及び学部の教育理念・目的、カリキュラムや教育学習内容等をわかりやすく掲載した「大学ガイド」及び「学部ガイド」を作成し、多くの高校生に配布している。さらに、定期的あるいは臨時に公開授業や模擬授業・出張講義を行い、高校生の学習意欲を体験的に喚起させている。

【長所】

「学部が指定する高校からの推薦入試」は、当該高等学校において学業、課外活動、校外活動などにおいて特に優れた能力を発揮した者を入学させることが可能であり、入学後、彼らの学業成績は概ね優秀であり、課外活動においても活躍している。

「付属高校からの推薦入試」は、中等教育から本学の教育理念、目的を十分に理解した学生が入学することにより、彼らが他の学生との様々な交流において中心的な存在となりながら、愛校心を喚起させ、学園生活をより充実させることに資している。

【問題点】

本学は、入学センターのもとに全学的な入試広報戦略を構築している。入学センターは教務事務部入 試事務室が中心となって運営しているが、入学試験全般を統括する機関としては人員不足が顕著である。 また、各部署から選出されるアドミッションアドバイザーも人員が不足しており、相談会、説明会及び オープンキャンパス等での高校生に対する進路相談、指導等に支障がある。

【問題点に対する改善方策】

2007年9月から新事務機構を発足させる。入学者選抜における高・大の連携については、新事務機構の中で、各学部と入学センターの協力関係を構築し進展させる。アドミッションアドバイザーについては、研修を充実させ、基本的な事項は全職員が対応できるような体制を検討する。

(科目等履修生・聴講生等)

【現状】

本学の各学部は、「明治大学科目等履修生・聴講生に関する規程」に基づき、選考のうえ科目等履修生、聴講生を受け入れている。科目等履修生は、学部設置科目の履修する者の他、社会人(本学卒業生)及び本学在籍の大学院生を対象に、教育職員免許、学芸員、社会教育主事等の資格取得を目的とする者を受け入れている。

【長所】

各学部が受け入れる科目等履修生および聴講生に対しては、一部の科目を除き、一般学生と同様に多くの科目が提供されている。また、政治経済学部では、科目等履修生として修得した単位を政治経済学部へ入学後に卒業単位として認定する単位累積加算制度を実施している。

科目等履修生及び聴講生は、一般学生と同様に図書館、各メディア施設等や学習支援システムである「Oh-o! Meiji システム」を利用することができ、さらに、通常の授業を補完する目的で、各キャンパスに設置してある学習支援室において学習指導を受けることができる等、本学の教育施設、設備等を十分に活用し、主体的に学習する環境が提供されている。

【問題点】

科目等履修生及び聴講生の受け入れ手続きに煩雑な面があり、当該者の履修計画に支障をきたす場合がある。また、教育職員免許取得等を目的とする科目等履修生の受け入れについては、主管する事務室の人員的問題により、本学大学院生及び卒業生以外の受け入れは実施していない。

【問題点に対する改善方策】

科目等履修生及び聴講生の受け入れ手続きについては、手続きの簡素化を実施する。また、担当職員の人員的な問題に関しては、事務機構改革を進展させる過程で改善を図る。

(定員管理)

【現狀】

本学の各学部における入学定員と入学者数は、定員超過率を 1.15 倍に設定し、2007 年 5 月現在、各学部とも適切な状態を維持している。

学部名	入学定員	入学者数	超過率	過去4年間 の超過率
法学部	900	884	0.98	1.08
商学部	1020	1076	1.05	1.02
政治経済学部	1070	1136	1.06	1.08
文学部	720	941	1.31	1.19
理工学部	925	1108	1.20	1.08
農学部	520	590	1.13	1.13
経営学部	650	776	1.19	1.13
情報コミュニケーション学部	400	472	1.18	1.13

【長所】

定員超過率については、毎年度、関係部署が各学部の状況を調査し、この結果をもとに、学部長会において、学長から各学部長に対して次年度の入学者数についての指針が示されている。各学部ともこの指針に基づき努力を継続した結果、適切な状態を維持している。

【問題点】

各学部とも合格者数発表については,数年間の手続き者数の実績等を考慮しながら決定しているが,想定外の結果となる場合もある。

【問題点に対する改善方策】

定員超過率は、4年間の入学定員超過率の平均であるため、単年度的な増減は止むを得ないとしても、これが継続的にならないよう努める必要がある。学内外の専門家による指導や情報収集の活性化が必要である。

(編入学者, 退学者)

【現状】

本学は、学則第27条に基づき、他学部への編入、同一学部の転科及び転専攻を、選考試験の上、認めている。また学則第32条に基づき、退学者が再入学を願い出た場合、当該教授会の議を経て、選考試験の上、認めている。選考試験は、他の入学試験と同様に試験要項を作成し、周知している。

退学については、当該学生が願い書を提出し、当該教授会の議を経たのち、許可している。学生の学籍情報はシステム的に管理し、退学理由等も把握している。

【長所】

本学は、編入学試験、転科及び転専攻試験を厳正に実施し、適格者の入学を許可している。また、退学希望者については、学部等事務室、学生相談室、学習支援室において適性な指導及び相談業務を実施している。退学者の退学理由等もシステム的に管理しており、統計的に把握することにより、修学指導を充実させている。

【問題点】

不登校や学費未納等の学生は、ある定められた時期で退学(除籍)処分となる。このような学生は、 在籍中も大学及び学部との連絡不能な状態が長期間となることも多く、修学指導が実施できないことも 時間切れでの退学になる一因となっている。

【問題点に対する改善方策】

不登校の学生や心に病を持つ学生に対しては、教育的配慮が必要である。退学(除籍)処分となる前に、休学を勧告し、治療に専念するような環境も必要であり、現在、規定を作成しているところである。また、奨学金制度を充実し、経済的に困難な状況にある学生の救済も急務である。さらに、現在のような、携帯・インターネット環境の時代における、学生とのコミュニケーション手段も改善する必要がある。

第5章 教員組織

【目的】

「権利・自由」と「独立・自治」という本学における建学精神は、『「個」を強くする大学』という教育理念として現在に継承されている。本学は、学生が主体的に学ぶための教育課程を編成するとともに、これに直接携わる教員組織について経常的に検証し改善する取り組みを進展させている。

各学部、大学院研究科及び専門職大学院において、大学設置基準等の省令で定める専任教員数を上回ることはもとより、少人数で手厚い学習環境を創生するため、各分野に適切な教員を配置し、さらに多様で弾力的な教員組織の構築を目指している。

(教員組織)

【現状】

2006年5月1日現在,本学における教員組織は第5章 表1のとおりである。各学部,大学院及び専門職大学院において,大学設置基準等の省令で定める数を上回る専任教員を配置し,きめ細かい教育活動を展開している。さらに,自らの教育理念・目標に基づく教育課程を編成するなかで,主要科目には可能な限り専任教員を配置するよう努めている。

本大学における教員任用は、退職者の補充を基本とし、前々年度に任用計画を立案する。従来は、退職者の担当科目補充を原則としていたが、2004年度以降は、教員任用計画における学長の基本方針として、特色ある教育プログラムを実践する人材、高度な研究に取組む人材の任用を定め、この方針を学部等へ浸透させている。また、年齢構成については、各学部とも高齢化が進んでいることを考慮し、学長の基本方針として、若手の教育・研究者として専任講師又は専任助教授の任用とし、専任教授の任用の場合は50歳以下の任用を原則としている。学部等の教員任用計画については、教務部長が当該学部長等とのヒアリングを実施し、学部等の教育改革の進展と実績を勘案しながら、担当科目、任用時の資格の適正さを判断し、最終的に大学全体としての教員任用計画を立案している。

本学の教員任用は、公募を原則としており、近年は女性教員や外国人教員を積極的に任用している。この結果、専任教員のうち女性教員、外国人教員が占める割合も増加傾向にある。さらに、実務的教員の任用を弾力化したことにより、一般社会からの教員の受入れも増加している。一方で、専任教員の定年は70歳の年度末であることから、高齢化の進行が顕著になっている。なお、学部間共通総合講座等、オムニバス形式で運営する授業科目については、国内外の各分野の第一線で活躍している社会人をゲスト講師として招聘している。

本学は、学部等の教育理念、目標に基づきカリキュラムを編成する過程において、多彩で多様な授業科目を設置している。大学全体で800名以上の専任教員を配置している。専任教員へは、所属学部等によるFD活動の他、本学のFD活動として、教員研修(FD)委員会が主管して、各種研修会及び講習会を実施し、教員の教授力等の向上を図っている。また、学部等の授業科目を運営し、教育目標を達成する上では、兼任講師(非常勤教員)の協力が不可欠である。2006年5月1日現在、大学全体で1,500名を越える兼任講師が、全体の授業科目のうち、約4割を担当している。専任・兼任教員の比率としては適切であると判断するが、学生の視点からは、専任教員と同等に教育業務に責任を担う兼任講師の業績を評価し、教育活動に反映させるシステムの構築が急務である。なお、兼任講師へは、学部等が年度始めに説明会等を実施している。この説明会では、授業科目運営に係る連絡事項の他、学部等の教育目標等を説明し、この達成のため、授業の完全実施を求めている。

第5章 表1 全学の教員組織

世子野	学部・学科、研究	€科・専攻、研究所等		専	任 教 員	数		必要専任	等任歌員 1 人当た りの住職学生歌 (無い to)	特任教員		兼担教員数			兼 任 教員数	備	考
- 特別 (A) 2									/表(9(A))	(外数)	教授	助教授	講師		4以貝奴	TA	RA
- 機能等性 治的 で 2 0 0 0 12	法学部						6	35						0			
#								/									
保険性質 2 1 0 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1								/	54.8						232	12	
時間 10 10 10 10 10 10 10 1															-		
高学科 45 3 4 55 12 39 5 0 0 1 1 1 1 1 1 1 1			_					90							-		
一般対所に大次 5 2 1 8 1 1 1 1 1 1 1 1										-				0			
- 長世所(公金) 1 1 1 0 2 2 1 4 4 2 13 188 15 2 2 1 4 4 2 13	由子部						12	38		D D				U	-		
- 一般性所に自然の 1 2 1 4 4 7 3 15 2 7 3 25 7 3								/							-		
予報報報								/	44.0						100	15	١.,
映画機関 3								/	44.2						180	15	_ Z
計画報酬報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報								/							-		
超過程音学部							10	- 00							4		
接触性理解 2 2 3 2 3 3 3 6 6 25	m.E. 1.E. don't have able drom																
押機が日本料 3 2 0 10 10 10 10 10 10	政治経済字部													U	-		
							b								-		
								10							-		
- 世界 (1985) 13 5 4 22 1 1 1 4 1 1 1 1 3 1 1 3 1 1 1 1 3 1 1 1 3 1 1 1 1 3 1 1 1 1 3 1								/	48.2						144	13	
中級体育 3 0 1 4 4 5 5 2 5 10 10 9 4 5 5 2 5 5 10 10 9 4 5 5 2 5 5 5 5 5 5 5								/ /	_						-	-	
計 65 28 10 101 8 40 47 8 15 3 0 2 大地地域 4 47 8 15 3 0 2 大地地域 4 47 8 15 3 0 0 2 0 <td></td> <td>-</td> <td></td> <td></td>															-		
文字타 文字			_		_										1		
東子原理学科 25 3 2 30 10 10 10																	
○・設計を字科	文学部									3				0	4		
- 映技術人人文) 2 0 0 0 2 0 1 3 30.5							10								1		
外回語 1								6							1		
								/	30.5						351	12	9
接換理性 3 5 0 13 -		外国語		1					00.0							10	"
# 生気電子工学科 8 2 18 7 107 18 31 1		保健体育															
現工学部 電気電子工学科 3 2 3 13 2 9 4 0 0 0 0 0 0 0 0 0		資格課程															
電子通信工学科		計	82	18	7	107	18	31									
機械正学科 7 8 2 15 1 10	理工学部	電気電子工学科	8		3	13	2	9		4				0			
機能特別工学科 12 1 2 15 3 10 10 10 10 10 10 10		電子通信工学科	10	2	2	14	4	9									
理談学科 10 7 4 21 4 10 10 2 11 13 3 3 8 10 10 10 10 10 10 10		機械工学科	7	6	2	15	1	10									
原用化学科 7 8 3 3 18 13 9 17 18 18 13 9 18 14 15 9 18 18 15 9 18 18 15 9 18 18 15 9 18 18 15 9 18 18 15 9 18 18 15 9 18 18 15 9 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		機械情報工学科	12	1	2	15	3	10									
情報科学科 10 2 1 13 3 9 27.2 348 319 7 348 319 7 348 319 7 348 319 7 348 319 7 348 319 7 348 319 7 348		建築学科	10	7	4	21	4	10									
競学科 7 4 4 2 13 8 8 8		応用化学科	7	8	3	18	13	9									
一般女性 10 4 0 14 0 8		情報科学科	10	2	1	13	3	9	27.2						349	319	7
- 一般教育人文) 1 0 0 0 1 1		数学科	7	4	2	13	6	8									
- 般数官 (人文) 1 0 0 1 1		物理学科	10	4	0	14	0	8							1		
外国語 9 2 0 11 1 2 2 3 3 3 2 150 38 82 3 3 3 3 3 3 3 3 3			1	0	0	1									1		
保健体育			9	2	0	11									1		
計量等的 機学科 13 4 2 19 6 10 農業経済学科 6 5 3 14 5 10 農業経済学科 6 9 3 18 1 10 生命科学科 8 8 2 16 6 10 一般教育(人文) 1 0 1 2 外側器 4 1 1 6 10 保健体育 1 1 0 2 会計学科 15 3 2 20 6 17 会計等科 3 2 2 12 2 11 一般教育(人文) 0 1 0 1 0 10 一般教育(自然) 1 0 0 0 0 0 0 中機体育 1 0 0 1 0 0 1 中級教育(自然) 1 0 0 1 0 0 1 中級教育(自然) 0 2 0 2 0 2 中級教育(自然) 0 2 0 2 0 2 中級教育(自然) 0 2 0 2 0 2 中級教育(自然) 0<		保健体育	0	1	1	2									1		
農学部 農学科 13 4 2 19 6 10			91	39	20	150	36	82							1		
農業経済学科 6 5 3 14 5 10 日本化学科 6 9 3 3 18 1 10 日本化学科 6 9 3 3 18 1 10 日本化学科 8 8 2 16 6 10 日本化学科 6 10 日本化学科 8 8 2 16 6 10 日本化学科 8 8 2 16 6 10 日本化学科 9 8 8 2 16 6 10 日本化学科 9 8 8 2 1 8 8 9 8 8 2 1 8 8 8 9 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8														0			
農芸化学科 6 9 3 18 1 10 生命科学科 8 6 2 18 6 10 一般教育(人文) 1 0 1 2 外国語 4 1 1 6 保健体育 1 1 0 2 会計学科 3 2 20 6 17 会計学科 8 2 2 12 2 一般教育(人文) 0 1 0 1 0 一般教育(社会) 0 0 0 0 1 一般教育(自然) 1 0 0 1 保健体育 1 0 0 1 中教教育(人文) 1 0 1 中教教育(人文) 1 0 1 中教育(自然) 1 0 1 中教教育(人文) 1 0 1 中教教育(人文) 1 0 1 中教教育(人文) 1 0 0 中教教育(人文) 1 0 1 中教教育(人文) 1 0 1 中教教育(人文) 1 0 1 中教教育(人文) 1 0 1 中教教育(人文) 1 0 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>14</td> <td></td> <td>10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td>						14		10							1		
生命科学科 8 6 2 16 6 10 一般教育(人文) 1 0 1 2 外国語 4 1 1 6 保健体育 1 1 0 2 計 33 26 12 77 18 40 経営学科 15 3 2 2 11 5 0 会計学科 8 2 2 12 2 11 一般教育(人女) 0 1 0 1 1 一般教育(社会) 0 0 0 0 1 一般教育(自然) 1 0 0 1 中機体育 1 0 0 1 中級教育(人女) 1 0 0 1 中級教育(上文) 1 0 0 1 中級教育(上文) 1 0 0 1 中級教育(上文) 1 0															1		
一般教育(人文) 1 0 1 2 外国語 4 1 1 6 保健体育 1 1 0 2 計 39 26 12 77 18 40 経営学部 経営学科 15 3 2 20 6 17 公共経営学科 10 3 1 14 0 10 一般教育(人文) 0 1 0 1 0 1 一般教育(社会) 0 0 0 1 0 1 小園語 12 1 0 1 0 1 中級教育(白然) 1 0 0 1 0 中級教育(自然) 0 0 0 1 小園語 12 1 0 0 1 中級教育(自然) 0 2 0 2 0 2 小園部(白然) 0 2 0 2 0 2 0 小殿教育(自然) 0 2 0 2 0 2 0 2 1 小殿教育(自然) 0 2 0 2 0 2 0 2 1 0 1 1 0									00.0						1		
外国語									29.9						1 89	86	2
保健体育 1								1 /							1		
計 39 28 12 77 18 40															1		
経営学部 経営学科 15 3 2 20 6 17 会計学科 8 2 2 112 2 111 人共経営学科 10 3 1 14 0 10 10 10 一般教育(人文) 0 1 0 1 一般教育(社会) 0 0 0 0 0 1 分国語 12 1 0 13 保健体育 1 0 0 1 1 分国語 12 1 0 13 保健体育 1 0 0 1 1 分配教育(人文) 1 0 5 62 8 38							18	40							1		
会計学科 8 2 2 112 2 111 公共経営学科 10 3 1 14 0 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1										5				n			
公共経営学科 10 3 1 14 0 10 一般教育(人文) 0 1 0 1 0 1 一般教育(社会) 0 0 0 0 0 0 一般教育(社会) 0 0 0 1 0 0 1 外国語 12 1 0 0 1 0 0 1 計 47 10 5 62 8 38 0 一般教育(人文) 1 0 0 1 0 0 1 一般教育(人文) 1 0 0 1 0 0 1 中級教育(自然) 0 2 0 2 0 2 小園語 3 1 0 4 0 0 サンス研究科 6 6 10 2 3 3 13 0 ガバナンス研究科 10 3 13 11 2 2 3 3 13 0 ガバナンス研究科 10 3 13 11 2 2 2 3 海野学学体の収容定員に応じ定める専任教員教 190 190 190 0 0 0										Ť				ا ا	1		
一般教育(人文) 0 1 0 1 一般教育(社会) 0 0 0 0 0 一般教育(自然) 1 0 0 1 外国語 12 1 0 1 日報32x257-937学科 11 14 2 27 20 一般教育(人文) 1 0 0 1 一般教育(自然) 0 2 0 2 小園語 3 1 0 4 計 15 17 2 34 0 20 ガバナンス研究科 6 6 10 2 3 3 13 0 ガローバル・ビジネス研究科 10 3 13 11 2 2 2 法務研究科 3 2 10 11 2 2 2 法務研究科 35 3 38 40 12 12 14 学全体の収容定員に応じ定める専任教員教 190 190 0 0 0															1		
一般教育(社会) 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 142 13 ・股教育(自然) 1 1 0 0 1 0 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0<								107							1		
一般教育(自然) 1 0 0 1 外国語 12 1 0 13 保健体育 1 0 0 1 計 47 10 5 62 8 38 情報コミュニケーション学科 11 14 2 27 20 2 0 一般教育(自然) 0 2 0 2 0 2 0 2 外国語 3 1 0 4 4 40.1 52 12 がパナンス研究科 6 6 10 2 3 3 13 0 グローパル・ビジネス研究科 10 3 13 11 2 2 8 法務研究科 3 2 10 11 2 2 8 注案全体の収容定員に応じ定める専任教員教 190 190 0 0								1 /	45.7						142	13	
外国語 12 1 0 13									10.1						1 ***	'"	
保健体育								/ /							1		
計 47 10 5 62 8 38 38								/							1		
							Q	20							1		
自報のよう つり カイナ 中級教育 (人文) 1 0 0 1 一般教育 (自然) 0 2 0 2 外国語 3 1 0 4 計 15 17 2 34 0 20 ガバナンス研究科 6 6 10 2 3 3 13 0 グローバル・ビジネス研究科 10 3 13 11 2 2 3 金計専門職研究科 3 2 10 11 2 2 3 法務研究科 35 3 38 40 12 12 14 学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 190 190							0			9				0			
一般教育(自然) 0 2 0 2 40.1 外国語 3 1 0 4 計 15 17 2 34 0 20 ガバナンス研究科 6 6 10 2 3 3 13 0 グローバル・ビジネス研究科 10 3 13 11 0 31 1 会計専門職研究科 8 2 10 11 2 2 2 8 法務研究科 35 3 33 40 12 12 14 学全体の収容定員に応じ定める専任教員教 190 190 0	青報コミュニケーション学部							40						 	1		
外国語 3 1 0 4 計 15 17 2 34 0 20 ガパナンス研究科 6 6 10 2 3 3 13 0 グローパル・ビジネス研究科 10 3 13 11 0 31 1 会計専門職研究科 8 2 10 11 2 2 8 法務研究科 35 3 38 40 12 12 14 学全体の収容変員に応じ定める専任教員教 190 190								/	40.1	<u> </u>					E9	19	
計 15 17 2 34 0 20								/	40.1						92	12	
ガバナンス研究科 6 6 10 2 3 3 13 0 グローバル・ビジネス研究科 10 3 13 11 0 31 1 会計専門職研究科 8 2 10 11 2 2 2 8 法務研究科 35 3 38 40 12 12 14 学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 190 190							- 0	90						-	-		
グローバル・ビジネス研究科 10 3 13 11 0 31 1 会計専門職研究科 8 2 10 11 2 2 8 法務研究科 35 3 38 40 12 12 14 学全体の収容定員に応じ定める専任教員教 190 190				17	Z		U			-				-	1.0	_	
会計専門職研究科 8 2 10 11 2 2 8 法務研究科 35 3 38 40 12 12 14 学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 190 0										<u> </u>	3						
法務研究科 35 3 38 40 12 12 14 学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 190										-	_					1	
学全体の収容定員に応じ定める専任教員数 190 0										-							
学全体の収容定員に応じ定める専任教員教 190	法務	研究科	35	3				40_			12				14		
	W. A. II. = 4					0											
合計 517 184 72 773 107 595 21 17 0 0 17 1,611 499 1	字宝体の収容定員に	応し定める専任教員数															

【問題点】

現在、学部等における適正な専任教員数の算出 根拠を大学として示していないので、カリキュラ ム改革を進展させる上で、抜本的な教員組織の改 革に支障をきたしている。また、70歳定年制を主 因とし、本大学の専任教員(専任教授、専任助教 授、専任講師)の年齢は平均50歳を超え、特に 教授は高齢化が進行している。

第5章 表2 専任教員の年齢構成

資格	年齢の平均
教授	55.5
助教授	44.5
講師	39.5
大学全体	51.5

【問題点に対する改善方針】

本学は、21世紀の知識基盤社会に到来とともに、本学に負託される社会的な使命がより高度化、多様化することを強く認識している。このため、教育・研究活動の根幹となる教員組織は、有機的に構成し、弾力的に運用すべきであるとの結論に至り、これを基本方針として、教員の任用に係る各規定の改正を図り、2006年度、新たに「明治大学教員任用規程」を制定した。同規程により、期限を付して時流に即した教育・研究活動を展開する教員の任用が可能となった。この制度の活用は、各学部、大学院及び専門職大学院における教育・研究活動の活性化を進展させることになる。

さらに, 高齢化の解消には, 選択定年制の活用等, 理事会と協働して抜本的な解決が必要であるが, さらに教員の流動化を活性させる施策を検討する必要がある。

(教育研究支援職員)

【現狀】

本学において、種々の授業科目の運用を補助するスタッフは、専任助手、特別補助講師、ティーチング・アシスタント(TA)、特別嘱託職員がいる。このうち、特別補助講師は、法科大学院等、実務社会における高度な職業人の養成を目的とし、日常の授業における補助業務を担当している。各学部では、本大学院生をTAとして採用し、週6時間から12時間の範囲で教育補助業務を担当させている。

外国語教育における教育補助業務は、各学部の責任で実施している他、学部間共通外国語科目の合宿集中講義等においては、教務部がTAを採用して運営している。

学部間を横断的に実施している情報基礎教育科目(情報基礎論,数値情報論,文字情報論等)は,2005年度に設立された教育の情報化推進本部が主管して運営し,試験を課して一定の能力を有する特別嘱託職員を採用し,授業補助業務を担当している。さらに,各キャンパスにサポトーデスクを設置,外部専門業者に委託して,各教室に設置している様々な教材提示装置の運用補助を実施している。

学生の修学指導、学習支援等は、学習支援推進委員会が主管して各キャンパスに学習支援室を設置、各学部が採用した助手及びTA並びに教務部が採用したTAが協働して実施している。

TA等の教育補助者の採用に関しては、「明治大学TA、RA及び教育補助講師採用規程」に定められており、各学部、大学院研究科等はこの規定に基づき担当者を採用し、教育研究活動を展開している。

【長所】

本学の教育研究補助業務担当者の採用は、一部教務部長が採用前年度に各機関の要望を調査し、ヒアリング等を経て教育補助担当者の総時間数を決定している。この結果、限られた予算枠の中で、学部等の教育改革の進捗状況を勘案しながら適正に配分している。

なお、本学のTAは、週6時間から 12 時間の範囲で教育補助業務に従事することを規定しており、 当該者の学習・研究活動に支障がないよう配慮している。

【問題点】

情報処理関連等の専門分野においては、教育補助担当者であってもより高度で多様な知識を有する人材が強く求められている。また、学習支援室におけるTAは、大学全体の共通的な教育補助を任務とするが、募集、採用については各学部の協力が不可欠であり、連携を強化する必要がある。専門職大学院においては、教育補助業務担当者の人材が不足している。

【問題点に対する改善方針】

情報処理関連の教育補助担当者については特別嘱託職員として処遇面を配慮し、人材を学外にも求めることにした結果、改善効果が現れている。また、学習支援室のTA採用に関しては、今後学習支援推進委員会が各学部の学習支援をとりまとめ、学部個別の学習支援から大学全体の学習支援を推進する過

程で、各学部の理解を得ながら連携を強化することとする。専門職大学院の教育補助業務担当者不足の解消については、実態を調査し、然るべき対応を行う。

(教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続)

【現状】

本学は、2002年、教員と教育研究補助職の任用を包括的に定めた「明治大学教員任用基準」を制定し、これに基づき教員の任用を行ってきた。しかし、知識基盤社会の到来は、大学への社会的付託をより高度化、多様化させ、教員の流動化も激しさを増してきた。本学においても、教育研究に直接携わる教員の組織・体制は重点政策のひとつと位置づけ、学長は、2004年の就任直後から関係規定の整備を教学改革の基本方針として掲げた。この結果、2006年4月に「明治大学教員任用規程」他、関連校規を制定し、任期制教員である特任教員の任用等、柔軟で機動的な教員組織の編成を可能とした。

【長所】

現在,「明治大学教員任用規程」の制定後間もないことから,特任教員の任用は専門職大学院における実務家教員が中心である。しかし,理工学部において2006年7月に1名任用,また2007年度の任用計画においては,約20名の特任教員を任用する予定である。特任教員の任用は客員教員とあわせて,今後の適切な教員流動化の進展の根幹となり,教員組織の活性化に寄与することになる。

【問題点】

本大学の兼任講師は約4割の授業科目を担当し、重要な位置づけにある。兼任講師の任期は1年間で、 更新を認めているが、更新の回数について制限していないため、10年間以上の任期や高齢化も顕在化し ている。

【問題点に対する改善方針】

兼任講師については、2007年度から、法人との間で雇用契約を締結する。また、同年4月に任用基準を定めることを予定している。

(教育研究活動の評価)

【現狀】

教員の教育研究活動への評価について,大学としては実施していない。現状においては,各学部,大学院に委ねている。

研究活動に対する評価については、各学部において教員昇格に際する基準を設定しており、当該の評価方法とみなすことができる。また、専任教員には毎年度、前年度に関する「特定個人研究費報告書」の提出を義務付け、さらに1年間の研究業績についての報告を研究業績調査により文書提出もしくは電子データの修正という形で求めている。また、教員任用についても規程を設け、教育研究上の業績が選考基準に規定化されている。

教育活動については学生による授業評価アンケートが半期ごとに実施されており、その結果が教員にフィードバックされている。

教員の業績評価については、2007 年度教育研究に関する学長の基本方針として示され、今後、2006 年度後期に設置された「教育開発・支援センター」において検討すべき重要な課題となっている。

【問題点】

教員評価システムの導入にあたっては、評価基準の透明性を確保し、公正に実施することが大前提である。全教員の理解を得ながら慎重に進める必要があり、相当の時間を要することが想定される。

【問題点に対する改善方針】

教員評価システムは、学長のリーダシップの下、私立大学連盟が提示したスタンダードモデルや他の 先行大学の事例を参考とし、「教育開発・支援センター」が中心となって原案を作成する。作成の過程 では各教授会と連携を図り、教員評価システム導入趣旨の理解を深めていく。期限を定め、最終的には 学部長会で意思決定を行う。

第6章 研究活動と研究環境

【目的】

大学における高等教育の源は、研究にある。その活性化、特に質の保証は、大学改革の最重要課題の1つといえる。「明治」らしい特色を示す研究を推進し、かつその成果を社会へ還元するシステムを構築するために、2005年5月、学長のもとに明治大学研究・知財戦略機構を開設した。この機構の中に、研究企画推進本部と社会連携促進知財本部を設けている。前者は、新しい大学研究の創成をはじめ本学の研究活性化のため具体的施策を立案し実行していく組織であり、後者は、本学の知的資産を社会に還元するために大学と社会を結びつけるリエゾン機能を担うが、具体的には認証TLOやインキュベーションセンターの展開・拡充をはかることを意図している。

社会全体の国際化・情報化が進む中で、大学における研究活動は、社会から様々な要請を受けている。 そのため、研究成果の公開、社会還元ということを目的として、本学で行われている研究内容ならびに 実績に関する情報を、あまねく発信して本学の研究活動を活性化させることを目的としている。

(1)研究活動

【現状】

本学で毎年実施している「専任教員の研究業績調査」によれば、各教員による単年度の実績は次の通りである。この調査は、当該年度の研究ならびに教育に関する業績について調査しているものであるが、本人の申告制によるものであるため、余すことなく教員の業績を収集してはいないが、著書・発表論文に該当する業績は1,700件にも上り、それ以外でも1,300件の業績があげられている。

種類	2004 年度	2005 年度	2006 年度
学会誌	530	522	447
国際会議議事録	130	128	126
学内紀要等	315	320	284
単行本	378	384	342
その他	428	369	277
合計	1781	1723	1476

業績の種類	2004 年度	2005 年度	2006 年度
建築設計	4	4	3
展覧会		1	1
演奏会	1	3	
市場調査		3	3
新聞	25	19	20
インタビュー	15	5	13
国際学会でのゲストスピーカー	13	11	18
国内学会でのゲストスピーカー	14	8	9
学会発表	620	714	514
講演	158	182	152
シンポジウム	51	64	48
書評•評論	101	65	72
判例研究•判例解説	8	3	6
座談会・パネルディスカッション	11	30	17
エッセイ	39	55	41
翻訳	27	32	35
その他	189	160	102
合計	1276	1359	1054

学術賞の受賞件数

	2004 年度		2005 年度		2006 年度	
区分	学部等	件数	学部等	件数	学部等	件数
国内	商学部	1	商学部	1	理工学部	5
	政治経済学部	2	政治経済学部	1	農学部	2
	理工学部	10	理工学部	8		
	農学部	1	農学部	1		
	情報コミュニケーション学部	1	農学研究科	1		
			会計専門職研究科	1		
計		15		13		7
国外	政治経済学部	1	法学部	1	理工学部	1
	文学部	1	商学部	1		
	理工学部	1	理工学部	2		
計		3		4		1

本学には学部・大学院の教育研究の基本組織を横断して、専門分野について精深な研究及び調査を行い、学術の進歩発展に寄与することを目的に研究活動を中心に展開する組織として、社会科学研究所、人文科学研究所、科学技術研究所の三研究所を設置している。なお、専任教員はいずれかの研究所に所属することとなっている。また、2004年度から21世紀COEの採択等に向け、特定の研究課題を明らかにした共同研究を推進することを目的に、特定課題研究所を設置できることにした。2007年3月現在、48件の特定課題研究所が設置されている。これらの研究組織により研究助成を得て行われた特筆すべき実績は次のとおりである。

◎ 文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」による大型研究プロジェクト

2006年度は、ハイテク・リサーチ・センター整備事業1件、学術フロンティア推進事業2件、社会連携研究推進事業1件が採択され、継続分と合わせて13件の大型研究プロジェクトを推進・実施した。アハイテク・リサーチ・センター整備事業

- ○「生体物質を利用した新機能性ナノ素材の創成」【継続】
- ○「電気電子工学における環境対応型エネルギー・素材の開発とその応用研究」【継続】
- ○「21世紀の食糧生産・生物活用のためのバイオテクノロジー」【新規】
- イ 学術フロンティア推進事業
- ○「機械材料と機械要素の信頼性データバンク構築に関する研究」【継続】
- ○「先端的グローバル・ビジネスとITマネジメント-Global e-SCM に関する研究」【継続】
- ○「強地震動下における構造物および機器・装置・配管系の損傷制御および機能維持システムの開発」 【継続】
- ○「日本古代文化における文字・図像・伝承と宗教の総合的研究」【継続】
- ○「高度先進医療を支援するハイパフォーマンスバイオマテリアルの創製とその医療用デバイスとしての応用」【新規】
- ○「環境変遷史と人類活動に関する学際的研究」【新規】
- ウ 社会連携研究推進事業
- ○「ユビキタス商店街プロジェクト」【新規】
- エ オープン・リサーチ・センター整備事業
- ○「地域産業発展のための企業家、実業家、行政マン等育成のための研究プロジェクト」【継続】
- ○「危機管理に対応する行政管理システム確立に関する研究」【継続】
- ○「コミュニティ開発におけるNPO・行政・地域企業・大学の戦略的パートナーシップに関する研究」 【継続】

◎ 知的資産センターによる公募研究事業

- ア 新エネルギー・産業総合開発機構(NEDO) 大学発事業創出実用化研究開発事業
- ○「ナノ漆の開発と応用に関する研究」
- ○「高速駆動ミラー光源を持つUV/可視同軸照射ラマン顕微鏡の開発」
- ○「建設塩ビ廃材利用の防水シート用再生粉体の調製と配合技術の開発」
- ○「キレート硬化型ペースト状人工骨の開発と医療デバイスへの応用研究」
- イ 経済産業省関東経済産業局 地域新生コンソーシアム研究開発事業

- ○「計算機ホログラムを利用したスキミング防止技術の開発」
- ウ 財団法人地球環境産業技術研究機構 (RITE) 二酸化炭素固定化·有効利用技術等対策事業
- ○「分子ゲート機能 CO2 分離膜の基盤技術研究開発」
- 工 独立行政法人科学技術振興機構 (I S T)
 - シーズ発掘試験 〇「データストレージテープ用 Co-Ni-Mn 系スピネル型磁性微粒子の開発と応用」 〇「電磁波を利用したリアルタイム降霜検知センサーの開発」
 - 先端計測分析技術・機器開発事業 〇「可搬型環境分析用高感度 X線回折装置の開発」
- オ 独立行政法人水産総合研究センター 水産業振興型技術開発委託事業
- ○「水産バイオマスの資源化技術開発」
- カ品川区
- ○「区民等を対象としたメール配信サービス及びGPS機能を活用したサービス、その他ITを活用したサービスにかかわるシステムの構築に関する研究」

◎ 『千代田学』に関する区内大学等の事業提案制度

千代田区内にある大学等の研究機関が自ら行う、千代田区に関する調査・研究事業に対し、千代田区がその経費の一部を委託又は補助するものであり、2006年度は1件採択された。

○ 「千代田区における大学の自問清掃教育の実践とその効果」

また、学内において申請に基づき審査を経て推進された研究は次の通りである。

<研究所研究員制度>

(件数)

研究所名	研究の種類	2005 年度	2006 年度
	総合研究	5	5
社会科学研究所	共同研究	3	2
工工工作于明九川	個人研究	37	37
	特別研究	4	6
	総合研究	3	3
人文科学研究所	共同研究	2	2
八人十十岁元月	個人研究	36	37
	特別研究	6	5
	重点研究	22	25
科学技術研究所	重点研究(奨励)	3	2
	特別研究	0	2

大学院では研究の活性化と本大学の学術研究の発展に寄与することを目的とした研究科共同研究助成制度を設けている。これは、本学の専任教員で大学院の授業を担当する者が実施する研究科共同研究に対し助成を行うものであり、2006年度は以下の4件が推進された。

- ○急性運動負荷による筋肉疲労の脳神経生理学的,生化学的解析(農学研究科と学外研究機関による)
- ○日本古代文学と儀礼・祭祀の研究(文学研究科,経営学研究科,学外研究機関による)
- ○水きり管理によりミカン樹の水分生理作用が受ける土壌水分の影響(農学研究科と学外研究機関による)
- ○温度による植物ホルモン作用と種子発芽の調節に関わる遺伝子の単離と機能解析(農学研究科と学 外研究機関による)

このほか、本学は教育研究の支援を中心に独自の研究も実施する附属機関として、図書館(第8章に詳細を記載)、博物館(商品・刑事・考古部門 第9章に詳細を記載)、情報科学センター(詳細は第2章 全学 5頁参照)、心理臨床センター(詳細は第2章 全学 15頁参照)、大学史資料センター(詳細は第2章 全学 23頁参照)を設置している。

国際共同研究については、国際交流センターの「国際交流基金事業」により支援されている。

【問題点】

基盤研究をボトムアップし、研究の推進を図るためには、研究環境の整備が不可欠である。生田校舎にはハイテク・リサーチセンターが設置されており、研究設備・装置が集中管理されているが、駿河台校舎には、研究用装置・設備を集中管理している建物がなく、共同研究を促進させるスペースが多くないことは本学にとって死活問題である。

また、既存の三研究所には複数のプロジェクトが混在しているため各研究所の研究理念が不明確とな

っている。予算についても各研究所への配分方式のため、必ずしも予算が有効活用されているとはいえない面がある。

プロジェクト研究所としては、特定課題研究所の設置が可能であるが、暫定的に制定された内規に基づいているので、検討課題が多い。本学の研究を外部にアピールするためには、不充分である。多額の研究費を必要とする大型プロジェクトへの申請は、大学全体で戦略を考える必要があり、現在検討中である。

【問題点に対する改善方策】

現状の研究設備の管理状況を把握し、実質的・効率的な運用に改変させ、駿河台校舎に研究用装置・設備を集中した「研究ラボタワー」の建築を目指す。

三研究所体制については、名称変更や、研究用予算を機構へ集約するともに、特定課題研究所内規の 規程化、リエゾンオフィスの設置等、今後も引き続き検討し、早期に実行する。また、研究所規程等の 既存の規程を全面的に見直し、新組織への移行へ向けた整備を進める。

COE等大型研究への申請については、次年度への応募に向けて戦略的にプロジェクトを結成し、準備資金の重点配分も考慮の上、準備を開始する。次年度は、これらを踏まえて中長期計画を策定し、改善に向けて積極的に取り組むシステム作りが必要となる。

(企業等との共同研究, 受託研究)

【現状 (評価)】

企業や学外の研究機関等との共同研究、受託研究の件数については、次の通りであった。

学部•研究科等		2004	年度	2005	年度	2006	年度
于明初九代寺		共同	受託	共同	受託	共同	受託
法学部	新規				1		
144年	継続						
商学部	新規				1		
山土山	継続						
政治経済学部	新規		3	1	4	1	
	継続						
文学部	新規		1		1		
✓ 1 hb	継続						
理工学部	新規	9	53	20	41	21	14
· === 1 Hh	継続		5	6	14	8	5
農学部	新規	2	9	2	10	1	2
)X 1 H	継続	2	5		3	1	2
経営学部	新規		1				
	継続						
情報コミュニケーション学	新規						
部	継続						
グローバル・ビジネス研究	新規						1
科	継続						
法科大学院法務研究科	新規				1		
16.112 (1 120 lea 121 9) 1 7 0 1 1	継続						1
計	新規	11	67	23	59	23	17
НI	継続	2	10	6	17	9	8

共同研究・受託研究の実施については、専任職員1名と国から派遣されている専門人材2人(特許流通アドバイザー・産官学連携コーディネーター)が中心となって連携先企業の選択、交渉、助成金の申請等をし、契約に関しては企業の知財部OBで経験豊かな知財マネージャーがこれに参加する形で行っている。研究の管理については、経理及び国や企業に対する進捗管理・報告は、専任職員2名がこれに従事し、遺漏なく努めている。

教員の研究シーズと企業ニーズとのマッチングは,「御知創(ごちそう)会議」という本学独自のユニークな企画会議を実施し,「産」と「学」のコラボレーションによって新たな事業の創出などの成果を

上げている。また、教員の研究成果を毎年「研究・技術シーズ集」として発行している他、ホームページによる公開、全国各地での特許流通フェアや学内外の様々な産官学連携の交流会における発表・展示などによって最新情報の発信を行っている。

【問題点】

共同研究・受託研究の件数は順調に伸びている一方,契約金額が減少している。 大学の規模と研究の規模が適切とは言えない。

【問題点に対する改善方策】

共同研究・受託研究の件数は順調に伸びている一方、契約金額が減少しているのは、大型の公募研究 の採択件数が少ないことによる。

今後、本学の研究規模を拡大するには、企業や自治体の包括的な研究契約や提案プロジェクト研究を締結していくことが不可欠である。そのためには、研究環境の整備が極めて重要である。まず、共同研究を行う施設の確保や研究に専念できる時間等教員へのインセンティブの付与が必要である。また、産官学連携活動を推進していくうえで、知財に精通した優秀な人材の確保と育成も必要である。これを実施する方策の一つとして、外部研究資金のオーバーヘッドによる知財の専門人材の雇用なども考慮して改善を図る。

(特許・技術移転の促進)

【現状 (評価)】

承認TLO及び文部科学省・大学知的財産本部整備事業のスキームで派遣若しくは採用した知財に精通した人材により、特許出願から特許移転に係る連携が実り、着実に件数及び実施許諾料(ロイヤリティ)が増加している。

特許出願件数

14 H 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
2004 年度		2005 年度	.	2006 年度		
学部等	件数	学部等	件数	学部等	件数	
理工学部	27	商学部	1	政治経済学部	1	
農学部	3	政治経済学部	1	理工学部	25	
		理工学部	26	農学部	6	
		農学部	10	情報コミュニケーション学部	2	
				グローバル・ビジネス研究科	1	
	30		38		35	

技術移転件数

	2004 年度	2005 年	度		2006 年度	
学部等	件数	学部等	件数	学部等	件数	
理工学部	4	政治経済学部	2	理工学部		1
農学部	1	理工学部	2			
		農学部	1			
	5		5			1

また,2003 年度から幅広く産業界で活躍している本学出身の上場企業(非上場大手を含む。)役員,本学校友が組織する連合駿台会会員及び校友会の支部長等を招き,本学役員・役職者をはじめとする教職員との交流を図り,産学交流の契機となることを目的に「産学交流シンポジウム」を開催している。

【問題点】

特許出願等に積極的な教員が限られており、大学の規模に較べ、発明件数及び出願件数が少ないという面もある。

【問題点に対する改善方策】

今後,発明件数や出願件数及び技術移転件数の増大を図っていくには,知財の専門家が研究室を廻っ

て知財の発掘や粘り強く啓発活動を行うなど地道な活動によって教員の意識を高めていくことが重要である。既に、知財本部ではこの考え方に基づく活動を行っているが、その成果が具体的に現れるのはもう少し時間が必要である。

「産学交流シンポジウム」を通じ、連合駿台会等OBとの交流が促進し、連携の絆が強くなってきている。2005年度から実施している「学生ビジネスアイデアコンテスト」は、連合駿台会から賞金100万円の提供及びアドバイスや協力者の紹介等の支援を受けている。今後も連携を強化し、産官学連携を推進していくなかで、本学の強みを活かした体制整備を図っていく。

(産学連携に伴う倫理綱領の整備と実践)

【現状 (評価)】

2004 年度に文部科学省・大学知的財産本部整備事業の必須要件の一つでもあった, 3ポリシー(①産学連携ポリシー, ②知的財産ポリシー, ③利益相反ポリシー)を制定し, ポリシーに基づく発明規程の全面見直し, 秘密情報管理取扱要領, 研究成果有体物取扱要領等の整備を行った。①及び②に関しては, 2005 年度, 「研究・知財戦略機構会議」が学長の下に設置されたことと知財本部の啓発活動によって徐々に周知されてきている。利益相反に関しては, 利益相反委員会が組織されたが, 自己申告制度や利益相反アドバイザーの配置等は, 2006 年度の実現を目指すことになっている。

【問題点】

3ポリシーの実践に関しては、マネジメント体制の構築が必要となっている。

【問題点に対する改善方策】

3ポリシーは、今後大学が産学連携を中心とした大学の第三の使命としての社会貢献を推進していく上で重要なものである。このことから、学内に周知すること及びポリシーに沿った活動を展開していく必要がある。具体的には、ハンドブックを作成しての啓発活動推進や知財本部ニュース『インターフェース』により、教職員の意識の向上に努めていく。

(2)研究環境

(経常的な研究条件の整備)

【現状】

本学は個人で実施する学術研究の助成として専任教員全員に年額 35 万円の特定個人研究費が支給される。図書・資料の購入は、明治大学図書館図書管理規程の定めるところにより行われ、物件の購入は、学校法人明治大学調達規程の定めるところにより行う。調査研究に必要な旅費は、学校法人明治大学専任教職員旅費規程の定めるところにより支給がなされる。研究費の助成を受け調査研究を実施した者は、当該年度終了後2か月以内に特定個人研究報告概要書を所属長に提出しなければならないこととなっており(「明治大学特定個人研究費取扱要領」)、適正な運用が図られている。

7. 7.	ナレガロルコナロ 5 オカカットル (3) マ	6 N/ July 66) - 1 - 1 - 2 /m - + + 1 - 1 / - 6 / - 2 / - 2 / - 2 / - 2
T 75	専任教員には専用の研究室が支給される。	各学部等における個室率は次の通りである。
A /		

			-			
学 部	室	数		専任教員数	個室率(%)	備考
研究科	個室(A)	共同	計	(C)	(A/C*100)	1/H 45
法学部	78	2.5	81	77	100%	10月採用者がいるため
商学部	98	2.5	101	98	100%	
政治経済学部	100	2.5	103	101	99%	客員教員 1名なし
文学部	107	2.5	110	107	100%	
理工学部	149		149	150	99%	客員教員 1名なし
農学部	77		77	77	100%	
経営学部	62	2.5	65	62	100%	
情報コミュニケーション学部	34	2.5	37	34	100%	
ガバナンス研究科	6	1.0	7	6	100%	
グローバル・ビジネス研究科	12	1.0	13	13	92%	客員教員 1名なし
会計専門職研究科	10	·	10	10	100%	

法務研究科	38	1.0	39	38	100%	
≒	771	18.0	789	773	100%	

研究旅費については「学校法人明治大学専任教職員旅費規程」により、学会出張旅費として専任教職員 (助手を含む)に対し、次のように定めている。

(1) 運賃

- ア. 601km 以遠の地域への出張の場合はグリーン料金を支給。
- イ. 新幹線(600km以内)と在来線を乗り継ぐ場合には、新幹線のグリーン料金は、支給しない。
- (2) 宿泊費
- 1 泊につき 12,000 円、寝台車利用の場合は所定宿泊費の半額とする。
- (3) 学会参加費
- 参加する開催日1日につき2,500円
- (4) 学会出張の回数制限

大学教員は年2回

研究発表者については上記の他1回

なお,国際学会参加渡航費については,「国際学会参加渡航費助成基準」により,国際学会に出席して講演または研究発表(ポスター・セッションを含む)を行う場合または座長を務める場合に年度内1回を条件として,渡航費の往復航空運賃実費分,1泊の上限を12,000円として開催期間の前泊分を含め4泊5日を限度とする宿泊費実費分を30万円を上限として助成すると定められている。

共同研究については、研究所研究員制度として各研究所により次のように設けられている(助成期間、助成金額、成果報告の形態については、下表を参照)。これらについては、申請書に基づきヒアリングを行った上で採択し、1年毎に研究開始にあたっては研究実施計画書、年度末には研究実施報告書を提出させ、成果提出までの研究の進捗状況についても常に把握し、適切な運用が行われている。

	社会科学研究所	人文科学研究所	科学技術研究所
総合研究	3年間 単年度210万円以内 成果:社研叢書刊行	3年間 第一種:単年度300万円以内 第二種:単年度200万円以内 成果:人文科学研究所叢書 刊行	
重点研究			(A)5 年以内 1500 万円以内 (B)3 年以内 500 万円以内 成果:報告書及び学会誌
共同研究	2年間 単年度120万円以内 成果:紀要または欧文紀要掲 載	2年間 単年度100万円以内 成果:紀要または欧文紀要掲 載	
個人研究	2年間 第一種 60万円(40,20万円) 第二種 40万円(30,10万円) 第三種 40万円(20,20万円) 成果: 紀要または欧文紀要掲載	2年間 第一種:単年度70万円以内 第二種:単年度20万円以内 成果:紀要または欧文紀要掲 載	

この他に、前述しているが、2004年度から21世紀COEの採択等に向け、特定の研究課題を設け研究目的を明らかにした共同研究を推進するために、特定課題研究所を設置できることとなった。

研究活動に必要な研修機会としては、在外研究及び特別研究が制度化されている。

- 1. 在外研究員制度
- 支給対象(研究員の決定方法)

専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者であり、各学部教授会で推薦し、学部 長会の承認を得て理事会で決定する。

長期については、教員数の関係から法・農・経営学部は各2名、商・政経・文・理工学部は各3名、 情報コミュニケーション学部は1名をそれぞれ派遣することになっている。

短期については、各学部から1名ずつ派遣することになっている。なお、学部によりその年度の派遣

を見送り、翌年度長期扱いで派遣する場合がある。推薦の方法は前記長期の場合に同じ。

- 支給基準
- (1)長期8ヵ月以上1ヵ年
 - ア. 本人の申請により、その事情により更に1年延長することができる。
 - イ. 旅費及び滞在費(1ヵ月につき30万円)を合せて,360万円を支給限度額とする。
- (2) 短期 3 ヵ月以上 6 ヵ月
 - ア. 本人の申請により、その事情により更に6ヵ月延長することができる。
 - イ. 旅費及び滞在費(1ヵ月につき30万円)を合せて,180万円を支給限度額とする。
- 2. 特別研究者制度
- ・支給対象(研究員の決定方法)

専任教員として就任した年度から継続して5年以上勤務した者であり,各学部教授会で候補者を選び, 学部長会を経て,学長が理事会へ推薦する。

・支給基準(助成を申請した場合のみ)

ア. 第1種

100万円以上120万円までとする。ただし、①6ヵ月以上の移住をともなう学外研究機関の利用②海外渡航③野外調査等を必要とするものについては150万円を限度として助成することができる。

イ. 第2種

70万円以上100万円未満。

ウ. 第3種

70万円未満。

- その他
- ア. 研究員の給与

本俸,勤続給,家族給,住宅手当及び特別給与(期末手当等)は全額支給する。

イ. 研究期間

1年以内とし、毎年4月1日から開始する。

ウ. 授業等の免除

授業、その他の校務は免除される。

研究用として、図書・資料等を複写する場合の料金は、一枚5円とする。

本学の研究所施設は、駿河台キャンパスに所在する社会科学研究所、人文科学研究所と生田キャンパスに所在する科学技術研究所である。駿河台キャンパスの研究所は、面積297㎡の共同資料室及び書庫を有するが、それ以外に独自の施設・設備はない。近年、総合研究を始めとする複数研究者による共同研究プロジェクトや科学研究費補助金等による研究が活発に推進されているが、研究会、セミナー等の開催や研究補助者の作業を行う特定のスペースも確保されていない。

また,総合研究や特定課題研究所には、学外の研究者を客員研究員として招聘し、研究を推進しているケースもあるが、これら客員研究員のための研究スペースは全く確保されていない。

生田キャンパスには、理工学系(自然科学系を含む)及び農学系の共用施設として、科学技術研究所所員が代表となる個人又はグループによる研究の推進を支援し、本学のステータスを高めるためのハイテク・リサーチ・センターがあり、ハイテク・リサーチ・センターの利用施設スペース(部屋)は理工学系と農学系の取り決めによってそれぞれ定められており、その運用は両系が別個に運用規定を設定して運用している。しかし、近年の研究態様は研究分野がボーダレス化され、単なる学部単位ではなく、学部を越えた複数学部にまたがった研究が活発化している。さらに、研究用機器の設置スペースが充分に確保されていないため、各研究グループで独自に抱えており、共通的に利用可能な大型汎用研究用機器(共通機器)に対し、他研究グループから使うことが容易ではなく、使い勝手が必ずしも良い状況になっていない。

【長所】

特定個人研究費の金額と支給システムは概ね適切と思われる。

研究の分野における多様化・高度化・専門化がますます進み、他方で総合化・学際化・国際化が並行して展開しており、それぞれに応じた研究体制が必要とされているが、本学の各研究所ではそれに対応するため各種の研究形態を設けている。さらに個人研究については、傾斜配分を可能とする措置を講じて研究活動の活性化を図るとともに、フレキシブルに対応している。

駿河台キャンパスの研究所については、交通至便な都心にあるので、多様化・高度化・専門化・総合化・学際化・国際化に応じた研究に取り組むことができる。

生田キャンパスのハイテク・リサーチ・センターの利用は理工学系及び農学系が分かれているので、 意志決定が早く、少数意見も埋もれることが少ない。また、教員個々の研究室以外の研究スペースが多 少確保できる。

【問題点】

所員が増加し、また研究費を希望する所員が多くなり、研究費が不足がちである。また、研究の分業化、専門化と並行し、それを共同研究、総合研究に結びつけるための個人研究の充実を求める声も聞かれる。近年、大学間の競争が激しくなってきており、この競争に打ち勝つためには、とりわけ研究体制の強化が望まれる。具体的には、教員を研究所の支援のもと、研究に専念させる仕組みが必要である。

学術研究の分業化・専門化が進む反面,総合的・学際的な総合研究の重要性が増している。そのためには、文部科学省による私立大学学術研究高度化推進事業に取り組むことが必要であるし、他大学と共同で大型の研究プロジェクトを推進することも視野に入れなければならない。こうした大型の研究には、職員による支援も不可欠である。

教育と学内事務が増え、研究時間を十分に確保できない研究所員が増えつつある。そのためか、個人研究費を繰り返し申請する者がいる一方で、申請の仕方をよく知らない研究員もいる。

駿河台キャンパスの研究所については,共同資料室と書庫,合わせて面積297 ㎡というのはいかにも狭小である。研究所研究,及び私立大学学術研究高度化推進事業,特定課題研究,委託研究,指定寄付等の研究を行う上で,研究施設の不足,研究スペースが狭隘である。

生田キャンパスでは、理工学と農学の両系がハイテク・リサーチ・センターを別個に運用しているために、施設スペース等の有効利用の妨げになる可能性もある。また、共通機器に関して各研究グループが独自に抱えていることは研究費の有効利用の観点から考えると、得策ではない。また、私立大学学術研究高度化推進事業、文部科学省科学研究費補助金及び重点研究等の機器設備を設置する研究施設が不足している。

科学技術研究所の主催する公開講演会,公開講座及び国際シンポジウムへの外国人講師に対し,研究 交流活性化経費(講師奨励経費,ワークショップ・シンポジウム開催助成金)や研究支援費等で招聘し たり,海外との研究交流の活性化を推進するために,科学技術研究所の全研究種目について,所員の海 外研究調査出張における交通費,宿泊費及び雑費に対しての研究費の支出を認めているが,

- 1) 外国人講師を招聘によるゲストハウス(宿泊施設)の環境が十分に整備されていない。
- 2) 国際シンポジウムの開催件数の申請が少ない。
- 3) 研究費での国際学会発表への旅費支出が認められていない。

【問題点に対する改善方針】

1件当りの個人研究費,研究旅費の額については,必要に応じて見直す。また,総合研究及び共同研究などの研究所研究員制度については,新学部及び専門職大学院の設置に伴い,新所員が増加したことにより研究費の応募者が多くなると見込まれ,現在の研究費額では研究所としての対応にも限度があるので,研究費の増額が必要である。

研究形態別でみると、特に個人研究(研究期間2年間)については、募集件数に対し応募件数が上回るので、希望者全員に研究助成を行えるよう研究費の増額を要求していくとともに、外部からの研究費を獲得する方法も勘案する必要がある。

今後、更なる研究の活性化を図るために、研究費の運用の弾力化を検討したい。

研究時間を確保するための方策を各学部教授会へはたらきかけていきたい。メールで申請書類をやりとりできるようにする、メーリングリストをつくるなど、個人研究費の申請方法の改正や新しく入った研究員への周知徹底にも努める。

研究活動を活性化し、研究水準の向上を図るためにも、より実効性のある査読制度を目指して、今後とも検討する必要がある。また、研究成果公表を促進し、更に研究成果未提出並びに成果提出の遅延が発生しないよう継続して努力する。

駿河台キャンパスにおける研究所については、研究所独自のスペースを拡充、確保する。具体的には、 共同研究プロジェクトのための作業室、客員研究員のための研究室、また、事務室の開室時間に縛られない、情報機器を備えた独自の図書室兼書庫及びセミナー・ルーム等である。

ハイテク・リサーチ・センターとして,理工学系及び農学系の枠を越えた,一体化した運用規定を両系で協議し,利用規程を設定して施設スペース等の有効利用を図るとともに,生田キャンパスに理工・

農共同利用の研究施設を早急に建設する。また、例えば農理工共同実験機器センターのような研究施設を生田地区に建設し、共通機器を一カ所に集め、専属オペレーターによる共通機器の管理・運用し、共同利用することにより、共通機器及び研究費の有効利用を図る。

国際的な研究交流を活性化させるためにもゲストハウスの整備と国際会議等への研究発表を積極的に行うために、研究経費での旅費支出を認める措置を検討する。

(競争的な研究環境創出のための措置)

2006 年度の科学研究費補助金の申請とその採択の状況は、次の通りであった。(助手は除く。)

		2005 年度		2006 年度			
学部•研究科等	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率 (%) B/A*100	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率 (%) B/A*100	
法学部	3	0	0.0%	3	0	0.0%	
商学部	7	1	14.3%	12	1	8.3%	
政治経済学部	9	3	33.3%	13	9	69.2%	
文学部	13	4	30.8%	14	7	50.0%	
理工学部	56	8	14.3%	78	9	11.5%	
農学部	25	2	8.0%	34	5	14.7%	
経営学部	11	3	27.3%	13	3	23.1%	
情報コミュニケーション学部	7	0	0.0%	6	1	16.7%	
ガバナンス研究科	1	0	0.0%	0	0	0.0%	
グローバル・ビジネス研究科	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
会計専門職研究科				1	0	0.0%	
法務研究科	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
計	134	21	15.7%	176	35	19.9%	

【現状】

科学研究費補助金に応募しやすいように,研究所の研究費申請書式を科学研究費補助金申請書と同じ 書式に変更した。

【問題点】

科学研究費補助金の申請数並びに採択数を増加させることは、外部からの本学の評価を高めることに直結するが、他大学と比較すると申請数、採択数ともに少ないのが現状である。研究所研究費は、学外の研究費、特に科学研究費補助金に応募し採択される可能性を高める上で、非常に重要な役割を果たす研究費と位置づけ、学内研究費の申請にあたり、科学研究費補助金への応募を義務付けることを検討している。

また、科学研究費の申請にあたり、職員による申請援助業務の充実が望まれているが、近年、通常業務に加え、私立大学学術研究高度化推進事業、特定課題研究、指定寄付、委託研究など業務量の増大に伴い、現状の事務組織では手が回りかねるのが現状である。

【問題点に対する改善方針】

科学研究費補助金や各種財団からの研究費などの外部研究補助金の申請にあたっては,各種補助金申請に関する専門的知識を有する職員による申請援助業務の充実が望まれる。そうした専門的職員は,書類原稿の作成や学内周知を担当するだけでなく,本学の多様な研究を把握してユニークな共同研究を生み出すこともでき,その結果として外部補助金の獲得に貢献しうる。

学内研究費の申請にあたり、科学研究費補助金への応募を義務付けるなど、科学研究費補助金及び研究助成財団などへの申請及び採択の促進の方策について検討する。

(研究成果の公表)

【現状】

専任教員は所属する各研究所の叢書,紀要,欧文紀要に成果を定期的に公表しており,その掲載にあったては,研究所内に評価基準を設け,厳正な査読制度を取り入れている。

所員の研究成果公表の促進という観点から,研究費をはじめとする研究活動に関する規程を整備し,研究成果の未提出や遅延が発生しないよう努めているので,研究成果の公表状況は順調である。

2006年度に発行した刊行物

,				
発行所	2005 年度	2006 年度		
	社会科学研究所年報 第 45 号	社会科学研究所年報 第 46 号		
	The Bulletin of Institute of Social Sciences Vol.28	The Bulletin of Institute of Social Sciences Vol.28		
社会科学	No.1	No.1		
研究所	Discussion Paper Series No. F-2005-1	Discussion Paper Series No. F-2006-1~6		
	Discussion Paper Series No. J-2005-1	Discussion Paper Series No. J-2006-1,2		
	社会科学研究所紀要 第 44 巻第 1,2 号	社会科学研究所紀要 第 45 巻第 1,2 号		
人文科学	人文科学研究所年報第46号	人文科学研究所年報第47号		
八	人文科学研究所紀要第58冊, 第59冊	人文科学研究所紀要第60冊,第61冊		
11リプレグ	THE JOURNAL OF HUMANITIES VOL12	THE JOURNAL OF HUMANITIES VOL13		

出版助成制度を設け、所員の研究成果の出版を援助している。2006年度刊行した叢書は以下の通りである。

研究所名	種類	2005 年度(件数)	2006年度(件数)
社会科学研究所	叢書	8	9
人文科学研究所	講演集	1	1
八人件子伽九別	叢書	2	3

私立大学学術研究高度化推進事業「コミュニティ開発におけるNPO・行政・地域企業・大学の戦略的パートナーシップに関する研究」では、日英比較という手法を用いて日英の研究者・NPOリーダー等との連携のもとで、NPO・行政・地域企業・中間支援組織そして大学等の協働によるコミュニティ開発の戦略的パートナーシップ・モデルを構築し、地方自治体等に政策提言し、成果を広く公開することで地域社会に貢献することを目的とし、共同研究の一環として「日英社会的企業プロジェクト」を行っており、「NPOと行政との戦略的パートナーシップ」のテーマでワークショップとシンポジウムを開催し、研究者や実務家の幅広い参加を得た。

科学技術研究所は、年報に重点研究の各年度の研究経過を掲載し、研究終了後の成果は学会等の発表を通じてそのレビューを受けるとともに、積極的に社会に還元し、その公表を行っている。学内においては、研究成果報告書(冊子体)を図書館に配置し、閲覧、文献複写サービス等に供している。

科学技術研究所紀要には、原則としてオリジナルな論文を優先的に、複数の査読者による審査に基づいて掲載可となったものを逐次別冊方式で掲載し、また、既報論文を集大成したもの及び総説も掲載でき、投稿資格については所員が共同執筆者であれば大学院生も研究成果を発表することができる。

成果を学内の活用だけに留めず、広く社会に還元することを目的として、時宜に適したテーマで所員の研究成果に基づく公開講演会及びシンポジウムを恒常的に開催し、社会貢献の活動も行っている。 2006年度に開催された主な学術会議・講演会・シンポジウムは、次のとおりである。

◎ハイテクリサーチセンター

- ○国際ワークショップ「2006 International Workshop on Sustainable Energy and Materials」開催(9/5)
- ○公開シンポジウム「生命科学の基礎と動物生産の現場を学ぶ」開催(3/16・17)

◎国際交流センター

○2006 年度フランス研究記念公演

エルメス・ジャポン株式会社代表取締役社長齋藤峰明氏講演会「フランス留学と私の人生」(5/19)

○国際学会の開催

「Tokyo Conference, the Asia-Pacific Risk and Insurance Association」(主催:明治大学;後援:金融庁;協力学会・団体:日本保険学会,日本アクチュアリー会,日本保険医学会,生命保険文化センター,損害保険事業総合研究所;支援団体:生命保険協会,日本損害保険協会,スイスリー,コミールグループ)(7/30~8/2)参加 25 カ国 約 250 名の参加があった。

この他、各研究所が主催した公開講演会は次の通りである。

社会科学研究所は、成果を学内の活用だけに留めず、広く社会に還元することを目的として、時宜に適したテーマで所員の研究成果に基づく公開講演会及びシンポジウムを恒常的に開催しており、2006年度は第25回公開シンポジウムを開催した。

人文科学研究所は特定の共通テーマのもと、数名の本研究所員及びテーマによっては学外の講師を招聘し、各講師がそれぞれの専門分野の立場から学際的特色の強い講演を行う公開文化講座を実施している。同講座は、毎年、学内及び学外において定期的に開催している。2006年度は第30回学内公開講座と第9回学外公開講座を実施した。

科学技術研究所では、地域社会との結びつきを深めるために住民に関心の深いテーマを選び、年3回公開講演会を催して地域サービス、生涯学習への機会付与につとめており、その年の総合テーマを定め14の系から担当者を決めて企画している。2006年度の開催結果は、1回目105名、2回目243名、3回目165名の参加者があり、毎回約100名を越える聴講者の参加を得た。

【長所】

現在,一般的に出版物の売れ行きが悪いが,特に学術書に関しては出版が厳しい状況にあり,こうした中での本研究所の出版助成制度により優れた研究成果を刊行できることは大いに評価されている。

本学危機管理研究センターにおいて、私立大学学術研究高度化推進事業「危機管理に対応する行政管理システム確立に関する研究」プロジェクトを立ち上げ、行政機関が予期せぬ緊急事態に直面したときの対応策について、ソフト、ハードの両面から総合的に研究しており、栃木県(防災計画を見直し人員配置やシステム・デザインの再検討)、相模原市(危機管理政策における行政と地域住民の連携に関する地域防災計画の改定作業)、浦安市(防災図上訓練)、神奈川県(県内 19 市の地理情報解析システムによる災害に関するデータベースの構築並びにシュミュレーションの実施)などにおいて実績をあげ地方自治体等の政策形成へも寄与している。

公開講座について, 聴講者は年齢及び一般社会人から専門家など幅広い人々等多岐にわたっているが, 公開講演会は毎回好評を得ている。

【問題点】

今後は、広く海外との研究交流の促進が求められており、情報発信機能の強化が求められている。 公開講演会等の宣伝は電車内広告や地方自治体及びダイレクトメール等によって行っているが、社会 に対するアピール不足の感がある。

【問題点に対する改善方針】

今後とも研究成果は叢書,紀要,欧文紀要で公表し,併せてホームページを活用して発信していく。また,広く海外との研究交流の促進を目的として英語バージョンを付加するとともに,研究成果等の電子化に着手するが,これに伴い現行ホームページの内容が複雑化・煩雑化するので,本研究所全体の学術研究活動が俯瞰できる体裁のホームページをめざして,大幅な改善に取り組み,新しいホームページを開設する。また,現在,各部署においてホームページの更新業務を行っている。しかし,レベルの高い内容を維持するとともに,明治大学としての方向性を明確にするためには,全学的立場から大学全体のホームページの調整・更新業務のあり方について検討することが望ましい。

公開講座の広報については、インターネットを利用した科学技術研究所のホームページの充実と、さらに、公開講演会等の開催回数(現在、公開講演会は3回/年)を増やし、参加者の要望に応えていく。

(倫理面からの研究条件の整備)

明治大学利益相反ポリシー(2005年1月11日理事会承認)に基づき、本学における教育・研究にかかわる利益相反に関して総合的に検討し、利益相反マネジメント体制を確立することにより、本大学の社会連携活動を公正かつ円滑に遂行することを目的として、明治大学利益相反委員会を設置し、適切な運用がなされている。

DNA組換,クローン研究,などに参加,従事している研究者間で倫理委員会などの組織があり、「明治大学遺伝子組換え実験安全管理規程」も制定され、常時適切な処置が行われている。

第7章 施設・設備等

【目的】

大学は教育研究組織の規模に応じた、必要にして十分な広さの校地・校舎を配備し、適切な施設・設備等を整備し、それらの有効活用を図る必要があり、本学は教職員及び学生約36,000人余を擁する総合大学に相応しい校地・校舎の配備、施設・設備の整備を目標としている。具体的には、駿河台・和泉・生田の3キャンパスを中心に、付属高等学校・中学校、運動場、農場、学生寮、厚生寮、体育関係施設のための用地を所有し(借地を含む)、それぞれの校地・用地に必要な校舎・施設を配備し、施設・設備を整備している。また、情報化社会に対応したネットワーク環境についても十分な配慮をしている。

駿河台校舎には、法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部の3・4年生及び情報コミュニケーション学部の3年生、大学院法学研究科、商学研究科、政治経済学研究科、文学研究科、経営学研究科、ガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科、会計専門職研究科及び法科大学院法務研究科の学生が在籍し、主にリバティタワー、アカデミーコモンを中心とした施設・設備を利用して学んでいる。また、研究棟、図書館、情報科学センター(12号館内)、大学博物館(アカデミーコモン内)等の施設を擁している。さらに、管理棟である大学会館、学生の課外活動のための部室センターや11号館を備えている。リバティタワーは教室・大学院・体育施設・図書館等から構成される23階建ての教育棟であり、アカデミーコモンは教室・講堂・博物館等から構成される11階建ての生涯教育棟として、文系学部学生・大学院生等が共用で使用しているものである。

和泉校舎には、法学部、商学部、政治経済学部、文学部、経営学部及び情報コミュニケーション学部の1・2年生が在籍し、主に第一校舎、第二校舎、和泉メディア棟を中心とした施設・設備を利用して学んでいる。また、研究棟、図書館、視聴覚棟、体育館・グラウンド等の施設を擁している。さらに、学生の課外活動のための部室センター、厚生会館、食堂館等を備えている。和泉メディア棟は2006年度から使用を開始したもので、最先端のマルチメディア機器を使用した新しい情報教育として小教室でのコミュニケーション型教育を実現している。

駿河台校舎及び和泉校舎ともに最寄り駅から徒歩圏内にあり、また、両校舎の移動にあたっては、公 共交通機関の相互乗り入れ等もあり、40分ほどで移動できる環境にある。

生田校舎には、理工学部及び農学部の1~4年生、理工学研究科及び農学研究科の学生が在籍し、中央校舎、第一校舎(農学部)、第二校舎(理工学部)を中心とした施設・設備を利用して学んでいる。また、図書館、ハイテク・リサーチ・センター、振動実験解析棟、構造物試験棟、実習棟、温室のほか、体育館・グラウンド等の施設を擁している。さらに、学生の課外活動のための部室センター、学生会館、食堂館等を備えている。2004年度から使用を開始した第二校舎A館は、21世紀をリードする理工学部・大学院の教育研究環境の整備充実を目的とするもので、プレゼンテーション等で利用されている。

これら情報環境を含む施設・設備の整備状況等は、以下のとおりであるが、恒常的に施設の老朽化に伴う所要の更新を行うとともに、新たな教育研究の新展開策を踏まえて大学全体の施設・整備計画を策定している。

当面,整備すべき主な施設計画として,①明治高等学校・中学校調布新校舎の建設 (2008 年 4 月開校), ②教育・研究支援に資する活動拠点とし,大学と校友等との連携強化を図るための駿河台D地区建物 (紫 紺館=旧小川町校舎)の建設 (2006 年 12 月竣工),③調布グラウンドに替わる府中グラウンドの取得 (2006 年 10 月竣工),④黒川農場の整備推進及び富士吉田農場・誉田農場の利用計画等農場統合化計画の推進, ⑤八幡山スポーツセンター (仮称)等体育施設の整備計画の検討,遊休資産の活用策の検討を推進している。

(施設・設備等の整備)

1. 施設・設備等諸条件の整備

【現状】

2005 年度は学習支援センター設置に伴い,駿河台校舎ではリバティタワー7階,和泉校舎では第一校舎1階に学習支援室を,生田校舎では第一校舎1号館に農学部学習支援室を設置した。これにより,2004年度の理工学部学習支援室設置に続き,三地区で学習支援体制が確立した。また,秋葉原サテライトキャンパス進出に伴い,秋葉原ダイビル内にその拠点を構えた。

駿河台校舎では、法科大学院をはじめとする高度専門職業人養成型大学院設置に伴い、2003 年度から3か年計画で14号館2~5階に院生共同研究室設置工事を実施してきた。2003年度は5階、2004年度

は3~4階,2005年度は最終年として2階に同施設を設置し、当計画を完了した。また、研究棟空調設備の全面的な更新工事(2か年計画)に着手し、2005年度は4階から12階までの空調機更新工事を実施、2006年度で下層階の更新が完了した。

和泉校舎では、2005 年4月に情報・メディアの一元化に向けた和泉メディア棟を竣工し、教室及びメディアに関する校舎として使用を開始した。この建物は、語学教育のレベルアップを図るための少人数制教育のカリキュラムに対応した小教室が充実しており、プレゼンテーション設備を完備した中教室、CALLシステムを導入した最新の情報教育の場を整備している。また、視聴覚棟から移転したメディア関係の自習室、ライブラリー等は、メディア棟の1・2階に位置し、設備の向上及び内容の充実を図るとともに、2006 年度に研究棟及び視聴覚棟の空調機更新を行った。

生田校舎では、理工学部第二校舎1・2・4・6号館及び農学部第一校舎3・4・5号館の研究室・ 実験室の改修を行った。また、空調・照明等のエネルギー管理のために中央監視設備を更新した。これ は将来の建物間のネットワーク化を視野に入れた監視体制の強化を図るためのものである。

付属明治高等学校・中学校の調布付属校用地への移転計画は、基本設計・実施設計が完了し、建設工事が進行中である。

【今後の方策】

和泉校舎において,2008年4月開設を予定している国際日本学部設置に係る新任個人研究室の整備を 予定している。また,校舎の再編に向けたグランドデザインでは,新時代に適合した新図書館の建設を 第一義に挙げている。文系学部生の入口及び多様化する利用者へのサービス機関として,ゆとりある図 書館をコンセプトとし,和泉校舎のシンボルになるような建物を検討する。

生田校舎においては、既存建物の建替えを含め総合的見地に立ったデザイン案策定に向けた検討を推進する。

付属明治高等学校・中学校の調布付属校用地への移転計画は、本体工事に 2006 年 9 月着手, 2008 年 1 月工事完了, 2 月~ 3 月機器備品導入・移転, 4 月開校とする。

新農場設置(黒川)計画は,2006年度に土木設計に着手した。

2. 情報処理機器などの配備

【現状】

駿河台校舎では、リバティタワーとアカデミーコモンの大部分の教室にマルチメディア対応の授業の可能なプレゼンテーション設備を配備し、学生机には情報コンセントを設け、モバイル機器を学内LANに接続することによる情報処理環境を整えている。2005年度はリバティタワー内の中教室・大教室において、プレゼンテーション設備を新メディア対応に更新した。また、12号館情報処理教室の学生用パソコンを更新した他、アナログ系メディア教室をデジタル系教室に改修した。

和泉校舎では、和泉メディア棟が完成し、先進性を視野に入れ、高度情報化に対応した環境が整った。 視聴覚系の教室には、CALLシステムを含めた新しいメディアを導入し、一般教室には全てプレゼン テーション設備を配置している。また、各教室には情報コンセント、ラウンジには無線LANを設置し、 どこでもインターフェイス環境にアクセスできるユビキタス環境を構築した。和泉メディア棟には学生 用の常設パソコンを 600 台以上配備したメディア教室を設け、情報リテラシー及び情報処理関連の授業 に対応している。さらに、第一校舎地下1階を改修した中教室・ゼミ教室に、2005 年度新たにプレゼン テーション設備を導入し、マルチメディアに対応した授業を展開できるようにした。

生田校舎では、2004 年度に第二校舎A館にメディア設備を導入し、さらに中央校舎のメディア設備を改善し、多様化する授業形態に対応した。2005 年度は、新たに第二校舎A館のパソコン教室にパソコン等の導入を行い、中央校舎を中心とする情報処理施設のサーバ及びパソコンの更新を行った他、中央校舎AVホールのメディア設備の改修を行い、情報教育環境の向上を図った。また、中央校舎Web 自習室にあるパソコンを校舎内に分散し、学生の利便性に応えた。2006 年度には、71 号棟の情報処理教室を中央校舎内に移転し、学生の利便性及び機器管理の向上を図った。

この他, 三地区のMINDの基幹系ネットワーク機器及び図書館利用サーバ, パソコンの更新を行い, 利用環境の向上を図った。また, 付属明治高等学校・中学校においては, パソコン教室のパソコン等の 更新を行い, 情報教育環境の向上を図った。

【今後の方策】

各地区において、少人数授業用の演習室や従来のプレゼンテーション設備を新メディアに対応した設備に順次更新し、多様な授業に対応できるように設備環境を充実していく。

駿河台校舎では12号館情報処理教室のパソコン等の更新を行い、情報教育環境の向上を図る。 和泉校舎では和泉メディア棟メディア教室のパソコンの更新を行い、情報教育環境の向上を図る。 生田校舎では中央校舎5階(情報関連)・6階(視聴覚関連)を改修してITとAV設備を統合する。

3. ネットワーク環境の整備

【現状】

駿河台校舎、和泉校舎、生田校舎及び校舎地区間は、ネットワークインフラ環境を整備している。教室の学生机にも情報コンセントロを設置し、「いつでも」「どこでも」をキーワードにした利用環境を整備している。環境維持・向上のために定期的に設備の更新・改善を実施している。

2004 年度の基幹系事務・共有ネットワーク設備の更新,2005 年度の基幹系教育研究用ネットワーク設備の更新により,Web機能の向上,メール送信遅配の改善,不正攻撃や不正利用防止のためのセキュリティ強化等,安全かつ快適に利用できるネットワーク環境の充実を図った。その結果,インターネット接続を行うルータ,大学公式Webサーバ,メール転送サーバなど重要な機器類の二重化により,システムの安定性が飛躍的に増した。さらに,ウィルス除去機能を兼ね備えたファイアウォールの導入により,セキュリティ強化を実現した。

情報セキュリティ対策として、2004年度にネットワークの情報セキュリティポリシー策定に向けた現 状調査を実施し、2005年度はその策定に向けて、前MIND運用部会長を座長とする「情報セキュリティ検討PG」を立ち上げ、2006年度にかけて検討してきたが後述の情報機関の統廃合や事務機構改革と整合性を保つため概要をまとめることに止めた。

2006 年度に、これまで本学のネットワーク等情報基盤構築で大きな役割を果たしてきた総合情報システム協議会・情報科学センター・事務システム推進計画委員会を廃止し、これらの機能を統合した「情報基盤本部」を 2007 年 4 月に発足させるべく、組織改編作業を実施した。

また、2006 年度は情報セキュリティの漏洩対策の一環として、事務職員用PC全台にUSBメモリ等外部メディアへ記録したファイルの暗号化を行うソフトウェア(秘文)を導入した。これにより、メディアの紛失事故による情報漏洩を防ぐことができる。さらに、学内の研究室、実験室内に配置されているPC向けにワクチンソフトを配布しているが、2006 年度はワクチンソフトのバージョンアップにより、対応機種を増やし64 ビット Windows PCにも対応した。これにより、ハイエンドなPCに対してもウィルス対策が可能となり、セキュリティの向上を図ることができた。

【今後の方策】

今後はさらに、利用ニーズにあわせた次世代ネットワーク環境を策定して、進歩が著しいIT化に適応した教育研究環境を構築していく。また、利活用の多様化に対応して、安全性を維持するためにさらに情報セキュリティ対策を積極的に講じていく。

2007年度以降,情報セキュリティポリシーや運用管理者用の対策基準及び利用者向け手順書等の策定は「情報基盤本部」の下で実施していくことになる。

4. 社会へ開放される施設・設備の整備

【現状】

駿河台校舎、和泉校舎及び生田校舎では、休日及び祝日に学外団体へ施設の貸出を行っている。年々、 国家試験、資格取得試験、語学教育に関する技能検定試験等の需要が増加し、多種多様に教室等の施設 を開放している。

駿河台校舎アカデミーコモンは、社会に開かれた人にやさしい生涯教育の拠点として、また、開かれた生涯教育施設として、大学の歴史を象徴する資料を展示する大学史展示室、刑事・商品・考古の3部門からなる大学博物館を始めとして、生涯教育・学習のためのリバティ・アカデミーなど関連施設が設置されている。2007年1月より紫紺館がオープンし、多くのOBの集いの場となっている。5、6階のレストランは、学外からも利用されている。

和泉校舎では、体育館内の室内プールにおいて、水泳指導講習会やマスターズ大会が開催され、中学生から 90 歳の高齢者までの幅広い利用者に使用されている。2003 年夏に人工芝に改修したグラウンドでは、地元自治会に月1回のペースで開放しており、近隣の少年サッカーチーム等が使用している。

生田校舎では、東グラウンド、テニスコートを、自治体、地元自治会、地域少年野球チーム等に開放している。学園祭である生明祭では、地元自治体及び近隣住民にも招待状を送付し、開放している。また、2005年12月に「多摩区・3大学連携協議会」の協定を結び、多摩区在住・在勤者を対象に図書館の開放を実施した。

【今後の方策】

今後も開かれた大学を目指し、社会への開放も積極的に対応する方針である。それに伴い、各地区と も必要に応じ施設の改修、案内表示の整備、道路の改修等環境整備を行っていく。

和泉校舎では、和泉メディア棟が竣工し、リバティ・アカデミーの講座も一部開講することになった。 今後、さらに和泉校舎の利便性を活かし、社会が大学に求めている生涯学習等の講座について、推進していく。生田校舎においても、リバティ・アカデミーの講座を増やし、地域開放へより貢献する。

(キャンパス・アメニティ等)

1. キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制

【現状】

駿河台校舎では、建物内全面禁煙化を目指し、整備に向けて取り組み、2006年4月からリバティタワー全館を禁煙とし、建物外の中庭に喫煙のためのスペースを設置している。

和泉校舎では、2004年4月から建物内全面禁煙化を行った。健康増進法、煙草規制枠組条約等の施行により、2005年度は構内完全分煙化を検討し、2006年度から実行した。分煙化については、構内全域の灰皿の調査、他の施設の状況及び意見調査を行い、有効な方策を検討した。併せて、ゴミの削減を目的としたゴミ箱設置の削減及び分別化の周知徹底を行った。キャンパス全域のゴミ箱の統一化を検討し、環境整備を推進している。

生田校舎では、衛生設備年次改修計画により、2006年度は、第二校舎2号館1・2階のトイレを改修した。また、構内の老朽化したベンチ及びゴミ箱を撤去し、景観に配慮した統一デザインのものに順次交換した。さらに、前年度に合計25本の受贈を受けた記念植樹に引き続き、東グラウンドの方面に「さくら」15本を植樹し、土砂崩れ及び景観の維持向上に努めた。

【今後の方策】

各地区校舎とも老朽化したトイレを計画的に改修していく。

和泉校舎では、快適環境の整備を行うため、歩き煙草・煙草のポイ捨て・分煙化について、周知徹底する。2006年度オリエンテーション・ガイダンス開始時より、構内の完全分煙化を実行し、喫煙所を指定し、受動喫煙等の被害について呼掛けを行っている。構内放送、看板等により各人の認識を強く持ってもらうよう活動している。このような、環境にやさしい大学づくりのための活動について、学生及び教職員たちの賛同・協力の呼掛けも推進していく。

生田校舎では、引き続き、ベンチ及びゴミ箱等を計画的に配置し、快適なキャンパス環境作りを推進 していく。

2.「学生のための生活の場」の整備

【現状】

駿河台校舎では、12 号館地下1 階明大マート内の食品売場と文具等売場の往来をしやすくするととも に、レジ前の混雑を解消するため改修工事を実施した。

和泉校舎では、懸案となっていた福利厚生施設の混雑緩和について、2005年度改修工事を行い、明大マートとリエゾンデスクを分けて、明大マートの店舗部分を拡充した。レジを増やし、配列を変更し、導線を考えたレイアウトとした。また、食堂館「和泉の杜」は、窓ガラスを含めた外壁の清掃を行った。竣工後初めての清掃であり、大きな効果があった。

生田校舎では、昨年度に引き続き生田総合合宿所の第二期改修工事を実施した。また、課外活動用として利用されている学生会館屋外掲示板を更新した。さらに、農学部50周年記念庭園整備により、学生が休憩時間中に快適に過ごせるスペースの維持管理に努めた。

八幡山サッカー部及びアメリカンフットボール部練習施設の人工芝化工事を実施した。

【今後の方策】

三地区学生会館については、学生部と協議し、学生の利便性と安全性を配慮しつつ部分改修を実施する。また、合宿所及び各地区厚生施設についても老朽化が進んでいる建物・施設の改修を実施する。

和泉校舎では、明大マートの改修後も更に学生数を考慮し、混雑緩和を検討し、電子決済カード等の開発を推進していく。また、施設の改修も検討し、安全・快適に使用ができるよう改善していく。

3. 大学周辺の「環境」への配慮

【現状】

本学は、駿河台A地区(リバティタワー・研究棟・図書館)を対象に、2003 年 10 月に環境マネジメントシステムの国際規格である IS014001 認証を取得し、2006 年 10 月に外部審査登録機関による認証更新の審査を受け、3年間の更新が承認された。本学では、理事長が定めた「学校法人明治大学(駿河台地区)環境方針」を本学の環境保全活動の原則と考え、大学周辺とともに、環境全体に配慮している。駿河台A地区の環境マネジメントシステムの主要な目標である、環境に大きな影響を与えるものとして電気使用量の削減、用紙使用量の削減、可燃ゴミの削減・再資源化、排水の適切な処理及び環境にかかわる教育・研究推進等を対象と定め、これをマネジメントシステムにおいて運用し遵守している。

駿河台校舎では、大学周辺が千代田区の条例により路上喫煙禁止地域になったため、校舎入り口付近 の広場を禁煙にした。また、千代田区合同パトロールには職員を毎回2名程度派遣して地域の廃棄物収 集、路上障害物の撤去等を実施している。

和泉校舎では、授業開講日の朝夕2回、明大前歩道橋に警備員2名を配置し、通行整理を行っている。また、正門脇の杉並区駐車場に学生が駐輪しないよう守衛職が巡回している。

生田校舎においても、エネルギー削減の一環として電気、ガス等の削減について校舎全体で取り組むべく教職員・学生に向けた啓発活動に努めた。さらに、省資源の観点から実験用冷却水の再利用を念頭に施設を改修し短期間ではあったが成果が上がっており、今後はさらに効果が上がることが期待できる。また、近隣住民からの各種苦情に対しても適切かつ迅速に対応している。なお、敷地内の樹木に起因する日照不足への対応として樹木の大規模な伐採を行った。

【今後の方策】

IS014001 認証は更新審査を終了し、大学内の教職員の環境への意識は高まったといえる。今後は、学生や一般の来訪者に対しても環境に対する意識を持ってもらうため、引き続きポスター等により周知を徹底していく。

今後の課題として、駿河台校舎周辺の公開空地における喫煙マナーの改善が挙げられる。毎晩、タバコの吸い殻が散乱している状況なため、掲示を増やし、学生等に喫煙マナーの徹底を行っていく。また、校舎から駅までの道路を自主的に清掃する等の試みを実施することで大学周辺の環境美化を推進する。

和泉校舎では2006年度からいわゆる「省エネ法」の第二種エネルギー管理指定事業場に指定されたため、経済産業省及び文部科学省に対しては定期報告書を、東京都に対しては地球温暖化対策計画書の提出が義務付けられた。よって、電気や重油等の使用量を削減するため、中・長期計画を立て、空調設備や照明機器などの改修を行う必要がある。運用面では、空調温度管理の徹底など学生・教職員の協力を得るため、省エネの周知を図っていく。

生田校舎においても省エネに対するなお一層の啓発活動を通じ、環境に対する意識を高めていく。

(利用上の配慮)

1. 障害者への配慮の状況

【現状】

駿河台校舎リバティタワー及びアカデミーコモン,生田校舎第二校舎A館,2004年度完成した和泉校舎和泉メディア棟は、障害者対応が施された教育施設である。

和泉校舎では、第一校舎・メディア棟以外、エレベーターが設置されていないため、車椅子での移動は難しいのが現状である。和泉メディア棟の建設に伴い、視覚障害者誘導用ブロックの敷設工事を行った。和泉メディア棟及び第一校舎への案内が整備されたが、2007年度には視覚障害の学生が入学予定であり、さらに充実を図って行く。また、身障者用トイレについて、診療所のトイレ改修を行い、車椅子での使用が可能となった。身障者用トイレは、第一校舎に2箇所、第二校舎に1箇所、和泉メディア棟に3箇所となった。

生田校舎では、図書館及び第二校舎6号館に安全のための手摺を設置した。

【今後の方策】

今後も、各地区とも可能な範囲で障害者のための施設・設備を充実していく。

和泉校舎では,構内から体育館に行くためのブリッジ,厚生会館周辺,第二・第三校舎,AV棟等の整備対象箇所について,今後も引き続き施設,設備を充実していく。

生田校舎では、引き続き既存建物の必要箇所に手摺の設置又は補修を行っていく。また、中央校舎の回転扉を障害者の利用に配慮し、自動ドア化に変更を計画している。

2. 各施設の利用時間に対する配慮

【現状】

各施設の利用時間の主なものは,駿河台校舎では学生のゼミ・サークル活動のための教室の貸出が授業時間帯に合わせて平日は $9:00\sim21:00$,休日は $9:00\sim19:30$ で行われている。リバティタワーの大学院フロア(19 階~22 階)は,平日のみの利用で時間は $8:30\sim22:00$ である。研究棟は, $7:00\sim22:00$ となっている。また,中央図書館の開館時間は,平日 $8:30\sim22:00$,土曜日 $8:30\sim19:00$,休日 $10:00\sim17:00$ となっている。

和泉校舎での主な利用時間は、平日は 9:00~21:10、休日は 9:00~19:00 となっている。閉門時間に合わせ、体育館、部室関係の施設は 22:00 まで開放している。図書館は平日 8:30~22:00、土曜日 8:30~19:00 まで開館している。

生田校舎では、2004 年度から原則として建物の利用時間を 22:00 まで延長している。また、届出を出すことにより、研究室・実験室は 24 時間利用することが可能である。また、図書館については通常開館の他、年末年始の開館も行っている。

【今後の方策】

和泉校舎では、授業以外の課外活動として学生のゼミ、サークル活動及び体育会、体同連等の練習に 充分な時間が取れるような配慮をしていく。

(組織・管理体制)

1. 施設・設備等を維持・管理するための責任体制

【現状】

駿河台校舎では、統括管理方式により、設備・清掃及び警備の各業務をそれぞれ外部業者に委託しており、設備担当業者が統括管理者として法規を遵守した管理を実施している。和泉校舎、生田校舎でも駿河台校舎と同様、設備・清掃及び警備の各業務をそれぞれ外部業者に委託し、法規を遵守した管理を行っている。

施設並びに備品等については、「固定資産・物品管理規程」に基づいた管理を行っている。2004 年度の和泉地区、2005 年度のリバティタワー(1998 年度取得分~)に引き続き、12 号館の備品監査を実施し、管理状況を整理・把握した。

【今後の方策】

今後もこの体制を維持していくとともに、新法人システムに旧データの移行を完了させ、順次、各地 区校舎の有形固定資産監査を計画し、管理していく。

生田校舎周辺には、生田ゲストハウス、射撃部・弓道部・水泳部・馬術部合宿所及び総合合宿所がある。これらの施設では、建物の老朽化に伴い修繕が必要となるケースが少なくない。現在、生田学生課及び生田庶務課でその都度対応しているが、管理部署の定期的な巡回・学生指導が必要であるため、管理部署に要請する。

2. 衛生・安全を確保するためのシステムの整備

【現状】

駿河台校舎では、毎年度2回全建物の消防設備点検を実施している。また、リバティタワー(中央図書館を含む)、アカデミーコモン、大学会館、12号館においては、ビル管理法に基づく害虫駆除作業を年2回実施した。さらに、リバティタワー(中央図書館を含む)、研究棟、アカデミーコモン、大学会館、12号館では、空気環境測定を年6回実施している。各建物に設置されているエレベーター・エスカレーターについては、定期点検を行い、定期検査報告書を提出することで法令を遵守した管理を行っている。

和泉校舎では、毎年度2回全建物の消防設備点検を実施している。また、第一校舎とメディア棟においては、ビル管理法に基づく害虫駆除作業を年2回、空気環境測定を年6回実施している。体育館と図書館は、年1回害虫駆除作業を実施している。

生田校舎では、落雷による自動火災報知設備の故障及びこれに伴う未警戒の発生を最小限にするため、 工事を実施した。また、ビル管理法に基づく害虫点検・駆除及び空気環境測定を中央校舎と第二校舎A 館で実施した。また、消防法による消防設備点検を実施した。生田校舎は実験系科目が重要な位置を占 めることから高圧ガスの使用頻度も高い。毎年必ず取扱者説明会を実施し安全についての啓発活動を行っている。

【今後の方策】

和泉校舎食堂館「和泉の杜」は、食堂業者が独自で害虫駆除作業を実施しているが、大学全体の衛生レベルを同一にするには、全校舎同時に実施することが効果的である。大学として同時に害虫駆除を実施することを検討する。

第8章 図書館および図書・電子媒体等

【目的】

教育・研究に必要な学術資料を収集・体系化・保存し、これを本学の教職員、学生に提供することを 目的とする。この目的を十全に果たすため、各々の学問分野にわたり必要とされる学術資料を過不足な く収集し、それらについて十分な検索手段を確保し、さらに、学術情報をよりスムースに提供するため の人的資源の確保、養成に努める。また、図書館が備えるべき、かつ後世に残し伝えるべき基本的学術 資料の収集にも配慮を図る。

1 図書館

【現状】

本学図書館は、人文社会科学系専門図書館としてかつ本部的機能を持つ中央図書館、人文社会科学系教養図書館として位置づけられた和泉図書館、自然科学系図書館として位置づけられた生田図書館の3館から構成される。各館はそれぞれの位置づけに基づき自立的に学習用資料の選書及び利用者サービスを行なっている。また、研究用図書についてはそれぞれの分野の専門研究者である教員が選書を行っている。

図書館運営の大綱は、学長から委嘱を受けた各学部教員により構成される図書委員会が図書館長からの諮問を受け、諸々の事項を決定している。また、図書委員会のもとに収書構成、利用者サービス等図書館活動に関わる各種課題を検討する小委員会を設け、それぞれの問題に関する検討を行っている。

図書委員会は年4回から6回程度開催され、図書館運営の検討を行うとともに、図書委員を通じて教学組織との連携協力体制を確立している。

図書館副館長を委員長とし、図書委員3名、事務管理職1名、事務職員4名からなる「図書館自己点検評価委員会」を設置し、恒常的に自己評価を行なう体制を整えている。毎年学長に提出する「教育・研究年度計画書」の内容に関する実施・実現状況の検証を行い、年度末に「自己点検・評価報告書」を作成している。

【長所】

図書館長、副館長、図書委員会各種委員会委員長と図書館スタッフ(事務管理職、副参事職)で、年間2回のスタッフ研修会を開催し、図書館の抱える課題の討議を行い、問題点を共有している。また、毎年「図書館年次報告書」を編集・刊行し、前年度の諸活動を総括するとともに、図書館活動の自己点検・評価、企画立案のためにこれを活用している。

職員の質の向上を図るため、恒常的に各種の専門的な研修に派遣している。2006 年度実績は次のとおりである。

①文化庁 1名

②国立情報学研究所 目録システム講習会,等 1名

③私立大学図書館協会 大学図書館職員長期研修,等 3名

④専門機関による講習会 Linauxs システム講習,文化財虫菌保存対策研修会,法律図書 39名 館基礎講座.等

上記の外部研修に加え,職員の自発的な研修意欲を高めるために,2005 年度から図書館自主研修制度を設け2006年度には,6グループ計23名の応募があり,採択した。

過去 15 年で、図書館の専任職員は 60 名から 45 名に減員されている。にもかかわらず、開館日数の拡大(15 年前は中央図書館 250 日、和泉図書館 261 日、生田図書館 273 日→2006 年度はそれぞれ、334 日、273 日、344 日)、開館時間の延長(21 時、20 時、19 時→すべて 22 時)、特別開館の開始、入試時期の大学院に対応した開館時間延長など、様々なサービスが拡大している。また、慢性的な新規受入図書の滞貨(受入後、配架までに長時間を要し、利用に支障をきたす事態)もほとんど解消した。

【問題点】

近年の情報・ネットワーク技術により、従来の紙媒体資料に加え、電子的形態の資料が急激に増加しつつある。したがってこれら資料の収集、コンピュータ、ネットワークといった情報提供環境の整備・充実が急務である。特にこうした機能を著しく欠き、新しい図書館の使命を果たすべく苦慮している和泉図書館、並びに改善が求められている生田図書館の情報ネットワーク環境についても、高速回線の敷

設、アクセスポイント(モバイルコンセントや無線LAN)の増設、ネットワーク接続可能機器の増設 (PC等)については今後の大きな課題である。

さらに、施設的充実だけではなく、図書館サービスを担う図書館職員の育成強化も課題となっている。 従来から図書館職員に求められる資質に加え、資料形態の変化、図書館サービス概念の変化に対応しう る人材を育成するために、図書館としての養成体制を整備する必要がある。特に図書館にとって最も重 要な利用者サービスであるレファレンスを担う図書館員については、大学院や海外など様々な研修を通 じてその専門性を高めるとともに、専門職として確立することが望まれる。

専任職員削減の中でサービス拡大を成功させてきた要因は目録業務開館業務の業務委託化にある。しかし、大学全体の一律経費削減方針によって 10%の減額となったため、開館業務の委託費を捻出するために日常の書架整備業務などインハウス業務の一部または全部を廃止せざるを得ない事態が発生し、日常業務に支障がきたすところとなった。

【問題点に対する改善方策】

情報提供環境の充実のために、特に新和泉図書館の建設に向けて図書館内に検討WGを設置し具体案の策定作業を進めた。さらにこの案を基に、和泉委員会との連携を図り同委員会と合同で新和泉図書館建設連絡協議会を設置し、計画の具体化を検討し、全学的な理解を得るために「新和泉図書館建設に関する要望」を学長に提出した。その結果、新和泉図書館建設が決定し、4年後には着工の見通しとなった。なお、新生田図書館建設については、生田教育研究環境整備委員会の下に設置された「生田グランドデザインWG」で検討されることになった。

図書館職員養成の課題については、2005 年度から自主研修制度を設け、「外国人利用者への図書館利用支援」「布施辰治、山崎今朝弥旧蔵資料調査」「明治大学図書館所蔵版木の整理と版本の調査」「木版挿絵入西洋初期印刷本零葉コレクション解題目録作成」「蘆田文庫所蔵書籍解題目録作成」、2006 年度には「明治大学図書館所蔵外国地域コレクション調査」が加わり、計 6 つの研修プロジェクトを立ち上げた。今後、さらに組織的な研修、育成体制の確立を検討していく。

2007 年度予算についても5%の削減方針が示されているが、これ以上の削減はサービスの維持を不可能にすることから削減分を政策経費として補填することにしている。また、書庫(中央図書館 80 万冊、生田図書館7万冊)の資料にタイトルテープ(無断持ち出し貸出防止テープ)とバーコードシール(無料貸出装置対応バーコード)を装着したことにより、図書館のほぼ全域をアクセスフリーとし、入庫管理業務を省力化することができた。和泉図書館についても 2007 年度に実施することにより、業務改善を推進していく。

2 図書・電子媒体等

- 図書,学術雑誌,視聴覚資料,その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性
- ・図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性
- ・学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性
- ・図書館の地域への開放の状況

【現狀】

図書館では、資料購入予算約7億円を「学術専門図書費」「学習用図書費」「逐次刊行物費」「電子的資料費」に大枠で分け、教員・図書館員による「収書委員会」「新聞・雑誌委員会」「特別資料選定委員会」「教員による学習用図書選書委員会」等、委員会形式の恒常的な選書体制を整え、体系的な資料の収集に努めている。2007年3月31日現在の蔵書数は、中央図書館約111万冊、和泉図書館33万冊、生田図書館40万冊、生田保存書庫36万冊となっている。

電子的資料については、国内外の23の外部データベース、15の電子ジャーナルデータベースと契約し、多種多様な情報提供を実現している。なお視聴覚資料については、視聴覚センターが別途資料の収集・提供を行っている。

大きな課題として、近年の外国雑誌年平均約8%の値上りにより、資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加がある。毎年のように外国雑誌見直しアンケートを実施し、継続雑誌をキャンセルすることで新規雑誌等の購入費用に充ててきたが、毎年2000万円を超える金額が値上がりの中に消費され、現在では必要な雑誌の維持すらも難しい状況にある。冊子のキャンセルだけでは新規財源の確保はもはや不可能になりつつある。図書費の増額が望めない中で外国雑誌がこのまま毎年値上がりを続けていくと、5年後の2011年には図書費に占める逐次刊行物費の割合は70%を超える。残りの30%で研究用、

学習用図書など必要な資料すべてを購入しなければならないため,新聞・雑誌委員会では,今後のシミュレーションに強い危機感を持ち,学術雑誌の安定的供給のためにどのような方策がよいのか検討を重ねた。

新聞・雑誌委員会では、冊子体から電子化へ移行した場合のメリット、デメリットを具体的に検討し、電子ジャーナル、データベース導入を進めるためのPULC(公私立大学図書館コンソーシアム)からも最新情報を収集し、利便性と価格、費用対効果などの観点から比較を行い、冊子と電子媒体の両方で刊行されているものについては漸次電子化へ転換する方針を決定した。ただし、電子ジャーナルはタイトルごとに購入ができる冊子体とは異なり、パッケージによる契約が主体なため、電子に切り替えることにより却って高くなるものもある。また、冊子体よりも値上げ率は低いとはいえ、年間5%前後の価格上昇があり、財源確保が課題になる。

一方、補助金や外部資金の獲得にも積極的に取り組んだ。他大学や企画部調査課の協力を得て、補助金対象を徹底調査し、該当のすべてを申請した。この結果、2005 年度に約5000 万円であった獲得学が、1億3千万円と約3倍増となった。また、図書費の支払いを明大カード決済へ移行することを促進したところ、2005年度の総支払い額400万円で16,000円のキックバックであったのに比し、2006年度は支払い1000万円でキックバック38,000円となった。さらに、昨年に引き続きケベック州政府より100万円の寄付金を受けている。

図書館施設の規模を第8章 表1に示した。2001年3月に新図書館施設として中央図書館が開館したことにより駿河台校舎における図書館利用環境の抜本的改善が実現した。和泉図書館においては,情報ネットワーク関連設備を現行施設に追加することが困難であり、この点は今後抜本的に改善を図る必要がある。また、蔵書の増加に伴い書庫の収容能力が限界に達しつつある現状であり、生田保存書庫の有効活用をすすめているが、今後7年程度で図書館全体の書庫は満杯になる見込みである。

第8章 表1 施設

2007. 3. 31 現在

7.0 中 3.1 ///////////////////////////////////									
			中央図書館	和泉図書館	生田図書館	生田保存書 庫	ローライブラ リー	全 館	
総	延 面	積 (m²)	12,485	4,864	4,940	1,346	279	23,914	
		閲 覧 (㎡)	4,888	2,514	1,955	0	199	9,556	
	サービス	マルチ (㎡)	545	0	28	0	0	573	
用途	スペース	情報端末 (㎡)	一 (注 1)	一 (注 1)	40	0	(注3)	40	
別面積		その他 (㎡)	760	681	402	0	0	1,843	
	管理スペース	書 庫 (㎡)	3,506	1,382	1,536	1,104	79	7,607	
		事 務 (㎡)	1,382	91	207	0	(注3)	1,680	
	その他	(m^2)	1,404	196	772	242	0	2,614	
書架	延板延長	(m)	35,662	10,930	17,100	19,920	839	84,451	
収容 力	収容可能冊数	数(冊)(注2)	990,611	303,611	475,000	554,000	23,305	2,346,527	

- (注1)中央図書館・和泉図書館は、端末スペースを閲覧に含む
- (注 2)収容可能冊数の算出:棚板延長 90 cmで 25 冊の計算(日本図書館協会)
- (注3)ローライブラリーは端末スペース・事務スペースを閲覧に含む

図書館利用者用座席数、開館時間を第8章 表2・3に示した。中央図書館、和泉図書館、生田図書館ともに22時までの開館時間を確保し、さらに、中央、生田図書館においては休日開館を実現し、授業時間の前後はもとより、休日も含め図書館を利用した学修の便を図っている。全学部生に対する席数の割合は、中央図書館が10.2%、和泉図書館が9.9%、生田図書館が11.8%で、ほぼ10%前後の数値となっているが、なお学生数に対して充分な数を確保するに至っていない。情報ネットワークについては、中央図書館では約100台のコンピュータ、650口の情報コンセントを設置するなど、利用環境は充実したものとなっている。しかしながら和泉図書館、生田図書館ではコンピュータ、情報コンセントとも充分な数を備えるに至っていない。なお、3館とも書庫の利用者への開放を実現し、図書館の蔵書の殆どについてブラウジングによる利用が可能になっている。

第8章 表2 座席数

<u> </u>	以 1					0.01
		中央図書館	和泉図書館	生田図書館	ローライブラリー	全 館
総関	覧座席数(席)	1,274	1,060	749	45	3,128
	閲 覧 室	653	856	512		2,021
	参考コーナー	137	42	69		248
	雑誌コーナー	170	22	80		272
	マルチメディア	99	16	11		126
	パソコンルーム		58			58
	グループ閲覧室	56	34	73		163
	点字 閲覧室	5	4	_		9
	対 面 朗 読 室	_	4	_	_	4
	校友閲覧席	8	0	_	_	8
	地 図 室	20	_	_		20
	マイクロ 閲 覧 室	6	_	1	<u> </u>	7
座席数	教 員 用	6	24	3	_	33
	多目的ホール	114	_	_	_	114

第8章 表3 開館状況・貸出状況

2007.3.31 現在

<u> </u>	X O MARKE SHARE						
			中央図書	和泉図書	生田図書	ローライブ	
			館	館	館	ラリー	全館
	年間開館総						
	数日数	(日)	334	273	344	326	
	土曜日開館						
	日数	(日)	40	39	48	40	
	休日開館日						
	数	(日)	56	9	66	50	
開館状況	土曜開館総						
IM KH 1/(1/L	時間数	(時間)	420.0	389.0	441.5	380.0	
	休日開館総						
	時間数	(時間)	392.0	63.0	462.0	350.0	
	休暇期間中	夏季	41	30	43	33	
	(学年暦)の	冬季	6	4	6	6	
	開館日数						
	(日)	春季	49	41	55	49	
館外貸出冊数	館外貸出総						
	冊数	(冊)	181,480	82,979	58,446	5,181	328,086
	教職員	(冊)	11,549	3,444	2,496	67	17,489
	学生	(冊)	145,309	74,995	53,023	5,102	273,327
	学外者	(冊)	24,622	4,540	2,927	12	32,089
入館者数			826,154	544,113	390,959	15,866	1,777,092

その他の利用者サービスとして特筆すべきものは下記のとおりである。

(1) レファレンスサービスの充実

レファレンスは図書館にとって最も重要な利用者サービスであり、文献、電子資料に精通した職員を重点的に配置している。従来のカウンターサービスに加えてウェッブによるオンラインレファレンスやFAQなども検討している。

(2) 利用者の苦情へのこまめな対応

3館に投書箱を設置して、利用者の意見を聴取し、原則として2週間に一度、掲示により回答している。利用者からの指摘によって改善した事柄も多い。回答は2006年度から図書館ホームページで公開することになっている。なお、Web上からの投書受付についても検討している。また、2004年度に3館で、図書館サービスを充実するための基礎資料作りとして利用実態調査を実施し、その結果を2005年度に図書館ホームページで公開した。

(3) ニーズに応じた閲覧施設

一般の閲覧室、パソコンなどの利用を禁止したブース型の静寂な閲覧室、ゼミや小授業が可能なグループ閲覧室、机の配置などを自由に変えておしゃべりもできる共同閲覧室など、大型の地図を広げたり壁掛けのできる地図室、新書・文庫コーナーに隣接した椅子だけの軽読書席など、利用目的に応じた閲覧施設を設置し、利便性を図っている。

(4) ノートパソコンの貸出

図書館の情報機能を高めるため、中央図書館で30台、和泉図書館で5台、生田図書館で5台の貸し出し用ノートパソコンを用意して館内利用に供している。各館とも利用が多く、この増設が課題である。

(5) シラバス本コーナーの設置

教育支援の一つとして、シラバス登載の参考図書を全て2冊ずつ購入し、1冊は開架書架、1冊はシラバス本コーナーに学部・教員別に配架している。現在それらの所蔵情報をOh-o! Meiji システムと連携することを検討している。

(6) マルチメディアコーナー

3 館にインターネットに接続できるパソコンを設置している。「日経テレコン 21」や「DialogSelect」などの主要な外部データベースを無料で提供していることから、常時満席の状態である。

(7) ギャラリーにおける蔵書等の展示

図書館の特色ある蔵書や新収の貴重書を展示するとともに、解題小冊子を作成して、蔵書の理解 を深めることに役立てている。例年7月から9月にかけては、司書課程及び司書講習と連携した 「図書館の文化史」展も開催している。

(8) 校友やリバティ・アカデミー会員への開放

生涯学習時代への対応として、OBやリバティ・アカデミー会員などの社会人に対し館外貸出しを含めたサービスを行っている。特に休日の利用は、これらの利用者が全入館者数の半数近くになっている。

(9) 付属中高生への開放

中高で進められている「調べ学習」を支援するために、貸出しを含めたサービスを実施している。 なお、系列校である中野学園の生徒も利用可能になった。

(10) 英語版ホームページ

留学生や海外からの利用に対応するため、2006年10月から公開した。

また、図書館利用者教育の一環として、副館長をコーディネータとし、図書館職員も講義の一部を担当する学部間共通総合講座「図書館活用法」を 2000 年度から開講し、多数の受講者を集め、入館者数や資料の館外貸出数の増加など、大きな成果をあげている。さらにゼミナール毎の課題に直結した図書館の活用法を担当教員との打合せに基づき説明する「ゼミツアー」の実施、各種データベースの利用講習会の開催など、多彩な教育活動を図書館利用者に対して行っている。

○ 図書館活用法講義実績

「図書館活用法」(駿河台)・前期

「図書館活用法」(和泉)・前期3時限・4時限

「図書館活用法」(和泉)・後期3時限・4時限

「図書館活用法」(生田)・後期

履修者数

	駿河台(前期)	和泉(前期)	和泉(後期)	生田(後期)	計
2000 年度	115	210			325
2001 年度	150	176			326
2002 年度	236	201			437
2003 年度	*130	223		198	551
2004 年度	177	575		292	1044
2005 年度	87	*228	*229	*155	699
2006 年度	133	291	252	160	836

ゼミツアー参加者数(2006年度)

	回数	参加者数				
中央図書館	81	1006				
和泉図書館	130	2416				
生田図書館	12	127				
計	223	3549				

図書館の地域への開放については、すでに 2003 年 3 月、「千代田区立図書館と明治大学図書館との相互協力に関する覚書」を締結し、千代田区民に対する本学中央図書館の開放を実現している。この協定により、千代田区住民は図書館利用手続き(年間 3,000 円)を経て、資料の貸出も含め、中央図書館の利用が可能になっている。また、2004 年 7 月には「杉並区立図書館及び杉並区内大学・短期大学図書館の相互協力に関する協定書」を締結し、いわゆる「杉並区図書館ネットワーク」に参加することにより、杉並区民に対する和泉図書館の開放を実現している。この協定により、杉並区民は図書館利用手続き(年間 1,000 円)を経て、資料の貸出も含め、和泉図書館の利用が可能になっている。同様に生田図書館では、川崎市多摩区民への生田図書館の開放に関する覚書を 2006 年 3 月に川崎市多摩区と交わし、2006 年 4 月から区民への開放を実現した。さらに、中央図書館における「アフリカ文庫講演会」やギャラリーでの展示会、和泉図書館における講演会「著者と語る」など地域への開放を念頭に置いた諸活動を実施している。

2006 年度地域住民貸出状況

中央図書館 (千代田区民)	233 冊
和泉図書館(杉並区民)	718 冊
生田図書館 (多摩区民)	655 冊
合計	1606 冊

2006年度に実施した講演会は、下記のとおりである。

第8回 図書館講演会「著者と語る」

「対談 倉橋由美子大人の小説の魅力ー豊崎由美が「お子ちゃま」文学を斬る!ー」

古屋 美登里氏(翻訳家) 豊崎 由美氏(ライター)

2006年11月4日

和泉図書館第1開架閲覧室

第7回 アフリカ文庫主催「世界は音でつながっている-アフリカからのメッセージー」

コーディネーター: 江波戸 昭氏(明治大学名誉教授)

演奏:パーカッションデュオ 越智ブラザース

2006年12月11日

リバティホール

なお、海外協力の一環として、2005 年度にカナダ・ケベック州政府と協定を結び、相互の永続的な資金拠出に基づく「ケベック文庫」を図書館に設置した。この文庫は本学はもとより日本国内におけるカナダ・ケベック研究に多大な貢献をなすものと期待される。また、私立大学図書館協会の海外搬送事業に申請し、図書 172 冊をラオス国立大学経済経営学部図書館に寄贈した。

これらに加え、図書館が長年にわたって蓄積してきた人的資源、知的資源を様々な形で、積極的に開放、活用し、社会に還元していくことを図書館の大きな使命ととらえ、下記のことがらに取り組んでいる。

(1) 司書課程との連携

司書課程には、図書館職員2名が兼任講師として出講している。また、2005年度から開始された 夏期集中の司書講習には4名(2006年度)が出講し、それぞれ業務で蓄積した経験を生かして指導 に当たっている。また、図書館ギャラリーにおいて授業に関連した図書の展示を定期的に開催して いる他、グループ閲覧室の実習授業への提供、情報検索授業への外部データベース(教育用バージョン)の提供なども行っている。

(2)図書館紀要「図書の譜」

1997 年 3 月の創刊で、2006 年度に第 11 号まで刊行した。図書館の持つ書誌学的世界から思想や学問の根源を問い直す作業を通じて、新たな「知」の創造に資する(後藤総一郎当時元館長の創刊の辞)とい高邁な理想のもとに創刊したものである。毎号、図書館の知的資産である蔵書を中心と

したテーマにより、教員と図書館職員が約半数ずつ、合計 20 本近い論考を掲載し、その役割を果たしている。

【改善方策】

資料購入予算に占める逐次刊行物費の比重の増加に対しては、逐次刊行物の厳密な評価による取捨選択、私立大学図書館コンソーシアムによる電子ジャーナル、データベース契約の推進を行った。また 2004 年度に続き、アンケート調査に基づく購読中止を含めた購入雑誌の見直しを行った。今後さらに 他大学との協力による分担収集等、価格高騰への対処方法を探らなければならない。さらに 2008 年度 新学部・専攻科設置に伴い、図書館図書費に経費を予算計上して教育・研究体制に支障のないように配慮した。さらに蔵書構成の適正化を図り、資料の収集、保存方針を見直す方向である。

図書館利用者用座席数の不足については、図書館の面積に限りがあるため大幅な増加は現在のところ困難である。このため、図書館外から図書館資料をある程度利用可能にする電子図書館システムの充実を図り、図書館利用者に対する改善の一助としてきた。図書館は3館平均で年間340日開館しており、これは私立大学図書館としては有数の日数であるが、さらに学習の便宜を図るために、冬季休業中の開館日拡大を実現する。

図書館活用法の履修者数は年々漸増しており、特に 2004 年度には大幅に増加した。このことにより、例えば実習科目で一人一台のパソコンを使っての授業ができないなど授業環境が悪化した。教育効果が得られないとの判断から、2005 年度には、定員制を設け履修者数を抑制した。しかし、授業の目的が学生の図書館への導入教育であることからすれば、少しでも多くの履修者を受け入れることのほうが大切であるため、2006 年度には少人数教育を維持しつつ、授業コマ数を増やして対応することにする。また、カリキュラムについても実習授業を重視して図書館リテラシーの効果を高めるよう工夫する。授業のレジュメや資料は図書館ホームページで公開しているが、教育の情報化推進本部と連携してデジタルコンテンツ化し、履修者の予習復習に役立てるとともに、広く公開する。

ゼミツアーの内容は、施設案内、利用方法、利用上のマナーに加え、オプションとして、特定主題資料の配架案内、OPACや外部データベースの検索方法を用意している。今後は、オプション部分を重視し、ゼミ教員との連絡をさらに密にし、ゼミや学生・院生の主題テーマに沿って、さらに専門的な解説(例えば、法律関係データベース、統計関係データベース、電子ジャーナル、などの使用法)を中心にし、教育・研究支援に直接的に結びつくものに改善したい。なお、生田図書館は、中央図書館、和泉図書館に比較して参加者が少ないが、これは理工学部や農学部の場合、図書館の基本的な利用法については研究室単位で先輩が後輩を指導する習慣が定着しているためと思われる。2006年度は、ゼミツアーと別に、理工学部教員の求めにより授業に図書館員が出向して説明を行う機会があった。今後、教員との連携を一層密にして生田地区の特性に沿った、より実効性のあるものに変えていく。また、卒論作成のためのアドバイスメニューも検討している。

ケベック文庫については、政治経済学部のケベック講座や大学のカナダプロジェクトとの連携を深めるとともに、資料の充実(そのための予算確保),目録や資料の公開利用、公開講座の開催などを通じた社会貢献でも活用を行っていく。

全学での共通利用を前提とする電子媒体の安定的供給には、図書館も補助金申請や価格の抑制を目的としたPULCの利用を行うが、学内の合意を得て全学部共通で研究費の一定比率を電子媒体購入費用に拠出することや、電子化申請によって獲得した補助金を図書館予算に配布するなど、従来とは異なる方法で財源確保の検討を行う。電子化により、今まで以上に学術雑誌を通じて広く世界に研究情報を発信し、また受信した情報を研究・教育に還元する知の循環環境を整備するのがこれからの図書館である。

3 学術情報へのアクセス

・学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況 【現状】

図書館業務については発注から目録データ作成、予算管理まですべてのシステム化が終了し、殆ど全ての蔵書についてのデータ化も終了している。このため図書館利用者は、インターネットを通じてどこからでも蔵書データベースの検索が可能になっている。また国立情報学研究所の学術情報システムに参加することによって他大学とのシステム的連携も大きく進展している。また「図書館ポータルシステム」を構築し、これにより利用者はインターネットを通じて資料の貸出予約、取寄せ依頼、自身の利用状況の把握などが可能になっている。なお、2005年度「図書館ポータルシステム」の校友への開放も

実現した。さらに 2005 年度には、学生・教職員・校友に対して携帯サイトの利用を開始した。提供するサービスは、図書館からのお知らせ、開館スケジュール、本日の開館状況、月間スケジュール、蔵書検索(OPAC)、ポータルサービス(貸出延長、予約状態確認、配送状態確認)、図書館への問い合わせである。

他大学との協力については、本学、法政大学、明治学院大学、学習院大学、東洋大学、青山学院大学、國學院大学、立教大学の8大学で「山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム」を形成し、相互の教職員学生が各大学の図書館を利用できる体制を構築した。本学図書館はコンソーシアム8大学のうち最も他大学から利用される図書館となっている。さらに2004年度からは、杉並区図書館ネットワークを形成することにより、本学和泉図書館、女子美術大学、高千穂大学、東京立正短期大学、立教女学院短期大学との相互利用を、また国立情報学研究所情報資料センターとの大学院生レベルの相互利用を実現している。

大学別コンソーシアム利用状況 (2006年度)

									合計(出掛
	青山	学習院	國學院	東洋	法政	明治	明治学院	立教	人数)
青山		171	371		146	487	236	146	1,557
学習院	139		130		106	450	72	297	1,194
國學院	904	52			65	719	26	241	2,007
東洋	186	90	83		215	611	118	64	1,367
法政	424	128	103			1,037	304	221	2,217
明治	623	141	129		725		126	77	1,821
明治学院	150	58	60		94	203		209	774
立教	324	398	78		129	357	152		1,438
合計(受入									
人数)	2,750	1,038	954		1,480	3,864	1,034	1,255	12,375

【改善方策】

図書館システムの改善事項としては、電子図書館システムの充実・整備を進めている。図書館が所蔵する一次資料の電子化・学外各種データベース・電子ジャーナル等を一元的に、情報ネットワークを通じて利用者に提供する電子システムの構築を進めつつあり、図書館ポータルシステムの改善、携帯電話版OPACの公開などにより、利用者サービスの改善を行っていく。

また、海外協力の一環として、2005 年 12 月カナダ・ケベック州政府と協定を結び、相互の永続的な資金供出により明治大学、さらには日本国内におけるカナダ・ケベック研究に資することを目的として「ケベック文庫」を設立した。他大学図書館との協力については、利用者サービス面だけではなく、資料の分担収集等も含め、協力体制を拡大するために、特に山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムのメンバー校との間で検討を進めている。

国立大学を中心に、NIIの協力の下で大学に所属する研究者の研究著作物や機関の知的資産を学内のサーバに集積し、メタデータを付して著作権の許す範囲において公開する「機関リポジトリ」のシステムが普及し始めている。これを受け、他大学の取り組みや公開状況を具体的に調査検証したところ、学術雑誌高騰により世界的な規模で学術情報の流通・入手が阻害されている状況に対するものとして、また、大学のステータスを高めるものとしても大変有益であると判断し図書館の新しい教育・研究支援機能として運営体制を整備し、全学へ働きかけていく(3月の図書委員会で決定した)。

第9章 社会貢献

【目的】

生涯教育社会の到来によるライフスタイルの変化,地域社会・ビジネス社会へ貢献する開かれた大学の展開が求められているなか,社会人教育を目指したリバティ・アカデミーによる生涯教育の展開,博物館の開放など,社会人教育の場として地域社会との連携を図る。

また,本学の持つエネルギーを大学内の教育・研究だけでなく,可能なかぎり地域社会に提供するため、大学と各地域・自治体との連携を推進する。

さらに、大学が生み出す知識・技術等を社会に有効に還元するため、情報発信環境を大いに活用し、 あらゆる世代に対して、いつでもどこからでも明治大学の知のアーカイブスへのアクセスを可能にし、 産学連携を推進していく。

【現状】

本学の社会貢献は、独自の教育・研究も実施する附属機関、すなわち、図書館、博物館、情報科学 センター、知的資産センター、リバティ・アカデミーを中心に推進している。また、和泉キャンパス・生田キャンパスでは周辺地域と独自の社会貢献活動を推進している。

本学では、専門的職業人の意識・要望を的確に把握し、激変する企業社会で十分に活躍できる職業能力を育成する継続的な教育プログラムと、高度職業社会の到来から、人間の存在や精神の在り方について体系的に学びたいという期待に応える教育プログラムを用意するべきとの認識にたって、「総合的な生涯学習の実施環境」として、1999年4月にリバティ・アカデミーが設立され、2005年7月、教育、研究と並ぶ第三の機能である大学開放・社会貢献事業(生涯学習事業)の充実・発展を目指し、「明治大学リバティ・アカデミー規程」を制定し、学長をアカデミー長とする学内機関として運営体制が整備・強化された。リバティ・アカデミーでは、本学教員がコーディネータとして「本学の教育・研究成果」を継続的・体系的な公開教育プログラムとして産業社会・地域社会に提供すると同時に、大学の保有する様々な知的資産とその環境を広く市民に開放することを通じて「開かれた大学」としての姿を追求している。また、本学学生及び卒業生に対し国家・公的資格試験のための学習を支援する活動を続け、卒業後の継続学習の支援も行っている。

学部等における研究成果はリバティ・アカデミーを中心に公開講座等によって具体的に社会へ還元されている。とくに企業との連携(共同研究や受託研究等)は研究所や知的資産センターを中心に行われており、そこで生じた特許や技術の知的財産の保護・活用に関しては「社会連携ポリシー・知的財産ポリシー・利益相反ポリシー」を制定し適正に運用がなされている。

本学においては、学生に対する実物教育を目的に、法学部・文学部・商学部における「刑事法学」「考古学」「商品学」といった専門分野との関連により3つの博物館(刑事博物館・考古学博物館・商品博物館である。現在は、特別展示室等の施設を加えて、「明治大学博物館」を新装開館している)が設立されてきたという経緯がある。そのため、各館の収蔵する資料の整理作業、分析作業を通した教育が行われてきた。各館の常設展示室は一般公開施設として設置されており、1980年代以降、大学開放の社会的要請に応える形で、一般を対象とする生涯教育も積極的に推進、近年では、博物館界全体の動向を反映し、年少者に対する教育プログラムの研究・開発も行っている。

1. 生涯教育の充実

リバティ・アカデミーは、本学の教員を中心とした講師陣により、2006 年度は 320 講座 (設置 350 講座) を開講し、20,002 名の受講者があった。大学の知を広く開放するものとして「教養・文化講座」、高度職業人養成に向けて最新のビジネススキルを提供する「ビジネスプログラム」、学生の就職や資格取得を支援する「資格・実務・語学講座」、「明治大学・成田社会人大学」や「明治大学・飯田産業技術大学」、千代田区民の生涯学習を助成するバウチャー制度への参加、文部科学省・厚生労働省・経済産業省・東京国税局・千代田区・杉並区・和歌山県新宮市・鳥取県など国・地域自治体等との委嘱・委託・連携講座の実施、企業研修等の受託など生涯学習実施機関としての実績を積み上げてきており、大学開放・社会貢献に向けた幅広い講座展開を行っている。

また,2005 年度から受講生の継続的な学習を支援し,受講成果を認証することを目的として,リバティ・アカデミー独自の称号を授与する修了制度を開始し,2006 年度は121 名に授与した。

さらに、2006 年度は全学的協力体制を築き、生涯学習機関としての「質」の向上と体制強化を図るため、専門部会を設置し、また、「講座の開設及び開講基準」及び「講師任用基準」などの内規を制定し、制度の確立を図った。

本学の博物館では、他大学に類を見ない、稀少性の高いユニークな学術研究資源を体系的に保有している。それにより、次のような特色ある教育普及事業が実施されている。

(1) 展覧会

特別展をはじめとする展覧会の開催により、貴重な学術資源と博物館における調査研究の成果を公開し、学習機会を幅広く提供するとともに、文化財の保護と継承について啓発している。2006 年度の特別展では「掘り出された<子ども>の歴史をテーマに、日本列島の社会における子ども像の変化について、考古学から復元する展示を明治大学リバティ・アカデミー(共催)、千代田区・千代田区教育委員会・産経新聞社・読売新聞社・朝日小学生新聞・日本考古学協会・日本子ども学会・千代田区ミュージアム連絡会・明治大学連合父母会・明治大学校友会(以上後援)、株式会社アイ・フォスター株式会社、明大サポート(以上協力)により開催した。

(2) 生涯学習支援

友の会(会員数347名)を組織し、生涯学習を支援している。6つの分科会を設け、月1回のペースで活動を行っている。学内外の関係者により講演会を実施し、会員による発表会も開催した。

(3) アウトリーチ活動

公共財産である博物館資料を活用する方策としてアウトリーチ活動が期待されており、講演会や 出張授業などを通して推進している。宮城県延岡市や東京都世田谷区での活動の他、「学びの支援 フォーラム」(於:東京国際フォーラムB1Fロビーギャラリー他)へも出展した。

(4) ボランティアの受け入れ

生涯教育、もしくは学生のための教育活動の一環としてボランティアを受け入れるとともに、より望ましい活動を支援するために研修を実施した。

(5) 教材の提供

近年期待が高まっている博物館独自の教材の開発と利用の促進に努めている。博物館では、文部科学省委託事業平成 18 年度「地域教育力再生プラン」全国博物館における地域子ども教室推進事業に選定され、事業の実施とともに成果物(「ミュージアッム探検ノート」)を設置・配布を行った。

(6) 講演会・公開講座

①博物館入門講座 ②特別展関連講座 ③リバティ・アカデミー連携講座 ④博物館友の会と連携 した講演会を実施した。

【長所】

実物資料の提示が博物館教育の特色である。視覚, 聴覚, 嗅覚, 触覚に, 映像・音響を加え, 抽象概念の伝達にとどまらず, 体感できる教育形態がメリットを引き出す。公開講座で実物資料の活用を促進し, 映像・音響などのメディアミックスによるリアリティある教育事業の形態や方法が実践されている。

また、万人に開かれた博物館の望ましいあり方を実現するため、開館時間の延長や言語のバリア・フリー化を推進している。

- (1)館内の段差を解消しバリア・フリー化を実現した。身体障害者・高齢者用の車イス、乳幼児用のバギーを用意し、要所に点字ブロックを設置したほか、誰でも使用できる多目的トイレを設置した。
- (2) 学校週5日制や社会人に対する教育サービス向上のため、土曜・日曜・祝日も開館した。
- (3) 図書室利用者へのサービス向上を図るため,週2日開室時間延長(16時 30分~18時 30分)を行った。

利用者へのサービス向上のため、2004年度から平日の開館に加えて、土曜午後・日曜・祝日も開館し、授業期間中における夜間延長開館を実施した。サイン表示類に英語表記を設け、英語・中国語・韓国語のリーフレットを作成した。館の所在がわかりにくいという指摘に対し、屋外バナーサインを掲出した。

さらに国際的な学術交流に対応できる学術資料により、展覧会や研究交流を通して国際交流の推進にも資している。これまで 1997 年度に「ヨーロッパ拷問展」(イタリア中世犯罪博物館と共催), 1998 年度に「水墨画と筒描藍染で詩うテムズ河旅情」展(英国大使館後援), 2004 年度に「韓国スヤンゲ遺跡と日本の旧石器時代」展(韓国国立忠北大学校と共催)などの特別展を実施している。また, 大英博物館をはじめ, 海外の展覧会に出品した実績をもつ。

これらの活動により、これまで次のような社会的評価を得ている。

- (1) 1998 年 3 月、大学基準協会による相互評価の認定通知で、本学の教育・研究の活性化にとって重要な役割を果たしてきた点が、長所の一つとして評価された。
- (2) 文部科学省から年少者向け事業の充実度が評価され,2001 年度に「親しむ博物館づくり事業」,2004・2006 年度に「地域子ども教室」の実施を委託された。
- (3) 2004 年4月に、私学では初のユニバーシティ・ミュージアムとして、博物館建設の最先端理論を 導入しリニューアル・オープン。大学博物館の先進的モデルケースと評価され、官公庁、自治体、 国内外の大学・研究機関、各種教育団体による視察・研修が増加している。
- (4) 2004 年4月のリニューアル・オープン以来、児童生徒、学生、市民、外国人など来館者が飛躍的に増加している。また、日本文化の多様性を学ぶ場、歴史教科書に取り上げられた実物資料を見られる場、特色ある人権学習の場として評価され、小・中・高・大学など学校単位による見学が増加した。
- (5) 充実したユニークなコレクションと展示で知られ、報道機関・出版社による取材が増加している。 国内外の博物館等から唯一無二の貴重な収蔵資料の貸し出し要請が増加傾向にある。
- (6) 私学の大学博物館として初めて結成された博物館友の会を支援し、活発な生涯学習活動の実現に 寄与していることが、博物館ボランティア・メッセなどを通し、モデルケースとして全国的に注目 されている。

【問題点】

生涯教育への取り組みには広く多様なニーズがあり、今後もこれに応えるべく、内容と規模の充実に努めていかねばならない。都心に立地していることは明らかに優位であるが、より地域に密着した社会貢献や、首都圏のみならず遠隔地との連携の拡大も、今後一層視野に含めていく必要がある。また、三キャンパスにはそれぞれ地域との連携を深める利点があるが、キャンパスの性格や位置などにより、今後なお取り組むべき課題がある。

【問題点に対する改善方策】

大学は、生涯学習社会の拠点としての役割が求められている。そのためには、都心に立地している優位性を最大限に生かし、質量とも本学らしい独自の体系(実践、参加型)をもって、多用なニーズに即応した展開を目指していく。また、生涯学習・社会貢献事業を積極的に推進するために、企業・団体、国・地方自治体等との連携事業の継続とともに、新たな事業展開を積極的に行っていく。学内においては、学生への支援の拡充とともに、本学全体の生涯学習事業の一元化・整備を促進し、学内における生涯学習事業の主たる受け皿としての役割を果たすべく、より充実した内容と効率的な運営を行っていく。「明治大学リバティ・アカデミー規程」が制定され、大学の機関として整備された現在、ニーズ把握の手段と本学らしい質及び量をもってその実現化を図るために評価制度の導入を検討し、全学的な協力体制のもとに質の確保にも努める。

公開講座は、各学部、人文科学・社会科学・科学技術研究所、経営総合研究センター、博物館、広報部、就職事務部等で実施されているが、大学開放・社会貢献事業(生涯学習事業)を教育、研究と並ぶ第三の機能として位置付け、その主たる窓口となるべくリバティ・アカデミー規程が整備されたことにより学内生涯学習事業の一元化を促進し、本学の生涯学習・社会貢献事業の更なる発展を図る。また、学生支援・地域連携のための各地区キャンパスへの積極的展開や、企業連携事業・委託研修等の受入れを積極的に推進し、一般社会人の継続学習と在学生・卒業生の資格取得や職業的能力向上を支援する魅力ある本学らしい内容をもって教育に取り組む。規模においても、拡大のみに重点を置くのではなく、本学らしい内容に則した適正規模を模索していく。一方、戦略的な広報活動によって受講生の増加に努め、同時に専任職員人件費を含む収支均衡・収益性の確保・向上に努める。

博物館においては、今後とも海外の諸機関との共催事業の推進に努め、展示案内や図録の英訳化、学術情報の外国語訳化の推進、情報発信体制の基盤を整備など、日々の活動を通じた実績をさらに蓄積し、学内共同利用機関として機能を強化し、特別展や学内外の諸団体による展覧会その他の生涯教育事業を一層充実させ、「知」の社会貢献を推進する。

(1) 社会との文化交流等のための教育システム

【現状(評価)】

千葉県成田市,長野県飯田市,和歌山県新宮市,鳥取県などの自治体との提携講座や地域・団体・企業等との共催・後援事業・講座を実施し,文化・歴史・自然・経済等に関わる講座の展開を通じて,地域社会や経済社会との交流,市民への知の還元を行うとともに,三鷹ネットワーク大学,秋葉原サテライトキャンパスにおいて,地域社会と密着した講座展開を行った。厚生労働省からの委託訓練講座,企業・団体からの寄附講座・受託研修も実施し,人材育成も行っている。また,英国ヨークセントジョンカレッジとの連携により,日本にいながらにして英国立大学の正規修士号が取得できるプログラムを開講するなど,社会・地域との連携・交流を図っている。

博物館では展覧会や教育事業の実施にあたり、①東京都千代田区(千代田区ミュージアム連絡への参加・協力、アウトリーチ活動の実施)②宮崎県延岡市(アウトリーチ活動の実施)③長野県長和町(明治大学黒耀石研究センターを拠点とした協定事業)といった自治体等と連携し、社会的な認知を向上させている。

【問題点】

大学の規模を勘案すると、未だ産業社会、地域社会との交流、学習機会の提供が十分とは言えない。 また、専任教員の参加は増えているものの、分野に偏りがあるなど、総合大学としての役割を果たし ていると言いがたい。

【問題点に対する改善方策】

大学の社会的使命を果たすために、今後も産業社会、地域社会との交流を積極的に推進していく。なお、英国立リーズ大学国際学修士号取得プログラムは、海外の修士号が授与される正規授業などのため、大学院への移管を検討する。また、学内各機関等とも連携を図り、社会貢献への主たる窓口としての機能を発揮していく。

(2) 公開講座の開設と市民の参加

【現状(評価)】

講座等の開設状況は,2006 年度は全320 講座(2005 年度は全317 講座),そして明治大学・成田社会人大学,e ゼミナール13(2005 年度も同数)となっている。また,受講者総数は20,002 名(2005 年度は約21,700 名)で、このうちの約8割が社会人である。

【問題点】

講座数が増加しているものの、若干ではあるが受講者総数は減少しているため、受講生のニーズに即した講座となっているか、講座の広報が適切に行われているのか等の検証が必要である。また、大学公開講座の使命は社会のニーズに対応するだけではなく、学内の知財を広く提供し、ニーズを創りだすことも求められている。講座の内容を必要な人に的確に周知するための広報活動の充実が必要である。

【問題点に対する改善方策】

受講生へのアンケート調査を全講座で実施し、次年度開設講座の指標としているが、生涯学習機能をより一層果たすために各種ニーズ調査を実施するとともに、運営委員会における専門部会の立ち上げを行い、ニーズに則した講座企画を推進する。また、本学と協定を結ぶ各地域を含めて、地域社会との連携を更に深め、より多くの地域市民の方々への講座提供・知の還元を積極的に行っていく。

(3) 教育研究上の成果の市民への還元

【現状(評価)】

本学が長い歴史の中で培ってきた教育・研究の成果を基盤に、大学がもつ人材と施設・設備を社会に公開している。受講希望者に対しては、特に資格要件を設けず、生涯にわたって豊かな知的生活の実現、あるいは職業能力を高めようとする、あらゆる人々に門戸を開放し、広く学習機会を提供している。受講者は1999年設立時の2,081名から2006年度には20,002名と一学部以上の規模にまで達しており、教育研究上の成果を市民に還元することの一定の責務を果たしている。

また,文部科学省選定の現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)関連講座の実施や千代田区,千葉県成田市,長野県飯田市,鳥取県,和歌山県新宮市等と連携した地場産業の育成,文化振興,地域社会のリーダーとなる人材育成などにおいても教育研究上の成果を還元している。

博物館においては、本学と長和町(旧長門町・旧和田村)との「明治大学及び長門町における社会連携事業の推進に関する協定書」(2006年6月30日締結)にもとづき、明治大学黒耀石研究センターを拠点として協定事業が推進されている。

【問題点】

あらゆる人々に門戸を開放し、広く学習機会を提供しているものの、事業展開が一部の地域に限られている。

【問題点に対する改善方策】

本学の研究教育上の成果を還元することが、リバティ・アカデミーの目的でもあり、今後も本学の知的資産を活用し、市民や社会のニーズに適応した講座を開設する。大学近隣はもとより、遠隔地の市民への知の還元も視野に入れた展開を目指す。地域社会との連携については、従来の事業を継続するとともに、さらに、本学の教育・研究の優位性を活かした地域向け生涯学習プログラムの提供、講師派遣、IT技術を応用した遠隔講義等により市民の期待に応えていく。また、学部・大学院との連携を図り、教育研究上の成果の市民への還元を進めていく。

(4) 地方自治体等の政策形成への寄与

【現状(評価)】

2004 年度の「地域産業活性化プロジェクト」の一環の箱根地域の活性化を始め、長野県飯田市とも連携し、ITを活用した展開により、地場産業関連講座を開設している。2005 年度には鳥取県との連携による自治体職員向け講座及び地域活性・イメージアップに繋がる講座の実施、和歌山県那智勝浦町との連携による講座実施を行った。また、「地域経済連携支援講座」では、全国9市区町の首長による講座を実施し、地方経済活性化等の講座を実施した。2006 年度は和歌山県新宮市との連携協力に関する協定書締結に基づき、新宮市民大学を開設した。

【問題点】

大学の規模を勘案すると十分とは言えない。本学の研究教育上の成果を還元することを目的とし、より多くの地方自治体等に対して寄与することが必要である。また、政府機関や地方自治体の審議会等に教員が参画しているが、実績を明らかにするシステムに欠けている。

【問題点に対する改善方策】

今後も積極的に地方自治体と協力し、地域活性化への貢献、行政施策等への支援を果たしていく。 また、大学近隣に限らず、広く全国を視野に入れた地方自治体との協力体制を築き、遠隔地において はIT環境の積極的活用も検討していく。

(5)企業との連携した生涯学習の推進

① 寄附講座の開設

【現状(評価)】

2002 年度から継続して、大同生命保険(株)より寄附金を受入れ、「中小企業の経営革新セミナー」を開講した。また、2006 年度には日本経営士会による寄附講座、三省堂書店との共催講座も実施した。

② 大学と大学以外の社会的組織体との連携

- ア. NPO地域と協同の研究センターからの職員研修を受託し、中堅職員研修「コープマネジメントスクール」、幹部職員研修「コープカレッジ」を開講した。
- イ. 厚生労働省大学等委託訓練を受託し、「戦略マネジメント実践コース」等、全8コースを開講した。

- ウ. 明治大学・成田社会人大学において,成田市の生涯学習事業として市民向けに「緑地環境課程」「国際社会課程」「地域社会課程」の3コースを開講した。
- エ. 明治大学・飯田産業技術大学において、テレビ会議システムを活用した遠隔講義を実施した。
- オ. 鳥取県との連携講座「鳥取ー遺跡から読み解く歴史と文化」「トポス(場)と作品ー鳥取県ー」「鳥取フィールドワーク」を実施した。
- カ. 文部科学省委嘱の「図書館司書講習」を実施した。
- キ. 経済産業省委託の「製品の安全学」を実施した。
- ク. 国税局職員専門研修を実施した。
- ケ. 農林漁業信用基金職員研修を実施した。
- コ. 三幸製菓㈱からの営業社員研修を受託し、「マーケティングの基礎研修」を実施した。

本学は、キャンパスのある千代田区や杉並区、川崎市及びその周辺地域とは、シンポジウムや研究成果発表会等"日常的な"交流会活動を通じて年々連携を深めている。特に川崎市では、これまでの産学連携を一歩踏み込んで、本学教員が主に川崎市工業団体連合会に加盟する中小企業経営者を対象とする通年制セミナーを仕事が終わった夜間に実施し好評を得ている。その結果として、共同研究の申し入れがなされるなどの成果が出ている。

また、本学における機関外組織との連携の特徴は、上記のキャンパス周辺の特定地域ばかりではなく、全国各地で活動を展開し、地域の地場産業振興組織と密接な関係を構築していることが挙げられる。特に地元に大学がない地域において、特許等の技術的な研究シーズと併せて中小企業に関する経営、後継者育成、地域ブランド等の文系の研究成果をわかりやく発表するなど、地域にカスタマイズする連携を推進している。2006 年度は、2004 年度より継続している長野県飯田市、新潟県燕市・三条市の2箇所において、「研究・技術交流会」を開催した。なお、開催にあたっては、地元校友会の協力を得て実施しているのも特徴となっている。

【問題点】

大学の規模を勘案すると未だ十分とは言えない。

【問題点に対する改善方策】

今後とも継続と新規開拓に取り組む。また、本学が協定を結ぶ自治体、行政、NPO団体等との連携を更に深めていく。また、本学は、産官学連携に関して、他の大学やTLOに対して連携事業を提唱するなど常に主導的に取り組んでいる。こうした「学」・「学」連携を通じた地域との交流も、新たな課題として掲げている。さらに、校友会等OBとの連携もより強化する。

2. 社会連携の推進

(1)地域社会・自治体との連携

【現状(評価)】

大学と各地域・自治体との連携については、リバティ・アカデミーを中心に実施していることは前述の通りである。また、2005 年度には三鷹市と市民への高度な教育・学習機会の提供と、民学産公の協働による研究・開発の推進、教育・研究機関相互の連携及び地域社会への貢献に資するため、基本協定を結んだ「三鷹ネットワーク大学」において地域密着型の講座を実施するなど、地域社会との連携は増加しつつある。本学が推進している地域連携は次の通りである。

- ①本学を含む千代田区内 11 大学と千代田区との連携事業
- ②千代田区との大規模災害時拠点整備事業(学生の取り組みについては第10章参照)
- ③調布市との相互友好協力事業
- ④本学を含む杉並区内高等教育機関と杉並区との連携協働事業
- ⑤本学を含む 14 大学・研究機関と三鷹市との三鷹ネットワーク大学事業
- ⑥本学を含む川崎市多摩区内3大学と川崎市多摩区との連携協議会事業

また、川崎市黒川の農業公園づくり事業における農学部の農場整備も進められている。さらに、秋 葉原サテライトキャンパスなどキャンパス所在地に限定されない様々なところで特色のある連携が行 われ、規模・内容ともに拡大しており、大学の果たすべき社会貢献の機能を発揮している。

この他、和泉キャンパスでは、杉並区との間に本学図書館と区立図書館の相互利用協定を結び、区民に図書館の利用を開放している。また、校舎近隣の住民の方を対象に実際にパソコンに触れ、馴染むことを目的として、杉並区と情報科学センターとの連携により毎年夏休みにパソコン入門講座を開いている。これは、受講料無料で行うこともあり、受講希望者が多く、毎年抽選で参加者を決めている。明大前駅にある明大前商店街とは、話合いにより、校舎までの通学路を「明大通り」と名付けている。世田谷区との交流も明大前商店街振興組合を中心に行われている。同振興組合及び松原1丁目・2丁目町会が中心となって 2006 年 12 月に発足した「明大前駅周辺地区街づくり協議会」に、オブザーバーとして参加することになり、明大前駅周辺の再開発について積極的に関わりをもつことになった。なお、和泉校舎周辺の町内会等に月1回のペースで人工芝に改修したグラウンドを開放し、主に地元の少年サッカーチームの利用が盛んである。

生田キャンパスでは、地域行政と近隣の大学及び事業所が連携した「連絡会」に定期的に出席し、 地域に関する情報交換や防犯パトロール等の活動に参加している。

企業等との連携については、知的資産センター及び社会連携促進知財本部を中心に推進がなされている。

以下に、上述した主な連携事業の概要・内容等について記述する。

1) 3校舎設置地域等との連携

本学は文系3・4年生と文系大学院の駿河台校舎がある東京都千代田区,文系1・2年生の和泉校舎がある東京都杉並区,理工・農学部の1~4年生及び理系大学院がある神奈川県川崎市の3地区とそれぞれ連携し活動を展開している。

① 千代田区との連携-災害協力協定と災害救援ボランティア講座

2004年1月に千代田区と「大規模災害時における協力体制に関する基本協定」を締結している。本学が学生ボランティア等を養成し、災害時の派遣にそなえるとともに、災害時には被災者への大学施設の提供をはじめ、医療品や食料、飲料水などの提供を行う。一方、千代田区はボランティア養成の資金面等で協力する。また、本学は2003年11月に第1回を開設した「災害救援ボランティア講座」を毎年開講している。

災害協力協定は、「日本の政治・経済の中心地で、大規模災害時には大学の協力が不可欠」であるとする千代田区と、「災害救援ボランティア講座の開催は、学生にとって社会的勉強になり好評」である本学の双方にとって、大きな利点があるものとして期待されている。同協定では、本学が学生ボランティア等を養成し、災害時の派遣に備え、また、災害時には被災者への大学施設の提供、医療品や食料、飲料水などの提供を行う一方、千代田区はボランティア養成の資金面等で協力するなどとなっている。

災害救援ボランティア講座は、阪神・淡路大震災や三宅島噴火を契機として、社会を構成している自治体・大学・企業等が連携・協力することが求められていることを踏まえ、学生等に対して、市民活動についての情報及び活動する機会の提供を行い、ボランティアリーダーになり得る人材養成を目的として開設されている3日間の講座である。これにより大学と地域社会、学生と地域社会が相互関係を築き、地域社会の発展や市民活動の促進に寄与したいと継続実施している。3日間の講座修了者で、成果が確認された受講者には、委員会よりセーフティリーダー認定証、東京消防庁より上級救命技能認定証がそれぞれ交付される。

② 杉並区との連携-杉並区と区内高等教育機関との連携協働

2004年10月に杉並区内の短期大学を含む4大学(女子美術大学・女子美術短期大学部,高千穂大学,東京立正女子短期大学,立教女学院短期大学)とともに、杉並区と包括協定の締結・調印を行い、生涯学習支援をはじめ、ひろく地域人材育成などの多様な取り組みを進めている。

この5大学と杉並区は、これまでも公開講座の開催や杉並区図書館ネットワークの構築など、協力して区民の生涯学習支援を進め、また、まちづくり・産業振興等の分野でも個別に連携してきた。しかし、この包括協定では、杉並区民にとって身近にある大学が、個々の取り組みだけでなく、連携することによりさらにその領域を広げ、区民が主役となるさまざまな取り組みに応えていくことを目指している。

具体的には、杉並区から「退職者等の第二の人生を地域の中で生かすための支援の一助としての 『人づくり大学(仮称)』構想のプログラム開発援助や講師の派遣、また、杉並区独自の資格取得 の検討に対する援助,さらに、設立準備がすすめられている歴史・文化・産業・自然など杉並の幅 広い研究を進めるための『杉並学会』や、杉並師範塾(教員養成)構想などに対する、アカデミッ クな視点での協力」が求められている。5大学は、それぞれの専門性を効果的に活かしながら、連 携をさらに発展させ、地域や区民から寄せられる多様なニーズを整理・調整し、より身近なところ で実現していけるよう、杉並区と共に「協議会」を設置し、具体的な取り組みを進めている。

③ 川崎市との連携-「農業公園づくり事業」との提携

2004年10月に、本学は川崎市麻生区の黒川地区に、数年後のオープンを目指して農学部の実習農場を設置することを決定した。この実習農場は、地域農業の活性化を目指した川崎市の「農業公園づくり事業」と提携した、社会貢献をも視野に入れたもので、「先端農業」の研究を活かして、都市型農業に必要な生産性が高い野菜や果物の栽培などを行い、その成果を地域に還元していく方針である。

本学が農場を設置する地域は農業振興地域となっており、農業を中心とした地域の活性化のために「農業者・農業団体」、「川崎市」、「市民」、「明治大学」が連携した事業展開について討議する会議が2005年11月から行われている。

④ 多摩区 (川崎市) との連携

2005年12月に調印された「多摩区・3大学連携協議会」(本学・専修大学・日本女子大学)の設置趣旨に則り、9月に多摩市民館ホールでコンサートを開催した。10月に開催された多摩区民祭においては学生団体とともに参加した。同月には農学部教授の支援により、フィールド・マナー啓発のための『親子自然教室』を開催した。また、1月には正月の風物詩といっても過言ではない箱根駅伝の応援を市内のコース沿道にて合同で実施した。これらの諸活動は地元メディアにも取り上げられ本学の広報活動の一環にもなっている。

2) その他の地域連携

① 成田社会人大学(リバティアカデミー)

1997 年度に成田市からの「市民の自由時間の増大や生活水準の向上等に伴う生涯を通じた学習意欲の高まりに応えるため、市民がより専門的な学問を学ぶ場を提供し、国際化時代に対応できる人材を育成したい」との「市民カレッジ」の企画についての委託を受けて開設したもので、地方自治体と大学が直接提携する希少な社会人教育の新しい試みとして注目されている。開設初年度は国際社会課程(定員 55 名)、地域社会課程(定員 55 名)の二課程でスタートしたが、1999 年度から現在までは緑地環境課程(定員 40 名)を加えた3課程を開講している。

毎年5月から11月まで、各課程共10講座(他に合同フィールドワーク1講座)を設け、ひとつのテーマを深く学ぶことができるカリキュラムとなっている。

また、学校教育法によらない生涯学習分野での講座であるが、受講者には学習の深度による(法律に差し支えのないこの講座ならではの)称号が用意されていることも、さらに受講者の学習意欲の向上に繋がっている。

② 飯田産業技術大学(リバティアカデミー)

長野県飯田市では、2001年度から本学、信州大学、名古屋大学、豊橋科学技術大学等と連携した「市民大学」を開講している。本学は、「出張講義」の他、TV会議システムを応用した"ノンストレス双方向リアルタイム"による「遠隔講義」を提供している。また、講師は、出張講義にあわせて、飯田市の企業・工業を訪問して、視察指導も実施するなど、より地域産業の発展に貢献できるような教育を展開している。

③ 東京都調布市と相互友好協定を締結

本学と調布市は2004年2月に相互友好協定を締結した。調布市には、本学硬式野球部の球場と寮があり、7月には卓球部と硬式庭球部の寄宿舎(卓球練習室付)も完成した。

硬式野球部は1998年から調布にある同部球場で中学生を対象とした野球大会や教室を開催してきた。しかし、この相互友好協定は、スポーツ関係に留まらない包括協定をということで調布市から提案されたものを本学が受けたもので、文化、教育、学術、スポーツ等の幅広い分野で援助、協力し相互発展を図ることを目的としている。

④ 秋葉原クロスフィールド

本学は、2000年、東京都がまとめた「東京構想 2000」の秋葉原地区の開発に伴う、世界的な情報産業の研究開発拠点を目指す「秋葉原クロスフィールド」計画に参画することを決定し、「秋葉原ダイビル」に入居する 12 団体のひとつとなった。秋葉原クロスフィールドとは、鹿島建設、NTT都市開発、ダイビルの三者が、神田市場の跡地に開発中のIT拠点計画の名称である。

この I T拠点は、高層ビル 2 棟からなっており、その内の 1 棟で 2005 年 3 月末にオープンし、本学が入居している「秋葉原ダイビル」は地上 31 階、地下 2 階の建物である。その 5 階~15 階は、産学連携フロアとして計画されており、国(総務省・経済産業省・文部科学省・国土交通省)や東京都等が、秋葉原が I T産業を核とする牽引役としての役割を果たすことを強く期待し注目している。本学は、秋葉原ダイビルの 6 階の 1 室 (259.58 ㎡)を借りて、 I T関係を中心とした先駆的取組を取り上げ、本学の先進的な取組に関する産学連携のための情報発信拠点及び研究・教育テーマのサテライト拠点とすることを決定した。

成功した研究・教育内容については、将来、本学の知的資産センター及びリバティ・アカデミー等での定常的な研究・教育として定着させていく計画である。本学が計画している内容は次の4つで、2005年度から実施している。

- ア. IT系の産学連携及び研究・教育のサテライト拠点
 - インターネットと携帯端末を駆使したユビキタスコンピューティング等を含むIT系の研究・ 教育のサテライト拠点として活用する。
- イ. 理系を中心とした「文理融合型」産学連携及び大学院設置のサテライト拠点 MOT, クオリティ・カレッジ等のセミナーを実施する。
- ウ. 技術相談室・セミナーの開催および先端授業の実施
- エ. 知的資産センターとの共同デモ展示場
- ⑤ エドバレーー「千代田区とその周辺の新たな地域振興の場提案」への協力

千代田区とその周辺(秋葉原・神田・丸の内の3エリア)を結び、都市産業創造の象徴的ゾーンと位置付け、周辺の地場産業のあり方を見直し、技術・知識・文化が融合した新しい都心再生のパワーエンジンとする提案がなされている。

事業プランとしては、①地域産業活性化支援事業(空室活用事業、ビジネスプロセスソリューション事業)、②起業・創業支援事業、③新しいビジネスシーズの開発事業(地域協同宅配事業、地域防災構築事業)、④地域イベント集客事業(ショートムービー・フェスタ、ブロードバンド・ショーケース)、⑤地域ポータルサイト事業、⑥人材育成・研修事業などがあげられており、本学はこの主旨に賛同し、事業に協力している。現在、本学は推進機構全体としての事業のうち「産業観光PJ」と呼ばれている部会に顧問大学として関わっている。「産業観光PJ」は、千代田区内の地場産業(印刷業、出版業等)が伸び悩む中、産業の空洞化を防ぐために、その地域が有する産業資源(秋葉原=電気街、神保町=古書街等)を観光と結びつけることで、町おこしにつなげるための方法論を検討するという趣旨の集まりである。区内の出版・印刷業、観光業、建設業、コンサルタント業者や、千代田区商工会議所等が主なメンバーとなっている。

⑥ 三鷹ネットワーク大学

本学は、三鷹市が 2005 年 10 月に開校した「三鷹ネットワーク大学」に、三鷹市とその周辺 13 大学と共に、地域で活躍できる人材育成に向けて協力している。

「三鷹ネットワーク大学」は、市の平和・人権・自治を基調とした「人間のあすへのまち」の実現に向けて、教育・研究機関の知的資源を地域社会へ還元するとともに、地域社会における知的ニーズを融合した、民学産公の協働による「地域の大学」という新しい形を通して、市民に、より高度な生涯学習の場を提供していくことを設立の趣旨・目的としている。市民が地域で活躍するための知識や手法の取得を支援することで、地域の人材をさらに生み育てるとともに、協働のまちづくりを進める中で、より豊かで安心できる市民生活の実現を目指している。同時に民学産公の連携により新しい技術やシステムを開発し、地域に根ざした産業の支援や創出を行うことにより、相互に活性化し発展することをも目的としている。

「三鷹ネットワーク大学」では、協働事業として以下の3つの機能を有している。

- ア. 教育・学習機能として、市民の多様な学びのニーズや学生のキャリア教育、企業・事業者や自治体の人材育成などに対応するため、「コミュニティ・カレッジ事業」「サテライトキャンパス事業」「社会人大学院事業」「企業・自治体研修事業」の4事業を行う。
- イ. 研究・開発機能としてまちづくりや地域福祉などの地域課題の解決や人材育成に対応するため、「民学産公協働研究事業」「ビジネス・インキュベート事業」「まちづくり総合研究所事業」の3事業を行う。
- ウ. 窓口・ネットワーク機能として、「キャリアデザイン支援事業」「協働サロン事業」「e ラーニング支援事業」の3事業を行う。

具体的には、教育・研究機関の支援・協力として、「講師等の派遣や市民公開講座の開催や講義の市民開放」「場所や機会の提供」「情報の提供及び交換などの支援・協力」を実施している。

【問題点】

連携事業の具体的内容、また各事業への参加者数、関係団体数等が明らかではなく、成果の把握が 出来ていない。また、本学近隣の自治体との連携・共催に留まっており、大学の規模から考えると不 十分である。

【改善方針(今後の課題)】

リバティ・アカデミーでは、現在、実施している事業を継続するとともに、千代田区、杉並区、調 布市、川崎市多摩区など、本学と協定を結んでいる本学近隣の自治体との連携・共催・後援講座の実 施や、大学近隣自治体だけではなく、全国に視野を広げた自治体連携を積極的に進めていく。

その他の連携事業についても、今後も引き続き、発展・充実させる努力を行い、積極的に新規開拓を推進していく。一方、これに併せて、広報活動を行うことにより、大学の存在を広く一般に知らしめ、アピールすることが地域連携に限られず大学の諸活動に良い影響を及ぼすものであり、重要となる。

また、連携事業のノウハウを蓄積することにより、異なる地域へ同種の事業を展開することや新たな事業を創出することに役立てる体制づくりも必要になる。

和泉校舎では、最寄駅である明大前商店街との連携を推進する。地域の発展のため、大学と商店街の連携を結び、双方の優位性を活かしたプログラムを策定していく。地域社会との連携は学生の教育的配慮、大学への愛校心の向上に有効である。また、交通至便な場所に位置する和泉校舎の利点を活かし、生涯教育の場の提供についても地域自治体の期待に応えていく。今後、学生たちが小中学校等に派遣され、支援や補助活動などに活躍してもらうような人的交流を図っていく。

生田校舎では, 今後も引き続き, 協力体制を図っていく。

第10章 学生生活

1. 学生支援

【目的】

本学の学生支援は、従来の「学生自治」対応を主とするものから、学生生活支援、自立支援のためのものへと質的に転換することが求められている。このような背景のもと、学生支援の目的は、課外活動支援も含めた学生生活における福利厚生全般にわたるサービスの向上であるとする。サービス向上の象徴的表現として提起されているスチューデントセンター構想は、学生生活にかかわるサービス拠点の集中化と、サービス内容の拡充を柱としている。サービス拠点の集中化とは、ほぼ一箇所でさまざまな学生生活全般にわたるサービスを手にすることができるような施設の設置であり、長期的な展望の下に構想の実現を図る必要がある。他方、サービス内容の充実は直ちに着手できる課題であり、できるところから速やかに実現を図る必要がある。

2006 年度以降は、特に学生支援の拡充を重点政策課題とし、主要な4つの領域を定めている。

第1の課題は、学生の自立支援を行う。そのために一方では課外教育プログラムの充実や自主的な課外活動の奨励を図り、他方では学生のさまざまな力を社会貢献に振り向け、社会との連携を図ることを通じて自立支援の一助とする。これらの課題を達成するために、課外教育プログラムの一層の充実を図るとともに、褒章制度(学長賞など)を設けて自主的な課外活動の奨励を図る。また、ボランティアセンター(仮称)を設置し、学内外の要請に応える体制を築く。

第2の課題は、学生相談の充実である。学生相談室が事実上兼務していたセクシュアル・ハラスメント対策を相談室業務から切り離し、総合的なハラスメント対策のための部署を 2007 年 3 月に設置した。他方では、複雑化・深刻化する学生相談に対応できる手当てを適宜講じていく予定である。

第3の課題は、学生生活の福利厚生の充実である。特に学生用宿舎、学生厚生施設(セミナーハウスなど)、課外活動施設、学生健康保健について総合的な検討を加え、必要な手続をとっていく。

第4の課題は、学生スポーツ振興のための充実を図る必要がある。2006 年度にはグラウンドを人工 芝化が完了した。今後は八幡山スポーツセンター(仮称)を新設し、舎監用施設を設置するなど八幡 山運動場の充実を図りたい。これらのほかにも合宿所の整備などが必要となるため、2007 年度にはスポーツ施設充実に向けて総合的な検討を加え、一定の結論を得る。他方、学生スポーツ振興のための担当部署の強化を図る必要があり、2008 年度実施に向けて 2007 年度中に体育課改組のための検討と調整を終える。また、学生スポーツを社会貢献に振り向けることが求められており、2007 年度は学生部の中に設けられた小委員会においてそのあり方について検討を加える。

(学生支援の目的等の周知方法)

【現狀】

全新入生には『CAMPUS HANDBOOK』,『学生健康保健のしおり(病気やケガをしたときのために)』等の冊子を,奨学金受給希望者には『assist』を配布するなど,冊子による周知に努めている。2000年~2005年度は年4回発行の学生部情報誌『M-Navi』(広報部発行の『学園だより』と合併し『M-Style』として 2006年4月から発行),学内各所に設置している掲示板,大学全体のガイドブック,ホームページ等に積極的に情報を掲載し,本学学生のみならず,広く社会に対しても情報を提供している。特にホームページでは,各種行事の案内をその都度掲載し,学生部の現状の周知に努めている。

学生部では、各学部から選出された学生部委員から成る学生部委員会を設置し、学生生活にかかわる諸問題の検証と改善策の策定を実施している。また、奨学金委員会、学生健康保健組合理事会の常設委員会を設置して目的等の周知を行っている。

【長所】

常設委員会のほかに、2005 年度からタスクフォース小委員会(厚生施設検討小委員会,学生寮検討小委員会,課外教育プログラム小委員会,課外活動奨励小委員会,学内診療体制検討小委員会,スポーツ振興小委員会)を設け、個別の問題について検証する体制を取っており、このことを通じて教職員全体が学生部の理念や学生生活の現状について認識を深め目的の周知を効果的なものとしている。

周知方法に特に問題点はないが、各種冊子については、引き続き充実を図り学生生活の充実に役立てたい。ホームページについては、学生部行事や本学学生の活躍について、迅速・正確な情報を掲載し、学内外に積極的にアピールする。

(学生の健全性,モラル等)

【現状】

- (1) 喫煙マナー,環境保全については、大学の方針のもと、学生への周知に努めている。また、学生生活に深く関与する、各種感染症予防、個人情報保護、悪徳商法等の情報ついて、啓発文・ポスターの掲示、冊子の配布等によって認識を呼びかけている。
 - 特にアルコール事故防止については、ポスターの掲示や冊子の配布を行うほか、3地区に設置されている診療所で学生が自主的に「アルコールパッチテスト」が体験できる体制を常時取っている。
- (2) 学生相談室業務については後述するが、最近、研究室や事務室の窓口でどう対処してよいのか苦慮した結果、その相談が教職員から学生相談室に持ち込まれるケースが増えている。一方、学生相談室だけでは解決できない問題が次々におき、学内諸機関・各教職員との連携の必要性を強く感じている。なかには、一定の条件のもとで秘密を開示していかなければ問題の解決につながらない場合もある。そこで、よりよい学生生活を支援するため、気にかかる学生への対処のあり方を紹介するなど、学内諸機関と相互に理解を深めながら連携していくことを目的として『教職員のための学生相談ハンドブック』を作成した。『ハンドブック』は、学生相談室がコンサルテーション的な役割を果たすべく有効に活用している。学生への対処法が理解できると同時に、教職員への啓発となる。全学的には、教職員の『ハンドブック』に関する認識は、十分とは言えない。文字による啓発のため、直接的な対応力に難点がある。
- (3) 2006 年 4 月に「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」から「キャンパス・ハラスメント対策委員会」への移行に伴い、10 月にリーフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」を作成、全学生・全教職員に配布した。また、大学ホームページや大学各部署発行広報紙に「キャンパス・ハラスメント防止への取り組み」を掲載している。

【問題点】

- (1) 全館禁煙あるいは分煙を実施している建物もあるが、喫煙マナーが守られず、非喫煙者から苦情が出ている。また、各種感染症予防、個人情報保護、悪徳商法等の情報提供は、ポスター等での文書による呼びかけが中心であり、学生に広く周知徹底されているとは言い難い。
- (2) 『教職員のための学生相談ハンドブック』は 2003 年に発行し全教職員に配布してから3年が経過するので、内容の確認等を行い、再度教職員に配布するなどの周知を図る必要がある。

【問題点に対する改善方針】

- (1) 喫煙マナーの遵守については、掲示による呼びかけや、喫煙場所の位置の再考等で対応したい。 アルコールマナーについては、毎年各サークル及びサークル部長に注意喚起する文書を送付している。2006 年度は学生を対象に振り込め詐欺やマルチ商法等についての講演会を実施したが、被害拡大防止について、引き続き他大学との情報交換も含め、情報収集を行い、迅速な対応をしていく。
- (2) 実践的なコミュニケーションの促進プログラムが望まれることから、学生部と教務部との連携を密にし、各学部教授会等との話し合いの場を定期的に設けることを提案している。その際には、『ハンドブック』の有効利用、「連携と守秘義務」などについて共通理解を深めたい。
- (3) 2007 年 3 月にようやく総合的なハラスメント対策のための部署「ハラスメント対策室」が設置されたので、整備・充実に努めたい。

(学生への経済的支援)

・**奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性** 【現状】

本学では、学部生及び大学院生が実りある学園生活を送るための経済的基盤を確保するため、各種 奨学金の充実をめざして、ここ数年来、様々な改革を行った。有為な人材確保をするための施策とし て、他大学に先んじて少子高齢化の対策として本学では、学部及び大学院において特色ある奨学金を 導入した。特に給費奨学金については、学部、大学院とも充実している。このことは、あらゆる機会において他大学との交流の際、多くの関心を呼んでいる。

特に 2004 年度及び 2005 年度の両年度は、次のとおり大幅な改革を行い、2006 年度はその結果を鑑みながら、改正を施した。なお、本学の 2006 年度の奨学金採用状況は、第 10 章 表1のとおりである。

○2004 年度

- (1) 給費奨学金の新設
 - ①大学院研究奨励奨学金A
 - ②大学院研究奨励奨学金B
 - ③ガバナンス研究科給費奨学金
 - ④グローバル・ビジネス研究科給費奨学金
 - ⑤法科大学院給費奨学金
 - ⑥特別給費奨学金B(2004年度入学の商学部・政治経済学部・文学部の新入生にのみ適用するものとし、2005年度以降の新入生には適用しないこととした。)
 - ⑦校友会奨学金
- (2) 貸費奨学金 (新設及び改正)
 - ①大学院貸費奨学金(貸与額を3区分に改正)
 - ②ガバナンス研究科貸費奨学金(新設)
 - ③グローバル・ビジネス研究科貸費奨学金 (新設)
- ○2005 年度

給費奨学金 (新設及び改正)

- ①学業奨励給費奨学金 (新設)
- ②会計専門職給費奨学金 (新設)
- ③スポーツ奨励奨学金(改正)
- ◎災害時特別給費奨学金

大規模な災害については「災害特別給費奨学金」として予算(100 万円)を計上している。教務事務部と連携をはかりながら、在学生及び新入生(受験生)に対し、被害状況により、授業料全額または2分の1相当額を奨学金として給付、支援している。

- 〇 2006年度
- (1) 給費奨学金(改正)
 - ①大学院研究奨励奨学金B (対象者を拡大するための改正)
 - ②法科大学院給費奨学金(対象者を拡大するための改正)
- (2) 岸本辰雄記念奨学基金事業資金の継続的かつ安定した事業資金の確保

第10章 表1 2006年度 奨学金採用状況

1. 学内奨学金(給費)

		金額			
奨 学 金 名 称	対 象	金 額 (1人あたり年額)	応募者数	採用者数	備考
特別給費奨学金A	学部 1~4 年	授業料相当額	申請不要	205	継続採用 141 名を含む
給費奨学金	学部 1~4 年	20~40 万円	1, 919	1, 100	文系,理系,家族住所の 区分により金額異なる
岸本辰雄記念奨学金	学部 1~4 年	10~60 万円	募集中	(18)	種類により金額異なる
連合父母会奨学金	学部 1~4 年年	12 万円	募集中	(1)	特別貸費採用者の中から 選考する
スポーツ奨励奨学金	学部 1~4 年	授業料相当額	募集中	(75)	
明治鋼業奨学金	2年以上	10 万円	募集中	(1)	2005 年度は,経営学部 生を対象
学業奨励奨学金	2年以上	30 万円	申請不要	100	
校友会奨学金	学部・MC・ DC1~2年	6~24 万円	申請不要	166	寄付総額に基づき金額決 定
災害時特別給費奨学金	学部 1~4 年	授業料相当額 or 半額	募集中	(0)	被災状況による
大学院研究奨励奨学金A	博士後期	授業料半額相当額	申請不要	53	継続者 15 名を含む
大学院研究奨励奨学金B	博士前期	授業料半額相当額	申請不要	214	継続者 102 名を含む
法科大学院給費奨学金	既習コース	授業料相当額	申請不要	24	継続採用 16 名を含む
ガバナンス研究科給費奨学金	研究科 1,2 年	20~30万円	-	47	1年次のみ募集,継続採 用27名を含む
グローバル・ビジネス研究科 給費奨学金	研究科 1,2 年	授業料半額相当額	_	10	1年次のみ募集,継続採 用5名を含む
会計専門職研究科給費奨学金	研究科 1 年	授業料半額相当額	_	32	1年次のみ募集,継続採 用12名を含む

2. 学内奨学金(貸費)

入学時貸費奨学金	学部1年	授業料半額相当額	1, 981	323	
貸費奨学金	学部 1~4 年	授業料半額相当額	1, 110	715	二部学生は授業料相当額
特別貸費奨学金	学部 1~4 年	授業料相当額 or 半額	募集中	(1)	家計急変者を対象
大学院貸費奨学金	MC • DC	支援機構一種年額相当額,授業料相当額 or 半額	135	135	各自の経済状況に応じ選 択
ガバナンス研究科貸費奨学金	研 究 科 1,2年	授業料半額相当額	4	2	
グローバル・ビジネス研究科 貸費奨学金	研 究 科 1,2年	授業料半額相当額	32	21	

これらの学内奨学金を中心とする各種奨学金へのアクセスを容易にするため、受験生・在学生に対する情報提供を次のとおり行っている。

(1) 受験生に対する情報提供

毎年,各地で開催される「受験相談会」で詳細な説明を行い,「大学ガイド」及び「入学試験要項」に奨学金の項目を設けて奨学金情報を提供している。また,学外諸機関(含む,マスコミ・出版社等)からの奨学金に関する各種アンケートにも積極的に対応し,本学の奨学金情報が広く受験情報誌に掲載され,受験生の便宜を図ることを配慮している。さらに,入学試験合格者には入学手続書類の中に「奨学金情報誌assist」の請求用紙を同封し,入学後に受給・貸与できる奨学金情報を入学前から入手できるよう配慮している。

(2) 在学生に対する情報提供

在学生に対しては、奨学金情報専門誌として「奨学金情報誌 a s s i s t 」を前年度の1月下旬を目途に配付している。また、詳細な情報については適宜掲示等で知らせるほかに、電話等の問合せにも応じ、きめこまやかな奨学金情報の周知を図っている。

このような情報提供のほかに、明治大学の奨学金制度に関心を持つすべての人たちへの情報源として、大学のホームページで奨学金の情報を提供している。

【問題点】

- ①大学院新設研究科に対する奨学金を増設したが、制度として適正であるか検証が必要である。
- ②校友会奨学金について、学生への周知が不十分である。
- ③岸本辰雄記念奨学金の活用について検討が必要である。
- ④よりきめ細かい奨学金制度のあり方を検討する必要がある。

【問題点に対する改善方策】

- ① 前述のとおり、2004 年度・2005 年度の改革により、大学院の新設研究科に対する新奨学金の増設等により、制度的には充実に向けた改革が進んだ。学内奨学金の現況を的確に分析し、本学と同規模の大学と比較した場合、その水準を上回るような充実を図りたい。特に、本学の奨学金予算総額に占める貸費奨学金の比率は、他の大学に比しても高い。奨学金に関する一般的趨勢は「給費奨学金」が主流となっている現状からも、「貸費奨学金から給費奨学金への方向転換」が必要な時期を迎えていると思われる。
- ② 校友会奨学金は、明治大学校友会からの寄付を原資として新設され、本人の申請学部又は各大学院が独自に定める選考基準により学業成績優秀者を採用する制度である。奨学金の設置趣旨を広く学生へ広報し、周知を図りたい。
- ③ 岸本辰雄記念奨学金の継続的かつ安定した事業資金の確保が可能となった、本学創設者の名を関した栄誉ある奨学金として、さらに特色付けるべく、大幅な見直しを行っていきたい。
- ④ 新奨学基金の設定
- ⑤ 給費奨学金制度の充実
- ⑥ 大学院関連奨学金

大学院関連の奨学金が多種多様に運用されるようになったため、学部、既存大学院、及び専門職大学院の3者間を横断する協議の場が不可欠な状況となっており、現行の校規では運用に支障をきたしているため早急に規程の整備を図りたい。

⑦ スポーツ奨励奨学金

大学スポーツの振興に有効に機能するよう更なる改善・充実を図りたい。特に有望新人選手の 獲得を目指し、新人選手勧誘と同時に行える奨学金制度の導入したい。

◎ 災害時特別給費奨学金

災害時における救済措置規程について文書課と協議しながら年内中に成案を図る。また、現在 協議中の規程では、学部生だけでなく、大学院生を含めた全学生を対象とする。

なお、各種奨学金へのアクセスを容易にするための学生への情報提供については、2006 年度から、本学の奨学金制度をより明快で、簡潔に説明した「奨学金リーフレット(仮称) <図表・グラフ入り > | を作成し、受験生、父母の本学訪問時及び「父母会」「受験相談会」の開催時に配布したい。

(生活相談等)

・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

【辑状】

- (1) 精神面のケアについては学生相談室が主体となり、学内診療所及び関係部署と連携を図り対応している。
- (2) 学内での事故発生時には「事故対応マニュアル」に従って対応し、事故後の医療費については、全学生が加入している「明治大学学生健康保険組合(学生健保)」及び「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」の医療給付制度により経済的負担を軽減している。2006 年度の教育研究活動中の「学研災」対象事故は71 件発生し、総額で1,587 万円の医療給付があった。このうち、死亡事故が2 件発生し、1,200 万円の給付があった。入院は29 件で事故全体の40.8%を占め、最長入院日数は49 日間に及んだ。

- (3) 2006 年度学生定期健康診断の受診者は 22,228 名で,前年度より 1,323 名減少した。受診率で見る と 69.3%であり,前年度より 0.9 ポイント低下した。特に学部 2・3 年生において受診率の低い傾向が続いている。
- (4) 「心の病」の問題は、年々増加傾向にある。2006 年度では学生相談室相談件数の 61%を占めている。
- (5) 本学では山中・清里・桧原湖の3セミナーハウスと富士吉田(2007 年1月より利用停止)・誉田の2寮の計5施設を所有している。また、契約施設として、①富岡町合宿センター(福島県)、②うらかわ優駿ビレッジ「AERU」(北海道)、③海の家「晴海」(千葉県)、④人材開発センター「富士研修所」と契約し、ゼミ・クラスの親睦旅行などに広く利用されている。2006 年度の利用者数は、17,667名である。

【長所】

- (1) 各キャンパスに「学生相談室」及び「診療所」が開設され、心身両面のサポート体制が整っている。
- (2) 「学生健保」が診療契約を結んでいる全国約 170 カ所の医療機関及び学内診療所では、保険診療の範囲内において自己負担なしで診療が受けられる。また、「入院」の場合には、協定外の医療機関の場合でも申請により給付が受けられる。「学研災」は保険料の全額を大学が負担し、全学生が加入済である。
- (3) 疾病の早期発見, 感染症の拡大防止, 健康管理(自己管理) 意識の向上に努めている。
- (4) 治療的援助にとどまらず、学生生活の質の維持を心がけながら、ケースワーカー的な役割を担当 教職員が担っている。
- (5) いずれのセミナーハウスも豊な自然に恵まれた閑静な環境にあり、学生・教職員が起居をともにしながら研修を積み、人間対人間として生活することで理解と信頼を深め、人間形成に役立てられている。

【問題点】

- (1) 心身のケアについて、事後対応のため対策が後手となる。
- (2) 「診療所」「学生健保」では、慢性疾患による受診の件数及び医療給付が増大している。また、「学生健保」では医療給付後に高額療養費・家族療養付加金等が発生した場合には、それらを大学に返戻してもらっているが、その返戻収入が減少している。「学研災」の対象事故では活動形態別に見た場合、体育実習中に発生する件数が多い(11件)。
- (3) 定期健康診断の受診率は、特に文系学部3年生が低い(34.5~60.5%)。
- (4) 大学入学以前に、医療的な診断が下っている「心の病」を抱える学生への援助に工夫が要る。
- (5) 繁忙期は、特定の施設に利用希望が集中し、要望に応えられないことがある。また、施設によっては、利用者数の伸び悩みが懸念されているものがある。

【問題点に対する改善方策】

- (1) 予防のための措置(自己診断シート・健康情報提供)を講じる。
- (2) 高額療養費等が発生する医療給付の大部分を占めている「入院」時の給付を事後申請方式に変更し、給付金額に上限を設けることで、支出を抑える。「学研災」事故に関しては体育教員及び体育関係部署に統計データを示し、事故防止を働きかける。
- (3) 健康診断受診率向上のため、実施日程を学部ガイダンスと整合性を図り、Oh-o! Meiji システムのポータルページを活用し、個別に通知する。
- (4) 学内の諸機関との連携の強化をはかり、有効な援助策を検討したい。具体的には、健全なルール のもとにおける情報の共有化を推進する。
- (5) 各厚生施設の立地や規模を活かした特色を打ち出し、利用者にアピールしていきたい。また、引き続き設備を充実させ、学生にとってより利便性の高い環境を作っていきたい。

・ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状】

セクシュアル・ハラスメント相談対応の専門部局が設置されるまでの経過措置として,学生相談室がセクハラ相談関連業務を兼務してきた。このため,強いて言えば,セクハラ相談に対して常に窓口が開かれていたわけであるが,本来の相談機能のあり方とは異なり,セクハラ相談の過程においては

「処罰性」が加わることもあり得るので、セクハラ相談対応の専門部局の設置が望まれていた。また、セクシュアル・ハラスメントのみならず、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどの問題も持ち込まれている。2000 年7月に"キャンパス・セクハラ"の根絶・予防のため「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」が発足。構成員は17名で、現在まで32件の相談に対応してきた。相談の中には解決に困難を極めた案件も少なくなく、対策委員会は対応処理に追われてきた。対策委員会の重要な任務であるセクハラ防止の啓発活動としては、「防止ガイドライン」と「相談のためのガイド」という2種類のリーフレットを作成・配布している。また、今年度はワーキング・グループによる防止規程や対策委員会のあり方等を見直す作業が行われ2000年に設置した「セクシュアル・ハラスメント対策委員会」を、2006年4月に「キャンパス・ハラスメント対策委員会」へ名称変更し、2007年3月には事務局を設置した。

新たな委員会では 10 月にリーフレット「ハラスメントのないキャンパスへ」を作成,全教職員・全学生に配布した。大学ホームページ,各部署発行広報誌などでも,「キャンパス・ハラスメント防止への取り組み」を掲載し、啓蒙に努めている。

ハラスメント防止のため、大学内の多くの部署が窓口になっているにも拘わらず、学生相談室にあらゆるハラスメントの相談が持ち込まれる傾向にある。というのも、学生たちが置かれている状況に対し、これがセクシュアル・ハラスメントにあたるのかどうかの判断を含めて相談したいという事情があるようである。

実質的には、件数にカウントしない「相談レベル」で終始するケースも倍近くある。

【長所】

- (1) 従来,実際に持ち込まれる相談には各種ハラスメントが混在する相談が多く,セクシュアル・ハラスメント以外の問題をどう扱うか対応に苦慮してきたが、キャンパス・ハラスメント対策委員会に移行したことにより、あらゆるャンパス・ハラスメント防止のための啓発を行うことができるようになった。
- (2) 専門部局が開設されたことにより、相談には従来よりスピーディー対応できるようになった。

【問題点】

扱う範囲が広く、相談件数が急増している。いずれも解決が簡単ではない事例だけに、対策委員が 複数の案件を同時に担当するなどの対応に追われている。このことから、さらなる防止活動に力が避 けないのが実情である。

【問題点に対する改善方策】

中立性の保たれる専門部局である「キャンパス・ハラスメント対策室」が設立された。今後キャンパス・ハラスメント防止対策委員の増員など、さらなる整備・充実が望まれる。

生活相談担当部署の活動上の有効性

【現狀】

学生相談室は「よろず相談」を標榜し、精神的な問題のみならずあらゆる相談に応じている。学生相談室の構成員は、各学部から選出された教員相談員 16 名と精神科医3名、弁護士1名、臨床心理士7名、専任職員6名である。

ここ近年の学生を取り巻く社会的問題には、就職状況の困難さ、アルバイト先のトラブル、振込め 詐欺、さらにはインターネット上の諸問題など実に多様であり、これらの相談には教員相談員と職員 が応じている。

【長所】

学生相談室の運営が「精神衛生」のみに偏り、クリニック化することの弊害を避け、大学の教育機関の一資源として学生相談室がすべての学生生活上の諸問題にも対応することを目指しており、バランスが保たれている。

また、予防的カウンセリングの意味合いからも、学生相談室主催の行事を行ってきた。共通体験を 通してコミュニケーションスキルを学ぶ機会を提供し、緩やかなエンカウンターを通して対人関係能 力を身に付ける場の提供を行っている。行事に参加した学生の満足度はきわめて高い。

【問題点】

精神的な心の問題を抱えている学生が増加していると認識されるが、このような学生を大学生活に 適応させていく援助は、学内連携が不可欠であると考えられる。しかし、一方で守秘義務や個人情報 保護などが厳しく求められ、思うように連携対応が取れない場合が決して少なくない。また、学内に おける学生相談室の認知度が低いことにも一因かも知れない。

【問題点に対する改善方策】

- ① 守秘義務を乗り越えて、学内の他部署(とりわけ学部事務室)との連携を取り合いながら、対処するルールづくり、例えば「集団守秘義務」の相互理解などが必要である。
- ② 他大学ではすでに行っていることではあるが、1年に1回程度、各学部の教授会との話合いを持ち、学生相談室の来談状況などを報告する機会を得ている。2006 年度は休学勧告制度への理解を得るために、教務部長とともに各教授会への説明を行った。今後、さらなる理解と連携のため定期的な実施を目指す。

・生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況 【現状】

三地区に分かれるキャンパスに、学生相談室が設置されている。構成員は、精神科医3名、臨床心理士7名(内3名が2地区を担当)、弁護士1名(3地区を担当)、教員相談員16名、専任職員6名、嘱託職員4名である。2006年度の相談件数は、前年度より500件程度減少しているが2,700件を超えている。

【長所】

人員の配置は、十分と云える状況ではないが、毎年担当時間増が認められている。

【問題点】

深刻な問題が内在していると思われる学生について、その来室の促し方や学内連携のあり方が十分に検討されていない。

【問題点に対する改善方策】

学内の人事異動の工夫などにより、専門職的職員の養成が望まれる。それに向けて研修の機会を多く得ている。

学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況

【現狀】

精神科医が嘱託であるため、役割としてはコンサルテーションが主なものにならざるを得ない。そこで、学生健保を利用できる医療施設のネットワークを強化し、学生相談室との緊密な連携を取り合っている。

【長所】

緊密な連携をとった結果、契約医療機関の中には、学生相談室の状況に理解を示し、状況によって は協力体制を取り扱うことができる機関がある。

【問題点】

学内診療所の有効な活用ができていない。

【問題点に対する改善方策】

学内診療所の有効利用についての検討を継続する。

・不登校の学生への対応状況

【現状】

家族からの訴えなどの個人的な悩みに応じているが、当該学生が長期にわたり引きこもっている状況では、面談には至らないケースが多い。嘱託精神科医との連携をとりながら間接的に家族を支援するにとどまるなど、対応に苦慮している。

【長所】

2006 年度は、教務部との話し合いを続行し、個人情報に配慮しながら、情報提供を求める努力を重ねてきた。

【問題点】

現時点において、長期不登校学生の数を推定するには単位僅少者数を把握することであるが、表面上に問題が顕在化しない、単位僅少者数の把握が未だできていないのが現状である。教務サイドから単位僅少者数を報告するなど制度的に工夫が必要である。

【問題点に関する改善方策】

入学早々の適応状況が、その後の学生生活に大きく影響することが、相談事例のうえからも判明している。入学当初のオリエンテーションを含め、大学生活への適応の援助(とりわけ導入部への取組み)が肝要になると考える。それらの具体的方法として、2005年度から「新入生合宿」(2泊3日)を実現させ、2006年度はさらに規模を拡大して実施した。また、学生部と教務部との話し合いのなかで、学部から単位僅少者への個人的に呼びかけるなど何らかの働きかけを行うことについて提案している。

・学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況 【現状】

2006 年 10 月に日本私立大学連盟による「第 12 回学生生活実態調査」を利用したアンケートを実施, 3,013 名に調査票を配布し, 1,080 から回答を得た(回答率 36%)。2007 年度中に調査結果を分析し, 報告書として作成する予定である。そのほか,各行事参加者,厚生施設利用者などを対象に,個別の取扱業務に対応したアンケートを実施している。

【問題点】

学生生活の実態や、学生からの要望を正確に把握するため、学生生活に関する満足度アンケートを継続して実施していく必要がある。また、回答率をさらに上げる方策が必要である。

【問題点に対する改善方策】

全学生を対象としたアンケートの企画・実施・活用は、多くの予算と時間が必要となるので、中期 的な計画を立て着実に実施していく。また、アンケート回答者には粗品を用意するなどして回答率を 上げていく。

(課外活動)

- ・学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導,支援 【現状】
- ① 大学公認サークルには、必ず専任教職員が部長に就き、日常的に指導を行っている。また、体育会各部には監督の設置を認め、部長手当、監督手当、引率旅費を支給している。
- ② 各キャンパスに学生会館・部室センターを設置し、サークルボックスや各種練習室・スタジオを提供している。また、体育会の多くの部には専用・共用の練習施設や合宿所を設置、維持運営している。
- ③ 課外活動に助成金を支給している(2006年度予算は7,638万円)。
 - ア. 定額型助成金 イ. 個別活動に対する助成金 ウ. 団体連合に対する運営助成金
 - エ. 学園祭等行事への助成金
- ④ 2005 年度から学生の「自立支援」の具体的な取り組みとして、学生部主催の「課外教育プログラム」を開始した。2006 年度は、初年度に試行錯誤した経験も踏まえ、ア. 内容の充実、イ. 年間スケジュールの策定、ウ. 広報活動の積極化を推進した。

第一に、『課外教育プログラム』という一般的な名称から『M-Navi (MEIJI Navigation) プログラム』に改め、親しみやすさを高めた。次に、参加回数に応じてポイントが蓄積される「M-Naviプログラムポイントカード」を作成し、継続的な参加を促進した。プログラムの企画にあたっては、「協働 (collaboration)」を通じた「自立支援」を行うことを基本コンセプトとし、企画段階では教員と職員が協働し、実行段階では学生と教職員が協働して取り組むことに重点を置いた。

2006 年度は、新規のプログラムも多数立ち上げた。例えば、「ボイストレーニング」(プレゼンテーション能力の向上)、「太田姫稲荷神社御祭礼」への参加(大学の地域連携の一環)、「一人暮らし支援」プログラムとして「歯の健康チェック」「食生活と暮らしの安全を考える」等である。また、「新入生M-Navi合宿」、「六大学野球観戦」などを継続して実施した。初年度から継続しているプログラムも、その内容や広報のあり方を大幅に強化した。

年間スケジュールについては、年度始めに決定し、ホームページ、M-Style 等で広く告知している。また、個別行事の周知には、Oh-o! Mei ji ポータルサイトを活用している。

これらの取り組みにより、大半のプログラムが定員を上回る応募者を集め、参加者からの評判もよく、「自立支援」の一助となっている。

【長所】

- ① 指導体制が明確である。
- ② サークルが安定的に活動の場を確保することができる。
- ③ 優れた活動を褒賞することができる。
- ④ プログラムへの参加により、多様な経験ができる。そして、プログラムでの経験を通じて、社会人 基礎力を涵養し、学生の自立支援の一助となっている。

【問題点】

- ① 部長とサークルのコミュニケーションが取れていない場合がある。
- ② 練習室, ギャラリー等が不足している。
- ③ 褒賞に値するサークルの評価システムが不十分である。
- ④ プログラムの企画・運営に学生が参画する仕組みが整備されていない。

【問題点に対する改善方策】

- ① 各サークル及び各部長に対してコミュニケーションを一層密に取るよう指導していく。
- ② 不足している施設の設置が望まれる。
- ③ 小委員会を設置して、褒賞制度の見直しを行っている。
- ④ プログラムの企画・運営に学生スタッフを活用できる体制づくりを行う。

・学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

【現狀】

本学体育会の多くは、世界選手権大会・オリンピック大会に出場する選手を輩出しており、国内的にトップクラスの競技水準にある。なお、本学にとって期待の大きい運動部の競技成績は、数年前と比較して格段に強くなってきている(本学のスポーツ振興の取り組みについては第17章を参照)。

【長所】

常に大学で優勝を争う水準にいる運動部が多く、突出したレベルにあり、本学の教職員および学生の帰属意識を高揚させ、もって本学の活性化に資している。また、学生サークル「体育会機関紙明大スポーツ」は選手の活躍を取材・編集発行しており、体育会活動の学内外への広報に大きく寄与している。

【問題点】

本学が特に強化している部(硬式野球部,ラグビー部,競走部)の活躍に対しては、まだまだ大きな期待が寄せられるところである。

【問題点に対する改善方策】

強化支援策の一つとして体育会 43 部すべてに、強化費が配分された。また、2005 年度入試から「スポーツAO入試」を導入しているが、「2009 年度スポーツ入試制度」について、見直しを検討している。なお、科学的トレーニングを充実する施設の建設に向け、具体的検討に入っている。

資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

【現状】

毎年 10 月「災害救援ボランティア講座」を千代田区とともに開催し、講習、救急救命に関する実技を行っている。修了者には「ボランティアセーフティーリーダー認定証」や「上級救命技能認定証」が交付されている。

【長所】

3日間のプログラムにも関わらず、2005 年度も募集人数以上の応募があり、学生の関心の高さに対応した講座内容になっている。

【問題点】

効果は上がっているものの、限られた参加人数・回数の中での実施となっている。

【問題点に対する改善方策】

より多くの受講機会が設けられるよう、救急救命関連のプログラムを別途に企画するなど、検討している。

- 学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

【現狀】

2001 年に学生自治会を公認停止したことにより、学生代表との意見交換のシステムは途絶えていた。 大学の福利厚生事業(食堂・売店等)に関する学生の意見を聴取することを目的とし、2003 年度から 各キャンパスで「学生モニター制度」を発足させた。学生モニターは、業者との意見交換や他大学へ の見学など、活発に活動している。学生モニターから提出された意見は、各店舗で実際に採用され、 福利厚生事業の充実に確実に活かされている。

【問題点】

学生モニター制度の設置目的を福利厚生事業(食堂・売店等)に限っているが、活発で熱心な活動の結果、多くの問題が解消され、課題が少なくなっている状態である。

【問題点に対する改善方策】

奨学金,アルバイト,住居紹介,サークル活動,厚生施設,職員の窓口対応等,学生生活全般についてのモニター活動が行えるよう,活動範囲の見直しを検討している。

(学生の社会貢献)

【現状】

学生に対するボランティア活動の支援を推進することにより、学生のさまざまな力を社会貢献に振り向け、社会との連携を図ることを通じて、学生の社会性および自主性を涵養している。ボランティアに関する情報は次のように周知している。

- ・地域のボランティアセンターに協力を依頼し、ボランティアに関する情報を集約したものを学内のボランティア情報専用掲示板に張り出し、情報の提供・周知に努めている。また、行政機関等から送られてくる情報も掲示している。
- ・7月から、毎週火曜日、和泉校舎にて、ボランティアサークルが中心となり、スワンベーカリー十条店に勤務する障害者と協働して、パンの販売を実施している。
- ・10 月7日, 14 日, 15 日の3日間, 駿河台校舎にて, 「災害救援ボランティア講座」 (M-Navi プログラム) を実施し、18 名が参加した。
- ・12 月 2 日、川崎市黒川青少年野外活動センターにて「里山ボランティア」(M-Navi プログラム)を実施し、32 名が参加した。
- ・3月7日の理事会において、明治大学ボランティアセンター規定が制定された。この規定は、学生に対するボランティア活動の支援を全学的に推進することにより、学生の社会性および自主性を涵養し、もって社会に有用な人材を育成することを目的とし、学長の下に明治大学ボランティアセンターを設置することを定めている。

運動部は、合宿所が所属する地域の行事等に参加することで、近隣住民に運動部への理解を求める とともに地域との友好関係を築べく地域貢献を行っている。

・ 隣住民・町内会との連携を深める。

運動部合宿所の学生は、自治会等の行事(防災・非難訓練、盆踊り大会、餅つき大会等)に参加 し、地域との友好関係を深めている。

・一般市民,公共団体との連携を深める。 施設の開放や,イベントの開催,公式戦の招待などを行っている。

・ 学内外関係機関等との連携を深める。

学生スポーツを通じた地域連携ツールとして MEIJI コミュニティ・スポーツクラブを立ち上げつ つある。

【長所】

様々なプログラムを通じて、学生の社会性および自主性を涵養し、社会・地域との関わりが生まれている。

合宿所のある地域の各種の催物に参加するなどにより、地域住民との親睦を図っている。

【問題点】

ボランティアセンター規定は制定されたが、センターの開設までには至っておらず、早急な開設が求められている。

地方自治体等の政策形成への寄与については、①体育課員が参加する時間的余裕がない、②施設の開放や公式戦の招待については量的に満たしているとはいえない、③MEIJI コミュニティ・スポーツクラブは充分機能しているとはいえない、ことがあげられる。

【問題点に対する改善方策】

ボランティアセンターの運営に関する事項を審議するための運営委員会を常設している。また、日常の運営について審議するための各キャンパスに分科会を設けている。運営委員会および分科会においてボランティアセンター設置の準備を早急に進めることとしている。

地方自治体等の政策形成への寄与についてはより一層,地域に根ざした運動部であるために,さまざまなかたちで親睦を深めていきたい。また,運動部だけではなく大学としての連携が可能となるよう改善を図る。

2. 就職・キャリア形成支援

【目的】

本学の学生等に対する職業紹介,就職支援・指導の推進・充実を図ることを目的として,学長の下に明治大学就職・キャリア形成支援センターが設置され,就職に関する全般的な事項・支援行事について協議し,その運営に当たっては文系学部に就職課,理系学部には生田就職課を設置している。進路指導の実施に当たっては,9月下旬に行う就職ガイダンスを皮切りに,就職支援のため各種行事を行っている。学生が就職活動で直面している問題や,進路選択の全般についてフェイス・トゥ・フェイスを重視して対応している。また,理工・農学部には就職指導(担当)委員会があり,学部独自のきめ細かな指導を行っている。

かつて、学生が就職活動する時、本学のブランド力が大きなウエイトを占めていた。その伝統をまもりながらも、社会の急速な構造的変化に伴い、学生の職業観の希薄化、就業意識の低下などが指摘されるようになって久しい。本学の教育理念のもと「明治大学就職・キャリア形成支援」を全学的に展開・実施し、出口支援、キャリア形成支援及び就業体験などが体系的に機能する機関を来年度に創設する。

(就職指導)

【現狀】

就職支援の数多くの各種行事を活動時期に対応させながら実施している。その中でも特に重きを置くのが就職事務部の行うフェイス・トゥ・フェイスによる「就職相談」である。年間相談受付け件数は約15,000件にも達している。

学長の下に設置した就職・キャリア形成支援センターでは、就職に関する全般的な事項・支援行事 実施などについて、協議し承認を得ている。その運営について、就職事務部では学生の授業に配慮し つつ,年間を通じて学生が充実した就職活動ができるように,就職活動支援行事を計画・企画している。取り組んでいる現状は次のとおりである。

①求人関係,②就職説明会・求職登録関係,③就職能力・適性検査(SPI)関係,④就職相談関係,⑤講演会・講座・懇談会関係,⑥資料の整備,⑦パソコン(インターネット)関係,⑧掲示物(チラシ・ポスターを含む)と求人関係,⑨就職関係の調査・統計の資料作成とデータ処理関係,⑩マスコミ研究室関係,⑪公務員試験講座関係,⑫冊子の編集・発行関係,⑬委員会関係,⑭研修・研究会関係,⑮父母懇談会関係,⑯大学と企業との懇談会

各項目の内容は次のとおりである。

①求人関係

積極的に企業と応対・訪問し,学生・既卒者のニーズを満たす企業を開拓し,情報を公開する。

- ア 来訪求人企業との応接・面談・情報収集及び公開
- イ 企業人事への訪問・情報収集及び公開,信頼関係作り(企業と個別懇談会等の実施)。

②就職説明会·求職登録関係

各説明会で、雇用の動向、採用に関する情報、就職支援行事を周知する。

- ア プレ就職ガイダンス (就職の動機付け夏休みの過ごし方等)
- イ 第1回就職説明会(就職情報の提供等と求職登録;大学院修了前年学年,全学部3年生)
- ウ 第2回就職説明会(理系 体験報告会など)
- エ 第3回就職説明会(理工学部 学校推薦について)
- オ 採用動向を勘案したタイムリーな就職説明会

③就職能力·適性検査(SPI)関係

就職能力・適性検査の実施は重要な就職活動支援行事の一つである。

試験内容の見直し、充実を図りながら、学生の質的向上(特に自己理解等)の一環として実施する。

ア この試験を通じて自分の能力・性格の傾向を知ることは職業観の養成や,自分を見つめな おすことに繋がる。

イ 試験は学内での一斉試験で、2006年度の受験者数は 2,995 名であった。

④就職相談関係

学生の就職意識を高めるには、フェイス・トゥ・フェイスの面談が重要である。2005 年度の相談件数は年々増加し、今年は約15,000 件もあり、関連部署との連繋を取りながら、次の相談を実施している。

- ア 個人面談 (個人記録カードの受理等) の実施
- イ グループ面談(ゼミ・クラス・サークル単位)の実施(大学院を含む。)
- ウ 和泉校舎(1・2年生)での進路相談会(進路支援室)
- エ 卒業生との談話会(若手のOB・OGと,少人数で懇談会を行う。)

⑤講演会・講座, 懇談会関係

各種講演会・講座・懇談会を通して就職活動の進め方、業界研究の一助とする。

- ア 就職講演会の実施
- イ エントリーシート対策講座等の実施
- ウ 就職活動体験報告会の実施
- エ 模擬面接の実施
- オ OB・OG懇談会の実施
- カ 業界研究会,大学主催の学内企業セミナーの実施
- キ 企業・工場見学会の実施
- ク ビデオ等によるマナー講座の実施
- ケ 職業興味検査の実施
- コ 低学年向けのOB・OG懇談会

⑥資料の整備

就職に関する資料の充実を図り、提供している。

- ア 求人票, 求人要項の充実
- イ 会社資料ファイル (業種別 50 音別の集合ファイル) の充実
- ウ OB名簿((ア)企業別就職者名簿 (イ)OB・OG名簿)の充実
- エ 就職活動体験報告書の充実
- オ 会社のCSRレポート(環境報告書等含む。)の収集、公開

(7)パソコン (インターネット) 関係

今日、インターネットを利用した企業情報公開、電子メールによる応募・採用の結果連絡、Web上での試験などが企業と学生の双方向で行われている。インターネット端末 20 台を設置し対応しているが学生の利用状況によっては、パソコンソフトの増強が必要となる。

⑧掲示物(チラシ・ポスターを含む。)と求人関係

情報公開の充実を図る。

- ア 企業セミナーや会社説明会のチラシ・ポスターの整理,活用・公開
- イ 求人要項の企業固有形式の多様化に対応
- ウ 企業のインターネット情報(ホームページ)を利用しての求人採用の方針転換に呼応
- ⑨就職関係の調査・統計の資料作成とデータ処理関係

求人、就職者のデータ収集を充実させ、次年度の支援行事計画・相談等の活性化を図る。

- ア 求人状況, 内定状況の調査などの就職に関する資料を作成・活用
- イ 院生の就職と企業の院生採用状況の資料作成
- ウ 無業者 (フリーター, ニート) の情報収集
- エ 卒業後3年以内の方に就職状況に関するアンケート調査の実施

⑩マスコミ研究室関係

マスコミ業界への就職希望者に対して、業界研究セミナーや企業セミナーを開催している。他にも明治大学マスコミクラブ (MMC) と力を合わせて、マスコミ界の各分野で活躍している OB・OG を招いて、年7回のセミナー (2006 年度参加者数: 1600 名) を開催

①公務員試験講座関係

公務員試験講座は、行政指導研究室(国家 I 種、地方上級対象)の運営とはすみ分けをして、国家 II 種・地方上級試験合格を目標に講座を設けて、第 11 期生の講座を実施中である。また、理工学部、農学部の学生を対象にした生田での教養部門の講座を開講し、現在第 6 期生が受講している。この講座は社会の変化とニーズにあわせた講座内容の充実と、運営の効率化を図っている。講座は基礎・入門から講座を開始し、夏期講座、秋期講座、年度をまたがる春期集中・直前講座(4月の模擬試験コース)で完了する。

今後,この他にも内容を一層充実させ合格者増加のための授業をすすめるため、コマ数(相談のコマ数をも含む)を増加せざるを得ないと考えられる。現状の科目は、限られた時間を活用して有効に編成されており、講師陣も熱心に取り組んでいる。何よりも廉価な講座料は市価(市価参考例:年間約 40 万円)の5分の1であること、なれた勉学環境と移動時間・交通費がないこと等、外部で学ぶよりも恵まれた好条件の講座である。

(12冊子の編集・発行関係

学生への情報提供を行い, 就職活動の一助とする。

- ア 就職の手引
- イ 就職概況
- ウ 企業向け求人用大学案内

① 委員会関係

各委員会を通じて就職支援行事等の企画、立案をする。

- ア 就職・キャリア形成支援センター運営委員会
- イ 理工学部就職指導委員会
- ウ農学部就職担当委員会
- エ 就職事務部内でのワーキンググループ

(主なグループ)

(ア) 行事企画 (イ) 企業訪問・開拓 (ウ) 就職の手引・就職概況の編集 (エ) 就職システム・ホームページ作成 (オ) 統計(カ) 学校推薦 (キ) 個人情報の取り扱い

(4)研修·研究会関係

学内、学外の委員会・研修会を利用して、職員のスキル向上を図る。

ア 学内

(ア) 職場研修会 (イ) 目的研修(パソコン技術取得,カウンセリング等)

イ 学外

- (ア) 日本私立大学連盟(私大連)就職委員会・研究会
- (イ) 大学職業指導研究会 (大職研)
 - ・同第一分科会「企業に焦点を当てた業界・企業・職種の研究」

- ・同第二分科会「学生に焦点を当てた就職業務の研究」
- ・同第三分科会「女子学生就職に焦点を当てた就職業務の研究」
- ・同第四分科会「理工系学生就職に焦点を当てた就職業務の研究」
- (ウ) 全国私立大学就職指導研究会(全就研)
- (エ) カウンセリング技術の習得研修

就職相談ではカウンセリングマインドを持つ必要がある。就職事務部に新たに配属される職員は必ず初級カウンセリング講座を受講している。

15父母懇談会関係

父母会からの要請により積極的に支援を行う(父母会については第17章参照)。

ア 全国父母懇談会:「全国 57 地区 54 回開催」

懇談会において、父母に一番の関心のある就職の現況と大学の就職指導・支援体制について説明する。同時に就職課員はできるだけ地方の企業訪問を実施する。

イ 首都圏地区父母就職懇談会:「東京・千葉地区,埼玉・神奈川地区」

学生の約70%が首都圏出身であることを配慮し、学部3年の父母を対象に年1回実施する。

ウ 首都圏地区以外の父母就職懇談会

首都圏地区以外の地区でも、これに対して積極的に支援を行う。2006年度は秋田、福島、

三重. 高知. 香川の5県で実施した。

16大学と企業との懇談会

企業を大学に招き大学の就職関係者と情報交換を行うことは、大学に対する理解を深めるためにも非常に有効な波及効果をもたらしている。本学でも就職・キャリア形成支援センター関係者のみならず、「インターンシップ」関係者にも出席をお願いし、懇談会の場で大学、企業双方の要望や幅広い意見の交換等を行う。また、文系、理系(特に理工学部)において、別途小規模な懇談会を実施することによって、企業採用担当者やOBリクルータとのより緊密な情報交換を行う。

※2006年度実施状況

2006年11月27日(金), 出席者数411名(企業:299社・318名, 大学関係:93名)

【長所】

面談方式の個人相談であることで、個々人の疑問・不安・問題意識を学生本人と相談員が同時に客観的にとらえ、分析することが可能となる。「相談」の結果学生は自信を深め積極性を取り戻し、また新たな就職活動へチャレンジすることができるようになる。

学長の下に設置した就職・キャリア形成支援センターで、就職に関する全般的な事項・支援行事について協議し、その運営に当たっては文系学部には就職課、理系学部については生田就職課を設置している。進路選択指導の実施について、3年生後期の9月下旬に行う就職ガイダンスを皮切りに就職支援のため各種行事を行っている。学生が就職活動で直面している問題や、進路選択全般についてフェイス・トゥ・フェイスを重視して、専門相談員4名を配置し対応している。また、理工・農学部には就職指導(担当)委員会があり学部独自のきめ細かな指導を行なっている。

就職課では、直接訪問される人事担当者からの情報や、企業訪問の結果得た各種情報を背景に、学生に対する就職相談業務や支援行事の充実を図っている。また、学生の就職及び進学等の動向調査により進路把握に努め、データの分析、分類を経て業種別就職状況、求人企業数、主な就職先『上位 50社』、公務員試験状況、五十音採用状況、その他各種データを作成し学内外に広く公表するとともに、就職支援行事企画・実施の際活用している。

【問題点】

「就職相談」にはカウンセリングマインドが要求される。現在,カウンセラーとして公的有資格の相談担当者は1名のみである。

- ① 就職・キャリア形成支援センターにおいて、毎年支援行事について見直し改善を図っているが、特に低学年向けの「職業観の育成」、「進路指導」のより一層の充実が必要である。
- ② 近年,目覚しく進展する情報化社会の中で,進路選択をする学生のために適確・有効なアドバイスができる人材の必要性が増してくる。
- ③ 新卒採用が早期化しているため、学生生活(授業、勉学)環境に悪い影響を及ぼしている。
- ④ 文系・理系の学部生、大学院生に区別なく、進路指導等の支援を行っているが文系大学院生の就職相談先等について、過去のデータ集約が不十分である。

⑤ 留学生に対する充実した就職支援が不十分である。

【問題点に対する改善方策】

「就職相談」にはカウンセリングマインドが要求されることから、専門的な講座の受講により、公 的資格を有する専門担当者の増員を図る。

- ① 低学年向けのキャリア形成支援講座を充実させるとともに、「進路支援室」の相談・行事等をとおして職業観育成の充実を図る。
- ② 就職相談の充実のためには、担当者は企業訪問や各種セミナーに参加するとともに、企業最新情報の収集に努める。キャリアカウンセリングとして公認される専門講座の 2006 年度からの受講により、課員の質的向上に努める。
- ③ 採用時期早期化の及ぼす悪影響に対しては、早期化の流れにただ追従することなく、大学が教育 内容や教育環境を確保し、人材育成の教育機関としての責任を果たすために企業側、関係団体、情 報誌各社へ「学事日程」の尊重を繰り返し訴え、協力を要請し続けなければならない。就職支援行 事の実施時期など検討の上実施して行く。
- ④ 今後,増加が見込まれる大学院修了者及び新たに発生する高度職業人専門職大学院修了者に対して,企業訪問等により情報収集し,就職先の開拓等進路選択の幅を拡大する。
- ⑤ 留学生の就職課への来室を促進させ、行事、情報提供等留学生に特化した就職支援を実施していく。

第11章 管理運営

I 大学の管理運営

【目的・目標】

学長・学部長の選任や意思決定など管理運営上における諸機関間の役割分担・機能分担を明確にし、かつ規定として明文化することにより適切、公正な管理運営を行うことを目的・目標とする。

(学長、学部長の権限と選任手続)

・学長の選任手続きの適切性・妥当性

【現状】

学長は、連合教授会において全学部専任教員の直接選挙により選任された学長候補者について、評議員会の承認に基づき、理事長によって任命される。これまでの学長候補者の選出は、予備選挙で上位3位までの票を得た候補者のうちから過半数の投票を得た者を学長候補者とする方法と20名の推薦者を得て立候補する推薦立候補制の併用であったが、2006年度からの副学長制の設置に合わせて改め、次回から立候補制とすることになった。学長が立候補する際、併せて副学長候補者を指名し、副学長は学長と一体として選出されることになる。学長、副学長の任期は4年である。

【問題点】

従来、学長選挙は、3月半ばの連合教授会において行われてきたが、4月に就任する学長にとって、スタッフの選任や就任前の政策課題等の検討が十分にできないという問題がある。また、一方では評議員の選任、理事長、理事、監事の銓衡が12月から3月に行われているため、学長として教員理事の選出等に意見を述べる機会が少なくなっている。

学長は、寄附行為上、評議員会の承認に基づき、理事長によって任命される。したがって、これまでに例はないが、評議員会で連合教授会において選出された学長候補者が承認されないという事態も可能性としては存在する。実際に寄附行為施行規則において、評議員会における学長候補者の承認否決に関する規定が置かれている。

【問題点に対する改善方策】

次回の選出からは、立候補制や副学長の同時選出など、新たな制度で行われるので、その実施時期も含め、効果的に行われるよう細かい検討と周知が必要である。特に実施時期については、期末試験や入試の実施と前述の問題点を考慮するならば、12月に実施することが望ましい。また、評議員会による学長任命の承認についても検討する必要がある。

・学部長の選任手続きの適切性・妥当性

【現狀】

各学部とも教授会規程に基づき、管理・運営を行っている。各学部長は、学部で定められた学部長選任基準等に従い、各学部教授会において、学部所属の専任教員の直接選挙により学部長候補者が選出され、理事長によって任命される。学部長候補者の選任方法は、学部によって異なり、予備選挙で上位3位までの票を得た候補者のうちから過半数の投票を得た者を学部長とする方法と立候補者のうちから過半数の票を得た者を学部長とする方法が採用されている。

学部長は教授会の議長となり、教授会に議案を提案し、議決された事項について職務を執行する。学 部教授会の管理・運営は適切に実行されている。

【問題点】

学部によっては、事前立候補制や所信表明がなされていない。

【問題点に対する改善方策】

学部長が積極的に学部運営にかかわり、リーダーシップを発揮するためにも、学部長選出にあたって 立候補制や所信表明の導入などを検討する必要がある。この点については、学部教授会による自発的な 検討が望ましく、また、すでに実施又は検討している学部もある。

・学長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

長年にわたり、理事長・総長・学長の三長体制を理事長・学長の二長体制に改めるべきであるとして、制度改革の早急な実施が求められてきたが、2005年度より、評議員によって構成される銓衡委員会の銓衡に基づき、評議員会によって選任される総長職が廃止され、二長制が実現されることとなった。これまで、主に社会人教育を担うリバティ・アカデミーや社会連携促進知財本部など社会連携にかかわる部門は、総長の下にあったが、総長が所管していたそれらの教学関連の職務が学長の下に移され、教学としての位置づけを明確にした。他方、法人理事会においては、学長は、教学の長としての権威はあるが、理事の1人であり、予算の策定を中心とした法人の意思決定や業務執行において、十分な裁量権を有していない。

総長制の廃止に伴って、多くの学内規定が改正され、教学関連の諸委員会が学長の下に置かれている。また、一部教務部長、二部教務部長、学生部長も、学長とともに全学部専任教員により直接選挙され、学部長会の構成員であるとともに、多くの委員会を束ね学長の政策を支えている。また、学長スタッフとして専任教員から選任されている学長室専門員も、全学的な委員会のほとんどに委員として入り、学長の政策を支えている。

学長権限の強化に向け、教学内の制度改革が進められているが、二部廃止にともなう二部教務部長職の廃止、教務部長と学生部長の学長による指名、学長指名による副学長職の設置が大筋で認められ、現在、学内規定の改定を進めているところである。

【問題点】

学長,連合教授会,学部教授会,学部長会,教務部委員会などの全学的審議機関の機能分担がなされておらず,多くの場合,学長が提案する事項を繰り返して審議している。

学長は, 法人理事会の理事としては, 執行権限が曖昧である。

学長の政策の実施にあたり、規則等の制定や予算を伴う場合は、理事会の、そして重要事項について は評議員会の議を経る必要があり、政策決定後の実施を迅速に行うことができない場合がある。さらに、 理事会審議を経て、教学で決定された事項が修正されることもある。これらは、法人理事会において、 学長権限が不明確であると同時に、予算執行について裁量が認められていないためでもある。

法人理事会との関係では、評議員会の教職員数の見直しや理事・評議員の選出方法の再考も求められ、 法人理事会との連携協力の仕組みとして会議体の設置も必要である。評議員会の構成は、教職員教と校 友数のバランスが適切なのか検討する必要がある。

連合教授会は、全専任教員によって構成される会議体であり、その開催の頻度は限られ、迅速な意思 決定には不都合な場合もある。また、学部長会や教授会などで承認された事項を再び連合教授会で承認 を求めることは、決定に関して矛盾が生じることもありうる。

【問題点に対する改善方策】

この2年の間に総長制の廃止、学部長会規程等の整備、副学長職の設置が実現され、教学の意思決定手続の明確化と管理運営組織の強化が図られた。今後は、その円滑な運用と更なる改善を進めていく必要がある。しかし、長年にわたって検討されてきた「制度改革」の中心にある教学権の確立という課題は、未だ道半ばという状況である。大学間競争が激化する中で、大学の本来あるべき姿を見失わずに、真の大学改革を進めていくためには、教学と法人が一致協力できる体制を実現することが不可欠である。副学長制の実現にともなって、副学長のうち一名は、オブザーバーとして常勤理事会への出席が認められた。学長スタッフの中心メンバーとなる副学長が理事会に出席することは、大学経営の現状を踏まえて教学の政策を企画立案することを可能にする大きな前進である。しかし、法人の教学に対する理解をさらに深め、今以上に大学経営に教学の考えを反映させるためには、副学長が理事会メンバーとして、日常的に法人の意思決定にかかわることが必要である。この課題は、寄附行為改正を必要とし、短期的に実現できるものではない。したがって、長期的展望のもとで、理事会や評議員会において十分な理解が得られるよう進めていくべきである。

決定された政策の迅速な実施という観点から、教学に関連する学内諸規則の制定、教員採用などの教学にかかわる恒常的な予算執行、さらに学長の判断で執行可能な政策的予算の設定を検討すべきである。 また、学長権限に関し、予算及び人事権の確立が望まれており、教学及び学部の大学における権限がより明確化される必要がある。

・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切

性

【現状】

全学的な審議事項のうち、学部、学科、専攻の新設・改組、学則改正、学長、副学長、三部長の選出など重要な事項については、専任教員全員で構成される連合教授会によって審議・決定される。評議員会は、法人の最高意思決定機関であり、学部・学科の新設・改組などの教育業務に関する重要事項や学則などの規則の制定改廃、予算、決算、寄附行為の変更などの重要事項は、その議決を経なければならない。評議員会の構成は、学識経験者 20 名(現・元教職員 10 名・校友 10 名)、専任教員など 20 名、職員 5 名、校友 25 名の計 70 名からなる。

・学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状】

急速に変化する社会情勢に対応して、本学の意思決定プロセスの迅速化と合理化を図っていくとともに、認証評価に耐えうるようにするために、学部長会規程、教務部委員会規程及び学生部委員会規程が2004年12月15日に施行された。学部長会は、全学的な課題の合意形成や各学部の意思決定に係わる調整、定例的な事項の審議決定、さらには学長が理事会に提案する事項の承認等を行っている。学部長会規程は、これまで形成されてきた慣行を成文化すると同時に、従来、全会一致によって議決していたものを多数決による議決に変更した。

学部長は、学部の長・中期計画、人事その他、学部教授会審議事項の提案権を有している。また、学部長会においては、出席委員の4分の3を超える多数によって議案を決している。学部予算の執行責任は、学部事務室事務長にあり、学部長にはない。

・学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状】

副学長職の設置については、学部長会を経て各学部等教授会、及び 2006 年3月の連合教授会において承認され、理事会の決定を経て 2006 年度より施行され、総合政策担当、研究担当、国際交流担当の3名の副学長が任命された。

学長のもとには、学長スタッフ会が置かれ、専任教員からなる学長室専門員が、学長の政策の企画・立案と遂行を手助けしている。学長室専門員長は、学部長会の構成員であり、2006 年度からは新設された総合政策担当副学長を兼務しており、常勤理事会にオブザーバーとして出席している。また、副学長制への橋渡しとして、2004 年度に総長職を兼務する学長を補佐するため、総長職廃止までの時限的措置として、学長特任補佐職が設置された。2005 年7月に学長の下で進める重要課題の一つとして日加コンソーシアム構想を検討する日加プロジェクトが設置され、1名の担当学長特任補佐が任命された。学長特任補佐は、2006 年度から副学長の設置に伴い、廃止された。

2007 年度に入って、学長補佐体制を強化するための検討が続けられ、学長とともに選出される副学長 1 名のほかに、学長指名による副学長を置き、学長を補佐する体制の確立の方向で学内合意が形成され た。この体制確立のため、現在、学内規定改定の準備が進められている。

【問題点】

副学長の職務内容や位置づけについて、十分な共通認識が学内で形成されていない。

【問題点に対する改善方策】

副学長の職務内容については,一定程度,共通認識が形成されているので,規定改正によって具体的な形を示し,さらに運用を通じて共通認識を形成する努力を継続する。

・個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

【現状】

これまで教員から選任されてきた総長職が廃止され、二長制に移行したことによって、対外的にも学長が教学の長として明確に位置づけられた。その結果、各学部教授会や連合教授会で承認された学長の政策が、教学の意思として、評議員会や校友会等においても十分に尊重され、学長の個性を反映した大学の長中期的方針を策定・実施できるようになっている。

【長所】

本学は大規模な総合大学であるが、学長選出、学部長選出は、ともに教員の選挙という民主的な手続

きによってなされている。また、学部長会、教務部委員会、学生部委員会などをはじめとして各種委員会は適切に運営されている。重要な審議事項については、専任教員全員が招集される連合教授会で審議されている。学長の権限は、二長制の施行に伴い、さらに明確化されてきている。

(意思決定)

大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

【現状】

本学では、意思決定を行うすべての会議体で、民主的な手続きが行われている。教授会では、学部の教育・研究に関する事項が審議され報告されている。全学的な事項については、重要な事項は教授会で審議され、多くの事項が報告されている。

学部長は、評議員会及び学部長会のメンバーとして、教授会と全学的意思決定機関との連携を図っている。学部長会、教務部委員会及び学生部委員会は、慣行で運営されてきたが、2004年12月にそれぞれに関する規程が制定され、大学の管理運営が明文化された規程により適正に行うことができるようになった。

また、社会の急激な変化に主体的かつ機動的に対応し、社会の要請に応え得る質の高い教育研究を展開していくために、より円滑な意思決定を可能とする管理運営体制を整備する必要から総長制を廃止し、理事長・学長の二長制とする等の寄附行為の一部改正が行われ、2005年3月の連合教授会及び評議員会で承認された。これは、長年にわたり教学及び学部の大学における権限の明確化が必要とされてきたもので、積年の課題であった制度改革の一つが実ったものである。

連合教授会規程,学部連合教授会規程は,2004年度からの短期大学の学生募集停止,さらに法科大学院を含む学部を基礎としない研究科の設置に伴う教員組織の大きな変化に対応するため,両規程を廃止して新たな明治大学連合教授会規則として制定,2005年4月より施行されることになった。さらに,2008年度からは,連合教授会代議員会を設置し,議題に応じて迅速な意思決定が可能となる。

教学の審議事項は、学部長会及び教務部委員会で審議又は報告され、速やかに各教授会によって審議 又は報告される。多くの全学委員会は、各学部から委員が選出され、適宜教授会で議論の内容や決定事 項について報告を行っている。学長の方針や審議過程は、学部長会や教務部委員会での報告、それを受 けた学部長や教務主任による教授会での報告、『学長室だより』や『大学広報』などで随時、周知され ている。

・大学院の意思決定と管理運営

【現状】

大学院の意思決定プロセスは、その位置付け・地位向上に係わる改革を 2005 年度から進め、2006 年度中に理念・目標を具現化するに足る管理・運営の足固めを行ったが、大学院の審議機関(研究科委員会等)と学部教授会及び学部長会との位置付けが明確でない部分もあり、相互の関連性も適切とは言い難い面もある。

大学院長は大学院担当教員の直接選挙により選出される。法科大学院長は法科大学院教授会において選出される。また、研究科委員長は研究科委員会(学部を基礎とする研究科に設置)、研究科長は研究科教授会(学部を基礎としない研究科に設置)において選出される。このように選任手続は公明正大であり、適切である。大学院に関わる事項は、大学院委員会で決定されているが、そこには法務研究科が所属していない。また、教員人事は専門職大学院については大学院委員会で決定されるようになったが、既設研究科については学部教授会で行われている。

法務研究科を含めた専門職大学院は、大学院に共通する検討事項が多くあるので同研究科を大学院委員会のメンバーに加えるとともに、そうした研究科だけで委員会を構成するなど、大学院委員会の制度改革が必要である。現在の学内規則では、各研究科の簡単な科目名称の変更においても数々の学内手続きを経なければならないこともあり、大学院委員会から各研究科への思い切った分権を推進することを図る。大学院の管理運営において重要なことは、これまで提示あるいは要望された本計画を実行できるよう効果的な管理運営体制を確実に敷くことにある。そのためには、大学院長、研究科委員長、研究科長、及び大学院委員などのリーダーシップを強化することが強く望まれる。

(評議会,「大学協議会」などの全学的審議機関)

・評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性 【現状】 学部長会規程等の制定によって教学の意思決定手続が明確化され、その過程も透明化されてきた。大学間競争が激化する中で、迅速な意思決定がますます重要になっているが、大学の将来にかかわる重要事項については、やはり全学的規模で慎重に審議することも必要である。教学の重要事項については、学部長会で審議のうえ了承された後、各学部教授会の審議に付され、その結果に基づいて、学部長会で連合教授会への付議を決定する。

予算に関わる意思決定は、具体的には、学長が年度のはじめに提示した次年度の学長方針案に基づいて、各学部を始めとした各部署が長中期計画書及び単年度計画書を作成し、学長スタッフ及び関連事務部門が参加する、学長及び教務担当常勤理事・学務担当常勤理事ヒアリングを経て、学長が理事長へ学長の教育・研究に関する年度計画書を提出する。その際、各担当常勤理事も所管部署の年度計画書を理事長に提出する。これらを考慮して理事会の予算編成方針が決まり、その後、学部等を含めた各部署から提出された予定経費要求書に基づき作成された予算案を理事会及び評議員会が審議し決定している。

【長所】

教学の意思決定は、教授会、学部長会、教務部委員会、連合教授会などで慎重に審議されるので、十分な議論が行われ、民主的である。

【問題点】

教学における慎重な意思決定は民主的ではあるが、社会の変化に対する迅速な対応ができない面もある。効率化を図らなければならないが、その一方で、教授会の自治や各教員の意思の尊重に十分配慮する必要がある。

昨今の大学改革の流れの中で、新しい機能を担う機関が多く設置されたが、既存の意思決定過程との関連が必ずしも明らかでないこともある。また、これらの機関は決定の迅速さと機動的な政策立案のために、従来の学部選出の委員ではなく、学長指名の委員で構成されるものが多い。これらの機関の活動については、学部教授会との連携を十分とらなければならないが、この点について体制が確立されているとはいいがたい。

大学協議会の設置については基本的な考え方について検討を行ったが、その後進捗はしていない。

【問題点に対する改善方策】

学部長会が議決機関に位置付けられたことにより、意思決定の迅速化を促している。このような状況のもとで、今後は、連合教授会における審議事項の見直しを通じて、必要な意思決定の迅速化を図ることを検討する。大学全体の意思決定のプロセスは、一般の教員にはその制度を含めて分りにくい所があり、分かりやすく周知する必要がある。

大学協議会の設置は、迅速な意思決定を目的として検討されたが、その設置は学部教授会の自治を一部限定する結果ともなる。大学運営は、学部を基礎としており、教員の合意が得られなければ、大学全体が一致して改革に取り組むことが困難となる。本学においては、学部自治の観点から大学協議会について懐疑的な見方をする教員が多く、強引な導入は混乱を招くことになるため、拙速は避けなければならない。大学協議会の設置にあたり、審議事項や手続、構成員のあり方を全学的に議論し、理解を得ながら進める必要がある。

(教学組織と学校法人理事会との関係)

教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性 【現状】

寄附行為,同施行規則,評議員選任規則などにより理事,評議員の銓衡・選任が行われている。教学組織と学校法人理事会との関係では,教学に係る事項については教学各機関の審議を経て,学長から理事会に諮られ,決定される。重要事項に関しては,評議員会での承認も要する。また,法人理事会には学長のほか,3名の教員理事が入り,教員理事は教学組織の意思決定機関である学部長会に出席し,連携協力関係を円滑に行っている。さらに,法人理事会と学部長会との懇談会を適宜開催し,連携を図っている。2006年度には,副学長の1人が常勤理事会にオブザーバーとして出席し,教学と法人との連携強化を図っている。

【長所】

教学と法人の間のチェックアンドバランス機能が働いている。法人理事会が、教学の意思決定の内容を理解した上で大学経営を行うことができる。

【問題点】

理事・評議員の選出方法は複雑で理解しにくく、教学の意思が十分反映されているとはいいにくい。 委員会等の教学機関の設置についても、理事会の決定が必要とされ、教学の意思決定が行われた後、さらに時間がかかるため、迅速な実施を妨げる場合がある。

【問題点に対する改善方策】

理事・評議員の選任については、教職員の数並びに担当と銓衡方式を再検討する必要がある。評議員 については、学部長及び大学院長が職務上の評議員となっているが、従来、教員が就任してきた理事の 選任については、学長や連合教授会、学部長会を中心とした選任方法を検討すべきである。

施設・設備の利用や予算にかかわる事項については、法人の決定が必要であるが、それ以外の事項については、法人の決定が必要であるか否かを検討する必要がある。予算にかかわる事項についても、学長に一定の裁量を伴った予算権限を付与し、理事会や評議員会への報告了承で処理するという方法も検討すべきである。

(管理運営への学外有識者の関与)

管理運営に対する学外有識者の関与の状況

【現状】

理事会は、理事長と学長に加え、常勤理事4名、理事5名の計11名によって構成されている。常勤理事は、財務担当、総務担当、教務担当及び学務担当となっており、財務担当は校友から、総務担当は職員から、教務担当と学務担当は教員から、それぞれ選任されてきた。他の理事は、現在教員から1名、職員から1名、校友から3名が選任されている。これらの構成は、概ね維持されてきたが、その時々の必要に応じて変更されることもある。理事長・理事・監事の選任は、評議員会で互選された17名の委員によって構成される鈴衡委員会で候補者が鈴衡され、評議員会において選任される。

評議員会は、学識経験者 20 名、教員 20 名、職員 5 名、校友 25 名の計 70 名によって構成されている。 学識経験者については、現・元教職員から 10 名、校友から 10 名選任されることが長年の慣行となっている。 したがって、評議員会は、現・元教職員 35 名、校友(維持員に限る。) 35 名という構成となる。

【長所】

教職員以外の者を学外有識者と考えれば、評議員会の半数が学外者となり、監事を含む理事会の半数 以上が学外者である。校友評議員は、それぞれの分野で活躍しており、学外での経験を大学運営に生か せると同時に、母校の発展を願う熱意に溢れ、熱心に大学運営に関与している。

【問題点】

校友を学外有識者と見ることは、必ずしも誤りではないが、母校に対する愛着を含めて、本学に対してある種の感情を有している。したがって、純粋に客観的な第三者の立場で冷静に大学を見ることができない場合もありうる。また、在学中から、あるいは卒業後に形成された人的関係の中で大学にかかわっている場合も多く、学外有識者を大学の管理運営に関与させることの目的が十分に達成できないということも考えられる。

評議員の選任は、校友のうち、大学に一定額の寄付をした維持員の中から行われる。理事については、 評議員等の中から銓衡される。理事会、評議員会において、学外者の比率は、半数又はそれ以上となっており、外見上は、大学の管理運営が、主に学外者によって担われていることになる。これは、大学の管理運営に関して教職員の依存心あるいは無関心をもたらしている側面も否定できない。

【問題点に対する改善方策】

大学の管理運営は、主に学長を中心とした学内者が担い、学外者は客観的な立場から管理運営に対してチェック機能を果たすことが本来の姿であろう。そうした目的を達成するため、校友以外にも人材を広く求めることが望まれる。同時に、教職員が管理運営に主体的にかかわるようにするため、評議員会及び理事会の構成も検討すべきである。

Ⅱ 学校法人の管理運営

【目標と現状】

法人は、大学の理念・目標を実現するために、規定に従って適切、公正に行うことを目標としている。 具体的には寄附行為等に基づいて選任された理事、監事、評議員及び理事会、並びに評議員会が、その 機能を十分・円滑に発揮している。2004年度は、私立学校法の改正及び本学の総長制廃止とこれに伴う 全面的な条文の見直しにより、寄附行為、寄附行為施行規則及び評議員選任規則等の一部改正を行い、 2005年度から施行した。

私立学校法の改正は,近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し,様々な課題に対して主体的,機動的に対応していくための体制強化を図るため,理事制度,監事制度及び理事会制度,評議員会制度の改善並びに財務情報等の公開義務を定めたもので,当該条項について改正した。条文の見直しに伴う改正は 1955 年の制定以降これまで全面的な条文の見直しを行ってこなかったことから,今回の改正を機に,法令との整合性や現状の運用又は条文の表現・用語の整合を図るため,当該条項の改正を行った。

(評議員会・理事会)

評議員の選任及び評議員会の開催状況等

【現状(評価)】

評議員は70名で寄附行為,寄附行為施行規則及び評議員選任規則に基づき適正に選出している。構成は教職員から35名,校友から35名となっており,任期は4年である。評議員会は2006年度4回開催し,適切である。なお,欠員が生じた場合も,補欠選任ができるよう評議員銓衡委員会を常置し対応している。

【改善方策】

現在の評議員の任期は、2008年2月までとなっているので、次期改選にあたっても校規に則って適正に選出する。

理事長・理事の選任及び理事会の開催状況等

【現状(評価)】

理事長,理事は寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき適正に選出している。構成は 2005 年度から総長職が廃止されたことにより,理事長,学長,常勤理事4名,非常勤理事5名の計 11 名となっており,任期は4年である。理事会は,定期的に開催し,適切である。なお,監事3名も理事会に出席している。また,理事長,学長,4常勤理事で構成する常勤理事会も定期的に開催している。2006 年度は理事会を24回,常勤理事会を33回開催した。さらに,当面する課題の理解を深めるために理事会研究会を2回開催している。

【改善方針(今後の課題)】

今後とも同体制により適正な理事会等の運営を実施する。

監事の選任等

【現状 (評価)】

監事は寄附行為及び寄附行為施行規則に基づき適正に選出している。構成は3名で非常勤である。監事は理事会に出席している。任期は4年である。なお、改正寄附行為による「監事の任期に関する経過措置」により、2005年度任期満了に伴う監事の選出については3名が再任された。

【改善方策】

今後とも同様に適正な業務を執行する。

(法人と設置学校)

・法人と大学の関係

【現状(評価)】

法人は学校を設置し、設置する学校を管理し、その学校の経費を負担(学校教育法)し、法人の設置する大学は学長をその長とし、教育・研究活動を行っている。従って、法人は学校管理・経営を本務とし、理事長を代表者とする理事会を構成し、その任に当たる。寄附行為では理事会に学長を加え、学長の基本的業務として「理事会、常勤理事会及び理事長等の業務基準及び権限等に関する規程」で「大学における教育・研究の方針及び計画について理事会に提案するとともに、理事会の一員として経営的責

任を負うことによって教育面と経営面の調和を保持し、教育・研究の向上を期する」と定めている。併せて、教務担当常勤理事及び学務担当常勤理事を置き、大学を含む設置学校の教務事項及び学生事項を管掌させている。この所管者には、伝統的に大学教員を充て、法人と教学の連携を図っている。

教学に係る事項については、学部教授会、学部長会、連合教授会と教学各機関の審議を経た後、学長により理事会に諮られる。教学機関の審議を経て、学長及び大学教員理事を含む理事会で決定されることから、法人と教学の緊張関係が維持され、チェック・アンド・バランス機能が良く働いている。

また、教学と法人の意思の疎通を図るために、理事会と学部長会による懇談会を適宜開催している。 なお、本学は永く大学を含む「設置諸学校の教育方針の調整及び連携を図る」総長職を置き、理事長 及び学長による三長制により運営してきたが、2005年度から総長制を廃止し、理事長、学長の二長制に 移行し、法人と教学の関係をより機動的で密接なものとするための制度改革を行った。

【改善方策】

大学が競争的環境下に晒されている今、本学にとって持てる力を統合し、学園全体の「総合戦略」を構築する必要がある。特に教学の教育・研究計画及び法人の財政計画を含む経営戦略を糾合し、中・長期ビジョン実施計画を策定する。また、大学を取り巻く社会状況が急速に変化する中、社会の要請に応え、社会に有用な人材を育成する幅広い施策を展開し、時代のニーズにあった新たな学部や教育方法を開拓するため、新学部等の設置が課題である。

また,2005 年度から総長制を廃止したことにより,総長が果たしてきた設置諸学校の教育面の連携・調整及び対外的職務(機能)について,法人及び教学で目的に照らし,再調整し,最適化を図ることが重要であり,さらに,教育・研究活動のスピードアップと弾力化を図る。

法人及び教学は、経営と教育・研究という機能により分化された表裏一体の概念・組織である。この 利点を活かし、より良い緊張関係を維持し、共通の目標に向かってそれぞれの機能を十全に発揮し、法 人と教学の関係を最善のものとする。

・法人と付属明治高等学校・中学校及び学校法人中野学園の関係

【現状(評価)】

付属明治高等学校・中学校(以下「明高中」という。)は、法人の設置する学校であり、教務担当常 勤理事のもとで経営・教育両面の連携・調整が図られている。明高中の校務を掌る校長職についても大 学の専任教員がその任に就いていることから、法人・付属校双方にとって有益かつ密接な関係が構築さ れている。現在、進められている明高中の2008年度調布付属校用地への移転については、付属校移転 室を設置し、円滑な移転に向けて、実務的な作業を積極的に推進している。

学校法人中野学園との関係は、法人は異なるが、本学の付属校として半世紀以上に亘り連携を保っている。中野高等学校と中野八王子高等学校からは、毎年一定数の学生を推薦入学により受け入れている。また、管理運営面では、本学理事長が中野学園の理事長を兼務している他、3名の常勤理事及び2名の監事が中野学園の理事及び監事を兼務しており、良好な関係が築かれている。さらに、中野学園評議員にも本学役職者が就任している。

【改善方策】

少子化が進む社会状況の中で、大学と付属校の関係を改めて見直し、再定義する時期に来ている。これまで法人は、明高中の教育内容については明高中に任せ、大学との関係(付属高推薦基準・推薦枠等)については大学及び明高中に任せてきた。この方針は今後とも基本的に変わらないが、明高中がより優れた教育環境の中で、より優れた教育を行い、より優れた生徒を大学や社会に送り出すことについて、設置者として今後の建設計画、資金手当て等の環境整備に努めるとともに、より優れた教育成果を生み出すよう教育体制・学校管理体制を強化していく。

中野学園との関係は、教育内容及び大学との関係は明高中と同様であるが、生徒の受入数、付属校としての大学との協力関係及び法人間の協力・連携体制には課題もあり、今後さらに整理・検討する。

新たな付属校・系列校についても学園全体の発展計画の中での位置付け・展開策について,現在,法人及び教学一体で構成する「付属校・系列校強化推進委員会(委員長:教務担当常勤理事)」で将来構想を検討中であり,その成果を待ち,実行可能なものから実施していく。

第12章 財務

【目的】

大学は教育・研究を適切に遂行するため、明確な将来計画に基づいて、必要な経費を支弁する財源を確保し、これを公正、効率的に配分・運用する必要があり、本学は総合大学としての使命を十分に果たすべく、必要な財政基盤の確立を目指した財政運営を推進する。具体的には、長期的な収支均衡策として、①長期的に収支均衡を図ることを財政運営の基本とし、資金計画および事業計画の未達成部分等について見直しを図り、②期中に派生する重要事項については、理事会および評議員会の議を経て、補正予算で対応する。また、財政基盤の強化策として、①実施計画に基づく募金活動の継続実施、②受託研究費、指定寄付研究費等の外部資金等の受け入れ強化、③文部科学省学術研究高度化推進事業等補助金の受け入れ強化、④資産運用および施設の外部貸し出し等の増収策、⑤省エネルギー、省資源化の一層の推進、⑥遊休資産の活用・見直しおよびアウトソーシング・賃借契約の戦略的見直しによる経費削減等を推進する。

また、一般社会へのアカウンタビリティの観点から、従来から財政状況について各種の広報媒体を通じて開示してきたが、私立学校法の改正に伴い、寄附行為に基づく財務情報として、①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事監査報告書の公開はもちろん、事業計画書・予算編成方針・予算概要・収支予算書についても、ホームページ等を通じて積極的に公開する。

なお、学部においても大学と同様、必要な財源の確保、その配分・運用が求められている。しかし、 上記のとおり、本学は法人を含めた大学全体での財政基盤の確立を目指した財政運営を推進しているため、学部独自での財政運営は困難であるが、それぞれの学部は財政的自立を念頭において教育・研究活動を推進・実施している。

1. 教育研究と財政

- ・教育研究目的を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況
- ・総合将来計画(もしくは中・長期の教育研究計画)に対する中・長期的な財政計画の策定状況および 両者の関連性
- ・教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況

(1)財政基盤の確立

【現状】

教育研究目的はますます多様化および複雑・高度化しているが、帰属収入に占める学生生徒納付金は62.5%、支出は人件費59.9%、教育研究経費は1.6%上昇して34.6%(いずれも2006年度決算)であり、学納金以外の収入確保の難しさと支出に占める人件費・物件費の固定的で硬直性の高い傾向が続いている。2007年度予算審議は、前年度に引き続き、収支均衡予算に向けた取り組みとして、予定経費を「経常経費」「収入支出関連経費」「政策経費」に区分し、政策経費の概念を取り入れた。これは本学の予算編成方針にある「重点的な予算編成を行い、効率的な予算運営に努める」等の実践のため、長期的な必要経費と当該年度の収支バランスの明確化対応に基づくものである。その結果、「経常経費」のマイナスシーリング予算の実施と「政策経費」の集中的な審議の中から教育・研究活動の重点的活性化策と教育環境整備充実策が図られた。

学部における教育研究目的を実践するための具体的な財源確保は、それぞれの教育・研究に関わる中・長期計画を策定し、必要な財源を予算化することから始まる。各学部は、学長方針に基づき、教育・研究に関する年度計画書を学長に提出し、学長ヒアリングを通じて必要な財源について説明を行う。学長は、この計画に対し、教学内における調整およびプライオリティを判断し、「学長の教育研究に関する年度計画書」を理事長に提出している。その後、理事会の予算編成方針に基づいて作成・提出された各学部の予定経費要求書を理事会が審議し、評議員会の議を経て予算案、すなわち配分予算が決定する。学部が教育研究計画に定めた計画を実現するための財源は、このようにして配分された予算に基づいて確保される。この配分された予算の中で、経常経費とは別の政策経費および教育的な支出目的である教育振興費は重要な経費である。政策経費は、特色ある教育研究計画に対して配分される予算であり、各学部の中・長期的な教育研究計画への予算として、年度毎の検証が求められ、複数年度にわたり配分される。また、教育振興費は、学生の教育に資する目的として配分されるものであり、学生の顕彰や記念講

演・公開講座の開催等に使用される。

政治経済学部・経営学部および情報コミュニケーション学部では、「実習費」の予算措置をとっている。これは、特色ある学部教育のために充てられる学部独自の予算であり、学部学生への還元を前提とした出版事業やTOIECへの受験の制度化、各種インターンシップ事業、情報関連教育のネットワーク教育プログラムおよびデータベース教育プログラムの導入、教育用ロボットに係る経費として運用されている。また、政治経済学部の学部創立 100 周年記念事業として募金された資金は、記念事業費および教員の研究費として充当されることになっている。

【問題点】

政策経費の配分は保証されているわけではないので、配分されない場合は教育・研究計画が実行されないことになる。また、教育振興費も減額された場合は、計画の見直しが求められる。政策経費は、基本的に経常経費の削減分のみにとどめられており、抜本的な政策に対しては予算配分が困難な状況がある。学長に毎年度提出する教育研究の中・長期計画書において、時代の変化に対応した改革案を提示しても、大学全体の財政の硬直化が進む現状では、その実現を図るための予算配分に更なる工夫が必要とである。

【問題点に対する改善方策】

学生生徒等納付金以外の多様な財源確保に取り組むほか、今後も経費配分の見直しのため、前述した体制を維持していく。具体的には、文部科学省科学研究費、外部資金(指定寄付金、一般寄付金、受託研究費、共同研究費等)の受入れを進め、今後の教育研究支援策を検討し、学生生徒等納付金収入に占める教育研究経費割合を35%以上とする。

また、三地区老朽施設の更新等施設設備の拡充を図る。

(2) 中・長期の教育研究計画と財政計画

【現状】

大学は教育研究計画の適正実現が果たせるよう財政計画を策定している。新たな中期総合計画の策定が喫緊の課題であるが、一部資産入れ替え等の検討を行っている。また、帰属収入に占める教育研究経費割合が 2005 年度決算で 32%から 33%となり、35%に一歩近づいていたが、2006 年度決算では逆に 26.4%と差を拡げてしまった。

学部の中・長期の教育研究計画はそれぞれの関係委員会等で検討を重ね、学部全体の総意として策定する。その中・長期計画実現のために、単年度計画書によってより具体的な計画を提示し、財政計画に反映させている。大規模な予算配分を必要とするような総合将来計画は、学部独自のみでは計画自体の策定が困難であり、法人を含めた大学全体の中での将来計画とそれに見合った財政計画の策定が必要である。学部の年度計画は、2~5年後の将来計画を中・長期計画と位置付け、政策経費として継続が承認されている計画であっても年度毎に見直しを行っている。

政治経済学部では、実習費および教育振興費は「学部アイデンティティの再確認と学部独自の教育活動の充実・振興」と掲げられた学部の中長期計画実現の財政基盤と位置付けている。

【問題点】

学科改編・設置等の中・長期計画では、十分な時間をかけて教育内容・人事計画を検討しているが、 計画実現に向けての財政的な保証は厳しい。

【問題点に対する改善方策】

予め年度の帰属収入に占める各経費配分割合を,人件費は50%以下,教育研究経費は35%以上という目標を設定したうえで,諸条件の変化を勘案した新たな中期総合計画の策定に取り組む。

(3)教育研究の遂行と財源確保

【現状】

教育研究に関する予算を審議するため、経常的経費および政策的経費の区分けと査定方法を検討し、シーリング等を用いて経常的経費を抑制している。これは「スクラップ&ビルド」の徹底化のため新規事業を予算要求する場合、既存事業の廃止、縮減する「予算見合い原則」の適用や重点化予算についての成果目標をできるだけ設定する等、限られた予算内で政策効果を高める歳出効率化につながる仕組みである。シーリング等を用いて生み出された剰余予算を政策経費や長期的重点政策として予算措置がで

きる仕組みを継続して実施している。

学部では教育研究計画の遂行にあたって、予算配分された範囲内で責任を持って実行している。財源確保は法人の責任で行い、学部では志願者数の増および入学定員を満たすなど経営面に寄与する努力をしている。学部は、毎年度の入学者選抜試験において、理事会からの要請である予算定員の確保にも重点をおいて合格者数を考慮しているが、それに見合った十分な教育研究が遂行できるような予算配分の仕組みが整備されていない面もあった。しかし、予算要求の仕組みが「経常経費」と「政策経費」に区分して行われるようになったことや、さらに政策的計画の優先順位を明示することによって予算配分の適切性が高められるようになった。

【問題点】

今後は、入試改革や魅力あるカリキュラム改革により増加した志願者や受け入れた学生数に比例して 十分な教育研究が可能となる予算を配分する仕組みを整備し、各学部を競争的環境におくようにすることも必要であるとの指摘もなされている。

【問題点に対する改善方策】

今後も前述した体制を維持していく。また、特定個人研究費、研究所研究費のうち個人研究にかかる研究費から共同研究費・大型研究費等の配分に視点を移すなど、文部科学省科学研究費獲得者へ加算研究費として位置づけることの実現を図る。

2. 外部資金等

・文部科学省科学研究費、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ 状況

(1) 文部科学省科学研究費,受託研究費,寄付金等【現状】

① 外部資金等の受け入れ状況

文部科学省科学研究費をはじめとした外部資金の申請は、社会科学研究所・人文科学研究所・科学技術研究所の三研究所や、教育振興部知的資産センター他を通じて行い、研究費の受け入れ・管理は 事務局である研究所事務室と、知的資産センター事務室が行っている。

科学研究費の採択状況は十分とはいえず,申請件数の増加が求められており,各学部では受け入れを増やすために教授会・役職者会議等あらゆる機会をとおして申請を奨励している。なお,科学研究費等の受け入れ状況は次のようになっている。

(1) 文部科学省科学研究費	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
申請数	216	228	217	243
採択数(採択率%)	90 (41. 7)	107 (46. 7)	103 (47. 5)	102 (41. 9)
交付額(間接経費を含む,千円)	186, 730	199, 950	190, 250	230, 330
(2)受託研究費(千円)	300, 900	344, 970	304, 931	438, 144

また、各学部が中心となる文部科学省の学術研究高度化推進事業には、2007年度には継続を含めて14件の大型研究プロジェクトが採択されており、大学教育改革支援プログラムには2007年度までに4件の取組プログラムが選定されるなど外部資金の導入が図られている。

② 寄付金の受け入れ状況

1) 教育振興協力資金

教育振興協力資金は、教育研究経費および施設拡充費資金の募集を目的に、広く校友・父母等の個人および団体並びに法人に呼びかけて毎年度募集している。この寄付金は、以前から募集をしていたが、2004年10月に寄付受け入れを終了した創立120周年記念事業募金以降は、継続して大学への支援の意思を示された方々の受け皿としての性格を持つようになった。

この寄付金については校友会・父母会の賛同も得られ、年々個人および団体からの実績が上がってきている。また、法人からの寄付も日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金制度が利用し易くなり、寄付金の全額が損金算入できることになったこともあり上向いてきている。2006年度寄付実績は、前年度に比べ約5千万円増の3億5千万円であった。

教育振興協力資金では, 校友会が独自の募集活動を広く展開してきたが, 新たな寄付者の掘り起こ

しは容易ではなく、目標額7億円には届かなかった。

2) その他の各種寄付金について

寄付講座寄付金や体育会各部への支援のための寄付が新たに申し込まれ、少しずつではあるが寄付申込が増加している。また、税法上の優遇措置も拡大傾向にあるため、受入れやすい状況をつくっている。

3) 遺贈または相続による寄付金受入れ状況について

卒業生等の個人が所有している財産を遺贈または相続による寄付として受入れる制度を 2000 年度から実施している。現在、校友と母校との絆を深め連携を強化し、また、校友同士の親睦を深めることを目的としたホームカミングデーにおいて、提携信託銀行等と校友が多く集まるため、パンフレットに記事を記載したうえで、相談コーナーを設置する等 PR を図っている。寄付状況は、遺贈による寄付申込が数件あり、このほか遺贈・相続に関する問い合わせも入りつつある。金額的にもまとまったものになる場合が多いが、すぐに効果があがるものではなく、継続した PR によるものであるので、引き続き PR 活動を広く展開する。

【今後の改善方策】

今後もこの外部資金獲得に向けての体制を維持していく。

教育振興協力資金の校友会の団体を通じての募金活動は、校友会が各支部を通じて独自の募集活動を展開し、47万人の校友へ働きかけているにも係わらず思うように寄付に繋がらなかった。寄付は継続したPR活動および働きかけが必要なので、今後も活動を活発化し、寄付の増額に繋げる。また、広報活動を通じて、「教育振興協力資金」への協力を広く呼びかけていく。父母については、4月1日からの寄付金募集となった2003年度以降、新入生からの寄付金が減少傾向にあるが、他大学の状況等を調査し、寄付の増額に繋がるような募集活動を行っていく。更に、寄付依頼金額も大きいことから振込み方法の多様化を進める。

各種寄付金の詳細や,税制上の優遇措置が得られることを含めて,ホームページ・教職員,父母,校 友等を配布対象とする広報誌の明大広報等を通じて伝えていく。

遺贈または相続による寄付金受入れについては、提携銀行等とも連携しながら、引き続き、この制度のPR活動を継続的かつ着実に推進する。今後はさらに提携信託銀行等で開催されるセミナー等の紹介も含め展開していく。今後とも本学のホームページをはじめとし、明治大学広報、雑誌明治等に定期的にPRを掲載していく。また、校友会・父母会および各OB・OG団体の総会および懇談会開催時等の機会を活用してPRを行っていく。

3. 予算編成

・予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化 【現状】

当初予算については理事会・評議員会で承認されたものであり、その執行は理事会が任を負っている。また、予算追加の新規案件又は当初予算の増額案件については、起案又は予算追加申請書の手続きが必要となり、追加にかかる担当常勤理事の業務基準・決裁権限に基づいて円滑に実施されており、各々の役割の明確化が図られている。2005年度より事業計画策定にあたり計画の優先順位を明示し、また、予算編成において順位付けをした重点配分を行い、予算の承認過程が高められた。

執行機関である学部の予算編成は、教育・研究に関わる中・長期計画および単年度計画書を学長に提出するとともに、重点的な計画(政策的計画)を学長ヒアリングにおいて説明し、これを基づいて作成した学長の教育研究に関する年度計画書を理事長に提出し、その後、理事会の予算編成方針に基づいて作成・提出された各学部の予定経費要求書を理事会が審議し、評議員会の議を経て予算案が決定することから、予算編成過程における執行機関である学部と審議機関である理事会・評議員会との役割は明確である。

【今後の改善方策】

今後も前述した体制を維持していく。

4. 予算の配分と執行

・予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性 【現状】

予算配分は、学長方針に基づいて各学部等機関から提出された長期・中期計画書および単年度計画概算説明書が、学長ヒアリングを経て、理事長へ提出される学長の『教育・研究に関する年度計画書』に反映されている。また、各担当常勤理事も所管部署の要求を踏まえてそれぞれの年度計画書を理事長に提出している。これらを考慮して理事会の予算編成方針が決まる。その後、各部署から提出された予定経費要求書に基づき作成された予算案を理事会および評議員会が審議し、決定している。

予算執行は、理事会がその任を負っているが、調達努力と経済合理性に基づく適宜な見直しで順次遂行されている。また、2005年3月の評議員会において、予算と成果、実績の対比を数値化し検証できるシステムを導入すること、半期又は年度末においては上記の検証結果を報告する場を評議員会で必ず設けることが義務付けられ、さらに各分野・各項目の明確性、透明性、適切性が高められた。

学部に配分された予算は、予算科目内訳説明書により項目ごとに配分され、これに基づき執行されている。執行状況は、公認会計士による法定監査において確認され、教授会員の求めに応じていつでも開示される。教育振興費における各計画は、学部執行部においてその効果を検証し、次年度の計画立案に反映させている。予算配分と執行については、学部の実験実習費では各学科の責任者、その他施設および各種委員会等の予算は各委員会等で審議を行い、教授会で審議されており明確性、透明性、適切性が確保されている。

【今後の改善方策】

予算編成方針の早期策定により予算配分の適切化が図られる。今後も前述した体制を維持していく。

・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

【現状】

『教育・研究年度計画書』に、継続の場合はその効果を分析・検証する記載を求め、予算ヒアリングの際等にその検証の確認を適宜行っている。

2007年度予算は、2006年度と同様に経常的経費と政策的経費に区分し、政策的経費要求については政策内容、実施概要、見込まれる効果および達成内容、達成後の経費措置についても記述を求めて予算措置がなされている。また、前述したように検証結果を評議員会で報告するために、予算実効性を部署横断的に検討・評価する検証システムの構築と執行に伴う効果を分析・検証する仕組みを構築し、実施している。さらに、本学総合情報システム協議会では、毎年情報システムの利・活用促進担当部門と開発運用担当部門に対してのシステム監査を実施し、そのシステム監査報告書を提出している。

学部は、予定経費要求書作成時に前年度の執行状況を十分勘案して次年度の予算組み立てを行っている。特に文学部では特別措置について報告書の提出を求めている。また、役職者会は予算案を作成する際には必ず前年度の予算執行全体の効果を分析・検証・反省の過程を経ての厳格に運営されている。農学部では、前年度の予算執行に伴う効果についての分析・検証は、毎年の予算編成の際に行われ、適切な修正が行われている。経営学部では、実績は年度ごとに各委員会と学部執行部で検証し、その評価を次年度の予算編成に活かしている。情報コミュニケーション学部では、政策予算について予算実行を検証するシステムが活用されている。

【今後の改善方策】

今後も前述した体制を維持し、予算執行の効果を分析・検証にも加えていく。

政策経費については、決められた予算内で効果を上げることが要求されることも考慮して、今後は予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入が必要である。しかし、出版物等は投資効果が目に見えるので検証しやすいが、TA・RAの導入、学習支援室、就職講座の開催などは長期的な視野での検証が必要となるため、この面での効果測定方法について検討を行う。

5. 財務監査

【現状】

財務に関するアカウンタビリティ(説明責任)の現行システムは、次のとおりである。

予算編成過程は、各部署から中・長期計画及び単年度計画(翌年1年間の計画)が提出され、理事会は、これを基に予算編成方針を作成するとともに、具体的な各部署の予算案を作成する。理事会原案を

もって評議員会に諮り、評議員会では予算委員会を設置し、予算案の詳細を検討、予算委員会で承認された理事会案を評議員会に諮り、議決成立する。また、この際、理事長は事業計画書を作成し、評議員会の意見を聞くことになっている。

決算においては、毎会計年度終了後2か月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、監事の意見(通常「監査報告書」による。)を付して評議員会に報告し、承認を得ることになっている。

このように、予算及び決算は寄附行為に基づき、適正に審議、承認されている。さらに、私立学校振興助成法第14条により、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成し、文部科学省に届け出ている。

また、審議、承認された予算及び決算についての対外的アカウンタビリティの履行状況としては、『明治大学校報』に掲載するとともに、教職員、父母、校友等を配布対象とする広報紙『明治大学広報』及び主に学生を対象とする『M-style』によって広く知らしめている。さらに、本学ホームページでは、トップページから本学の財政状況へと直にアクセスすることが可能である。財政状況では、予算関連情報、決算関連情報を公表している。決算関連情報では、2003年度決算から資金収支計算書・消費収支計算書・貸借対照表の財務3表の他に、独立監査人の監査報告書、監事による監査報告書及び財産目録を公表している。2004年度からはこの他に、上半期決算に伴う財務3表の公表を行っている。

なお,文部科学省へは,毎年定例的に役員,評議員の構成や業務内容及び財務運営状況等を含む「学校法人実態調査表」を提出しており,総体としてアカウンタビリティ機能を果たしているといえる。

【今後の改善方策】

現行のシステムは、現状では十分アカウンタビリティを果たしていると考えるが、今後の社会の動向において必要に応じて改善を図っていく。

・監査システムの運用の適切性

【現状】

本学の監査システムには監事監査,会計士監査及び内部監査がある。監事監査は、学校法人の業務及び財産の状況の監査であり、業務監査と会計監査を含むものである。監事の業務監査は、理事会に出席して、理事会の審議状況の適正状況を確認するとともに、毎年度特別監査事項を定めて該当部署の実状聴取及び調査(実地調査も含む。)することを通例としている。

会計士監査は、公認会計士による法定監査であり、期中・期末に各部署の帳票点検及び各施設の実地調査により、会計処理の不適正個所を指摘している。また、内部監査は、理事長の下に設けた監査室が各部署の具体的な業務遂行状況を聴取し、業務の適正化及び効率化を図るために業務改善を促すものである。このように、三者は別々の機能を担っているが、近年この三者は協力して監査目的を達成することが望ましいとされるようになった。実際の運用においても、監事の財産状況の監査機能については、毎年度法定監査事業が経に、公認会計士の会計監査に依拠し

度法定監査実施後に、公認会計士からの監査結果の報告を受け、監事は公認会計士の会計監査に依拠し、 監査報告を行っている。そのうち、業務改善を必要とする事項については、監査室が監事の意向を踏まえ て各部署に改善を求めている。なお、内部監査を実施するために設置された監査室に、2003 年度から監 事の業務遂行補助及び公認会計士による法定監査に伴う業務遂行補助の業務が分掌されたことは、監査 の三者協力のために、監査室に相互の調整機能を果たす役割を持たせたものである。

また,これらの監査のほかに情報システム監査が重要視される時代となっているが,専門性を考慮して内部監査の対象とはせず,情報システム監査担当者によって実施している。

【今後の改善方策】

- 三者の協力は必要なことであるが,あくまでその役割の独自性を認識する中で,相互協力をしていく ことが肝要であり,今後も連携を深め,適正な監査業務の遂行に努める。

現行の運営では、監事は理事者の業務監査及び法人全般の業務を行いながら、財務については公認会計士の会計監査に依拠し、公認会計士は会計監査実施により業務改善が必要な事項について監査室に改善事項を指摘する。監査室は監事の監査を補助しながら監事の意向も踏まえて内部監査の方向付けを行うという、各自が独自の監査をしながら他の監査に影響を与えることで大学運営における監査の目的達成を目指していく。

6. 私立大学財政の財務比率

・消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性 【現状】

比率は 2006 (平成 18) 年度を表示,同規模他私大平均値は日本私立学校振興・共済事業団 2005 [平成 17] 年度版「今日の私学財政」を引用している。

(1) 消費収支計算書関係比率

① 学生生徒等納付金比率

2003 年度の 77.7%から 2005 年度は 74.1%, 更に 2006 年度は 62.5%になった。2006 年度の急減は, 硬式野球部の調布グラウンド売却による一時的なものである。本学の学生生徒等納付金以外の多様な財源確保に引き続き取り組んで行かなくてはならない。

② 基本金組入率

2003 年度の 13.9%から 2006 年度は 22.4%に急増した。これも、硬式野球部府中グラウンド購入 および同部建設関連を組入れたためである。

③ 人件費比率

2003 年度から 53.0%, 54.8%, 56.7%と漸増傾向にあったのは, 2004 年度からの情報コミュニケーション学部, 法科大学院, グローバル・ビジネス研究科, ガバナンス研究科, 2005 年度からの会計専門職研究科, 文学研究科臨床人間学専攻の開設に伴う教員増が大きく起因していた。2006 年度は 45.8%と減少したが, 2008 年度から国際日本学部の開設に伴う教員増で増加が見込まれる。

④ 人件費依存率

学生生徒等納付金が減少傾向にあるところに、上記新学部・新研究科設置に伴う教員人件費の増のため、2002年度から増加傾向であったが、2006年度は73.3%と減少した。

⑤ 教育研究経費比率

2003 年度から 29.6%, 32.1%, 33.0%と漸増傾向にあったが, 2006 年度は 26.4%に減少した。 これから教育研究経費に対する予算の経常経費部分を見直し, 新規の政策経費に配慮していかなく てはならない。

⑥ 減価償却比率

比率としては、ほぼ横ばいである。今後、施設および研究設備の老朽化への対応など償却資産の 増加に伴い消費支出に占める割合が大きくなる可能性がある。

⑦ 消費支出比率

帰属収入が、2001 年度の 455 億円から、2006 年度 554 億円と増加したが、消費支出は 2003 年度の 380 億円規模から 2004 年度以降 408 億円、420 億円、423 億円と漸増傾向にある。このため、2003 年度から 86.9%、91.1%、94.2%と比率は厳しい状況であったが、2006 年度は 76.5%と減少した。これは、2006 年度硬式野球部移転計画に伴う固定資産売却収入が起因しているため、一時的な比率である。

⑧ 消費収支比率

ここ数年比率は100%台であったが、2006年度は98.5%と微減した。

(2) 貸借対照表関係比率

固定比率

99.4%は全国平均(医療法人除)値に近づいている。

② 固定長期適合率

ここ数年の比率は86%~88%で同規模私大平均値よりやや良好である。

③ 流動比率

流動比率は支払能力の判断基準とされるが、数年来 240%前後を維持し、2006 年度は 280.9%と 増加となり、財政的にはまったく問題はない。

④ 総負債比率

2003 年度から 20.8%, 20.8%, 21.4%と横ばいだが, 2006 年度は 19.1%と減少した。同規模私 大平均値に比較してまだ厳しい状況にある。

⑤ 負債比率

上記の総負債比率と同様に,2003 年度から26%~27%と横ばいで,2006 年度は23.6%と減少したが,同規模私大平均値に比較してなお厳しい状況にある。

⑥ 基本金比率

ここ数年の比率は99%台を維持している。

⑦ 退職給与引当率

ここ数年の比率はほぼ100%を維持している。

⑧ 消費収支差額比率

ここ数年の比率はほぼマイナス 4%を維持していたが、2006 年度はマイナス 3.8%と微少となった。

【今後の改善方策】

人件費比率および人件費依存率が年々漸増傾向にあるが、新学部・新研究科設置に伴う教員人件費の増のため、やむをえない。しかし、職員人件費は、業務の効率化を推進し、教育・研究体制を強化するための事務機構改革の推進により 2005 年度以降、職員人件費の節減が図られている。

教育研究経費比率は漸増傾向にあったが、2006 年度は減少してしまった。今後は教育研究環境の整備充実のために重点的な予算配分を行い、経常費補助金の増額を図るため、経常費補助金における学生生徒等納付金収入に対する教育研究経費支出および教育研究用機器備品支出、図書支出の設備関係支出の合計の割合を35%以上とする目標に向け、計画的に取り組んでいく。

その他,学生生徒等納付金以外の多様な財源確保に取り組むため,2005年度から文部科学省科学研究費,指定寄付金,一般寄付金,受託研究費等の外部資金の受け入れ窓口を一本化する教学側の体制整備として研究・知財戦略機構を設置し,今後の教育・研究支援の強化策に取り組んでいる。

(1)消費収支計算書関係比率(2006年度決算)

名 称	公 式	評価	明治大学	同規模他私大平均值	改善方針
①学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 帰 属 収 入	どちらともいえない	62.5%	62.9%	70%以下
②基本金組入率	基本金組入額帰属収入	高い値が良い	22.4%	14.1%	20%以上
③人件費比率	人 件 費 帰 属 収 入	低い値が良い	45.8%	48.7%	50%以下
④人件費依存率	人 件 費 学生生徒等納付金	低い値が良い	73.3%	77.4%	60%以下
⑤教育研究経費比率	教 育 研 究 経 費 帰 属 収 入	高い値が良い	26.4%	33.6%	35%以上
⑥減価償却費比率	減 価 償 却 費 消 費 支 出	どちらともいえない	8.3%	10.3%	適宜検討
⑦消費支出比率	消費 支出 帰 属 収 入	低い値が良い	76.5%	89.4%	80%以下
⑧消費収支比率	消費 支出 消費 収入	低い値が良い	98.5%	104.1%	95%以下

(2)貸借対照表関係比率(2006年度決算)

名 称	公 式	評価	明治大学	同規模他私大平均值	改善方針
①固 定 比 率	固定資産	低い値が良い	99.4	101.3	100%以下
	自己資金	[6]《·[6]》·及《·			
②固定長期適合率	固定資産	低い値が良い	86.4	91.9	85%以下
	自己資金+固定負債	阿4、順小、万4、			
③流 動 比 率	流動資産	高い値が良い	280.9	221.3	維持
	流動負債				
④総 負 債 比 率	総負債	低い値が良い	19.1	15.0	20%以下
	総 資 産				
⑤負 債 比 率	総負債	低い値が良い	23.6	17.6	25%以下
	自己資金				
⑥基本金比率	基本金	高い値が良い	99.9	96.6	100%
	基本金要組入額	1.4. 11			
⑦退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金	高い値が良い	100.0	75.4	維持
	退職給与引当金	1.4. 112.0			772.1
⑧消費収支差額構成比率	消費収支差額	高い値が良い	△3.8	△8.2	黒字化
	総 資 金				

第13章 事務組織

【目的】

大学は法人及び設置する学校の諸業務を適正かつ効率的に処理するため、適切な事務組織を設置することが必要である。特に設置する学校における適切な教育・研究活動支援及び学生へのサービス支援を提供する事務組織の設置は不可欠のものである。

本学の事務組織は、事務組織図(2006年9月1日現在)のとおり、法人理事会のもとに総合大学として法人事務組織を含めた大学全体での事務組織体制となっている。したがって、学部・研究科等の教学組織は、それぞれの組織に対応した形で事務組織を設置している。これらの事務組織には、大学経営及び教育・研究の目的・目標に深い理解を有した職員が、各組織と適切な連携協力関係を保持しながら恒常的な見直し、改善を実施している。

現在は、業務の効率化を推進し、教育・研究の支援体制を強化するため、本学の現行事務機構及び職員諸制度の抜本的な見直しを目的に、事務機構改革推進本部を設置して、2007年度を目途に新たな事務機構の実施に向け推進中である。具体的な目標は、①サービスの向上、②柔軟な事務機構の構築、③事務コストの低減化、④業務革新の達成、⑤職員の意識改革と人材育成である。

これらの課題を解決するために、法人及び法人が設置する学校の事務機構及び職員諸制度の抜本的な 改革を推進することを目的として、2006年2月、理事会の下に事務機構改革推進本部を設置した。また、 本部業務を担う事務組織として「事務機構改革推進室」を設置し、2007年度を目途に事務機構の抜本的 な改革を目指している。

(事務組織と教学組織との関係)

- 事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

【現状(評価)】

事務組織は、2005 年度に専門職大学院事務室を新設する等、各教学組織に対応した形で編制・設置してきた。これら教学組織に設置されている事務組織は、事務分掌規程及び教授会規程に基づいて相対的独自性を確保し、同時に有機的な連携協力を保持している。事務職員は、教授会や学部及び研究科内に設置される教育研究に関わる全ての各種委員会や会議体に事務局として運営をサポートすると同時に、実質的な学部・研究科の教育研究政策の合意形成に連携して協力し、また、資料作成等の業務を担っている。入試業務等に関しても、教員と良好な連携を保ちながら各学部及び研究科の業務を運営している。このように本学の事務組織は、組織運営のための規定が整備され、制度的に確立していると同時に、教学組織との連携協力は密接に行われているといえる。

一方,少子化に伴う入試改善,社会の高度化・先端化に伴う研究支援,高度専門職業人養成等,近年,様々な大学改革を推進してきた。これらに対応するため,機能や目的に応じた事務組織の集約・統合が求められるようになり,教学組織との連携における事務機構改革が課題となった。このため,教育・研究支援体制をさらに確立するため,2007年度を目途に,学生,父母,校友等の利用者に配慮し,教育・研究活動の新展開に対応する新たな次世代型事務機構(事務サービス)の整備に取り組むこととなった。

【問題点】

日常的な業務量の増大や事務職員の削減に伴い、専門性が求められる新たな教学改革に対してのサポート体制が不十分となりつつある。教学改革の連続性と迅速性が要求されており、学部・研究科等の改革を実行するには、各種委員会や会議体が多くならざるを得ないが、事務職員の削減により、教員のみで庶務的なことから全てを切り盛りしなければならない現状もある。学部・研究科等は、新たな教育諸政策を継続して展開しているが、教育研究支援体制が旧来の事務体制になっていることもあり、事務職員のオーバーワークは深刻な状況にある。

【改善方策】

各学部及び研究科に関わる教学改革を推進し、教育・研究を活性化する上では、教学組織と事務組織は良きパートナーシップの確立が必要である。近年の社会情勢及び高等教育行政の変化に伴う対応は大学のみならず、各学部及び研究科にあっても同様であり、学部及び研究科運営の複雑化、専門的業務の増加などに伴い、事務組織の果たす役割は一層重要になっている。

事務機構改革については、2006年度、理事長を本部長とする「事務機構改革推進本部」の下で基本方針に基づく新事務機構にかかる実施計画の策定を行い、抜本的改革のための現行業務の分析及び改善案

の検討を推進した。今後、学部・研究科等の業務が年々増大する一方、事務職員の削減という状況のなかで、逆に増員が必要である部署も少なくないという指摘もあることから計画的な要員配置が求められる。また、単に事務局としての立場ではなく、様々な事項に対処できる専門的な知識を身に付け、教員と一体となり各学部及び研究科運営に携わっていく。

・大学運営における、事務組織と教学組識の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性 【現状(評価)】

本学の事務組織は、理事長を上位者とし、各担当理事から部・課長等を指揮系統とする法人組織と位置付けられている。この意味で、事務組織は教学組織に対し、相対的に独自性・独立性を保っている。一方、本学ではこれら事務組織のうち、教学事項を取り扱う事務組織にあっては学長を長とする教学組織の役職者からも指揮命令を受けることとなっており、有機的一体性を確保している。これら指揮系統は学内規定により明確な形で示されており、事務組織の相対的独自性と有機的一体性を適切に保つよう整備されている。

学部・研究科等の教授会を中心とする教学組織は、それぞれの教育理念・目標・方針を審議・決定し、 学部・研究科等の教育研究を直接的に実行している。この教学組織に対応する事務組織は、教授会や各 種委員会や会議体に参加して、情報の共有化を図りつつ、その実行段階でのサポートを主として、教員 と協働して業務を執行している。役割分担、守備範囲が分かれている教職が一体となって大学運営に当 たるため、事務組織は執行部会や教授会他の会議体に必ず参加している。事務組織は教授会決定を速や かにかつ円滑に遂行する責任をもつ。それぞれの組織は日常的に情報の共有化を図りながらお互いの立 場を尊重し協働していくことを、常に意識して対応している。

【問題点】

各学部及び研究科の運営は、基本的には教学組織と事務組織が一体となって行われているが、最終決定権は教学組織にあり、指示された仕事をやれば良いという考え方に流されてしまう面もある。

【改善方策】

事務機構改革が予定されているが、現状のとおり、学生へのサービスの向上及び教育研究の支援の強化を図り、適切な運営を行っていく。また、教育・研究に関わる専門業務の高度化に対応するため、専門的素養のある人材の選抜・育成が必要である。組織面・機能面において、主に教員が学部・研究科等の意思決定・行政管理に関わるというこれまでのあり方を再考すべき時にきている。教育・研究を本務とする教員が、本務に専念できるよう、事務職員が学部・研究科等の行政管理を主に担当するような組織・機能を構築する必要がある。

(事務組織の役割)

・教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

【現状 (評価)】

本学では、教学に関わる企画・立案機能を有する事務組織として、学長の下に「学長室事務室」を設置し、教員である学長室専門員と連携協力してスタッフ機能を果たしている。また、補佐・調整機能を有する事務組織として、学長のライン職である一部・二部教務部長の下に「教務事務部」を設置し、駿河台・和泉・生田の各地区に「教務課」、入試業務を担当する「入試事務室」、教職等資格課程を担当する「資格課程事務室」、父母会との連携を図る「父母会事務室」を設置している。このように教学組織のための独立した組織として、その機能を果たしている。

また、学部・研究科には、「学部事務室」及び「大学院事務室」「専門職大学院事務室」を設置し、後者は各研究科毎に担当事務職員を配置している。それぞれの担当事務職員は、学部・研究科の執行部会や各種委員会及び会議体に事務局として参加し、執行部や委員長と連携協力し、会議資料の作成や企画立案のサポートをしている。学部・研究科は、2年毎に執行部の交代が行われるため、事務職員の専門性は貴重であり、会議体を支える重要な職務を担っている。政策・企画・立案機能は、教員主体の会議体に負う部分が多く、特に教育に関する分野については教授会自治の認識が教員、職員双方に根づいている。入試・学習支援等について、事務組織からの企画・立案が増える傾向にあり、事務職員の意識・意欲は年々向上している。

また、教学組織に学長室専門員が設置されているように、事務組織にも政策提言組織が必要であることも指摘されている。研修等を活用して、専門性を兼ね備えた企画・立案能力のある職員の育成が急務である。決定事項を実行することが中心の職員の役割から脱皮する意識改革・能力開発が求められる。

【改善方策】

教学改革が多様かつ速度を要求される現在にあって、現行の「学長室事務室」の企画・立案機能については、より高度化、専門化を目指す必要がある。教務事務の補佐機能を担う「教務課」をはじめとした関連部署との機能分化、業務連携を視野に入れ、事務機構改革に反映していく。

・学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性 【現状(評価)】

予算編成及び折衝については、財務部を中心として、それぞれの予算主管部署がその役割を適切に担っている。教学組織にかかる予算編成については、予算管理要領に基づき、学部・研究科等は教育研究に関する年度計画書を策定しているが、そのための係数整理は事務局がまとめ、その際必要な事務的視点を加えて基本資料を作成する。予算編成の基礎となる教育研究計画は、学部・研究科等が役職者会等において十分検討して予算案としてまとめあげ、緊急度、重要度等を勘案して優先順位をつけているが、必要に応じて事務組織が助言を行っている。また、学長ヒアリングにおける学部・研究科等の教育方法等の具体的説明の中で、事務職員が例えば施設改修、機器備品などについて対応するなど、その役割を果たしている。

学長ヒアリングとは別の予算管理部門からの具体的なヒアリングには、事務組織が全面的に対応している。事務組織は、係数整理を行うのみならず、それらの論議について積極的に助言を行い、予算要求書としてまとめあげている。2005年度の予算編成から「政策経費」の方式が導入された。これまでも学部・研究科等は、中・長期計画及び単年度計画の具現化に向けた予算編成を行ってきたが、今後は、教育研究計画の内容自体もさることながら、その効果がどのくらい期待できるか否かに重きが置かれることになり、従来以上に予算編成における事務折衝が重要となる。

【問題点】

予算折衝は、学部・研究科のスタッフ(事務局同席)が行っているが、事務組織としては、将来の財政状況の予測、財政基盤の確立などへの積極的なアプローチが十分なされているとはいえない面がある。 学部・研究科等の独自性を発揮する教育研究体制の発展を目指す教員組織と法人側から予算削減を求められる事務組織とでは温度差がある。

【改善方策】

今後とも適切に役割を果たしていく。

・学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

【現状(評価)】

学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割は、事務組織規程等の校規に基づき、上位者の指示を仰ぎながら意思決定を円滑に行えるよう、部及び事務室・課の2段階で構成され、情報収集・分析・提供及び建議等を行っており、機能している。また、事務組織間の業務連携・情報共有を円滑に行うため、「事務部長会」が組織され、重要事項の協議及び連絡調整が行われている。さらに、各事務部では事務について連絡・報告及び調整を目的とする「事務部・課長連絡会」(ただし、教務事務部は組織上、部に属しない学部等事務室を含む。)を設置し、事務組織内の情報共有を促進している。これに加え、課題ごとに横断的なタスク・フォース型組織を編成し、齟齬無く意思決定・伝達を行う体制を整備している。また、本学では業務関連情報をタイムリーに業務組織間及び個人間で共有する「MICS(業務情報共有システム)」を整備し、適切な活動を行っている。

学部・研究科等の事務組織では、学部長会や教務部委員会を始めとした学内各種審議依頼事項や伝達 事項を整理して、執行部会議、教授会に諮り、その審議経過や決定結果を速やかに文書にして当該部署 に報告している。その他必要事項は、起案や回答を行っている。日常的に学部・研究科等の決定に関す る情報収集や資料作成に関わり、特に役職者会議において学内の意思決定・伝達システムとしての機能 を十分に果たしている。

【問題点】

学部・研究科等の事務組織では、意思決定そのものの中では、構成員としての役割はほとんどない。 学部長会や教務部委員会等教学の会議体に学部事務長は出席していない。教務部委員会には3地区の教 務課長のみ出席させている現状は、間接的な指示・依頼が多く、非能率的である。

【改善方策】

事務組織間及び事務組織内での意思決定・伝達システムはよく機能しているが、教員組織及び教員個人と事務組織間の意思決定・伝達システムは課題となっており、教職員を包含する意思決定・伝達システムの構築が求められる。この課題解決に向けた取り組みは関連機関で始まっており、学生を含む全キャンパスでの各意思決定レベル及び伝達対象に応じた意思決定・伝達システムの整備を図る。

また、学部・研究科等の事務組織では、教学組織運営の意思決定に大きく関わっていく必要がある。そのためには、「行政管理担当職員」と位置付けられるための能力向上を図らねばならない。今まで以上に職員の意識改革とレベルアップは重要課題となっている。学部長会や教務部委員会等教学の会議体に学部事務長は委員又はオブザーバーとして出席するべきであろう。学長のスタッフ機能として学長室専門会議が設置されているが、教学組織として行政機能をもつ教務部委員会の企画・立案の作業とが不透明であり、分かりやすく両者の対象区分を切り分けるべきである。

・国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況 【現状】

国際交流、入試、就職、学生相談といった専門業務については、それぞれ専門性の高い事務組織を設置し、「国際交流センター事務室」「入試事務室」「就職事務部」「学生相談室」等が担当しているが、学部・研究科等の領域では、それぞれの事務組織が主体となって対応している。

このうち、入試に関わる各種特別入試業務については、あらゆるプロセスにおいて、教員と事務職員が緊密に連携して遂行している。学部事務室では、入試事務室とは頻繁に情報交換を行い、常に他大学及び受験生の動向を掴むようにしている。入試業務はますます増大化しつつあり、窓口業務などの通常業務に入試業務が加わり、処理しきれないほどの業務量になっている。入試業務のより安定的な実施体制を確立するため事務組織のあり方の検討が必要である。また、就職についても学部独自の就職支援講座などを開催しているが、その運営に際しては、就職事務部の協力も得ながら学部事務室が重要な役割を果たしている。これら専門性の高い業務については、OJT及び外部研修等による学内人材養成を行い、主導的に業務を遂行している。また、本学では司書、学芸員、SE、知財担当者など専門性の程度に応じた人材育成や中途採用等による雇用を行っており、要求される機能を果たしている。

【改善方策】

専門業務の人材は、明確に人事・処遇面で専門職として位置付けられておらず、キャリア形成・スキル維持が困難な環境にある。今後は、求められる業務内容により専門性の程度に応じた人材育成・配置と評価システムを整備し、これら業務が適切に行えるよう措置することが課題である。

大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

【現状(評価)】

本学では、大学運営を経営面から支える事務局として、法人に企画部、総務部、財務部、管財部等の部署を設置し、大学の管理・運営及び設置・活動経費の負担(調達)を円滑に執行し、大学が行う教育・研究活動を支援している。

学部事務室では、経営面を考慮して入学者数を予算定員に近づけるよう合格者数を決定する努力をする。また、各授業の人数を常時把握し、そのデータをカリキュラム作成・運用にあたって教員に対し適宜提供することによって、学部教育経営のメリハリある効率化に寄与している。予算執行については、効率的運用を心がけるとともに無駄を省くなどの工夫をしている。

【改善方策】

学校教育法にいう設置者が設置学校の管理及び経費の負担を行うことは不変であるが,大学の総合力が問われる現在,法人及び教学ともに教育・研究コスト,管理コストを精査し,コスト意識の徹底と学内外の資源の効果的配分(組織再編を含む。),有効活用を通した教育サービスの質の向上を図るため,事務局機能を強化する事務機構改革を推進中である。

(事務組織の機能強化のための取り組み)

事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

【現状(評価)】

職員研修基本計画に基づいた階層別研修、目的別研修等を法人が主催して、専門性の向上と業務の効

率化を図るとともに、各職場の課題と解決、業務改革推進等をテーマとする職場研修を実施し、大学における行政管理能力や運営能力を養成している。これらの研修を通じ、また職場会議等をとおして、情報の共有化や業務の効率化に取り組んでいる。業務の多様化・高度化・細分化とともに、個々の領域における担当業務の専門性が要求されるようになってきており、自己研修を基本に外部機関が主催する様々な研修会などに第二種研修として積極的に参加して自己啓発を図るように努力している。さらに、他大学経営調査のための出向や日本私立大学連盟、日本私立学校振興・共済事業団、大学基準協会等への派遣等を実施し、業務の専門性の向上を図っている。

【問題点】

現在,事務機構改革推進本部が中心となって,2007年9月からの組織変更を目途とした改編が計画されている。人事諸制度についても総合的な見直しを計画しており、中長期的には複線型人事制度の導入も視野に入れている。そのため、組織構成員にとって必要なコアな能力を伸ばす研修の他に、部署単位・業務担当単位で必要とされる専門性を向上させるための研修の検討も必要である。また、専門性と効率化を図るため、研修成果をどうやって各部署にフィードバックしていくかも今後の重要課題である。

【改善方策】

今後も、法人及び学外団体主催の研修等を活用し、事務組織の構成員である職員の専門性を向上させ、 併せて業務の効率化を図るものとする。また、専門的な業務については、外部委託による業務の効率化 をより一層図る。

・教学上のアドミニストレータ養成への配慮の情況

【現状(評価)】

「職員の大学院在学研修取扱要綱」に基づき、本学のガバナンス研究科に職員を派遣し、また、私立 大学連盟や筑波大学大学研究センター等が主催するアドミニストレータ養成研修に職員を派遣してい る。

【改善方策】

規定に基づき, 今後とも積極的に継続していく。

(事務組織と学校法人理事会との関係)

- 事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

【現状(評価)】

理事会は、法人業務と教学業務を適切に遂行する事務組織を設置し、担当常勤理事を置き、その業務に当たらせている。また、理事会及び常勤理事会には、事務管理職が出席し、意見を述べることができ、適切に運営されている。近年、社会の高度化、専門化対応及び競争的環境下における教育・研究の質の向上に対応するため事務部署の増設を図ってきた。その結果、細分化による事務組織間の連携・協働に時間を要することが多くなり、事務組織と理事会の間で具申・建議、経営意思の伝達に支障を来たす点や業務執行面で即応性、機動性に欠ける現象も散見するようになった。また、中間管理職層が行う理事会への建議機能が十全ではないこと及び中間管理職層段階で行うべき意思決定や決済を理事会にまで求める傾向が見られ、このことが理事会の政策決定に割く時間を侵食している。

学部・研究科等の事務組織と法人理事会との関係においては、法人事務組織に比べて接点を持つ機会は少ない。また、法人理事会の決定事項や方針は、事務部長会において総務担当常勤理事から伝達されるが、情報伝達にタイムラグが生じるため、全般的に法人理事会の経営方針の具体像が教学事務組織に伝達されにくいこともあった。2004年度より学内情報享有サービスであるMICSで理事会審議事項の内容が周知されるようになったことは大きい。

【改善方策】

2007 年度実施予定の新事務機構では、事務組織と理事会間の具申・建議、経営意思の伝達を十全に行うために、事務組織の簡素化、各段階での意思決定機関及び過程の最適化、業務執行を迅速かつ効率的に行う仕組みを講じることとしている。また、事務機構として編制される部・事務室・課等の組織の外に、大学運営における中・長期計画の策定と戦略的展開のための経営スタッフ機能、内部牽制及び業務の監理の観点による内部監査機能が必要不可欠のものとして設置を進めている。

事務組織図(2006年9月1日現在) 課課 画査 -企 画 大学史資料センター 務 課 総 学史資料センター事務室 事厚 課 . 人 与 生 - 広 報 一財 課 務 務 部 - 財 金 課 用 度財 鼣 管施 課課 設 -和泉校舎事務部 和 庶 務 課 -生 田 校 舎 事 務 部 -生 庶 務 田 課 課課 知的資産センター 育 振 興 評 ^ ムス デテテ 報 育 務泉 田 シ 研 シ シ シ ナシスススス 管理ない課課課課課課課課課課 情教 議 情報科学センター -筝 -和 -生 情報システム事務部 会 務教教事程 課課課室室室 課課課課室課 泉田試 務務務 務 和生人資父 務 事 務 格 *母* 事 学学 生厚学学相 生 ·和生学 泉田生 生生談 務 理 体 事 ·就 ·生 職就 課課 就 職 事 務 部 会 一学 長 室 事 務 室 一新学部等設置準備事務室 学 学 長 学 院 事 院 務 室 大 学 院 事 務 室 院 法 大 学 - 法 部 — 法 学 部 務 室 事 商 学 部 — 商 学 部 事 務 室 監 -政 治 経 済 部一 一政 治 経 済 学 部 事 務 室 -心理臨床センター 文 一文 学 部 -部 室 理 エ 部——理 工 学 務 室 学 事 農 学 部一農 務 室 学 営 学 部 部 ——経 本 務 室 - 経 営 情報コミュニケーション学部 —— - 情報コミュニケーション学部事務室 課課課課課 整 理 図 -図 書館事務部 合 サ Ę - 総 和 生 田 図 書 -社 会 科 学 研 究 所 -人 文 科 学 研 究 所 -科 学 技 術 研 究 所 研 究 所 事 務 室 -国際交流センター ·国際交流センター事務室

館

監

査 -事務機構改革推進室

物

一博

短 期 大 学

-明治高等学校--明治中学校-

室

務室

務

事

高 等 学 校 ・ 中 学 校 事 務 室 -付属校移転推進室

博

短

物 館

期 大 学

第14章 自己点検・評価

【目的】

教育・研究水準を維持・向上させるために、組織や活動についての点検・評価を不断に行い、問題点を改善していくことを目的とする。

(自己点検・評価)

・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性 【現状】

本学での自己点検・評価を恒常的に行うための制度は、1991年大学設置基準の改正を受け、いち早く自己点検・評価の実施を学則に明記したことに始まる。その後、教学及び法人を含めた「学校法人明治大学自己点検・評価基本規程」等関連規程を整備し、1997年に大学基準協会の相互評価認定を得た。以来、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において自己点検・評価を実施し、教学自己点検・評価委員会及び法人自己点検・評価委員会がそれぞれの報告書をとりまとめ、総長を委員長とした自己点検・評価基本委員会で審議し、基本委員会見解を付して明治大学自己点検・評価報告書及び学部等自己点検・評価報告書は学内外に公開し、学校法人明治大学自己点検・評価報告書は学内資料とし、改善に資するよう活用してきた。

2003 年度からは、学校教育法、同施行令及び同施行規則に自己点検・評価の実施と結果の公表、及び認証評価機関による認証評価の実施が明記されたことに伴い、認証評価機関に認定された大学基準協会の点検・評価項目に従った自己点検・評価を実施している。また、2006 年 4 月には、従来の自己点検・評価関連規程を廃止し、新たに「明治大学自己点検・評価規程」が施行された。これは、従来の総長を中心とした自己点検・評価体制を、2005 年度からの総長制の廃止及び学校教育法の改正に伴う認証評価機関への認証評価申請の義務化により、本学の自己点検・評価を学則に定めるとおり、学長を中心とした大学全体としての総合的な自己点検・評価体制とするためのものであった。

この規程では、これまで総長のもとに統括されていた自己点検・評価のプロセスを学長のもとで実施するため、学長を委員長とする自己点検・評価全学委員会(以下、全学委員会)が設置されている。本学の自己点検・評価は、全学委員会のもとで審議され、その決定に基づいて自己点検・評価学部等委員会(以下、学部等委員会)が主体的・具体的に実施している。この学部等委員会の自己点検・評価の結果に基づき、全学委員会は総合的な自己点検・評価を実施する。また、全学委員会が実施した総合的な自己点検・評価の結果を評価するため、理事長を委員長とする評価委員会が設置されている。評価委員会は自己点検・評価のプロセスに実効性をもたせるため、全学委員会から提出される自己点検・評価報告書を第三者的視点から評価し、その評価結果を全学委員会に報告することになっている。

2006 年度は、新しい体制での実施に加え、大学基準協会に提出する認証評価報告書の作成と並行して学内での自己点検・評価のプロセスを進めたため、かなりの労力を要したが、2007 年3月には、初めての評価委員会を開催し、評価報告書をまとめて一年間のプロセスをすべて予定通り行った。また 2006 年度は、一年半以上をかけて実施した自己点検・評価の結果をもとに、認証評価機関への認証評価の申請を行った。その作業過程において、従来の報告書と比較して記述内容の充実が図られ、特に実際に行われている教育・研究活動でこれまで記載されていなかった事項がかなり補われた。その他、2005 年度に引き続き、学長室では「教育・研究に関する年度計画書」(以下、年度計画書)の項目に基づいた点検・評価を行い、「2007 年度年度計画書」の作成にあたっては、年度計画書の記述項目を自己点検・評価項目と同様にして自己点検・評価を具体的な改善につなげるようにした。

【問題点】

新たな規程に基づく自己点検・評価体制は、まだ始まったばかりであり、評価委員会での評価の方向性などを含め明確に定まっていない面もあった。一年半以上をかけた認証評価機関への認証評価の申請作業の中で、記述内容の充実が図られたと同時に、様々な問題点が浮き彫りにされた。評価委員会の報告書にも指摘されているが、全学的な視点で自己点検・評価を実施するプロセスについて不十分であるといえる。また大学基準協会が求める視点に従って点検・評価を行ったため、項目が煩雑で、外部からは読みにくい報告書になったともいえる。

実際に改善・改革が行われていても自己点検・評価のプロセスとして意識されておらず、また、この自己点検・評価をもとにして改善・改革が行われていないこともある。このように実際に自己点検・評価のプロセスが、大学の教育研究活動に有機的につながっているとはいえない面もある。

【改善方策】

評価委員会をはじめとして、新たな自己点検・評価体制を定着させ、全体のプロセスがさらに有効に機能するようにする。また、全学的な視点での自己点検・評価を体系的に行う仕組みを検討し、各学部・研究科及び各部署の自己点検・評価活動のさらなる充実を図る。大学全体の記述は、全学委員会や学長室が中心となってできるだけ毎年しっかりと記述できるような体制を構築していく。また図表などを使用して独自のステークホルダーに対し、わかりやすい報告書の作成を検討する。自己点検・評価が具体的な改善方策に生かされるよう、学長の教育・研究年度計画書に連動させるような方途などをさらに進める。認証評価申請については、評価機関との対応体制をしっかりととり、評価結果により明確になった課題や問題点を大学の改善・改革に生かすよう推進する。

自己点検・評価活動は、「目的・目標→現状→評価→改善」のプロセスが基本であり、大学の理念・教育目標からはじめて、各学部・機関や各部署の理念や目的・目標は必須のものであるが、必ずしもそれが意識されていないこともある。日々の教育・研究活動であるルーティーンとしての現状を踏まえながら、目的・目標に基づいた評価と改善・改革への「取組み」の記述が重要である。日々の実践、改革、そして新たな提案の「取組み」に目を向けることが重要である。年度計画書と自己点検・評価の項目を揃えていることがさらに定着し、今後は自己点検・評価の改善方針に基づいて年度計画書が作成されることが望まれる。

・自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導 入状況

【現状】

本学では、1997年に大学基準協会の相互評価認定を得て以降、毎年度、教学及び法人の各機関・各部署において自己点検・評価を実施し、報告書を学内外に公開するなどして、改善に資するよう活用してきた。自己点検・評価のプロセスでは、評価委員会が設けられ、その構成は、理事長、学長、理事長が指名する常勤理事2名、各学部長及び大学院長9名、理事長が指名する学識経験者7名の計20名となっている。

【問題点】

新たな自己点検・評価の体制が始まったばかりなので、評価委員会の報告がどう改革に生かされるのかについては、まだこれからの課題も多い。また自己点検・報告書も、外部の人にとって必ずしもわかりやすいものとは言えない。また自己点検・評価のプロセスに、学生・卒業生や雇用主の意見を反映させるまでには至っていない。

【改善方策】

新たな自己点検・評価プロセスでの、評価委員会およびそこで作成される評価報告書の内容が改革に生かせるように実効性を高める。またこのプロセスを検証しながら、将来的には学外有識者だけ等からなる純然たる外部評価委員会が必要かどうか検討する。

(自己点検・評価と改善・改革システムの連結)

・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容と その活動上の有効性

【現状】

自己点検・評価の結果は、「1997年大学基準協会相互評価認定」による「助言・勧告・参考意見」、教学委員会及び法人委員会で指摘された「問題点・将来へ向けての対応」等に対して、それぞれの当該機関・部署において改善・改革を図り、全学的な問題点・課題については、関連する機関・部署で改善・改革を図ってきた。また今回実施されている認証評価機関による認証評価のプロセスによって、改善が図られて行く予定である。2005年度から年度計画書の作成にあたっては、年度計画書の記述項目を自己点検・評価項目と同様にするなど自己点検・評価を具体的な改善につなげる方向性を明示したので、自己点検・評価プロセスの有効性は高まっている。

【問題点】

学部や部署によっては、自己点検・評価委員会を既存の委員会や取組みを強く意識して構成したり、 執行部を中心に行ったりして、実効性を持たせるように工夫しているところもあるが、まだ自己点検・ 評価委員が、他の教育・研究の活動と有機的につながらずに、単なる記述になってしまうところもある。 現状・問題点の洗い出し、改革や改善案の検討、実行可能なものを行っていくことは、日々の作業で常 になされているのであり、その活動が自己点検・評価プロセスに表わすことが、逆に自己点検・評価プロセスが日々の改革・改善に生かせるようになる。そのためには、理念・目標に従って、改革を行うことを意識化することが必要である。

【改善方策】

今後,認証評価機関から指摘される事項について,積極的に対応していくことは当然として,各学部・研究科など教育・研究の現場での改善や改革は,自己点検・評価プロセスとして意識し,それと連動した方が効果的であることを理解すべきである。そのためにも有効な自己点検・評価の方法を学内で研修することも必要である。また,自己点検・評価の前提となる教育理念などについても,その理念に基づいて何を具体的に行うかということを常に意識化する必要がある。

・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性 【現状】

これまでも各学部・研究科・部署で作成した自己点検・評価報告書は、教授会・各種委員会等で、所定の手続き経て審議されたものであり、適切である。また、それらの個別の報告書は、規程に基づき、自己点検・評価のプロセスにおいてその検証等が行われている。従って、客観性・妥当性は適切であるといえる。

(大学に対する社会的評価等)

大学・学部の社会的評価の検証状況

【現状】

「1997 年度大学基準協会相互評価認定」により社会的評価を受け、1997 年度以降、毎年度恒常的な自己点検・評価活動を実施し、報告書を作成・公表してきたことは前述したとおりである。理工学部は2006 年 3 月に独自に外部評価を実施した。このように、各部署で積極的に社会的評価を受診することも重要である。

【問題点】

大学に対して、近年メディア・雑誌などで多くの評価が具体的に行われ、学長室や調査課をはじめとする大学の各部署、また各学部・研究科など検証を行っているが、それらを総合的に自己点検・評価プロセスに結び付けて検証するシステムは導入されていない。

【改善方策】

メディア・雑誌などによる評価を総合的に自己点検・評価プロセスに結び付けて検証するシステムを 開発する必要がある。

・他大学にはない特色や「活力」の検証状況

【現状】

本学は、都市型大学として教育・研究活動を中心に社会貢献活動等様々な活動を展開している。本学独自の特色ある組織として大学博物館(刑事・商品・考古学)をはじめ、国際交流センター、心理臨床センター、大学史資料センター、知的資産センター及び社会連携促進知材本部、リバティ・アカデミー等が設置され、それぞれ活発な教育研究活動を展開している。また、独自に地域連携、人権教育・キャンパス・ハラスメント防止、環境保全活動、個人情報保護、国家試験対策、スポーツ振興、大学広報、校友会・父母会活動等に取組み、本学に対する高い社会的評価の一翼を担っている。これらの特色ある活動のいくつかについては、「本学独自の特色ある点検・評価」として自己点検・評価を実施し、検証した。

【問題点】

大学規準協会の評価項目にしばられて,大学の特色ある活動が記述しにくい面がある。評価委員会の報告書にもあるように,ステークホルダーにわかりやすく提示する必要がある。

【改善方策】

本学の教育・研究をステークホルダーにわかりやすく提示できる方法を検討する。特に報告書の形態をわかりやすいものにすることを図る。

第15章 情報公開·説明責任

1. 財政公開

・財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状(評価)】

大学は、その社会的責任から財政に関わる情報を適切に公開し、説明責任を果たすことが求められている。このため、本学は従来から教職員・学生・父母・校友など大学関係者を中心に、大学の財政状況について理解を得られるよう広報紙を通じて積極的な財政公開を行ってきた。具体的には、教職員・父母・校友には「明治大学広報」、学生には「M-style」に、予算については「予算編成方針」「予算の概要」「消費収支予算」「資金収支予算」を、決算については「消費収支計算書」「資金収支計算書」「貸借対照表」を掲載して、それぞれの主な内容について説明を行ってきた。

その後、2005年4月からは、私立学校法の一部改正に伴い、財務情報として、決算については「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」「事業報告書」及び「監事による監査報告書」の公開が義務付けられることになり、従来事務所に備え付けることになっていた財産目録等も閲覧に供することになった。本学は、これらに対応するため、財務部が開示対象書類を作成するとともに、事業報告書については関連部署と協働して作成し、備え付けている。事業報告書では、大学の特色や法人の概要、事業の概要を明示するとともに、財務の概要として計算書類だけでは理解しにくい財政内容を①資金収支決算の概要、②消費収支決算の概要、③主な資産負債の内容、④財務状況の指標比較と推移、⑤資金調達の状況、⑥今後の財政上の課題に分け、表やグラフを使用して説明している。

この他,2004年度からは上半期決算に伴う貸借対照表,資金収支計算書,消費収支計算書を作成して公開している。また,予算についても従来の計算書類等に加えて,事業計画書を作成して公開している。

これら財政に関わる情報の公開方法は、従来の広報紙に加えて、ホームページ上でも公開しており、2005年度から財政状況ホームページの内容を刷新し、トップページから直接アクセスできるようにするなどその利便性を高め、大学関係者以外の一般社会にも理解を得られるよう改善を図っている。

【改善方策】

今後もこの財務情報については、財政状況が全般的に理解できるよう、また、収入の使途、支出の効率化策をいかに図っているかをステークホルダーに判るよう、より一層の透明性を高めていく。

また、本学は学部ごとの財政運営はとっていないが、学部別の収支等を公開していくことも考慮すべきとの指摘もあり、さらに理解を得られるよう学校法人会計をできるだけ平易に説明するため、より一層表やグラフを使用して判りやすくするとともに、学生一人当たりの収支や学部別の収支などの掲載も視野に入れた工夫を凝らして改善を図っていく。

さらに、情報公開のための媒体(メディア)の種類をより増やし、様々なステークホルダーに向けて 情報を開示していく。

2. 自己点検・評価

- ・自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性
- ・外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状】

「第14章 自己点検・評価」において記述しているとおり、本学の自己点検・評価の結果は全学的な活動として、2005年度までは教学自己点検・評価委員会及び法人自己点検・評価委員会がそれぞれ報告書としてまとめ、自己点検・評価基本委員会が基本委員会の見解を付して「明治大学自己点検・評価報告書」として公表してきた(ただし、法人報告書は学内資料として活用)。この報告書は学内の全ての部署等に配付するとともに、広報紙を通じて校友・父母・関係者等に報告書の発行を周知し、要望のあったものについては送付するなどの対応をしている。また、ホームページ上での公開についても検討してきたところである。

2005 年度後期からは、2007 年度認証評価機関への認証評価申請を視野に自己点検・評価活動を実施し、2006 年4月からは学長を中心とした新たな自己点検・評価体制のもとで、学部等委員会の自己点検・評価結果に基づいた全学的な報告書を作成することになっている。この報告書及びこれに伴う大学基礎データは、従来どおり発行するとともに、ホームページ上でも公開・発信することになっている。

自己点検・評価に伴う専任教員の研究業績については、従来からデータベース化を図っており、「専任教員の研究業績一覧表」(冊子)として作成・公開するとともに、2003年度からはホームページ上での公開を実施している。

外部評価については、全学的には 1997 年度に大学基準協会の相互評価を申請し認定を得ており、その結果は学内外に公表してきた。しかし、純然たる意味での外部評価、第三者評価は行われておらず、前述したとおり、2007 年度に認証評価機関となった大学基準協会の大学評価(認証評価)を申請することになっている。

なお、理工学部は2006年3月に外部評価を実施し、7月末には報告書「我等に燃ゆる希望あり-2005年度自己点検・自己評価・外部評価-明治大学理工学部」を発行し、学内及び学外の研究機関・大学・企業に送付するなど報告書作成を速やかに実施し、迅速な対応を行った。

【改善方策】

認証評価機関による認証評価結果は、その都度学内外へ発信していくことになるが、認証評価は、2004年4月からの学校教育法の一部改正に伴い義務化されたものであり、今後は新たな外部評価・第三者評価も求められることになる。また、自己点検・評価活動は、その評価結果の公表のみではなく、学内外、特に学外からの評価を有効に活用し、これを改善・改革の方策に活かしていくことが求められる。従って、今後は外部評価・第三者評価システムと、その結果を活用するためのシステムを構築する必要がある。

さらに、自己点検・評価の結果である報告書は、判りやすい形式で作成する必要があり、その公表にあたっては全文を公表するとともに、受信者の視点を考慮して報告書を整理・要約しての公表等も考慮する必要がある。

第16章 専門職大学院

専門職大学院の自己点検・評価および認証評価への取り組み

本学は,専門職大学院として2004年4月に法科大学院法務研究科,グローバル・ビジネス研究科, 2005年4月に会計専門職研究科を設置した。

周知のように、学校教育法第69条の3第3項において「専門職大学院をおく大学にあっては、(中略)政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする」、学校教育法施行令第40条に「政令で定める期間は5年以内とする」とある。これらの規定をふまえ、各専門職大学院は自己点検・評価および認証評価への取り組みについて、次のような対応を図っている。

なお、大学基準協会の「大学院における主要点検・評価項目」の大項目を参考に、それぞれの項目ごとに 2006 年度の現状等を記述した。

I 法科大学院法務研究科

法科大学院は、設立当初より文部科学省に提出した設置認可申請書類に記載した事項の履行と自己点検・評価を重視し、FD活動においてもこれらのことに特に注意を払ってきた。

設立後、1年を経ない段階の2005年1月20日開催の法科大学院教授会において「明治大学法科大学院認証評価委員会規程」を制定、同年2月1日から施行し、2月3日には第1回の委員会を開催するとともに、委員会メンバーが認証評価事業に関する各機関の研修会に参加し、委員間における情報の共有に努めた。当時、法科大学院の認証評価機関として、日弁連法務研究財団、大学評価・学位授与機構、大学基準協会があげられていたが、3月17日開催の法科大学院教授会において、日弁連法務研究財団のトライアル評価を受けることを決定した。その後、2005年10月14日に「自己点検・評価報告書」を日弁連法務研究財団に提出し、同年11月25日にトライアル評価の実地調査を受けた。この間、日弁連法務研究財団は文書送付にとどまらず、理事・事務局の方々が自ら説明のため来校されるなど、数度にわたる意見交換が行われた。翌年、2006年4月26日付けで21項目にわたる「トライアル評価 評価報告書」を受理した。この報告書にある提案、助言、意見等を参考にして、草創期にある当法科大学院の教育の改善を図り、その発展・向上を期すべく努力を傾注しており、4項目においては既に改善を図った。

現在、法科大学院は、2008年度に認証評価を受けるべく準備を進めているところである。

なお,文部科学省の履行状況調査(実地調査,訪問調査)を3年間にわたり受けてきたが,何らの指摘をも受けていない。また,文部科学省の高等教育局長,高等教育局担当審議官や専門職大学院室長をはじめ,他大学法学部教員,法律専門書出版社の役職者,当大学法人役職者などが当法科大学院の授業を参観し,そのあとで執行部教員等との意見交換を行っている。

1 使命および目的・教育目標

法科大学院の理念・目的は、21世紀社会を担う法曹養成、明治法律学校創立の精神と伝統を継承する法曹養成、法理論と法実務を架橋する法曹養成、法学教育と法学研究を一体化した法曹養成にある。具体的には、人権を尊重し「個」を大切にする法曹、批判的精神をもって社会秩序を探究し人類発展に貢献する法曹、男女共同参画社会の形成に貢献する法曹、五分野(企業法務、知的財産法務、ジェンダー法務、環境法務、医事・生命倫理法務)の「専門」法曹、アジア諸国において活躍

する法曹,の養成である。

2 教育内容•方法

教育内容編成の基本的考え方は,実定法の修得と理解の工夫,公法系・民事法系・刑事法系科目を総合した体系的法知識の修得の工夫,理論と実務の架橋教育の実施,法実務実践教育の実施,法理論的基礎教育の重視,五分野の「専門」法曹教育の実施,である。

教育方法としては、講義形式、演習形式、実習形式及び個別指導形式により実施している。

3 学生の受け入れ

2004年度設置後,各年度の受験者数は,3,188名,2,589名,1,905名であり,入学者は191名,209名,196名である。初年度に顕著であった医師,薬剤師,公認会計士,弁理士,行政書士,大学非常勤教員,市議会議員,新聞記者,博士号・修士号取得者,社会人などの受験者・入学者は年々減少している。逆に,未修者コースへの法学部出身者の入学者数は増加している。

4 教員組織

教員組織は、専任教員 48 名、兼担教員 11 名、兼任講師 21 名、客員教員 2 名である。解決すべき 課題として、兼籍教員 12 名の解消が強く望まれている。2007 年度は 2 名が認められたが、既に年 度毎の兼籍解消計画書を学長あてに提出している。

5 研究活動と研究環境

法科大学院担当教員は、開設当初から授業の準備・打ち合せ、教材開発、レポート添削、中間・期末試験の講評など、過酷ともいえる教育活動を行う中、着実に研究活動においても結果を示している。既に、研究機関誌である『暁の鐘ふたたび』『明治大学法科大学院論集』の2巻を公刊した。また、設置趣旨書にあるとおり、専門法曹養成をめざす「専門法曹養成研究教育センター」を14号館2階に設置し、医事・生命倫理法、環境法及び知的財産法の領域においては、研究活動を開始している。

なお、上述のように、法科大学院教員の教育負担はかなり大きく、研究環境は必ずしもよいとは 言えず、責任担当時間の軽減などの配慮が強く望まれるところである。

6 施設・設備

授業はアカデミーコモン内の講義室・演習室,21室(総計1,291.52㎡)で実施している。14号館の2階~3階の院生共同研究室には,558席を確保し,各席には情報コンセントと電源を用意し,「e-learning 自主学習教育システム」あるいはWeb上での法令,判例検索,データベース,逐次刊行物などの利用環境を完備している。そのほかに食事・談話のためのラウンジやコピー室,学生が自主ゼミを行うためのディスカッション・ルーム,学生の学習相談に対応するための教育補助講師室が設けられている。

ほかに、ローライブラリー(床面積 350 ㎡, 23,000 冊収納可能な書庫のほか所要の設備を有す)と模擬法廷(約 177 ㎡)は、裁判官・裁判員席、原告・被告席(代理人席)(刑事の場合、検察官席・弁護人席、被告人席)、証言台、書記官席、速記官席、廷吏席、傍聴席等を設け、傍聴席(聴講席)は 65 席である。隣接して、合議室、調停室、証人控え室等を付置している。LAN設備を完備するほか、TVカメラ、液晶プロジェクター等最先端の機器を備え、遠隔授業も可能な先端のマルチメディア法廷である。

なお、教員の個人研究室は、研究棟に加え14号館6階・7階に実務家教員を含めた専任教員数全

員分(各15 m²)が用意されている。

7 社会貢献

上記5の研究活動とも重複するが、2領域ではシンポジウムや学会の開催など学外に向けての活動を既に行っている。また、知的財産法領域では、日本音楽著作権協会(JASRAC)からの寄附金をもとに、開設初年度から公開講座(年間24回)を3年間にわたり実施している。各回の講義終了後、講義概要をホームページで公開、さらに『講義録』(2004年度版478頁)を刊行している。

8 学生生活への配慮

上述の「共同研究室」は、7時から23時まで開室されており、年末・年始の数日を除き、日曜日・祝日、夏季・冬季休暇中も利用可能である。また、ディスカッション・ルームも3室用意され、自主ゼミなど学生はフルに活用している。

さらに、「教育補助講師」制度を導入し、授業担当教員の指導の下で教材の作成、レポート添削の補助、学生の個別学習相談などに応じ指導にあたっている。教育補助講師室も14号館2階にある。 奨学金は、授業料相当額を給付する給費奨学金、及び校友会奨学金が用意されている。

なお、授業評価アンケートとは別に、法科大学院に関するアンケートを実施、また、年2回程度 学生指導常置委員会委員と法科大学院長が学生の要望を聞く会を設けている。さらに、2006年6月 3日には修了者に呼びかけ、新司法試験受験の様子等について法科大学院教員との意見交換会を実施した。

9 管理運営

従来の教授会運営を見直し、様々な課題に迅速に対応するため法科大学院は執行委員会議に加え、 人事関係、教育等関係、入試等関係、教務等関係、学生指導関係、教員研究研修関係の6つの「常 置委員会」制度を導入した。運営の結果は高く評価できる。

10 事務組織

2004年4月に法科大学院事務室として発足したが,2005年度から「専門職大学院事務室」に統合され,ガバナンス研究科,グローバル・ビジネス研究科,会計専門職研究科をあわせて4つの独立研究科を担当している。

開設当初から大量の教材・資料の印刷が問題であったが、14 号館共同研究室への派遣職員の採用や大学の印刷室の応援を得て解決がなされた。なお、2006 年度から講師控室の管理も当事務室が行うこととなった。

11 自己点検・評価

3年間にわたり文部科学省へ年次計画履行状況を報告し、「面接調査」「実地調査」を受けているが、法科大学院として設置趣旨書に記載のとおり教育研究を行っており、指摘された事項は皆無である。

また,2005年度には日弁連法務研究財団の「トライアル評価」を受け,2006年5月に評価報告書を受け取ったところである。

なお,自己点検・評価については,2005年2月に「認証評価委員会」を設置し対応をはかっており,2008年度には認証評価を受けることを決定し,認証機関の説明会に出席するなど準備を始めている。

また, 自己点検・評価の結果を学外者により検証を行う外部評価についても, 実施に向け検討を開

始した。

12 情報公開‧説明責任

入学試験データ・入学試験問題をはじめ、積極的にホームページで公開している。また、学内・ 学外における進学説明会なども積極的に開催し、情報を提供している。

Ⅱ グローバル・ビジネス研究科

グローバル・ビジネス研究科は、次のとおり自己点検・評価への取り組みを行っている。

開設当初のため個別の委員会は設置していないが,毎月1回開催される研究科教授会において,教育課程,学生指導,運営体制,授業改善について自己点検・評価を行っている。

具体的には,入学制度の改正(選抜方法等),修了要件の変更,入学前ガイダンスの実施,科目担当者(兼担・兼任)に対する授業実施に際しての説明会の実施,教員による授業参観の実施,学生による授業評価の実施を行い,研究科として諸課題の解決を図っている。

一方,認証評価機関として,大学基準協会「ビジネス系専門職大学院認証評価委員会」が,清成忠男委員長のもとにビジネス系専門職大学院認証評価基準案を作成すべく,これまでに4回の委員会を開催している。基本的には,欧米型のビジネススクールの概念をもとに基準を統一していこうとする考え方と,設置審の基準をミニマムとし日本の特殊性を考慮して多様性を求めて個別に評価していく考え方がある。現時点では,両者の間に大きな溝があり,議論が十分進行していない。背後には,理念のあり方,存在理由,さらには学生確保という足元の問題などが絡み合っているように思われる。そのなかで,大学基準協会は設置基準をベースに若干のプラスアルファ(法科大学院のものを利用したもの)を加えたものを作っているが,委員会での決定はされていない。

また、ABESTという国際的組織(アジア、米国の一部、ロシアなどが中心)を基礎にした評価機関としてNPO法人が組織されている。ABESTの基準の考え方は、ビジネススクールとして米国的な考え方に基礎を置こうとしているように見受けられる。さらに、学位授与機構では2006年8月に「専門職大学院の評価基準モデル(案)」)が作成されている。

以上のことをふまえ、グローバル・ビジネス研究科は、2008年度に第1回目の認証評価を受けることとしている。なお、文部科学省の履行状況調査における指摘事項は皆無である。

1 使命および目的・教育目標

価値創造を目指す企業の経営環境は、自由化、情報化、技術革新、グローバル化を背景として、知識を基礎とした潮流の真っ只中にあり、企業をめぐる競争はますます激しくなっていく。このような時代における進化は企業のコアコンピタンスやビジネスモデルの陳腐化リスクを高めていく。知識の競争の時代であり、人的資源の絶えざる高度化が必要な時代である。

グローバル・ビジネス研究科は、企業経営の基本コンセプトは価値を創造するものと毀損するものへの対応能力であるとみて、その開発を目指し、ビジネスプロフェッショナルを目指す社会人の人材高度化教育基盤として、企業の価値創造活動に貢献することを狙う。そのため「先進性と総合性」をもつカリキュラムのもとに、企業経営に関する戦略的思考法と専門的・実践的知識とスキルを修得させ、それを活用できる能力を涵養する。特に、多様な社会と個人のニーズに対応して、企業経営の基本知識と基本スキル、問題発見・対応能力とそのスキル、イノベーション能力とそのスキルを修得させ、「知識とリスクの時代」にプロアクティブに進化に対応できるビジネスプロフェッショナルを育成し、もって価値創造の源泉としての知的人的資本の高度化を目標とする。

2 教育内容·方法

上述の使命及び目的・教育目標を実現すべく、研究科では、企業経営に関して奥深い探求と幅広い学習が可能なようにカリキュラムの工夫がなされ、かつ、研究・教育において学生と教員との密なる交流ができる仕組みが用意されている。

まず、企業経営の基礎知識を得るための基礎科目群と、ファイナンス領域、ファイナンス等複合領域、マネジメント領域、アカウンティング領域、マーケティング領域、リアルエステート領域の6つの分野にわたる専門科目群とを通じて約150科目が用意されているだけでなく、各々の科目は、先進性が維持されるように、毎年見直されている。すなわち、専門性をベースとしつつ、先進性と総合性が保たれるようになっている。

上記の科目群には、多数の科目についての演習、ケーススタディ、ワークショップが含まれているが、そこでは教員と学生との討論、個別指導が積極的に行なわれる。さらに、外部からゲスト講師を多数招聘できるシステムも用意されている。また、2年次には全ての学生が論文演習を履修することになっており、そこでも徹底した個別指導が行われる。

その他に、学生と教員が参加するランチョンセミナーが定期的に開かれ、企業経営に関する様々な問題が議論されているほか、学生の自主的勉強会には教員が積極的にバックアップしている。

3 学生の受け入れ

2004 年度開設後,各年度の志願者数は77人(2004 年度),147人(2005 年度),131人(2006 年度),109人(2007 年度)となっており,入学者数は56人(2004 年度),100人(2005 年度),89人(2006 年度),79人(2007 年度)となっている。定員を確保し得る志願者数に達してきており,今後ともこの点についての見通しは明るいと判断される。入学者のほとんどは社会人で職種は多岐にわたり,年齢も30~40代を中心に20代から60代まで広く分布している。なお,転職,起業を志す入学者が増える傾向にある。

4 教員組織

教員組織は、専任教員 12 人、特任教授 1 人、兼担教員 12 人、兼任講師 33 人、客員教授 1 人から構成されている。領域によっては受講生数に比べ専任教員数が少ないという問題も指摘されてきたが、専任教員の領域移動、特任教授の採用、兼任講師の増員等によって改善に向かっている。

5 研究活動と研究環境

研究科の教員は、設立当初から、授業の準備・打ち合わせ、教材開発、個別指導、レポート添削、 学生との親密な交流など過酷とも言える教育活動を展開してきているが、研究活動においても着実 に成果を示してきている。既に研究科の紀要である『MBS Review』について1号と2号の公刊あ るいは編集を終え、後述のごとき「企業の価値創造能力と無形資産」や「エンタープライズ・リス ク・マネジメント(ERM)と企業価値創造」といった共同研究などを積極的に進めてきている。 なお、上述からも推察される通り、研究科教員の教育負担はかなり大きく、研究環境は必ずしも

よいとは言えず,責任担当時間の軽減などの配慮が強く望まれるところである。

6 施設·設備

授業はアカデミーコモン内の講義室・演習室(21室)で実施している。これらの室には、PC, プロジェクター、マイク、スクリーンなどが備え付けられている。また、14号館の学生共同研究室 には学生一人一席の座席を確保し、全座席に学生が常時PCを利用できるように情報コンセントが 取り付けられており、インターネットによる情報検索や図書館蔵書検索、オンラインジャーナル及 び外部データベース検索が自由にできるようになっている。さらに、学生のためのロッカー、コピー、オープンプリンターサービスも整備され、学生用ディスカッション・ルームなども用意されている。

なお、教員のために、14 号館に専任教員および特任教授全てについての個人研究室の他、コピーサービスなどが整った共同研究室も用意され、アカデミーコモンには講師控室が整備されている。

7 社会貢献

前記5で述べたことと重複するが、経済産業省などとの連携による共同研究「企業の価値創造能力と無形資産との関係」を展開する他、㈱日立製作所の研究員と学内研究者との連携による共同研究「エンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM)と企業価値創造」に参加するなど、積極的に社会に向けて研究エクステンションを図ってきている。

また、毎年、学内外に向けた情報発信と知的交流を目的として、みずほ証券㈱とみずほ第一ファイナンシャルテクノロジー㈱の後援のもとに、大々的なシンポジウムを開催している。2004年度には「社会に役立つMBAとは」、2005年度には「ファイナンスの新潮流」というテーマでシンポジウムを開催して好評を得ている。2006年度は「ブランド・マーケティングの新潮流」というテーマで開催し、400人以上の参加者を動員した。2007年度には企業のコンプライアンスについてのシンポジウムを予定している。

8 学生生活への配慮

前記6で述べた学生共同研究室、学生用ディスカッション・ルームなどは7時から23時まで開室され、年末・年始の数日を除き、日曜・祝日、夏季・冬季休暇中も利用可能となっている。なお、演習個別指導、ランチョンセミナーなど多数のチャンスを利用し、教員は学生の様々な相談に応じている。奨学金については、研究科給費奨学金、研究科貸費奨学金(無利子)、日本学生支援機構奨学金、本学校友会奨学金など多様なものが用意されている。

9 管理運営

研究科は、主として、月1回の教授会(全員参加)と月1回の執行部会(研究科長、専攻主任、大学院委員の3人)によって運営されているが、メールで交流するシステムも完備され、効率的な運営がなされている。

10 事務組織

研究科の他に,ガバナンス研究科,会計専門職研究科,法科大学院を合わせた4つの独立研究科の事務を担当する「専門職大学院事務室」が設置されている。各研究科の固有性と共通性とを見極めた事務作業のシステムが整備されている。

11 自己点検・評価

研究科は、設立して4年目を迎えるが、定員を十分確保できる受験者数に達しているだけでなく、 在校生や卒業生からの評判もすこぶる良好である。2006年1月の文部科学省の実地調査でもきわめ て高い評価を得ている。

12 情報公開‧説明責任

入学に関わる情報を初め、積極的にホームページ等で公開している。また、学内外で授業内容説明会なども積極的に開催している。

Ⅲ 会計専門職研究科

- 1. 会計専門職研究科(以下本研究科という)における自己点検・評価への取り組みとして,次の3つの委員会が設置されている。
 - (1) アンケート委員会

アンケート委員会は、学期毎に授業評価アンケート及び研究科に係るアンケートを実施している。集計結果を『授業評価アンケート結果報告書』として既に2回の刊行を行い、その内容を周知するとともにFD委員会や研究科教授会で議論を深め、カリキュラム改善に取り組んでいる。

(2) FD委員会

FD委員会は,原則として毎月1回開催され,当面する研究科のカリキュラムおよび運営等に係る事項を検討している。2006年度は同委員会を10回開催した。

(3) カリキュラム検討委員会

カリキュラム検討委員会は、当面する研究科のカリキュラムに係る事項を検討している。 2006年度は同委員会を8回開催した。学生の要望に応える為、論文指導Ⅰ・Ⅱをカリキュ ラムに追加および科目名称の変更、国際会計研修と英語科目の位置付けを整備した。

2. 外部評価ならびに第3者評価機関の設置

本研究科は,2006年9月に文部科学省による「平成18年度設置計画履行状況実地調査」として詳細な調査を受けた。この結果,現行の本研究科の方針を引き続き継続してもらいたい旨の良好な講評を得た。

また、本研究科からメンバーを派遣している会計大学院協会が組織する「会計大学院第三者評価機構設置検討委員会」では、第三者による会計大学院評価の基準を策定すべく審議をしてきた結果、会計大学院に対する第三者評価機関が今年度設立された。これは、会計大学院の数が少なく、予算の面での制約も大きいので、充実した評価機関を作るのは難しいという状況にあるにもかかわらず、アカウンティングスクールの認証評価機関が今年度設立された。

1 使命および目的・教育目標

企業会計をめぐる高度の専門知識とスキルの習得のみならず、会計に関する論理的思考力と職業 倫理に根ざした判断力を有する会計専門職業人を育成し、もって社会のニーズに的確に応えうる人 材を輩出し、社会に貢献することを目的とする。そのうえで、上記の教育目的に基づき、とくに、 公認会計士の育成を中心として、①会計専門職業人としての社会の使命に応えうる人材の養成、② 高度の専門的知識と技能、並びに情報技術への対応力を身につけた人材の養成、③高い職業的価値 観と論理的かつ職業倫理に根ざした判断力を有する人材の養成、④国際的な業務分野にも対応でき る人材の養成、を具体的な教育目標としている。

2 教育内容・方法

本研究科では、主として、公認会計士資格制度の趣旨に則り、公認会計士資格者に求められる資質向上と会計に関する専門職大学院の教育との連携に関する制度の趣旨に対応した教育を行い、広く、わが国並びに国際社会において活躍しうる公認会計士の育成を目指すことから、以下の教育上の方法と内容的な特色を有する。

①教育方法

授業方法としては、講義形式と演習形式により実施する。

講義形式:1クラス20名~40名の編成で、授業を実施する。

演習形式:1クラス最大20名で、ケーススタディを討論形式により授業を実施する。

②カリキュラムの内容的な特色

カリキュラムについては、以下の8つの系から構成し、それぞれ基本科目、発展科目、応用実 践科目に分類して編成する。

財務会計系(財務会計の原理, 簿記, 会計基準, 連結財務諸表, 会計ソフトウェア実務, 財務会計ケーススタディなど)

国際会計系(国際会計実務,国際会計基準,アメリカ会計制度,ビジネス・プレゼンテーション,ビジネス・コミュニケーション,国際会計研修,国際会計実務ケーススタディなど)

管理会計系(管理会計の原理,原価計算,業績管理会計,意思決定会計,経営分析,管理会計 ケーススタディなど)

監査系(監査の原理、監査基準、監査制度、国際監査基準、システム監査、監査ケーススタディなど)

企業法系(商法の原理,会社法,証券取引法,会社法ケーススタディなど)

租税法系(租税法の原理,法人税法,国際税務,法人税法ケーススタディなど)

経営・ファイナンス系(企業ファイナンスの原理、経営管理、経営戦略、企業価値評価、経営 管理ケーススタディなど)

経済・統計系(統計学の原理、マクロ経済学、ミクロ経済学、国際経済、経営統計など)

以上のカリキュラムのなかで、国際会計研修についてはカナダ・ヨーク大学との連携により、同大学への学生の派遣と短期研修を 2006 年 8 月に実施した。また、本取組みに関わって、文部科学省より、2006 年度「大学教育国際化推進プログラム (海外先進教育実践支援)」の指定を受けた。さらに、会計ソフトウェア実務では、㈱オービックとの協力関係のもとでカリキュラムを運営しているが、50 名を超える受講者を数えた。これらは、本研究科の大きな特徴であり、わが国の会計大学院教育のなかでも他に類をみないものである。

また、平成19年度から、より深い専門分野の研究を追及し、将来、研究者などを目指す学生のために、論文指導の科目をカリキュラムに新設した。

3 学生の受け入れ

一般入試を2期(12月,2月)に実施した。この他に学内選考入試も実施し、多様な形態の試験を実施し、志願者の増加を試みた。

2007 年度入試における選抜結果(入学者数)

<入試形態別入学者数> <年齢別入学者数>

学内選考入試8名21~24歳63名一般入試(Ⅰ期)62名25~29歳12名一般入試(Ⅱ期)11名30~39歳6名

また,正規学生の授業の妨げにならない限り科目等履修生の受入れを実施している(2006年度の科目等履修生の入学者は3名)。

4 教員組織

研究科専任教員は 教授8名(うち学部との兼籍2名),助教授1名,特任教授2名,特任助教授1名であり、また兼任講師は8名である。この人数は他の会計大学院と比べて決して多くはなく、また、8つの系の研究科のカリキュラムには専任教員が配置されていない系もあり、専任教員の充実が急務の課題となっている。

5 研究活動と研究環境

専任教員には個室の研究室があり、また、紀要の発刊(2006年3月と2007年3月の2回発行) や学会出席の補助などで研究活動を促している。

6 施設・設備

研究科の授業は、受講生個人毎にパソコンを使用する会計ソフトウェア実務等一部の科目を除きアカデミーコモンで実施している。また、14 号館に高度職業人養成型大学院(独立研究科)学生のための共同研究室を設置し学生の自習スペースを確保するとともに、専任教員によるオフィスアワー等を実施し学生の学習活動面でのサポート体制を設けている。

7 社会貢献

教員中,内閣府金融庁企業会計審議会委員(山浦久司),同公認会計士試験委員(長吉眞一,佐藤信彦),文化庁文化財研究所部会臨時委員(長吉眞一)などの政府関係の委員を初めとして,社会貢献を活発に行っている。また,研究科単独,あるいは会計大学院協会と連携してシンポジウム等を開催し,会計専門職と社会との関わりをテーマに啓発活動を実施している。

8 学生生活への配慮

研究科独自の奨学金として,授業料半額相当の奨学金を 20 名を定員として給付(2006 年度給付 実績は 20 名)。

この他,校友会奨学金を給付したり,教育アシスタント(20名)を本研究科学生から採用したりして,学生の経済面での援助策を設けている。

また、14号館内に学生の共同研究室を設置し、自習場所を確保するとともに専任教員によるオフィスアワーを行い学生の学習活動面でのサポート体制を設けている。また、教育補助講師6名を採用し、学生の勉学面でのサポート体制も設けている。

就職面では、研究科内にキャリア・コーディネーター(専任教員)を設け、学生の就職支援の体制を整えている。

9 管理運営

教授会(2006年度25回開催)を基に、教育課程についてはカリキュラム検討委員会の答申に基づいて審議している。またFD委員会(2006年度10回開催)ではアンケート委員会が施行する各評価アンケート結果に基づいて、研究科内で発生する諸問題について検討を行っている。

10 事務組織

教授会等,教育研究に関わる各種会議に事務局として参加し,サポートするとともに,予算編成, 学内担当部署との折衝窓口を担っている。

11 自己点検・評価

学生に対する授業評価アンケートを半期ごとに実施し、その結果をアンケート委員会でとりまとめ、冊子形式で外部に公開している。アンケート結果の内容についてはFD委員会および本研究科教授会で討議し、カリキュラム改善に取り組んでいる。さらに、現在、外部第三者評価を受けるための準備をしている。

12 情報公開‧説明責任

授業評価アンケート及び研究科アンケートの結果を学生に公開している。また、会計大学院協会主催シンポジウムを実施し、とくに社会における会計専門職の受容性をアピールするとともに、国際的な業務領域における高度会計専門職業人の育成が待たれることを強調し、かつ、本学の取組みを公開した。

第17章 大学独自の特色ある点検・評価

1. キャンパス・ハラスメント防止への取り組み

本学は、「権利自由」「独立自治」を建学の精神としており、崇高なこの精神に立脚して、教育・研究活動を推進し、「誰にでも開かれた大学」「個を強くする大学」「持続可能な大学」となることを目指している。そのためには、教育・研究活動の拠点として、学生、教職員その他本学に関係するすべての構成員が安心して、「学ぶことができる」「教育研究を行うことができる」及び「働くことができる」快適な環境を確保していくことが不可欠である。

快適な学習・教育研究・労働環境を確保していくためには、本学に関係するすべての構成員が「お互いの人格を認め合い」かつ「個人として尊重される」こと、すなわち人権が保障されていることが必要である。相手の人格を傷つけたり、否定したりする行為は、学ぶ権利を奪い、教育・研究の権利を侵し、働く権利を侵害することになり、本学の建学の精神を脅かすことになりかねない。そのため、明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程を定め、それに基づき本学におけるキャンパス・ハラスメントを防止し、及び排除するために本学の構成員が認識すべき事項並びに万一、キャンパス・ハラスメントが発生した場合における具体的対応等について必要な事項をまとめたガイドラインを作成した。

キャンパス・ハラスメント防止のための体制については、学内においてキャンパス・ハラスメントが発生した場合に適切に対処し、その解決を図る機関としてキャンパス・ハラスメント対策委員会(以下「対策委員会」という。)が設置されている。対策委員会は、学長が指名する専任教員 10 名、明治高等学校長兼中学校長が指名する教諭1名、総務担当常勤理事が指名する専任職員3名、人権委員会から選出された者2名及び学内外の学識経験者3名の計19名によって構成され、その任務はキャンパス・ハラスメントに関する苦情及び相談にかかわる調査、救済、教育、審査等の必要な対応を行うことである。対策委員会は、大学、大学院、付属校、事務部署等から相対的に独立した機関として、キャンパス・ハラスメントの防止、排除等に向けて迅速、公正かつ適切に対応し、本学の構成員の快適な教育研究・学習・労働環境の確保を図るため、本学の英知を集約している。

本学では、あらゆるキャンパス・ハラスメントの防止に努め、適切に各種の対策を実施することにより、学内におけるキャンパス・ハラスメントの一掃を目指している。そのためには、キャンパス・ハラスメントとはどのような行為を指すのか、その原因・背景、さらには本学における対策について、学生、教職員等の構成員が十分に理解していなければならない。本学では、人権委員会の下に組織された人権教育・啓発専門委員会においてキャンパス・ハラスメント防止のための教育・研修・啓発活動を行う。この委員会は、現在実施されている各種の人権教育プログラムを今後も充実させていくとともに、教職員の定期的な研修を人事部と連携して企画・実施していく。また、本学にかかわるすべての人々を対象とした啓発活動を継続的に行っていく。ガイドライン、規程、苦情相談、審査等の手続きを含めキャンパスハラスメントについてわかりやすく説明した冊子である『ハラスメントのないキャンパスへ』を作成し、全教職員・学生に配布した。

2. 環境保全活動

1. 使命・目的及び環境方針

【現状 (評価) 】

2003 年 10 月に駿河台A地区(リバティタワー・研究棟・図書館)を対象として、環境マネジメントシステムの国際規格である IS014001 認証を取得し、2006 年に更新審査を受審し、3 年間の認証更新が外部審査登録機関から認められた。

本学の認証は、経営層である理事会を代表し、理事長により制定された「学校法人明治大学(駿河台地区)環境方針」に基づき運営されており、全地区の環境保全活動の原則と位置付けている。物的な面としては、電気使用量の削減、用紙使用量の抑制、廃棄物(可燃ゴミ)排出量の削減及び文具購入料金削減による省資源・省エネルギー・資源リサイクル・汚染の予防等を行っている。

一方,大学という教育研究機関における認証取得であるため,環境教育・研究の推進,また,これらの推進により,環境保全の知識を持った有為な人材を社会に輩出することも主要な目標としている。

環境方針の原則に基づき、物的及び環境教育・研究について、より具体化した単年度ごとの数値目標及び実施予定を環境目的・目標として設定している。

【改善方策】

駿河台A地区における IS014001 認証を全学への環境保全活動のモデルケースとして、現行の体制、 範囲及び運営を維持する。また、駿河台A地区については、2007 年度の外部審査(サーベイランス) を受審する。また、駿河台地区(A地区を含む。)、和泉地区及び生田地区の全地区において、駿河 台A地区の IS014001 認証運営に準じて実施している「三地区における数値目標を設定した環境保全活動」を継続することにより、省資源・省エネルギー活動を継続する。目標とする数値については、各地区の実情に合わせ、各地区で調整していくと同時に、更なる成果を得るための工夫を行っていく。

環境教育及び研究の推進については、今後、環境保全推進委員会の各学部選出の教員委員を中心に情報の全学的な共有及び展示会のあり方等について更に検討を進める。省エネルギーの推進活動に対する取り組みを一層進めていく。また、建物内で、まだ禁煙となっていない建物については、キャンパス全体の取り組みとして、校内放送等の啓発発動を行い、逐次禁煙化を進めていく。

2. 取り組み及び発信状況

【現状 (評価) 】

本学の IS014001 認証運営において構成員とした範囲は、駿河台A地区内に勤務する専任教職員(嘱託職員を含む。)及び同地区内に常駐する外部委託業者である。駿河台A地区において多数を占める学生は、認証運用上では「準構成員」と位置付け、構成員に準じ、できる範囲の環境保全活動への協力を学内ポスター、各学部シラバス・便覧等への記事掲載により呼びかけている。

IS014001 では、2006 年7月に審査登録機関による更新審査(2003 年に取得した認証登録を3年間更新する外部審査)を受審した。その際に、審査員から観察事項(本学の環境マネジメントシステムをより向上させるための審査員からの意見)2件の提案を受けたが、是正処置が必要とされる不適合の指摘はなく、3年間の認証更新が求められた。

省資源・省エネルギー等の活動については、主に認証運営上の事務側の責任者である環境管理責任者(事務)を中心とし、具体的な削減及び抑制方法を記載した「手順書」を認証の対象となる各部署に配布し、その手順を順守することで、ほぼ順調に2006年度の数値目標を達成している。

環境教育・研究に係わる教学関係のプログラムでは、学生に対し、基礎的な環境保全知識の周知及び意識高揚を主なプログラムの柱としている。認証運営上の教学側の責任者である環境管理責任者(教学)を中心として、各学部教員の協力の下に、環境関係ホームページの維持、環境関係公開講座の実施、環境展示会の開催、環境関係の主要な展示会への自由見学による学外エコツアー及びリバティタワー内の環境配慮施設見学による学内エコツアー(2005年度から開催)、学事記録及びホームページ等による学内外への環境研究の実績公開を行っている。2006年度は、これら環境教育で計画したプログラムをすべて実施するとともに、着実に環境教育の充実を図っている。また、2005年度から、ISO14001認証の審査登録証をリバティタワー23階の岸本辰雄記念ホールに常設展示することにより、啓発活動を促進している。

環境教育・研究の推進は、実績が数値化されないため、具体的な評価を行い難いものであるが、本 学内部監査員養成講座への学生受講及び日本最大級の環境展示会であるエコプロダクツへ、本学ゼミ を主体とする学生団体が継続して出展する等、その萌芽が現れており、継続した環境教育の成果が現 れてきていると考えられる。今後も継続して、本学教職員を中心とした環境保全活動を学生に示し続 けることが、環境教育の底支えに肝要であると考える。

本学では、認証登録地区である駿河台A地区以外においても、環境方針の基本理念に基づき、「3地区における数値目標を設定した環境保全活動」を管財部及び各校舎事務部を中心とし、2004年10月から全地区で継続して実施している。本学全体の環境保全意識の向上に努めるとともに、省資源・省エネルギー等についての成果を得ている。

2005年は地球温暖化対策をまとめた京都議定書が正式に発効されたため、温室効果ガスの削減や省エネルギーへの取り組みがこれまで以上に必要となった。そのため、国は「エネルギー使用の合理化に関する法律」を改正し、省エネルギーへの具体的な対策を求めた。なかでも、エネルギー使用量の多い駿河台校舎、生田校舎は第一種指定エネルギー管理指定工場(事業場)に、和泉校舎は第二種エネルギー管理指定工場(事業場)に指定されたため、駿河台・和泉・生田校舎ともに、省エネルギー推進体制を整備した。

このような活動を通じて、各学部教員による学会等の研究発表又は職員による「エネルギーソリューション&蓄熱フェア」への講演等により、環境教育・研究の実施状況及び本学の環境問題への取組みを社会に向けて発信することができた。

【改善方策】

駿河台A地区における環境保全活動への取り組みを単なる省資源・省エネルギー等だけでなく、環境方針の基本理念に基づき、環境教育を更に充実させていくことが求められる。

環境教育・研究にかかわるプログラムを充実させることにより、教職員及び学生の意識を高め、組織的若しくは自主的な活動を促進する。具体的には、学生の参加を組み込む方向で、展示会及びエコツアーの内容を工夫する。そして、学部等での環境教育の実施状況を可能な範囲でとりまとめるよう努める。今後は、現在の社会状況に伴い、省エネルギー活動の取り組みがこれまで以上に必要になってくる。本学では、全地区で更に省資源・省エネルギー、環境教育・研究活動及び環境保全活動の取り組みを効果的に推進していくために、既存の推進組織体制により、地区間の連携をスムーズに行い、環境保全活動を更に深めていく。

3. 推進組織体制

【現状(評価)】

理事会の下に、明治大学環境保全推進委員会を設置し、全学的な環境保全活動にかかわる計画の策定・推進及び IS014001 認証の維持を行っている。特に、認証登録の対象である駿河台A地区内においては、認証の運営部門であるため、各事務部及び事務室ごとに推進実行責任者(職員)及び運用連絡員(職員)を配置し、部門内の職員に対する環境保全活動を指導している。また、各学部においては、環境保全推進委員会委員である教員が、各学部推進実行責任者(教員)を兼務することにより、事務側の責任者とともに、所属教員に対する環境保全活動の周知を行っている。

なお,2005 年度から,省エネルギーについての取り組みを一層充実したものにするために,明治大学環境保全推進委員会の下に「省エネルギー推進専門部会」を設置し,各地区及び全地区における効果的な省エネルギー活動を行っている。この設置により,エネルギー使用実績及び目標の対比,問題点の抽出と対策,設備改修計画等,省エネルギーに関する啓発活動等を重点的に検討している。

生田校舎では校舎の教育研究活動並びに学生生活環境の充実を図ることを目的とした,「生田教育研究環境整備委員会」が別途設置されている。

【改善方策】

現行の体制及び運営を維持する。特に、認証登録地区である駿河台A地区内の組織再編が発生した場合は、適宜運営上で対応し、認証運営上で遺漏を発生しないようにする。

また, A地区以外の駿河台地区, 和泉地区及び生田地区においても, 全学を挙げて, 「学校法人明治大学(駿河台地区)環境方針」の原則に基づき, 環境保全活動を推進していく。

なお、将来的には、教員・職員が一体となり、環境教育研究の推進、省エネルギー・省資源等の環境保全活動全般の推進を行う専門部局の設置についても検討を行っていきたい。

3. 大学広報の推進

1. 使命・目的(大学広報の機能と体制)

【現状(評価)】

大学広報の基本的使命は、大学の教育研究活動の現状とその目指す方向をアピールするとともに、大学に対する意見、要望あるいは批判を受け止め、これを大学の政策形成に反映させることにある。

本学における広報活動の基本姿勢は、建学の精神、教育理念に基づいて展開されてきた大学の諸活動を広く学内外に示すことを通じて、①高等教育機関として社会に対して説明責任を果たすこと、②社会の要請に応え、支持され期待される大学としての到達点を形成すること、③これらの取り組みを通じて大学関係者のみならず父母、校友を含め明治大学のアイデンティティを形成することである。

このような基本認識に基づき、本学の広報は次の2点に重点を置いてきた。その第1は学生、教職員、父母、校友そして社会に対する大学広報であり、第2は受験生向けの各種媒体を通じた入試広報である。この2分野から構成し、それぞれの業務としては、前者に広報紙・誌の編集・発行、PR事

業,パブリシティおよびマスコミ対応が含まれ,後者には入試広報,各種媒体を通じた大学広報広告・宣伝が含まれている。

一方,現状ではなおも多くの課題を抱えており、それらに対処して大学広報の一層の改善を推進するため、2005 年度に「大学広報委員会」を刷新し、新たに「明治大学広報委員会」を設置した(2005 年7月21日施行)。今後、明治大学広報委員会では、昨年に引き続き本学広報活動への教学サイドの取組を強化するため、各学部等の広報委員を介して学部・大学院と広報部との連携をより強固なものにしていかなければならないと考えている。

【改善方策】

2007年度も引き続き、広報体制の充実・改善をさまざまな角度から実施していく。

また、理事会の経営戦略に基づき、長期的な広報目的を立案し、それを実現するための確固たる広報体制の構築を図る。戦略的広報活動の最重点項目として、①大学PRに向けての外観掲示スペースの充実、②大学院紹介DVDビデオの制作、③ヒューマンネットワークの構築によるパブリシティ活動及びマスコミ等対応強化、④明高中移転に伴う広報、⑤新学部である「国際日本学部」設置に伴う広報、⑥多種媒体によるニュースの継続入手環境の充実、⑦雑誌「明治」の有料購読者拡大活動の充実、等を図っていきたい。

2. 学内広報・学外広報(入試広報を含む。)

【現状(評価)】

(1) 広報紙・誌

『明治大学広報』,『M-style』,雑誌『明治』,『明大校報』については,各編集委員会の方針に基づき発行,媒体ごとに紙面・内容の充実を図っている。

『明治大学広報』は、発行回数を見直し、2006 年度から従来の年 17 回発行を 12 回に変更した。しかし、1 号あたりのページ数を増やすことで年間総ページ数をほぼ現行どおりとし、情報量を保持している。また、「紙面刷新委員会」を立ち上げ、新企画等を盛り込み、大学と読者による「双方向」の広報紙を目指している。

『明治大学学園だより』は、学生部発行の『M-NAVI』と発展的に統合し、2006 年度から新広報紙『M-style』として創刊した。広報部と学生事務部のスタッフで編集方針を協議し、学生に対する開かれた情報紙として内容の充実・紙面の改善を図り、紙面の抜本的な変更を行っている。

雑誌『明治』は、2006 年4月号で従来新入生向け冊子として発行していた『思索の樹海』を挿入、これまでの哲学を残しながら編集し、新入生・新入生父母全員に配布した。また、基本方針である本学の教育・研究活動を広く広報することはもとより、教職員・学生・校友・父母など、明治大学に関わる「人」にスポットを当てて取り上げる編集方針を執っている。

『明大校報』については、従来どおりの発行を行った。

(2) ホームページリニューアル

2006 年度は、学内大型サイトのひとつ「入試事務室管理の受験生向けサイト」の全面リニューアルを実施した。本学のフォーマットに近づけながらも、ターゲットである受験生を意識し、デザインやメニューも特有性を持たせ、全学部統一入試のPR及び訪問者の使い易さ等を考慮したサイトとした。また、「学生部管理の学生生活サポート関連ページ」の全面リニューアルを実施した。さらに、大きな課題であった研究業績関連の公開について、「研究・知財戦略機構」に関するサイトを立ち上げ、社会科学研究所、人文科学研究所のサイトをリニューアルした。

トップページの画像を適宜変更することにより(2005 年5月から使用の和泉メディア棟と女子学生の画像が約1年経過したため、春先は六大学野球のシーズンということで野球関係のデザインとした。2007年5月現在はリバティタワー)、ホームページ全体の新鮮さ・イメージアップを図った。

また, 更新システムの導入により, 各学部等のトップページのニュース配信が容易となり, 速報性がアップし, 広報部でその情報を管理できるようになり, 情報が速やかに入手できるようになった。

(3) パブリシティ(報道機関への対応)

マスコミ等への対応は、広報部が窓口となり、報道機関からの取材依頼への対応、報道機関へのニュースリリースなどの情報提供を主な内容としている。このため、報道機関とのコミュニケーション活動を円滑に推進してきた。また、各新聞社、テレビ局へのニュースリリースを充実させるため、学内の情報収集に努め、取材協力体制を積極的に進めてきた。

これに加えて 2006 年度は、マスコミ関係諸機関の方々を対象に本学の現状及び新たな取り組みを広く周知するとともに、今まで以上に情報交換や交流を深め、トータルなコミュニケーション活動を通じて、ヒューマンネットワークの構築を図ることを目的として「第1回マスコミ交流会」を企画・実施し、本学校友を含む 22 社、及び本学校友で組織する明大マスコミクラブから約 40 名が出席した。

(4) 入試広報

受験生向けの入試広報の第一義は、多様で有為なより多くの志願者を確保することであり、大学及び各学部の教育理念に応じた明確な目的意識をもった志願者を集めることである。理想的な組織として、大学広報と入試広報は一元化された体制で業務を遂行し、統一された広報理念のもと、有機的に関連付けた広報展開を図ることが望ましい。本学では、大学広報と入試広報業務の集約化が図られていないのが現状である。

(5) 大学広報

大学広報広告を展開しうる媒体としては、ホームページ、新聞・雑誌、交通広告、ラジオ・テレビ等が考えられるが、従来から媒体特性を分析・吟味しながら積極的に展開してきた。2006 年度は5月に「私立大学の原点 建学の精神(朝日新聞)」に参画、また、2007 年1月には「新春・学長メッセージ企画(朝日新聞カラー版)」に学長が参加、また、「最新入試情報5段組み広告掲載企画(読売・朝日・毎日全国版)」等を実施し、広く学内外に周知し、大学のPRを図った。

(6) 大学紹介DVDビデオ

従来3年から4年間隔で制作してきたVHS形式による大学紹介ビデオを、時代に即したDVDビデオに切り替えるべく2004年度の試作版に始まり準備を進めてきたが、2006年度はVHSでは不可能な約120分の紹介データを納めた本格的総合紹介DVDビデオの制作完成を実現した。3月末には主要高校、予備校、塾等へ約4000枚を送付した。今後も大学・学部紹介の機会と視聴対象の大幅な拡大を図る本学の新たな広報戦略手段として有効活用が期待できる。

(7) イメージキャラクターの決定

広報戦略の有効手段の一つとして永年イメージキャラクターの決定が課題となっていたが、2006年度、学内(学生・教職員)公募を実施して実現した。ホームページ上及び広報部発行広報紙・誌への活用、施設見学の受験生を対象としたオリジナルグッズ開発等、新時代の受験生向けたPR活動に新たな分野を拡大することが可能となった。

【改善方策】

(1) 広報紙·誌

『明治大学広報』は紙面刷新委員会の答申に基づき、制作工程を全面的に見直し、従来担当職員が行っていた紙面割付・レイアウトを専門業者に移行することで、より取材や記事内容に力点を置いた親しみやすい紙面づくりを企図する。また、ホームページ上での紙面公開も継続して行い、多様なメディアで読者への情報提供に資する。

『M-style』は学生へのアンケートを実施し、その結果をもとに、OBの紹介、就職事務部企画ページなどの充実を図り、1年~4年生の全ての学生に手にとってもらえる紙面作りを行う。

雑誌『明治』は、学外専門家のアドバイスを受けて、一般書店での店頭販売を試みるなど、定期購読者増加への方途を検討する。また、本学出身の高等学校校長・中学校校長などから原稿を募ることで、教育現場の現状を広く紹介するなど、社会的な問題への提言も行なっていく。

(2) ホームページ

2008 年度開設予定の国際日本学部サイトの立ち上げや 2008 年度調布移転・男女共学化となる明治高等学校・中学校のページリニューアルや明治TVのリニューアルを実施し、サイトの充実を図る。また、訪問者別メニューについては、対象別に使い勝手の良い、対象に合わせたデザインの各訪問者別トップページ作りに力点を置き、リニューアルを計画している。

新たな取り組みとして,情報コミュニケーション学部において学部ガイドと連携した携帯サイトを 構築し、携帯での動画配信を実施していく。

また、WEB診断の結果をもとにサイトポリシー及びガイドラインを決定し、それにあわせて本学トップページのリニューアル、大学全体のページを修正し、ユーザビリティ、アクセシビリティの向上を図る。

(3) パブリシティ

大学のマスコミへの広報活動の主眼の一つとして、プレスリリースの本格的展開を図り、絶えずマスコミから注目され、他大学からもその動向を意識されるような情報発信を推進していく。

例えば、学内研究者・研究組織の成果はもとより、本学教員の特色ある研究教育実践や全国レベルにある在学生の課外活動の成果、広く社会に門戸を開く各種公開講座や講演会など、学内情報を広範に収集し、各種媒体を通じて社会に積極的に周知させていくことが重要である。その際、本学の社会的評価を高めるための広報として、引き続き、リバティタワーやアカデミーコモンでの講演会・シンポジウム等、先端的レベルにある本学の諸施設を情報発信拠点として公開する企画にも積極的に取組んでいく。

また,2006 年度実施し,好評だった「マスコミ交流会」を引き続き実施し,今まで以上に情報交換や交流を深め,トータルなコミュニケーション活動を通じて,ヒューマンネットワークの構築を図っていく。

(4) 入試広報

入試広報の位置づけとして,各種媒体を通じての広報により,本当に本学に入りたい受験者をどれだけ確保できるかということが当面の課題である。そのための広報戦略は,大学の理念や将来構想,教育・研究の本義を踏まえながら適宜策定していく必要がある。その明確な戦略のもとで,効率的かつ効果的に広報目的を実現させ,機動性のある広報活動を行わなければならない。

組織の抜本的な改善が図られるまでは現行体制の中で関連部署との連携を密にしながら入試広報業務を遂行する。2007 年度実施の事務機構改革に併せて、大学広報と入試広報を有機的に一体化させ、明確なポリシーのもとで統一した業務を行うことで業務の効率化・高質化を図り、広報の一元化による広報力の強化を図っていく必要がある。

(5) 大学広報

今後も引き続き,他大学横並びの連合広告から脱却し,本学独自の特色を引き出すための積極的な 広報を展開していく。

(6) 大学紹介DVDビデオ

2006 年度に制作実現した大学紹介DVDビデオに続き,2007 年度は大学院部門の制作を実施,研究大学院,専門職大学院個別の紹介はもとより,本学における研究分野について広く一般に周知するためのプロモーション的DVDビデオの制作に着手する。これにより,さらに本学について,深みのある情報提供が可能となる。

(7) イメージキャラクターの決定

2006 年度,決定したイメージキャラクターの認知度を高めるため,効果的活用を企画し,イメージの定着を図る。一般に認知・定着させた上で,キャラクターグッズや各種応援グッズの開発等も考えていきながら,相乗効果により,新分野のPRを展開していく。

(8) 大学PRに向けての外観掲示スペースの充実

本学には外部向け大学広報用掲示スペースが少なく、利用の明確な規定もなされていない。幟、垂れ幕、ガラス面を使用しての広告等、大学の施設を有効利用しての一般向け広告展開をより効率よく、統一された形で実行していくことを提案していく。その手始めとしてアカデミーコモン前インタラクションウォールへの大型バナー広告掲出設備を充実させ、バナー広告によるPR展開を広げていく。

3 広報体制の充実

【現状(評価)】

2004 年 6 月に外部専門家を交えた「広報改革戦略プロジェクト」が発足し、本学広報の強化策が検討され、2005 年 3 月に答申書が提出された。本学広報活動への教学サイドへの取り組みを強化させるため、2005 年度に大学広報委員会規程の一部改正を行い、新生「明治大学大学広報委員会」が発足した。2006 年度は当委員会を積極的に活用し、「戦略広報」」展開のための広報体制の強化・刷新に向け、学生向け広報紙・誌のみにとどまらず、広い範囲での広報戦略に教学サイドの意見・情報を積極的に取り入れ、新たな広報戦略の展開を図った。

【改善方策】

2007 年度は昨年に引き続き、今まで以上に広い範囲での広報戦略に教学サイドの意見・情報を積極的に取り入れ、かつ経営戦略と教学改革戦略の有機的・重層的融合を図り、広報目的を達成することと、それを実現するための確固たる広報体制の充実・構築を図っていく。

4. 推進組織体制

【現状(評価)】

これまで本学の教育・研究,社会貢献に関する情報が迅速かつ的確に収集される組織体が正常に機能していない面があった。また、事務組織も 1987 年に変更されて以来、広報部には「課」が設置されてこなかった。広報業務が専門化され、高度にかつ迅速に政策決定が求められる状況のなかで、従来の事務組織体制では円滑な情報発信を遂行することは困難となっている。このため、2005 年度に「戦略広報」展開のための広報体制の強化・刷新に向け、これまでの「大学広報委員会」を「明治大学広報委員会」に改め、2006 年度は同委員会との連携・協働により推進した。

【改善方策】

2007 年度は、2006 年度と同様に「明治大学広報委員会」との連携・協働により、学生向け広報紙・ 誌のみにとどまらず、広い範囲での広報戦略に教学側の意見・情報を積極的に取り入れ、新たな広報 戦略を展開していく。

事務組織体制としては、現在、事務機構改革推進本部において抜本的な組織改革が推進されているが、本学の教育・研究と社会貢献に関する情報をホームページ、インターネットニュースをはじめ、 学内外の新聞、各種情報紙・誌に迅速かつ的確にリリースしていくための体制として、広報業務の特殊性に鑑み、独立した組織体を検討していく必要がある。

4. 校友会-母校支援のネットワーク

【現状(評価)】

本学では校友規則により、校友を①本学の卒業生、②二年以上勤務の教職員、③推薦校友の三種類に区分しているが、法人と本学の卒業生との関係については以下のとおりである。本学の前身である明治法律学校が第一回卒業生を世に送った明治 15 年(1882 年)、校友規則が制定され、当時の教職員と卒業生を校友と称したが、卒業生を校友と呼称したのは我が国では本学が初めてのことである。校友規則制定の5年後(1886 年)に規則が改正され、第三章に校友会規則が規定され、以来校友会は大学とともに歩み、2006 年に創立 120 年を迎えた。

本学の寄附行為では、私立学校法第 44 条第1項第2号の規定に基づき、校友及び校友会は法人運営の基幹となる評議員選出母体の重要な柱の一つであり、この評議員会が理事会を構成する理事を選出することになる。

校友は、校友規則により校友会を組織しているが、2003 年4月、従来の校友規則を全面改正し、校友会を都道府県別に54 支部(他に海外2支部)に再編成し、親睦的性格の強かった校友会を「母校支援・母校賛助」の校友会に衣更えした。また、在学生の校友会終身会費予納制(大学が代理徴収)も復活し、2004 年度の新入生から適用し、2年次~4年次にかけて授業料とともに徴収、卒業が決定する2008 年4月以降に校友会に振替えられる。従前の校友会は支部及び支部会員から負担金・分担金を上納させていたが、新会則ではこれを取りやめ、逆に活動資金を54支部に助成することになった。このため、校友会基金は減少の一途をたどっているが、大学の協力により2004年度新入生が卒業するまでの間、4年生の後期授業料納入通知の際、校友会終身会費納入通知書を同封し、また、大学が明治大学広報を全校友に送付する際に終身会費未納者に振込み用紙を同封する等、終身会費納入の促進を図り、財政の窮乏を補っている。

校友会活動は、母校支援のボランティア活動である。現在の校友会は「母校支援・母校賛助」の校友会として、校友会奨学金制度の設立、学生課外活動への助成、支部公開講演会の開催、教育振興協力資金への募金協力、リバティ・アカデミーへの寄附講座、優秀卒業生の表彰など、その実をあげつつあるところである。校友会には、会則により法人理事長と大学長が顧問に就任し、校友会の財産管理と事務局を、法人部署である教育振興部校友課が務めることになり、一段と大学との連携が強まっている。また、2006年12月には、大学が校友との連携強化を図り、教育研究支援に資する拠点とすることを目的に、旧小川町校舎跡地に「紫紺館」が竣工した。

校友会では、母校支援事業としてスポーツ、文学、芸術等の活動において、特に顕著な成績をあげ、本学の名声を国際的あるいは国内的に大いに高揚せしめた学生個人又は団体を顕彰している。また、本学学生で社会に対して大きな善行を為した者、あるいは社会に感銘を与えるなど明治大学生の範となる者も顕彰している。

特に奨学金制度は明治大学校友会奨学金要綱(2004年3月15日制定)に基づき,2004年度以降, 学部学生,大学院学生(専門職大学院含む)に給付奨学金を授与している。奨学生の選考等にあたっては大学(奨学金委員会)に一任しているが,その成果が上がるよう期待している。

【改善方策】

校友会は、2003 年4月の会則全面改正以来、1886 年の原点に戻り、「母校支援・母校賛助」の校友会に衣更えした。従前の会則では、各支部及び支部会員から負担金・分担金を本部に上納していたが、会則改正により校友会本部は 2003 年度から国内 54 支部に活動を支援するための助成金を交付することになった。このため、2004 年度入学生が卒業する 2008 年3月までの間、財政は窮乏の一途をたどるが、2008 年4月以降、終身会費予納の代理徴収分が校友会に振替えられてくるので、年を追うごとに財政が持ち直してくる。財政が持ち直せば、今以上の「母校支援・母校賛助」活動に力をいれ、大学に寄与できることになる。

組織面では、海外の2支部と国内に54の県単位支部があり、その傘下に各県毎に地域支部が整備さている。地域支部は2006年12月現在で190地域支部となっており、今後も地域支部の整備を推進する。また、在学生は準支部会員であるので、この組織化にも努める。これら全国に校友会の支部網を張り巡らし、校友がどこの地方に転勤になっても校友会が組織されており、「母校支援・母校賛助」の校友会活動に参加できるよう組織化を進めていく。

また、母校支援事業は今後の財政基盤の充実に対応して、助成金額の見直しと助成対象の拡大を図っていく。奨学金制度については、成績優秀な学生を支援し、校友会奨学金を受けている学生が履歴書に掲載できるような権威ある奨学金にしていく。

5. 父母会一父母と大学を結ぶ掛け橋

【目的・目標】

父母会の歴史は、多くの父母の努力により 1972 (昭和 47) 年、岡山県に初めて誕生したときから始まる。その後、各地に父母会が設立され、1974 (昭和 49) 年には連合父母会を設立した。現在では、連合父母会のもとに全国に57地区の父母会が設立されている。

父母会は、会員相互の親密を図り、本学の発展・向上に寄与することを目的とし、そのために大学と父母との連携強化に関わる事業、在学生の修学及び課外活動の支援、大学の教育研究の後援等の事業を推進している。そして、これらの事業を有機的に推進しながら、大学と父母とを結ぶ掛け橋となり、大学が各地域に根ざし、一人ひとりの学生を大切にする掛け橋ともなっている。また、地区父母会が地域社会に定着し、父母同士の対話・交流を通して、地域の掛け橋ともなっている。

【現状・評価】

父母会は、本学各学部在学生の父母等により組織され、父母等はそれぞれ在住する地区父母会の会員となっている。各地区の父母会は、会長・副会長・会計・運営委員・会計監査等の役員を置き運営している。毎年父母会総会を開催し、連合父母会の方針に基づき、各地区父母会の事業計画・予算等を審議決定している。地区父母会の最大の事業は、地区父母会総会の後に開催される「父母懇談会」で、この父母懇談会は大学の協力のもとに開催され、大学教職員と多くの父母が参加している。総会・懇談会では、教職員と父母との交流及び会員相互の交流も図られている。

連合父母会は、全国 57 地区父母会で構成され、各地区父母会長の中から連合父母会長・副会長・会計監査を選出し運営にあたっている。毎年全国会長会議及び役員会を開催し、連合父母会の事業計画・予算等を審議決定している。

父母会の主な事業は次のとおりである。

(1) 父母懇談会の開催

父母会発足当初から開催している父母懇談会は、父母会活動の「核」となっている。父母懇談会では、大学の現況・就職状況の報告及び大学の担当者と父母との面談形式による個別相談を実施し、新入生の父母には学生生活、2~4年生の父母には成績・進級・卒業、また、3・4年生父母を中心に就職・進路などについて相談・アドバイスを行っている。このように父母懇談会は、大学と父母との貴重なコミュニケーションの場となっており、大きな評価を受けている。なお、開催時期は5月下旬から7月上旬にかけてである。

(2) 連合父母会奨学基金による奨学金及び連合父母会特別奨学金の給付

父母会設立 30 周年を機に設けられ、5億円を目標に積み立てた「連合父母会奨学基金」により、家計支持者の死亡や失職、火災・地震や風水害による家計急変者を対象に奨学金を給付(06 年度:1名 12 万円)している。この運用と給付は大学が行っている。また、父母の家計急変者を対象に、学生の在学中の勉学が継続できるよう「連合父母会特別奨学金」も給付(2006 年度:文系1名 40 万円、理系1名 70 万円)している。

(3) 学生の課外活動, 留学生及び海外留学への助成

大学の公認団体・サークルの諸活動(年1回1団体 10 万円, 2006 年度:137 団体及び諸活動 15,250,000 円), 学生主催行事(2006 年度:生明祭・明大祭2団体 400,000 円), 大学及び各学部・ゼミナール協議会等が主催する一般学生対象の行事(2006 年度:3 団体 2 行事 900,000 円)及び国際交流センターが主催・共催する外国人留学生の活動(2006 年度:350,000 円)に対して助成を行っている。

また,留学生を対象に奨学金(2006年度:8名1,600,000円)を給付し,海外留学(協定校・認定校)をする学生に留学経費の一部(2006年度:19名3,600,000円)を助成している。

(4) 教育研究後援

在学生への教育支援を目的に、各学部等が主催する講演会・シンポジュウム等(学生が参加できることが条件)へ助成(2006年度:2,750,000円)している。また、教育環境助成として、学生の利便に供するものを寄贈(2006年度:1,986,600円)している。

(5) 父母交流会の開催

父母等の在住する地域を単位に、父母同士の対話・交流を目的に開催している。2006 年度第 2 回 父母交流会を開催した。

- ①対象:北海道(函館,札幌,道北,道東),東北(青森,岩手,宮城,秋田,山形,福島),北 関東(茨城,栃木,群馬),信越・北陸(新潟,富山,石川,福井),首都圏(埼玉東・西,千 葉東・西,東京東・西)の23地区
- ②開催日:2006年11月26日(日)午前9時30分から
- ③場所:駿河台校舎
- ④参加者: 父母 約 3,000 名(対象父母 14,177名)
- ⑤式次第

アカデミーコモン会場:開会式(講演会 講師 村山富市元首相)等 リバティタワー会場 :明治大学ギターアンサンブル演奏会等

(6) 教育振興賞及び学部長奨励賞表彰の贈呈

司法試験・公認会計士試験合格者等顕著な功績を挙げた学生に「教育振興賞」(2006 年度:17 名表彰状・記念品5万円相当)を、各学部2年の課程を修了した学生で学業成績優秀者に「学部長奨励賞」(2006 年度:77 名表彰状・図書カード2万円分)を贈呈している。

(7) 卒業記念品の贈呈

卒業生全員に3月26日卒業式当日,記念品を贈呈している。

(8) 明治大学広報の送付

大学と父母とのコミュニケーションを深めるため,「明治大学広報(月1回発行)」を送っている。

このほか,「明治大学 120 周年記念事業募金」に協力し,リバティタワー竣工時には記念品としてブロンズ像「時-TOKI」を,連合父母会設立 30 周年にはアカデミーコモン・アカデミーホールに緞帳「マルコ・ポーロ東方見聞行」を寄贈するなど,大学の教育研究の改善・充実に多くの貢献をしている。

このように父母会の活動・取り組みは、大学と連携協力を図りながらさまざまな事業を展開・推進しており、現状の評価としては妥当・適切である。

【今後の取り組み】

大学活性化の一翼を担う事業として、学生の出身地を単位とした「学生交流会」として出発、2005年度から父母の交流を目的とした「父母交流会」が発足し、今年度第3回目の開催となる。

この「父母交流会」の趣旨は、大学の協力を得ながら、父母同士がコミュニケーションを図るための「父母の場」を提供し、交流を深めることにある。また、大学という場において、共通した情報を得ることによって、幅広い繋がりが生じるものと考え、より一層大学を身近に感じてもらうことを目的に年1回秋に開催する。全国 57 地区父母会を二分し、東京から以東の東地区対象(2006 年度開催)、

東京から以西の西地区対象(2007年度開催)とし、以降毎年、東地区と西地区とを交互に開催する。 この事業内容の充実を図り、目的達成に取り組む。

6. スポーツ振興

【目的】

(1) トップアスリート, トップチームの強化

スポーツ選手の活躍は本学の名声を高めることから、トップアスリート、トップチームを強化し、それに続く選手を育成する。同時に、嘱望される社会人の育成をも目的として、学業とスポーツ活動の両立を図るべく、物的、人的、金銭的な支援を行う。これにあわせ、体育会OBとの協力関係を拡充する。

- (2) 練習環境の改善
 - ①スポーツセンター(仮称)を建設する。
 - ②老朽化した合宿所等を建て替える。
 - ③練習場・グラウンド等の施設設備・機器等を更新・改修整備する。
- (3) 体育会運動部の強化策
 - ①有能な学生(選手)を確保する。
 - ②有能な指導者を確保する。
- (4) 体育会運動部への支援策
 - ①経済支援を充実する。
 - ②学習支援を充実する。
 - ③進路(就職)指導を充実する。

【現狀】

- (1) トップアスリート, トップチームの強化
 - 体育会会長(学長)のもと、運動部学生の自主的活動組織(体育会43部)として活動している。
- (2) 練習環境の改善
 - ①八幡山地区のスポーツセンター(仮称)建設計画は、諸般の事情により一時凍結している。
 - ②建築後、数十年を経過した合宿所の老朽化が著しい。
 - ③グラウンド等の施設設備・機器等の老朽化が著しい。また、ボールの飛び出しなどにより近隣に 迷惑をかけている。また、狭隘な老朽化した合宿所は防災上の問題がある。
- (3) 体育会運動部の強化策
 - ①スポーツAO入試及び公募制スポーツ特別入試を実施し,スポーツ優秀者を早期に確保することにより,特定運動部を強化している。
 - ②指導者の選出,委託は大学主導の下に次のように行っている。部長・副部長は,各部の主将,主務の推薦によって選出され,監督は部長の推薦により選出される。また,補助指導者については,部長,監督両名の推薦により選出されている。これを受け体育会会長(学長)が,部長・監督・補助指導者の委嘱を行う。
- (4) 体育会運動部への支援策
 - ① a.スポーツ奨励奨学金を給付している。 b.課外活動費を支給している。 c.引率者への旅費交通費を支給している。
 - ②部活動と学業の両立を可能にするため、大学院生によるチュータ制をとるなどの学習支援体制を 設けている。
 - ③体育会各部による進路(就職)支援を行っている。

【長所】

(1) トップアスリート, トップチームの強化

社会における指導的役割を果たす人材の育成と自主性を尊重した組織として、大学の歴史とともに常に学生スポーツ界をリードし、スポーツの発展に寄与してきた。スポーツ自体が心身の健全な発展のために果たす役割は大きく、大学教育の一翼を担う正課外教育としての重要な局面を形成している。

- (2) 練習環境の改善
 - ①将来構想としてのスポーツセンター (仮称) は、基礎体力の養成、負傷者の早期回復、メンタルケアなどを柱とし、医学部をもたない大学における画期的な施設として期待できる。スポーツセンター (仮称) にはアドバイザー (仮称) を配置し、八幡山地区の学生に対する生活指導などを充実する。
 - ②八幡山グラウンドの人工芝化を実現した。これにより、練習環境の改善と土埃等による近隣への 迷惑が解消し、今後より一層の協力関係が期待できる。
- (3) 体育会運動部の強化策
 - ①スポーツAO入試及び公募制スポーツ特別入試により、優れた部員を早期に確保できている。
 - ②運動部部長・監督・コーチによる指導体制を確保している。
- (4) 体育会運動部への支援策 部活動に貢献できている。

【問題点】

- (1) トップアスリート, トップチームの強化 物的, 人的, 金銭的な支援策(有効なシステムづくり)が求められている。
- (2) 練習環境の改善
 - ①注目を集めているスポーツセンター(仮称)は、他大学にも例のない施設のため、運用面や利用 効率などの予測が難しい。
 - ②老朽化の著しい建物の立替や新規建築に伴う経費は、従来のように部に負担を求めるか否かが問われている。
 - ③防災上の措置が必要な老朽化の著しい施設は、早急な調査、改善が必要である。
- (3) 体育会運動部の強化策
 - ①有能な学生を確保するための入学時奨学金制度を導入してほしいとの要望があるが、スポーツA O入試や公募制スポーツ特別入試には種々制限がある。
 - ②特別入試による入学者が退部を希望する場合の、取り扱い方が不明確である
 - ③ a. 指導者が指導に専念できる地位や報酬が確保できていない。(任期1年間の委嘱,報酬(年額)は部長6,000円,監督240,000円,コーチ(1名のみ120,000円)
 - b. 指導者の義務と責任及び権限が明確でない。
- (4) 体育会運動部への支援策
 - ①スポーツ奨励奨学金の申請が煩雑であり、採用資格、支給時期に問題があることから、採用人数が少なく、有効活用されていない。
 - ②学業が疎かになりがちであり、チュータ制度が活かされているとは言いがたい。

【改善方策】

- (1) トップアスリート, トップチームの強化
 - 学生の自主的な活動を尊重しつつ、大学組織を改善し、体育会OBを含む三者の関係性を有機的に促進する。
- (2) 練習環境の改善
 - ①他大学にも例のないスポーツセンター(仮称)は、管理・運用など効率のよい施設となるよう充分な検討を要する。
 - ②老朽化の著しい合宿所等の建て替えが急務であるが、部の負担を軽減するためには理事会等の理解を求めるための協議を進めたい。
 - ③主に以下の施設改善を必要とする。
 - a. 近隣住民の理解を得て、グラウンドに照明設備を設置する。
 - b. グラウンド周辺の防球フェンスを嵩上げ等の改善を行う。
 - c.狭隘な合宿所施設を増・改築する。
 - d. 合宿所に空調設備を設置する。
 - e. ベランダに洗濯物を干すためのフックを全合宿所に取り付ける。
- (3) 体育会運動部の強化策
 - ① a. スポーツAO入試及び公募制スポーツ特別入試による採用枠を増す。
 - b. スポーツAO入試で合格した者への、スポーツ奨励奨学金の採用枠を増やす。
 - c.トップアスリートとしての自覚を促す。

- ②指導者が指導に専念できる環境を整えるとともに、指導者の義務と責任及び権限を明確にする。 (監督・コーチの専任化)
- (4) 体育会運動部への支援策
 - ①スポーツ奨励奨学金の採用資格の緩和,採用人数の拡大が求められる。
 - ②学業が疎かになりがちであるため、学生としての本分を周知する。同時に、学習支援室の充実や授業出席計画の徹底を行うとともに、特別講義時間帯や講義科目の設置を推進する。
 - ③就職・キャリア形成支援センターとの協力体制を充実する。